

決算特別委員会等記録

令和2年度一般会計・特別会計決算及び企業会計決算

自 令和3年9月29日

至 令和3年10月20日

沖縄県議会

目 次

令和3年第8回沖縄県議会(定例会)	比 嘉 京 子さん	49
	瀬 長 美佐雄君	52
	喜友名 智 子さん	55
	仲宗根 悟君	56
	新 垣 光 栄君	58
第1号(9月29日)		1
1 委員長の互選		2
2 副委員長の互選		3
3 乙第22号議案、認定第1号から認定 第24号まで(一般会計・特別会計決 算及び会計・特別会計決算及び企業 会計決算)について		3
4 決算特別委員会運営要領について		3
5 理事の選任		3
令和3年第8回沖縄県議会(定例会)閉会中継続審査		
第1号(10月11日)		14
1 令和2年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明		15
2 令和2年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算審査の概要説明		16
3 令和2年度沖縄県病院事業会計決算 の概要説明		18
4 令和2年度沖縄県病院事業会計決算 審査の概要説明		19
5 令和2年度沖縄県水道事業会計及び 工業用水道事業会計決算の概要説明 並びに未処分利益剰余金の処分につ いての概要説明		20
6 令和2年度沖縄県水道事業会計及び 工業用水道事業会計決算審査の概要 説明		23
7 令和2年度沖縄県流域下水道事業会 計決算の概要説明		23
8 令和2年度沖縄県流域下水道事業会 計決算審査の概要説明		25
9 令和2年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算に対する質疑		25
島 尻 忠 明君		26
下 地 康 教君		28
石 原 朝 子さん		29
呉 屋 宏君		32
照 屋 守 之君		39
仲 田 弘 毅君		44
上 里 善 清君		47
	総務企画委員会第1号(10月12日)	63
	1 令和2年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明	63
	総務部	63
	2 令和2年度決算に対する質疑	65
	島 尻 忠 明君	66
	花 城 大 輔君	67
	仲 田 弘 毅君	68
	山 里 将 雄君	71
	当 山 勝 利君	72
	西 銘 純 恵さん	74
	渡久地 修君	76
	國 仲 昌 二君	77
	平 良 昭 一君	79
	3 令和2年度沖縄県一般会計決算の概 要説明	80
	知事公室	80
	4 令和2年度決算に対する質疑	81
	島 尻 忠 明君	81
	花 城 大 輔君	83
	仲 田 弘 毅君	86
	山 里 将 雄君	87
	当 山 勝 利君	89
	西 銘 純 恵さん	92
	渡久地 修君	94
	國 仲 昌 二君	97
	平 良 昭 一君	98
	5 令和2年度沖縄県一般会計決算の概 要説明	100
	公安委員会	100
	6 令和2年度決算に対する質疑	101
	当 山 勝 利君	101
	國 仲 昌 二君	101
	平 良 昭 一君	102
	経済労働委員会第1号(10月12日)	105
	1 令和2年度沖縄県一般会計決算の概	

要説明	105	2 令和2年度決算に対する質疑	190
労働委員会事務局	105	下地康教君	191
2 令和2年度決算に対する質疑	106	座波一君	194
大城憲幸君	106	呉屋宏君	197
3 令和2年度沖縄県一般会計及び特別		照屋守之君	200
会計決算の概要説明	107	玉城健一郎君	206
商工労働部	107	島袋恵祐君	208
4 令和2年度決算に対する質疑	109	崎山嗣幸君	210
新垣新君	109	次呂久成崇君	212
大浜一郎君	114	新垣光荣君	214
中川京貴君	119	金城勉君	216
上里善清君	122		
玉城武光君	125	総務企画委員会第2号(10月13日)	220
仲村未央さん	129	1 令和2年度沖縄県一般会計決算の概	
翁長雄治君	133	要説明	220
大城憲幸君	137	出納事務局	220
		監査委員事務局	221
文教厚生委員会第1号(10月12日)	143	人事委員会事務局	221
1 令和2年度沖縄県一般会計及び特別		議会事務局	221
会計決算の概要説明	143	2 令和2年度決算に対する質疑	222
子ども生活福祉部	143	当山勝利君	222
2 令和2年度決算に対する質疑	145	國仲昌二君	223
小渡良太郎君	145	仲宗根悟君	224
新垣淑豊君	149	花城大輔君	224
仲里全孝君	154	仲田弘毅君	225
石原朝子さん	157	3 令和2年度沖縄県一般会計決算の概	
比嘉京子さん	160	要説明	226
玉城ノブ子さん	165	企画部	226
瀬長美佐雄君	168	4 令和2年度決算に対する質疑	227
喜友名智子さん	171	山里将雄君	227
3 令和2年度沖縄県一般会計決算の概		当山勝利君	229
要説明	173	渡久地修君	235
教育委員会	173	西銘純恵さん	237
4 令和2年度決算に対する質疑	175	國仲昌二君	241
小渡良太郎君	175	仲宗根悟君	243
仲里全孝君	176	平良昭一君	244
石原朝子さん	178	島尻忠明君	248
比嘉京子さん	179	花城大輔君	249
玉城ノブ子さん	180	仲田弘毅君	250
瀬長美佐雄君	182	5 決算調査報告書記載内容等について	252
喜友名智子さん	183	花城大輔君	252
		当山勝利君	252
土木環境委員会第1号(10月12日)	187	西銘純恵さん	253
1 令和2年度沖縄県一般会計及び特別			
会計決算の概要説明	187	経済労働委員会第2号(10月13日)	255
土木建築部	187	1 令和2年度沖縄県一般会計及び特別	

会計決算の概要説明	255	4 令和2年度決算に対する質疑	330
農林水産部	255	比嘉京子さん	330
2 令和2年度決算に対する質疑	257	玉城ノブ子さん	333
上里善清君	258	瀬長美佐雄君	336
玉城武光君	259	喜友名智子さん	339
仲村未央さん	261	小渡良太郎君	341
翁長雄治君	264	新垣淑豊君	343
大城憲幸君	266	仲里全孝君	347
新垣新君	269	石原朝子さん	348
大浜一郎君	272	5 決算調査報告書記載内容等について	350
中川京貴君	276		
3 令和2年度沖縄県一般会計決算の概要説明	278	土木環境委員会第2号(10月13日)	352
文化観光スポーツ部	279	1 令和2年度沖縄県水道事業会計及び工業水道事業会計決算の概要説明並びに未処分利益剰余金の処分についての概要説明	352
4 令和2年度決算に対する質疑	280	企業局	352
上里善清君	280	2 令和2年度決算に対する質疑	354
玉城武光君	281	玉城健一郎君	355
翁長雄治君	284	島袋恵祐君	355
大城憲幸君	286	新垣光栄君	356
新垣新君	287	座波一君	358
大浜一郎君	289	呉屋宏君	359
島袋大君	292	照屋守之君	361
中川京貴君	294	3 令和2年度沖縄県一般会計決算の概要説明	363
5 決算調査報告書記載内容等について	297	環境部	363
中川京貴君	297	4 令和2年度決算に対する質疑	364
大浜一郎君	297	玉城健一郎君	364
玉城武光君	297	島袋恵祐君	366
大浜一郎君	297	崎山嗣幸君	368
翁長雄治君	298	次呂久成崇君	371
玉城武光君	298	新垣光栄君	374
		下地康教君	376
		座波一君	379
		呉屋宏君	383
		照屋守之君	384
		5 決算調査報告書記載内容等について	386
		座波一君	387
		玉城健一郎君	387
		崎山嗣幸君	387
		照屋守之君	387
		島袋恵祐君	387
		崎山嗣幸君	387
		次呂久成崇君	387
		照屋守之君	388
文教厚生委員会第2号(10月13日)	300		
1 令和2年度病院事業会計決算の概要説明	300		
病院事業局	301		
2 令和2年度決算に対する質疑	302		
比嘉京子さん	302		
玉城ノブ子さん	312		
瀬長美佐雄君	314		
喜友名智子さん	320		
小渡良太郎君	322		
仲里全孝君	325		
石原朝子さん	326		
3 令和2年度沖縄県一般会計決算の概要説明	328		
保健医療部	328		

崎山嗣幸君	388
玉城健一郎君	388
照屋守之君	388
新垣光荣君	388
崎山嗣幸君	389
照屋守之君	389
島袋恵祐君	389
玉城健一郎君	389
崎山嗣幸君	389
次呂久成崇君	389
呉屋宏君	390

第2号(10月19日)392

- 1 要調査事項及び特記事項の取扱いについて392
- 2 総括質疑の取扱いについて392
- 3 知事等の委員会出席を求める動議392
 - 大浜一郎君392
- 4 動議の採決392

第3号(10月20日)395

- 1 令和2年度決算に対する総括質疑396
 - 大城憲幸君396
 - 島尻忠明君399
 - 大浜一郎君401
 - 下地康教君406
 - 照屋守之君409
 - 玉城健一郎君413
 - 瀬長美佐雄君413
 - 喜友名智子さん415
- 2 令和3年第8回議会乙第22号議案の採決416
- 3 令和3年第8回議会認定第1号から同認定第24号までの採決416
- 4 決算特別委員会議案処理一覧表417
- 5 決算特別委員会決算処理一覧表417
- 6 令和3年第8回議会認定第1号に対する附帯決議419

巻末資料(各常任委員長からの決算調査報告書)421

令和 3 年 9 月 29 日

令和 3 年 第 8 回
沖縄県議会（定例会） **決算特別委員会記録**

（ 第 1 号 ）

令和3年第8回 沖縄県議会（定例会） 決算特別委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和3年9月29日（水曜日）
開会 午後6時20分
散会 午後6時41分
場所 第7委員会室

本委員会に付託された事件

- 乙第22号議案 令和2年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認定第1号 令和2年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 認定第2号 令和2年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 認定第3号 令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 認定第4号 令和2年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 認定第5号 令和2年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 認定第6号 令和2年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 認定第7号 令和2年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 認定第8号 令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 認定第9号 令和2年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 認定第10号 令和2年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
- 認定第11号 令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 認定第12号 令和2年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第13号 令和2年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 認定第14号 令和2年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 認定第15号 令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第16号 令和2年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 認定第17号 令和2年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 認定第18号 令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 認定第19号 令和2年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 認定第20号 令和2年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 認定第21号 令和2年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 認定第22号 令和2年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 認定第23号 令和2年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 認定第24号 令和2年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

委員の選任

令和3年9月29日、本委員会の委員は議長の指名で次のとおり選任された。

島 尻 忠 明君	下 地 康 教君
石 原 朝 子さん	大 浜 一 郎君
呉 屋 宏君	照 屋 守 之君
仲 田 弘 毅君	玉 城 健一郎君
上 里 善 清君	比 嘉 京 子さん
瀬 長 美佐雄君	比 嘉 瑞 己君
喜友名 智 子さん	仲宗根 悟君
新 垣 光 栄君	金 城 勉君
大 城 憲 幸君	

本日の委員会に付した事件

- 委員長の互選
- 副委員長の互選
- 乙第22号議案 令和2年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認定第1号 令和2年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 認定第2号 令和2年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

- 6 認定第3号 令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 7 認定第4号 令和2年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 8 認定第5号 令和2年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 9 認定第6号 令和2年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 10 認定第7号 令和2年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 11 認定第8号 令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 12 認定第9号 令和2年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 13 認定第10号 令和2年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
- 14 認定第11号 令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 15 認定第12号 令和2年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 16 認定第13号 令和2年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 17 認定第14号 令和2年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 18 認定第15号 令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 19 認定第16号 令和2年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 20 認定第17号 令和2年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 21 認定第18号 令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 22 認定第19号 令和2年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 23 認定第20号 令和2年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 24 認定第21号 令和2年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 25 認定第22号 令和2年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 26 認定第23号 令和2年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 27 認定第24号 令和2年度沖縄県流域下水道事

業会計決算の認定について

- 28 閉会中継続審査について
- 29 決算特別委員会運営要領について
- 30 理事の選任

委員長、副委員長の互選

令和3年9月29日、大城憲幸君が委員長に、比嘉京子さんが副委員長に選任された。

理事の選任

令和3年9月29日、島尻忠明委員、比嘉瑞己委員及び喜友名智子委員が理事に選任された。

出席委員

委員長	大 城 憲 幸君			
副委員長	比 嘉 京 子さん			
委員	島 尻 忠 明君	下 地 康 教君		
	石 原 朝 子さん	大 浜 一 郎君		
	呉 屋 宏君	照 屋 守 之君		
	仲 田 弘 毅君	玉 城 健一郎君		
	上 里 善 清君	瀬 長 美佐雄君		
	比 嘉 瑞 己君	喜友名 智 子さん		
	仲宗根 悟君	新 垣 光 栄君		
	金 城 勉君			

○嘉陽孝議会議務局政務調査課主幹 決算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

出席委員中、仲田弘毅委員が年長者であります。

よって、この際、仲田弘毅委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

仲田弘毅委員、委員長席に御着席願います。

（仲田弘毅委員、委員長席に着席）

○仲田弘毅委員 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

これより、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、互選の方法等を指名推選、被推

選人を大城憲幸君とし、指名は委員長の職務を行う委員が行う旨の協議があった。）

○仲田弘毅委員 再開いたします。

委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲田弘毅委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には大城憲幸君を指名いたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲田弘毅委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には大城憲幸君が選任されました。ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、年長委員退席、委員長着席)

○大城憲幸委員長 再開いたします。

このたび委員各位の御推挙により、決算特別委員長に就任しました大城憲幸でございます。

委員会の運営につきましては公正・中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、各委員の御指導と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上で、委員長の互選は終わりました。

○大城憲幸委員長 次に、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法を指名推選、被選人を比嘉京子さんとし、指名は委員長が行う旨の協議があった。)

○大城憲幸委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、委員長の私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大城憲幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には比嘉京子さんを指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大城憲幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には比嘉京子さんが選任されま

した。

ただいま、副委員長が選任されましたので、御挨拶を自席でお願いいたします。

○比嘉京子副委員長 ただいま副委員長に選出いただき、大変ありがとうございます。

委員長を支えながら、本委員会が円滑に運営されるよう努力してまいりたいと思います。

委員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○大城憲幸委員長 以上で、副委員長の互選は終わりました。

○大城憲幸委員長 休憩いたします。

(休憩中に、協議事項について事務局より説明)

○大城憲幸委員長 再開いたします。

乙第22号議案の議決議案1件並びに認定第1号から認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案1件及び決算24件については、閉会中に審査することとし、議長に対して、閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大城憲幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○大城憲幸委員長 次に、決算特別委員会運営要領について、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算特別委員会運営要領案の概要説明後に協議を行い、案のとおり決することで意見の一致を見た。)

○大城憲幸委員長 再開いたします。

決算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大城憲幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○大城憲幸委員長 次に、ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づき、委員長及び副委員長のほかに、理事3人の選任が必要でありますので、理事3人の選任について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事の選任について協議)

○大城憲幸委員長 再開いたします。

これより、理事3人の選任について、お諮りいたします。

理事に比嘉瑞己委員、喜友名智子委員及び島尻忠明委員の3人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大城憲幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づく、各常任委員会への閉会中調査の依頼につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大城憲幸委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、10月11日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

決算特別委員会運営要領

この要領は、「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」（平成28年10月12日議会運営委員会決定）に定めるもののほか、決算特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

1 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

2 審査日程

審査日程は別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

3 各常任委員会に対する調査依頼

- (1) 決算特別委員長(以下「委員長」という。)は、別添様式1により各常任委員長に閉会中調査を依頼するものとする。
- (2) 各常任委員長は、上記の閉会中調査終了後に別添様式2により決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)を委員長に提出するものとする。
なお、調査報告書に記載する特記事項は、議案に対する附帯決議のような事項等とするものとする。
- (3) 決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)5(4)に係る決算特別委員への調査報告書の配付については、タブレットに格納するものとする。

4 説明員

決算の概要説明は、土木建築部長、会計管理者、病院事業局長及び企業局長が行い、決算審査意見の概要説明は代表監査委員が行うものとする。

5 決算及び決算審査意見の概要説明に対する質疑

- (1) 質疑の時間は、委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。
その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑をする間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間の終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑は一問一答方式で、自席に着席したままで行うものとする。
- (6) 質疑の順序は多数会派順とする。

6 調査報告書に対する質疑

- (1) 常任委員長に対する質疑の通告は、別添様式3により政務調査課に提出するものとする。
- (2) 委員長は、調査報告書に対し質疑の通告がなされた場合には、別添様式4により当該常任委員長の出席を求めるものとする。
- (3) 常任委員長への質疑は、当該常任委員長に対し2回を超えないものとする。

る。

7 要調査事項に対する質疑

- (1) 要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等に出席を求めることが決定された場合、知事等への総括質疑の通告締切日時は、決算特別委員会において総括質疑を行う日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とし、別添様式3により政務調査課に提出するものとする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

8 理事会

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事3人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員長が委員会に諮って指名する。
- (3) 理事は、委員会の円滑な運営について委員長及び副委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。
- (4) 理事会は、委員会の決定に基づき要調査事項及び特記事項の取り扱い並びに総括質疑の実施の必要性等について協議を行うものとする。

9 その他

決算議案の審査等に当たっては、委員会室における新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、審査等の充実との両立に努めるものとする。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局				
-----------	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事 務 局
大 城 憲 幸 委 員 長

	説 明 員 席	
--	---------	--

	玉城健一郎委員	
--	---------	--

下地康教委員		島尻忠明委員
--------	--	--------

比嘉京子委員		上里善清委員
--------	--	--------

	石原朝子委員	
--	--------	--

	瀬長美佐雄委員	
--	---------	--

呉屋宏委員		大浜一郎委員
-------	--	--------

喜友名智子委員		比嘉瑞己委員
---------	--	--------

	照屋守之委員	
--	--------	--

	仲宗根悟委員	
--	--------	--

金城勉委員		仲田弘毅委員
-------	--	--------

		新垣光栄委員
--	--	--------

--	--	--

決算特別委員会審査日程

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
令和3年 9月29日	水	本会議 及び各 委員会 終了後	決算特別委員会 ○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
10月11日	月	午前10時	決算特別委員会 ○概要説明 ・令和2年度一般会計及び特別会計決算 ・令和2年度企業会計決算 ・令和2年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・一般会計、特別会計及び企業会計に対する審査意見 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	土木建築部長 会計管理者 企業局長 病院事業局長 代表監査委員
10月12日	火	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
10月13日	水	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
10月14日	木		決算調査報告書整理日	
10月15日	金		決算調査報告書整理日	
10月16日	土			
10月17日	日			
10月18日	月		決算特別委員への決算調査報告書の配付 (午前9時) 各常任委員長に対する質疑の通告締め切り (午後3時)	
10月19日	火	午前10時	決算特別委員会 ○各常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議	
10月20日	水	午前10時	決算特別委員会 ○総括質疑 ○採決 ・令和2年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和2年度一般会計及び特別会計決算 ・令和2年度企業会計決算	

様式 1

令和 年 月 日

各常任委員長
○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長
○ ○ ○ ○

決算議案の調査依頼について

本委員会に付託された決算議案のうち、下記について貴委員会において閉会中調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに所定の様式により御報告くださいますようお願い申し上げます。

また、調査に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策と調査の充実を図る観点から、各室部局ごとに説明員を入れ替えるなど、調査方法を御検討ください。

記

(例)

認定第○号 令和○年度沖縄県一般会計決算の認定について
(○○○○委員会所管分)

認定第○号 令和○年度沖縄県○○○○○特別会計決算の認定について

認定第○号 令和○年度沖縄県○○○○○事業会計決算の認定について

様式 3

令和 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

質 疑 発 言 通 告

種別	常任委員長 ・ 知事等
質 疑 の 要 旨	

上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領の規定により
通告します。

令和 年 月 日
決算特別委員 印

決算特別委員長 殿

※ 記載例は、議会運営委員会決定事項集「17 発言通告書の記載方法等について」の記載例をごらんください。

様式 2

令和 年 月 日

決算特別委員長
○ ○ ○ ○ 殿

各常任委員長
○ ○ ○ ○

決 算 調 査 報 告 書

月 日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

1 委員会における質疑・答弁の内容

2 要調査事項

3 特記事項

様式 4

令和 年 月 日

各常任委員長
○ ○ ○ ○ 殿

決算特別委員長
○ ○ ○ ○

決算特別委員会への出席について

貴職から報告のあった決算調査報告書に関し、質疑の通告があったので、下記のとおり出席を求めます。

記

1 日 時 令和 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時

2 場 所 第 7 委員会室

決算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

- 1 決算特別委員会の開催場所について
決算特別委員会は第7委員会室で行うものとする。
- 2 審査日程について
決算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。
- 3 調査依頼事項について
 - (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項とする。
 - (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。
- 4 各常任委員会における調査について
 - (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
 - (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
 - (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
 - (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
 - (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
 - (6) 監査委員である議員は調査には加わらないものとする。
 - (7) 各常任委員会での採決は行わないものとする。
- 5 決算調査報告書の作成及び配付について
 - (1) 決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
 - (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における質疑・答弁の主な内容、決算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項(以下「要調査事項」という。)及び特記事項とする。

(3) 要調査事項について

ア 各常任委員会における質疑において、要調査事項を提起しようとする委員は、その該当事項を要調査事項とする旨を発言するものとする。

イ 各常任委員会における質疑終了後、要調査事項を提起しようとする委員が要調査事項とする理由等を説明した後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項の整理を行った上で、要調査事項を決算特別委員会に報告するものとする。

ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、要調査事項として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、決算特別委員会に報告する際にその意見もあわせて報告するものとする。

(4) 調査報告書は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の正午までに決算特別委員に配付するものとする。

(5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

6 調査報告書に対する質疑について

(1) 調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長の出席を求めるものとする。

(2) 常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後3時とする。

7 要調査事項に対する質疑について

(1) 審査の最終日に要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等の出席を求める場合には、決算特別委員会において質疑を行う要調査事項及び知事等の出席を求めることについて決定するものとする。

(2) 知事等への総括質疑は、上記（1）において決定した要調査事項についてまず決算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。

8 質疑の時間及び方法等について

決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。

9 理事会について

決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

(別紙1)

決算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
9月定例会 会期中 (1日目)	決算特別 委員会	本会議及 び各委員 会終了後	<ul style="list-style-type: none"> ○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件 	
以降 閉会中 (2日目)	決算特別 委員会	10時	<ul style="list-style-type: none"> ○令和〇年度一般会計及び特別会計決算 の概要説明 ○令和〇年度企業会計決算の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する 質疑 	会 計 管 理 者 病 院 事 業 局 長 企 業 局 長 代 表 監 査 委 員
(3日目)	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査	関 係 室 部 局
(4日目)	各常任 委員会	10時	<ul style="list-style-type: none"> ○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての 協議 	関 係 室 部 局
(5日目)			○決算調査報告書整理日	
(6日目)			○決算調査報告書整理日	
(7日目)			<ul style="list-style-type: none"> ○決算特別委員への決算調査報告書の配付 ○常任委員長に対する質疑の通告締め切り 	報告書配付 時刻:午前9時 質疑通告締め切 り時刻:午後3時
(8日目)	決算特別 委員会	10時	<ul style="list-style-type: none"> ○常任委員長に対する質疑 ○「要調査事項」及び「特記事項」の 取り扱い等についての協議 ○総括質疑の取り扱いについての協議 	
(9日目)	決算特別 委員会	10時	<ul style="list-style-type: none"> ○総括質疑 ○採決 	関 係 室 部 局 等

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

年長委員 仲田弘毅

委員長 大城憲幸

令和 3 年 10 月 11 日

令和 3 年 第 8 回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

決算特別委員会記録

（ 第 1 号 ）

令和3年第8回
 沖縄県議会（定例会）
 閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和3年10月11日（月曜日）
 開会 午前10時2分
 散会 午後5時54分
 場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 令和3年第8回議会 令和2年度沖縄県水道事業会計
乙第22号議案 未処分利益剰余金の処分について
- 2 令和3年第8回議会 令和2年度沖縄県一般会計決算
認定第1号 の認定について
- 3 令和3年第8回議会 令和2年度沖縄県農業改良資金
認定第2号 特別会計決算の認定について
- 4 令和3年第8回議会 令和2年度沖縄県小規模企業者
認定第3号 等設備導入資金特別会計決算の
認定について
- 5 令和3年第8回議会 令和2年度沖縄県中小企業振興
認定第4号 資金特別会計決算の認定につ
いて
- 6 令和3年第8回議会 令和2年度沖縄県下地島空港特
認定第5号 別会計決算の認定について
- 7 令和3年第8回議会 令和2年度沖縄県母子父子寡婦
認定第6号 福祉資金特別会計決算の認定に
ついて
- 8 令和3年第8回議会 令和2年度沖縄県所有者不明土
認定第7号 地管理特別会計決算の認定につ
いて
- 9 令和3年第8回議会 令和2年度沖縄県沿岸漁業改善
認定第8号 資金特別会計決算の認定につ
いて
- 10 令和3年第8回議会 令和2年度沖縄県中央卸売市場
認定第9号 事業特別会計決算の認定につ
いて
- 11 令和3年第8回議会 令和2年度沖縄県林業・木材産
認定第10号 業改善資金特別会計決算の認定
について
- 12 令和3年 令和2年度沖縄県中城湾港（新

- 第8回議会 港地区）臨海部土地造成事業特
認定第11号 別会計決算の認定について
- 13 令和3年 令和2年度沖縄県宜野湾港整備
第8回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第12号 いて
- 14 令和3年 令和2年度沖縄県国際物流拠点
第8回議会 産業集積地域那覇地区特別会計
認定第13号 決算の認定について
- 15 令和3年 令和2年度沖縄県産業振興基金
第8回議会 特別会計決算の認定につ
認定第14号 いて
- 16 令和3年 令和2年度沖縄県中城湾港（新
第8回議会 港地区）整備事業特別会計決算
認定第15号 の認定について
- 17 令和3年 令和2年度沖縄県中城湾港マリ
第8回議会 ン・タウン特別会計決算の認定
認定第16号 について
- 18 令和3年 令和2年度沖縄県駐車場事業特
第8回議会 別会計決算の認定につ
認定第17号 いて
- 19 令和3年 令和2年度沖縄県中城湾港（泡
第8回議会 瀬地区）臨海部土地造成事業特
認定第18号 別会計決算の認定につ
いて
- 20 令和3年 令和2年度沖縄県公債管理特別
第8回議会 会計決算の認定につ
認定第19号 いて
- 21 令和3年 令和2年度沖縄県国民健康保険
第8回議会 事業特別会計決算の認定につ
認定第20号 いて
- 22 令和3年 令和2年度沖縄県病院事業会計
第8回議会 決算の認定につ
認定第21号 いて
- 23 令和3年 令和2年度沖縄県水道事業会計
第8回議会 決算の認定につ
認定第22号 いて
- 24 令和3年 令和2年度沖縄県工業用水道事
第8回議会 業会計決算の認定につ
認定第23号 いて
- 25 令和3年 令和2年度沖縄県流域下水道事
第8回議会 業会計決算の認定につ
認定第24号 いて

出席委員

委員長	大 城 憲 幸君				
副委員長	比 嘉 京 子さん				
委員	島 尻 忠 明君	下 地 康 教君			
	石 原 朝 子さん	大 浜 一 郎君			
	呉 屋 宏君	照 屋 守 之君			
	仲 田 弘 毅君	玉 城 健一郎君			
	上 里 善 清君	瀬 長 美佐雄君			
	喜友名 智 子さん	仲宗根 悟君			
	新 垣 光 栄君	金 城 勉君			

欠席委員

比 嘉 瑞 己君

説明のため出席した者の職、氏名

土 木 建 築 部 長	島 袋 善 明君
会 計 管 理 者	大 城 博君
企 業 局 長	棚 原 憲 実君
病 院 事 業 局 長	我那覇 仁君
代 表 監 査 委 員	安慶名 均君
監査委員事務局監査監	伊 佐 馨君

○大城憲幸委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

令和3年第8回議会乙第22号議案の議決議案1件、令和3年第8回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長、会計管理者、企業局長、病院事業局長及び代表監査委員の出席を求めています。

それでは、審査日程に従い、土木建築部長、会計管理者、企業局長及び病院事業局長から決算の概要説明並びに代表監査委員から決算審査意見の概要説明を聴取した後、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、土木建築部長、企業局長及び病院事業局長に対する質疑は、調査を依頼しております常任委員会において、明 10月12日及び13日に行われます。

まず初めに、会計管理者から令和3年第8回議会認定第1号から同認定第20号までの決算20件について概要説明を求めます。

大城博会計管理者。

○大城博会計管理者 ただいま議案となっております認定第1号から第20号までの令和2年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算について、その概要を

御説明いたします。

令和2年度沖縄県歳入歳出決算書につきましては、ページ数が多いことから、説明資料として決算書の抜粋を作成しておりますので、そちらを用いまして説明させていただきます。

また、参考資料として令和2年度歳入歳出決算の概要を掲載しておりますので、適宜御参照ください。

それでは、ただいま青いメッセージで通知しました令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書（抜粋）をタップし、資料を御覧ください。

初めに、4ページを御覧ください。資料のページは資料の両端に付しております。一方、中央の数字は決算書本体のページとなっております。

4ページは、一般会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳入の総括表となっております。

表側は款別に1の県税から16の市町村たばこ税県交付金まで、表頭は左から右に、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額となっております。

それでは、一番下の行の歳入合計欄で御説明いたします。

予算現額の計欄は1兆12億9648万2134円に対し、その2つ右、収入済額は9014億8571万632円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は、90.0%となっております。

不納欠損額は5億1057万7003円となっております。その主なものを款別に申し上げますと、1の県税が1億2551万4246円、14の諸収入が3億1091万4211円となっております。

収入未済額は41億8387万1317円となっており、その主なものは、1の県税が28億8464万7582円、14の諸収入が6億3669万8257円となっております。

6ページから7ページを御覧ください。

歳入歳出決算事項別明細書の歳出の総括表であります。

表側は、款別に1の議会費から14の予備費まで、表頭は左から右に、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額となっております。

それでは、一番下の行の歳出合計欄で御説明いたします。予算現額の計欄は1兆12億9648万2134円に対し、支出済額は8914億1934万3678円となっております。予算現額に対する支出済額の割合、執行率は89.0%となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が791億5581万5438円、事故繰越が10億5080万8661円となっております。繰越明許費の主なものは、8の土木費が267億

6665万2074円、6の農林水産業費が168億3460万1896円となっており、事故繰越の主なものは、6の農林水産業費が4億5705万7686円、8の土木費が4億133万2575円となっております。

不用額は296億7051万4357円となっております。その主なものは、7の商工費が89億1160万5078円、3の民生費が49億6738万1785円となっております。

次に、実質収支について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

一般会計の実質収支に関する調書で、単位は千円で表示しております。

歳入総額9014億8571万1000円に対し歳出総額は8914億1934万4000円となっております。歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は100億6636万7000円、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源46億2752万4000円を差し引いた実質収支額は、54億3884万3000円となります。

次に、農業改良資金特別会計などの19の特別会計について御説明いたします。

それでは10ページを御覧ください。

19の特別会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳入の総括表となっております。表側は、会計別に1の農業改良資金特別会計から19の国民健康保険事業特別会計までとなっております。

特別会計の歳入について、歳入合計欄で御説明します。

12ページを御覧ください。

予算現額の計欄は2397億5656万2600円に対し収入済額は2441億8112万5395円となっており、予算現額に対する収入済額の割合は101.8%となっております。

不納欠損額は3148万5345円となっており、収入未済額は33億2385万3770円となっております。

14ページを御覧ください。

特別会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳出の総括表となっております。

歳出合計欄で御説明いたします。

16ページから17ページをお開きください。

予算現額の計欄は2397億5656万2600円に対し支出済額は2363億4946万7170円となっており、執行率は98.6%となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が1億4487万9933円となっており、不用額は32億6221万5497円となっております。

以上で、令和3年第8回議会認定第1号から第20号まで、令和2年度沖縄県一般会計決算及び特別

会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○大城憲幸委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 それでは、審査意見書の概要を御説明いたします。

サイドボックスに掲載されております令和2年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書により御説明させていただきます。ただいま青いメッセージで通知をしました令和2年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書をタップしてください。

それでは、画面をスクロールしていただき、意見書の1ページを表示ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

令和2年度の沖縄県歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第2項の規定により、知事から令和3年7月28日付で審査に付されました。

監査委員は同決算書及び関係書類について沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月7日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

審査の対象となった会計は、一般会計及び19の特別会計であります。

審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、決算の様式は所定の様式に従って調製されているか、予算執行は法令に適合して行われているかなどの諸点に主眼を置き、決算書と関係諸帳簿及び証拠書類等との照合などを行い、審査を実施しました。

意見書の2ページを表示してください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

令和2年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数を、それぞれ関係諸帳簿及び証拠書類と照合し審査した限りにおいて、いずれも正確であると認められました。

また、予算の執行、収入及び支出に関する事務並びに財産の取得、管理及び処分については、一部に是正または改善を要する事項が見られたものの、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に2、審査意見であります。

歳入歳出決算の状況につきましては、会計管理者から説明がありましたので割愛をいたします。

意見書の3ページを表示ください。

7行目を御覧ください。

令和2年度の一般会計及び特別会計は、合理的かつ健全に運営され、予算に計上された各般の事務事業についてはおおむね適正に執行されてきました。しかし、一部に是正または改善を要する事項があることから、次の4点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目は、(1) 行財政運営についてであります。

令和2年度決算の状況を普通会計ベースで見ますと、歳入では諸収入等の増により、自主財源が前年度に比べ430億8400万円、17.4%増加しておりますが、依存財源が国庫支出金等の増により前年度比1221億5400万円、26.2%の大幅な増加となり、そのため、自主財源の歳入全体に占める割合は相対的に低下し、前年度に比べ1.6ポイント下回る33.1%となっております。

また、財政調整基金など主要3基金の令和2年度末残高は一定程度確保されているものの、財政力指数や自主財源の割合は、九州平均や全国平均を下回っており、依然として、地方税や国庫支出金等に大きく依存した脆弱な財政構造となっております。加えて、高齢化の進行等に伴い、今後とも社会保障関係費等の義務的経費の増加が見込まれることから、引き続き経費節減や効率的・効果的な事業執行に努めるとともに、産業振興による安定的な税源の涵養等、歳入確保に向けた不断の取組が必要だと考えております。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、県内経済に多大な影響を与えており、いまだ終息が見込めない状況であります。令和2年度は、県税収入が32億8044万9235円減となり、令和3年度においても、県税収入等への影響が懸念される一方、感染防止や経済・雇用支援対策などのための財政需要に適切に対応する必要があります。そのため、新型コロナウイルス感染症に対応するために必要な財源の確保など、財政支援を引き続き国に強く働きかけるとともに、歳入と歳出のバランスが取れた持続可能な財政運営に努めていただくよう要望しております。

意見書の4ページを表示ください。

2点目は、(2) 収入未済額の縮減及び不納欠損処理についてであります。令和2年度の収入未済額は、一般会計と特別会計の合計で75億772万5087円となっており、前年度に比べ5888万6492円、0.8%減少しております。

そのうち、県税の収入未済額については、前年度

より9億5351万1627円増加するなど、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度の適用などの影響が見られます。

収入未済額については、縮減に向けた対策が進められておりますが、依然として多額であるため、住民負担の公平性と歳入の確保の観点から、その縮減を図ることは重要な課題であります。今後とも、新たな収入未済の発生防止と効率的で実効性のある徴収を図るため、契約などの債権発生時に滞納に備えた方策を取ることや、滞納初期における状況把握等による納付・償還指導、福祉制度の活用など、関係機関と連携し、債務者の実情に即した様々な方策を講ずるよう要望しております。

次に、令和2年度の不納欠損額は、一般会計と特別会計の合計で5億4206万2348円となっております。債権の管理については、債権を放置したまま時効を迎えることのないよう、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、督促、差押さえ及び債務の承認等、関係法令に基づく措置を的確に講ずるなど、適切に対処する必要があります。その上で、不納欠損として処理すべきものについては、標準マニュアル等に基づき、事務手続を進めるよう要望しております。

3点目は、(3) 事業執行についてであります。

一般会計の予算の執行率は89.0%で、前年度に比べ1.5ポイント低下しております。

また、特別会計の予算の執行率は98.6%で、前年度に比べ1.2ポイント上昇しております。

翌年度繰越額は、一般会計と特別会計の合計で803億5150万4032円となっており、前年度に比べ207億9762万6524円、34.9%増加しております。

不用額は、一般会計と特別会計の合計で329億3272万9854円となっており、前年度に比べ99億6281万2554円、43.4%増加しております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応経費の計上などの影響により、繰越額及び不用額が大幅に増加しております。それらの要因を除けば、これまでの様々な取組の成果も現れているところであり、引き続き事業の執行に当たっては、事業効果が早期に発現されるよう、執行管理の徹底、関係機関との十分な調整を行うなど、繰越額、不用額の圧縮に努めるよう要望しております。

意見書の5ページを表示ください。3行目を御覧ください。

4点目は、(4) 財務に関する事務についてであります。

財務に関する事務については、契約や支出に係る事務、財産や備品の管理に係る事務、証紙収納に係る事務などについて、財務規則等に定められた手続によらない不適正なものが見られました。

事業の執行に当たっては、各職員が財務関係法規を遵守し、それぞれの職責を適切に果たす必要があります。職員の個人的な経験や能力にかかわらず、事務を適正、効率的かつ効果的に継続して遂行できるようにするためには、マニュアルやチェック体制の整備など、組織的に対応する必要があり、そのためにも、令和2年度から導入された内部統制制度を効果的に運用することが重要であります。

今後とも、最小の経費で最大の効果を上げるといふ行財政運営の基本原則にのっとり、様々な取組を通して、より一層確かな事業管理及び適切な事務処理に努めるよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、6ページ以降に、令和2年度沖縄県歳入歳出決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県歳入歳出決算審査意見書の概要説明を終わります。

○大城憲幸委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から令和3年第8回議会認定第21号の決算について概要説明を求めます。

我那覇仁病院事業局長。

○我那覇仁病院事業局長 おはようございます。

それでは、病院事業局の令和2年度決算の概要について、サイドブックに掲載されております令和2年度沖縄県病院事業会計決算書に基づいて御説明申し上げます。

初めに、事業概要から御説明いたします。

決算書の15ページを御覧ください。

事業報告書の1の概況の(1)総括事項について。

ア、沖縄県病院事業は、県立北部病院をはじめ6つの県立病院と16か所の附属診療所を運営し、イ、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、医師や看護師等の医療技術員の確保とともに、施設及び医療機器の充実を図るなど、医療水準の向上に努めております。エ、業務状況については、入院患者延べ数が54万7749人、外来患者延べ数が65万4810人で、総利用患者延べ数は120万2559人となり、前年度と比べて22万6682人の減少となりました。

次に、決算状況について御説明いたします。恐縮ですが、1ページに戻りまして御説明いたします。

まず、決算報告書の(1)収益的収入及び支出について、収入の第1款病院事業収益は、予算額合計647億6975万5000円に対して、決算額は640億9834万4277円で、予算額に比べて6億7141万723円の減収となっております。その主な要因は、患者数が当初の見込みより少なかったため、第1項の医業収益において75億3838万4682円の減収が生じたことによるものであります。

次に、支出の第1款病院事業費用は、予算額合計679億8455万7000円に対して決算額は608億2450万815円で、不用額は70億624万2185円となっております。その主な要因は、給料及び手当などが当初の見込みを下回ったため、第1項の医業費用において63億3667万6321円の不用が生じたことによるものであります。

2ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出について、収入の第1款資本的収入は、予算額合計72億5898万3000円に対して決算額は52億4036万7800円で、予算額に比べて20億1861万5200円の減収となっております。その主な要因は、施設整備費の執行減及び繰越しに伴い企業債借入が減少したため、第1項の企業債において18億1780万円の減収が生じたことによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計80億6692万4800円に対して決算額は56億6160万670円で、翌年度への繰越額が11億9533万5554円で、不用額が12億998万8576円となっております。その主な要因は、施設整備費における入札執行残のほか、新型コロナウイルス感染症に係る入院受入れの対応など、その対策を優先したことによる工事着手の遅れ等によるものであり、第1項の建設改良費において11億447万1684円の不用が生じたことによるものであります。

3ページを御覧ください。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

1の医業収益は、入院収益、外来収益などを合計した460億8020万9135円で、2の医業費用は、給与費、材料費、経費などを合計した576億4365万4366円で、1の医業収益から2の医業費用を差し引いた医業損益は115億6345万5231円となっております。

3の医業外収益は、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などの合計で169億9621万8489円となっております。

4 ページを御覧ください。

4 の医業外費用は、支払利息、長期前払消費税勘定償却、雑損失を合計した26億3717万494円で、3 の医業外収益から4 の医業外費用を差し引きますと、143億5904万7995円の利益が生じております。これに医業損失を加えた経常利益は27億9559万2764円となっております。

5 の特別利益は9億2311万2727円で、6 の特別損失は14億8894万4750円であり、差引き5億6583万2023円の損失を計上しております。当年度純利益は22億2936万741円で、前年度繰越欠損金89億5185万9050円を合計した当年度未処理欠損金は67億2209万8309円となっております。

5 ページを御覧ください。

剰余金計算書について御説明申し上げます。表の右の欄、資本合計を御覧ください。

前年度末残高マイナス7億335万2499円に対し前年度処分額が0円、当年度変動額は22億2976万741円で、当年度末残高は15億2640万8242円となっております。

下の欠損金処理計算書について御説明申し上げます。1行目の当年度末残高の未処理欠損金は67億2209万8309円で、これにつきましては全額を翌年度に繰り越すこととなります。

6 ページを御覧ください。

令和3年3月31日現在における貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。まず、資産の部における1の固定資産は、(1)の有形固定資産と、7ページに移りまして、(2)の無形固定資産、(3)の投資を合わせた合計で464億530万1834円となっております。

2の流動資産は、(1)の現金預金、(2)の未収金、(3)の貯蔵品などを合わせた合計で224億7131万6925円となっております。

1の固定資産、2の流動資産を合わせた資産合計は688億7661万8759円となっております。

8 ページを御覧ください。

次に、負債の部における3の固定負債は、(1)の企業債、(2)の他会計借入金などを合わせた合計で409億7487万6504円となっております。

4の流動負債は、(2)の企業債、(3)の他会計借入金、(4)のリース債務などを合わせた合計で112億5040万4965円となっております。

5の繰延収益で、長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は151億2492万9048円となっております。

3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は673億5021万517円となっております。

9 ページを御覧ください。

資本の部における資本金合計は18億7858万4782円となっております。7の剰余金は、(1)の資本剰余金、(2)の利益剰余金の合計でマイナス3億5217万6490円となっております。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は15億2640万8242円で、これに負債合計を加えた負債資本合計は688億7661万8759円となっております。

以上で、令和3年第8回議会認定第21号令和2年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○大城憲幸委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 サイドブックに掲載されております令和2年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書により御説明させていただきます。

ただいま青いメッセージで通知しました令和2年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書をタップしてください。

それでは、意見書の1ページを表示ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

まず1、審査の対象であります。

令和2年度の沖縄県病院事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から令和3年7月28日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び関係書類について沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月7日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の方法であります。

審査に当たっては、病院事業の運営が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合などを行い、実施しました。

意見書の2ページを表示ください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ正確であり、令和2年度の経営成績及び令和3年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。(1) 経営成績及び(2) 財政状態につきましては、病院事業局長から説明がありましたので、割愛いたします。

意見書の4ページを表示ください。

次に2、審査意見であります。

県立病院は、救急医療、小児・周産期医療、離島・僻地医療などの政策医療を提供するとともに、地域医療を確保することにより、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な役割を担っております。また、新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、感染症法に基づく指定医療機関として重要な役割を果たしております。このため、これらの機能を持続的に果たすことができるよう、経営の安定化が求められております。令和2年度決算は22億2976万741円の純利益を計上しました。その結果、当年度末の累積欠損金は67億2209万8309円に縮小し、資本合計は前年度の7億335万2499円のマイナスから15億2640万8242円のプラスに転じております。しかしながら、本来業務に係る医業損失は115億6345万5231円で、前年度に比較して56億7462万6682円、96.4%増加しており、極めて厳しい状況にあります。

県立病院が公的医療機関としての役割を果たすためには、組織が一丸となって経営改善に向けて取り組むことが必要であります。

今後の病院運営に当たっては、次の4点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目は、(1) 経営改善の取組についてであります。県立病院が本県における基幹病院として、また、地域における中核病院として、今後も必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、自律的な経営の下、健全経営を確保する必要があります。そのため、医業収益の確保や医業費用の縮減などに取り組み、手元流動性の確保などに向けて実効性のある対策を講ずるよう要望しております。

意見書の5ページを表示ください。

2点目は、(2) 医師等の医療スタッフの確保についてであります。県立病院が地域の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供するためには、医師、看護師などの医療スタッフを安定的に確保する必要があります。県立病院の一部では、医師の欠員等により、診療科の休診や診療の制限が行われていることから、引き続き医療スタッフの安

定的な確保と定着を図るとともに、働き方改革への取組を進めていただくよう要望しております。

意見書の6ページを表示ください。

3点目は、(3) 財務に関する事務については是正・改善を要する事項についてであります。病院事業局の定期監査において、基本的な財務に関する事務の不適正な処理が確認されており、依然として指摘件数が多い状況にあります。これらの多くは、担当者において関係規定等などの基礎知識の理解不足があること、管理監督者の審査が不十分なことが主な原因と考えております。そのため、担当者及び管理監督者それぞれに必要な研修の充実を図るとともに、病院事業の管理運営の基盤となる事務部門の体制強化に取り組んでいただくよう要望しております。

4点目は(4) 新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、各県立病院においては、医療スタッフ、病床、機材等の十分な体制の確立が求められております。今後も、感染症医療を含む政策医療を担う県立病院の機能を安定的に維持するため、関係部局や関係機関と十分に連携を図り、万全な対策を講じていただくよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、7ページ以降に、令和2年度沖縄県病院事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県病院事業会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○大城憲幸委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、企業局長から令和3年第8回議会乙第22号議案の議決議案1件、令和3年第8回議会認定第22号及び同認定第23号の決算2件について概要説明を求めます。

棚原憲実企業局長。

○棚原憲実企業局長 おはようございます。

令和2年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算、並びに水道事業会計決算の結果生じた未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

本日は、サイドブックに掲載されております決算書及び議案書(その2)により御説明させていただきます。

初めに、令和3年第8回議会認定第22号令和2年

度沖縄県水道事業会計決算について御説明いたします。

ただいま通知しました決算書の1ページをタップして御覧ください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計298億2669万3000円に対して決算額は297億1573万5590円で、予算額に比べて1億1095万7410円の減収となっております。その主な要因は、第3項の特別利益における、その他特別利益の減少によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計297億8521万1294円に対して決算額は283億1519万8447円で、その隣にあります翌年度繰越額が1億8394万5963円、不用額が12億8606万6884円となっております。不用額の主な内容は、第1項の営業費用における動力費等の減少によるものであります。

2ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計171億6635万9000円に対して決算額は116億5552万2799円で、予算額に比べて55億1083万6201円の減収となっております。その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計222億6317万2002円に対して決算額は161億5399万2370円で、翌年度への繰越額が58億3042万6625円、不用額が2億7875万3007円となっております。繰越しが生じた主な要因は、第1項の建設改良費において、工事計画の変更等に不測の日数を要したことによるものであります。不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益156億4665万3538円に対して、2の営業費用は260億1250万1504円で、103億6584万7966円の営業損失が生じております。

3の営業外収益124億7594万1071円に対して、4ページの4の営業外費用は9億9056万5302円で、右端上のほうになりますが、114億8537万5769円の営業外利益が生じており、経常利益は11億1952万7803円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は11億3892万3349円となり、この当年度純利益が当年度末処分利益剰余金となっております。

次に、5ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高461億7010万4728円に対し、当年度変動額が11億3995万1508円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は473億1005万6236円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高11億3892万3349円の全額を今後の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て、減債積立金に積み立てることにしております。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、8ページの中頃になりますが、資産合計4269億3472万6471円となっております。

負債の部については、9ページになりますが、負債合計3796億2467万235円となっております。

資本の部については、10ページの下から2行目になりますが、資本合計473億1005万6236円となっております。

なお、11ページから13ページは決算に関する注記、また15ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、令和3年第8回議会認定第22号令和2年度沖縄県水道事業会計決算の概要説明を終わります。

次に、ただいま通知しました決算書の45ページをタップして御覧ください。

引き続きまして、令和3年第8回議会認定第23号令和2年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明申し上げます。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計6億6643万3000円に対して、決算額は6億7803万9205円で、予算額に比べて1160万6205円の増収となっております。その主な要因は、第3項の特別利益における、その他特別利益の増加によるものであ

ります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計7億1865万3206円に対して、決算額は6億7705万1636円で、その隣にあります翌年度の繰越額が490万2937円、不用額が3669万8633円となっております。不用額の主な内容は、第1項の営業費用における負担金等の減少によるものであります。

46ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計9995万4000円に対して決算額は8775万9000円で、予算額に比べて1219万5000円の減収となっております。その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計1億1328万1891円に対して決算額は9286万7849円で、翌年度の繰越額が1151万4422円、不用額は889万9620円となっております。繰越しが生じた主な要因は、第1項の建設改良費において、工事計画の変更等に不測の日数を要したことによるものであります。不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

次に、47ページの損益計算書に基づき、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益2億9398万5195円に対して2の営業費用は6億3766万4298円で、3億4367万9103円の営業損失が生じております。

3の営業外収益3億4647万236円に対して48ページの4の営業外費用が1139万5827円で、右端上のほうになりますが3億3507万4409円の営業外利益が生じており、経常損失は860万4694円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純損失は21万176円となり、前年度繰越利益剰余金はないため、当年度純損失が当年度未処理欠損金となり翌年度に繰り越します。翌年度に繰り越した欠損金については、翌年度以降の営業活動により生じる純利益をもって補填したいと考えております。

次に、49ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高14億5675万1075円に対し当年度変動額が21万4650円減少したことにより、資本合計の当年度末残高は14億5653万6425円となっております。

次に、50ページをお願いいたします。

欠損金処理計算書について御説明申し上げます。

右端にあります未処理欠損金については、当年度末残高21万176円の全額を繰越欠損金として翌年度に繰越しします。

次に、51ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、52ページの中頃になりますが、資産合計62億1948万6121円となっております。

負債の部については、53ページになりますが、負債合計47億6294万9696円となっております。

資本の部については、54ページの下から2行目になりますが、資本合計14億5653万6425円となっております。

なお、55ページから57ページは決算に関する注記、また59ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、令和3年第8回議会認定第23号令和2年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要説明を終わります。

決算の概要説明に続きまして、当該決算と関連のある議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

ただいま通知しました議案書(その2)の38ページをタップして御覧ください。

令和3年第8回議会乙第22号議案令和2年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うためには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とすることから提出したものであります。内容につきましては、令和2年度水道事業会計の未処分利益剰余金11億3892万3349円の処分について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであります。

以上で、令和3年第8回議会乙第22号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○大城憲幸委員長 企業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から令和3年第8回議会認定第22号及び同認定第23号に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 それでは、審査意見書の概要を御説明いたします。

サイドボックスに掲載されております令和2年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書により御説明させていただきます。

ただいま青いメッセージで通知しました決算審査意見書をタップしてください。それでは、意見書の1ページを表示ください。

第1、審査概要について御説明いたします。

まず1、審査の対象であります。

令和2年度の沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から令和3年7月28日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び関係書類について、沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月7日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の方法であります。

審査に当たっては、水道事業及び工業用水道事業の運営が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合などを行い実施しました。

意見書の2ページを表示ください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ正確であり、令和2年度の経営成績及び令和3年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

水道事業会計の経営成績及び財政状態について、また4ページから記載しております工業用水道事業会計の経営成績及び財政状態につきましては、企業局長から説明がありましたので割愛いたします。

意見書の6ページを表示ください。

次に2、審査意見であります。

令和2年度は沖縄県企業局中長期計画の3年目に当たり、企業局においては施策目標である安全で安心な水の供給、安定した水の供給、健全な経営の持続、県民に信頼され満足度の高い水道の実現に向けた施策、取組を進めております。

両事業会計を取り巻く経営環境は、施設の更新や耐震化などにより厳しい状況にあることから、今後ともこれらの取組を着実に推進し、さらなる経営基盤の強化に努めていただくよう要望しております。

まず、水道事業会計については11億3892万3349円の純利益を計上しており、前年度に比較して2億2785万8959円、25.0%増加しております。これは、主に営業費用が減少したことなどによるものであります。

中長期計画においては、将来的な人口減に伴い水需要が減少する一方で、施設の耐震化や老朽化に伴う更新等による資金需要の増加が見込まれており、経営状況は厳しくなることが予想されます。

今後の事業運営に当たっては、施策目標の達成に向けて各種施策、取組を着実に推進し、経営の健全化、効率化を図っていただくよう要望しております。また、沖縄本島周辺離島8村への水道用水供給事業の広域化については、引き続き着実に推進していただくよう要望しております。

次に、工業用水道事業会計については、21万176円の純損失を計上しており、前年度の純利益3903万1356円に比較して3924万1532円、100.5%減少しております。これは、主に配水管撤去工事により営業費用が増加したことなどによるものであります。また、施設利用率は50.89%で、施設規模に見合った需要が確保されておらず、供給単価は給水原価を11.59円下回っており、経営環境は依然として厳しい状況であります。

今後の事業運営に当たっては、水道用水供給事業と連動して、経営の効率化に努めるとともに、工業用水道の既設管路沿線地域に立地する企業の需要開拓を推進し、経営の健全化を図っていただくよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、7ページ以降に、令和2年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので御参照ください。

以上で、沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○大城憲幸委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、土木建築部長から令和3年第8回議会認定第24号の決算について概要説明を求めます。

島袋善明土木建築部長。

○島袋善明土木建築部長 おはようございます。

令和2年度沖縄県流域下水道事業会計の決算について、その概要を御説明いたします。

流域下水道事業会計については、令和2年度から

地方公営企業法を適用しまして、公営企業会計に移行していますので、本日は、サイドボックスに掲載されております決算書により御説明させていただきます。

ただいま通知しました決算書の1ページをタップして御覧ください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款流域下水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計116億2897万5000円に対して決算額は112億7198万2651円で、予算額に比べて3億5699万2349円の減収となっております。その主な要因は、第2項の営業外収益における長期前受金戻入の減少等によるものであります。

次に、支出の第1款流域下水道事業費用は、予算額合計117億9160万2000円に対して決算額は109億1871万1230円で、不用額が8億7289万770円となっております。不用額の主な理由は、第1項の営業費用における委託料及び固定資産除却費の減少等によるものであります。

次、2ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計81億3467万8774円に対して決算額は54億5282万2816円で、予算額に比べて26億8185万5958円の減収となっております。その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したこと等によるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計93億6438万5774円に対して決算額は64億7065万4097円で、翌年度への繰越額が27億4035万6800円、不用額が1億5337万4877円となっております。繰越しが生じた主な理由は、第1項の建設改良費において、工事実施に際し、計画変更の検討や関係機関との協議等に不測の日数を要したことによるものであります。また、不用額の主な理由は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

次、3ページをお願いします。

(3)特例的収入及び支出について御説明いたします。

特例的収入及び支出とは、令和2年度公営企業会計への移行に伴い、令和元年度以前の会計年度に発生した未収金の収入及び未払金の支出であります。特例的収入は、予算額4億171万2000円に対して決

算額は4億1180万9205円で、特例的収入の主なものは、維持管理負担金による未収金等の収入であります。

特例的支出は、予算額35億580万4000円に対して決算額は26億1570万3573円で、特例的支出の主なものは、工事請負費による未払金等の支出であります。

次、4ページをお願いします。

損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明いたします。

1の営業収益48億1252万9148円に対して、2の営業費用は100億5671万3628円で、52億4418万4480円の営業損失が生じております。

5ページをお願いします。

3の営業外収益59億7703万5801円に対して4の営業外費用は3億1648万3373円で、右端上から1行目になりますが、56億6055万2428円の営業外利益が生じており、経常利益は4億1636万7948円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は2億9859万9788円となり、この当年度純利益が当年度末処分利益剰余金となっております。

次、6ページをお願いします。

剰余金計算書について御説明いたします。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の当年度期首残高189億5754万6531円に対し当年度変動額が2億9859万9788円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は192億5614万6319円となっております。

7ページをお願いします。

剰余金処分計算書について御説明いたします。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高2億9859万9788円の全額を、今後の企業債償還に充てるため、沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例第4条第1号の規定に基づき、減債積立金に積み立てることにしております。

8ページをお願いします。

貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明いたします。

まず、資産の部については、最下段になりますが、資産合計144億5159万6538円となっております。

10ページをお願いします。

負債の部については、右端上から2行目になりますが、負債合計1252億9545万219円となっております。

資本の部については、右端下から2行目になりますが、資本合計192億5614万6319円となっております。

す。

負債資本合計については、最下段になりますが、1445億5159万6538円となっております。

なお、11ページ及び12ページは決算に関する注記、また、13ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、令和2年度沖縄県流域下水道事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○大城憲幸委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 それでは、審査意見書の概要を御説明いたします。

サイドボックスに掲載されております令和2年度沖縄県流域下水道事業会計決算審査意見書により御説明させていただきます。

ただいま青いメッセージで通知しました決算審査意見書をタップしてください。

それでは、意見書の1ページを表示ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

まず1、審査の対象であります。

令和2年度の沖縄県流域下水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から令和3年7月28日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び関係書類について、沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月7日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の方法であります。

審査に当たっては、流域下水道事業の運営が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合などを行い実施しました。

意見書の2ページを表示ください。

第2、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ、正確であり、令和2年度の経営成績及び令和3年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

流域下水道事業会計の経営成績及び財政状態につきましては、土木建築部長から説明がありましたので割愛をいたします。

意見書の4ページを表示ください。

次に2、審査意見であります。

流域下水道事業は、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、令和2年4月1日に沖縄県下水道事業特別会計から公営企業会計に移行したもので、今回が移行後最初の決算となります。

令和2年度の経営成績は、2億9859万9788円の純利益を計上しておりますが、今後、施設・設備の老朽化や腐食に伴う更新投資の増大等が見込まれております。

こうした厳しい経営環境下においても持続可能な下水道サービスを提供するため、沖縄県流域下水道事業経営戦略で定めた効率化・経営健全化のための取組方針に基づく施策、取組を着実に推進し、さらなる経営基盤の強化に努めていただくよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、5ページ以降に、令和2年度沖縄県流域下水道事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県流域下水道事業会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○大城憲幸委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

以上で、令和3年第8回議会乙第22号議案、令和3年第8回議会認定第1号から同認定第24号までの決算の概要説明及び同審査意見の概要説明は終わりました。

島袋善明土木建築部長、棚原憲実企業局長及び我那覇仁病院事業局長、御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、土木建築部長、企業局長及び病院事業局長退席)

○大城憲幸委員長 再開いたします。

これより会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、本日の質疑につきましては、決算特別委員会運営要領に従って行うことにいたします。

本日の委員会は、決算議案の概要及び決算審査意見書の概要を聴取し、大局的な観点から、決算の全体的な状況などについて審査することにしておりま

す。

なお、決算議案に係る各部局ごとの詳細な審査については、本特別委員会の依頼により所管の常任委員会において調査することになっております。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

事前に、大浜一郎委員から、質疑時間の全てを呉屋宏委員に譲渡したいとの申出がありましたので御報告をいたします。

また、玉城健一郎委員の質疑時間を、上里善清委員、比嘉京子委員にそれぞれ5分ずつ譲渡したいということですのでよろしくお願い申し上げます。

さらに、島尻忠明委員及び下地康教委員の持ち時間のうちそれぞれ5分ずつを、照屋守之委員に譲渡する。石原朝子委員の持ち時間のうち5分を呉屋宏委員へ譲渡するということですのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 こんにちは。

まず、代表監査委員にお聞きをします。

この決算、一般会計の歳出決算書のこの今回の決算書、コロナ禍の中でいろいろと御苦労されて、予算の組替え等々もあったというふうな内容になっておりますが、代表監査として、この今回の決算書に見える内容が、例年と違ってどのような内容に見えたのかを答弁をお願いいたします。

○安慶名均代表監査委員 令和2年度の決算については、やはり新型コロナウイルス感染症拡大の影響、その対応がありまして、歳入歳出ともに22.8%の増ということで、過去最大の決算ということになりました。

この影響を受けまして、既存の事業については、やはり当初計画どおりに執行ができずに中止になったり、あるいは規模を縮小したり、事業を見直したいといったことが行われたというふうに聞いており

ます。例えば、海外との関係のある事業の中止等であるとか、あるいは人流や物流を伴う事業の規模縮小や中止など、そういったことがあったかというふうに聞いています。

これら実施の困難となった事業、あるいは見直した事業の経費については、他の事業に予算の組替えを行うなどして、予算の有効活用が図られたものというふうに考えております。

そういうことで、予算を効率的に活用して、不用額の圧縮にその分はつながった面もあつたらうというふうに考えております。

○島尻忠明委員 それでは、いろいろと職員の皆さんも御苦労なされた今回のこの決算だと思っておりますけれど、しっかりとその辺は、コロナ禍の中でも執行されたという認識でよろしいですか。

○安慶名均代表監査委員 事業そのものは、やはりこういう状況の中で、やりたくてもできずに中止になった事業であるとか、規模を縮小せざるを得なかった事業はあったかと思っておりますけれども、この今のコロナ禍の状況に応じて弾力的に対応されたのだろうというふうに思っております。

○島尻忠明委員 それでは、それを受けて会計管理者にお聞きをします。

重複はするんですけど、しっかりとやっぱり職員の皆さん、この令和2年度厳しい状況下でも、やっぱりいろんな予算の組替え等々もあったと見ておりますけど、その中でどういうことを御苦労されて、やはりコロナ禍でいろんな諸般の事情で、代表監査からもありましたように、どうしても執行できない予算があつて、それをまたほかのコロナ関係に振ったりとかいろんなのがあったように見えるんですけど、その辺についての見解をお伺いいたします。

○大城博会計管理者 代表監査委員の説明と重複する部分がありますけれども、令和2年度決算は新型コロナウイルス感染症の影響ですとか、あるいはそれに関する対策が色濃く反映された決算になったと思います。収入支出が復帰以降で最大規模を記録したというのもありますけれども、収入の収入未済が増えたのも、あるいは歳出で繰越しが増えたのも、不用額が増えたのも主な要因は新型コロナウイルスの影響ということになっております。

予算の組替えですけれども、感染症対策、それから医療提供体制の構築、感染症の影響で経営に打撃を受けた事業者の支援、県民生活の支援、企業の資金繰りの支援など、様々な施策を実施するために、16次にわたって補正が行われておりまして、年度の

早い時期から中には執行が難しくなった事業も出ておりますので、そこから予算を移すなどして対応されている状況がございます。

それから、予算の流用の件数、それから流用額も例年に比べて大幅に増えておまして、新型コロナに適切に対応するために、いろいろな工夫、苦労があったというふうに考えております。

○島尻忠明委員 それで、代表監査より意見があったのが4点ほどありましたけど、今後その点を踏まえて、どのようなことで会計管理者として、各部と調整すると思うんですけど、その辺の見解はいかがでしょう。

○大城博会計管理者 我々は、出納機関ということでございますので、出納機関として適切な会計事務の処理を実現するために、支出調書の審査ですとか、あるいは会計事務職員の研修、それから会計事務に関する指導とか、標準的な会計事務の手順等を定めた会計事務の手引などを発行して、この会計事務処理の誤りができるだけ起きないように、そういうふうな内容で我々も役割を果たしていきたいというふうに考えております。

○島尻忠明委員 会計管理者、今回の決算書に当たって、いろいろと監査のほうからお話がありますよね。だから、その辺を踏まえて、皆さんの今の話はよく分かります。それを受けて、しっかりとその辺はどういうふうに対応していくのかと。要するに、皆さんが窓口で多分今の話を、出も入りも調整したりとかいろんな今の話があることはよく分かりますので、その辺を受けてどういうふうに対応するのかということをお聞きしていますので。大きな項目でなければ答えなくていいんですけど。4項目ぐらいありましたでしょう。細かいことではなくてちょっと。

○大城憲幸委員長 休憩いたします。

(休憩中に、島尻委員より質疑内容の補足説明があった。)

○大城憲幸委員長 再開いたします。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 それでは、先ほどの水道と、あとは流域下水道、工業用水道会計をまとめてなんですけど、これもなかなか予算消化ができないという中で、代表監査からの話も、その部署からもお話があったんですけど。

改良工事等とかいろんなものでちょっと繰り越したりというお話があったんですけど、その要因ですね。なぜかという、やはりいろんな水道事業、下

水道事業、今、全国的にも大変、沖縄県も復帰50周年を迎えますし、経年劣化していろいろな厳しい中があって、全体的にこの工場のいろんな契約が、そういう決算の内容になっているのか。要するに、諸般の事情で、コロナがあるのか何なのか、契約で事業がなかなか進まないということをお聞きしますので、その辺は全体的に見てどんなふうになっていきますか。

○安慶名均代表監査委員 繰越しについては、少し一般会計の状況も含めて全体的なお話でさせていただきたいと思いますが、通常、繰越しの理由としての主な要因として調査をした場合に、やはり大きいのが計画変更であるとか、あるいは国の補正予算関連で、年度末に予算が措置されたものであるとか、関係機関との調整の遅れ、用地取得の難航などというのが一般的な理由になります。

ただ、今回は、コロナ禍の令和2年度の決算予算執行の中ではやはり、特に離島とかで作業をする人が確保できない、あるいはいろんな自粛の関係で、本島とかからも人の移動ができないというようなところで工事がなかなか進捗がうまくいかなかったとか、あるいは県外等、あるいは沖縄本島から離島への機材の搬入等についても、そういった影響で当初予定どおりにできなかったというような、個別のお話の中ではそういった案件も聞いているところがあります。

○島尻忠明委員 やはり、いろんなコロナ禍でそういう影響もあったかと思いますが、特にこの水道事業とか、あるいは説明があった下水道関係は、生活のやっぱり基盤となるものですから、全国的にもいろんな災害もあって、なかなかその辺の改良がしっかりとなされなければいけないのかなというふうな感を受けたもんですから、今伺いをしております。

会計管理者、やはり復帰50年を迎えようとしていますけど、やっぱり沖縄県一財政が脆弱ということはあるんですけど、そういう中において会計管理者として、これは総務部になるかどうか分かりませんが、自立型に向けて、今回も、個人税は上がったんですけど、法人税が下がったりとか。

やっぱり自主財源が厳しい決算書になっているんですけど、いろんな皆さんは行財政改革とかも全体的にうたっているんですけど、やっぱりどういうふうに、会計の比率とかがしっかりと全体的に上がっていけば、沖縄県の経済財政というのは、しっかりとしたものになるかというのは、答えることはできませんか。

○大城博会計管理者 財源の確保ということは、これからの沖縄も高齢化が進んで社会保障関連経費というのはどうしても増えていきますので、とても重要なことだと思います。

なかなか歳出の部分で人件費ですとか、あるいは社会保障経費を削るわけにはいきませんので、やっぱりこの自主財源として、税収というのを増やしていくということが最も重要で、この間、好調な県内の経済活動によって税収が増えてきたわけですが、令和2年度はこの法人事業税、それから法人県民税、法人関係2税のほうで収入が減りまして、個人県民税は増えたんですけど、県税全体では32億円ですか、減少したということでございます。

一刻も早く、このコロナの影響というものをできるだけ小さくして、また再び経済活動を安心してできるようにして、税収を確保していくという取組が必要じゃないかというふうに考えております。

○島尻忠明委員 以上です。

○大城憲幸委員長 下地康教委員。

○下地康教委員 皆様方、令和2年度の予算執行の審議、それとチェックということで、大変御苦労までございました。

まず、会計管理者のほうにちょっとお伺いしたいと思います。

資料で、一般会計の特別会計歳入歳出決算書の抜粋の4ページのほうで、不納欠損と歳入未済額のほうなんですけれども、14番の諸収入が一番大きいと思われまして、不納欠損が3億1000万円余りで、それで収入未済額が6億3000万円余りですかね。その大体の大まかな内訳を教えてくださいたいと思います。

○大城博会計管理者 令和2年度の不納欠損額ですけれども、5億1057万7003円ということで、前年に比べて2億4634万6511円、93.2%増加しておりますけれども、その主な要因として、諸収入の不納欠損額が2億2951万4552円増加しています。その主な内容ですけれども、まず、識名トンネル工事の補助金返還に係る損害賠償訴訟における和解が成立したということでの不納欠損。それから、水産海洋技術センター取水管復旧工事の契約解除に伴う前払い金の返還等に係る和解があったということに伴うものです。それから、県営団地建築工事の談合違約金における債務者の破産等による不納欠損が主な内容となっております。

○下地康教委員 分かりました。

まず、識名トンネル。一応、和解の不用額という

ふうに理解をしていいわけですね。

次に、6ページの6番、農林水産業ですね。その事故繰り、繰越明許の場合はいろいろ理由があると思うんですけども、この事故繰りですね。この事故繰りが4億5700万円。それと、土木費も事故繰りが4億円余りあります。

この事故繰りの内容をちょっと教えていただけますか。

○大城博会計管理者 順に御説明します。

まず、農林水産業費ですけれども、事故繰越の内容は農村漁村活性化対策整備事業、それから、ため池等整備事業という2つの事業におきまして、先ほど代表監査委員からの説明の中にも触れられましたけれども、新型コロナの影響で離島において作業員が確保できない状況—緊急事態宣言が発令されまして、離島への渡航がなかなか難しい状況があったということで、作業員の確保ができずに、年度内の完了が困難となったというふうに聞いております。

それから、土木費におきましては、道路整備に關しまして施工方法の変更ですとか、あるいは新型コロナの影響による資材調達の遅延というものがあまして、年度内の完了が困難となったため、事故繰りが発生したというふうに聞いております。

○下地康教委員 事故繰りというのは非常に重大な、例えば事故であったりとか、災害であったりとか、そういうものに関してのどうしようもできないというようなものが事故繰りの対象になると思うんですけれども、今聞いたところによりますと、本当にその事故繰りで対応すべきものなのか。もっとしっかりとした、計画性があった執行が大切じゃなかったのかというふうに思われるところがありますので、そのあたりはしっかりと、その監査もやっていただきたいなというふうに思っております。

次に、7ページのほうの繰越明許、これもかなり土木と農林は多いんですけども、この商工費ですね。商工費のほうは、かなり大きいですよ、繰越明許。その内容を教えてください。

○大城博会計管理者 まず1つは、新型コロナウイルス感染症の関係で、うちなーんちゅ応援プロジェクトという事業がありまして、時短要請とか休業要請に従った事業者に対して、協力金を支給する事業ですけれども、これが緊急事態宣言の延長に伴って、年度またぎで期間が設定されたということで事業を繰り越すことになったということと、それから、おきなわ工芸の杜整備事業ということで、商工労働部が実施している事業ですけれども、こちらが豪雨で

すとか、台風の襲来等によって不測の日数が生じて繰越しをすることになったと。これが商工費の繰越しの主な内容になっております。

○下地康教委員 これちょっと代表監査のほうにちょっと聞きたいんですけども、これ120億円の繰越しということは、もう令和3年度にこれはそっくり乗っかってくるわけですよ。

そのあたりの対応といいますか、執行部においてその辺の指摘というのはありますか。

○安慶名均代表監査委員 ただいま会計管理者からも説明がありましたけど、今回、繰越しは不用も含めてですが、やはりコロナの関連事業を中心にかなり増えております。

商工費も、昨年度の9億円から125億円ということで物すごく増えているわけですけども、それ以外の部分でも、例えば保健医療部であるとか、子ども生活福祉部であるとか、コロナ関連の事業をした主要な部局では、昨年度に比べて繰越額が物すごく増えているところがありまして、監査委員では、本庁監査、各部長含めて、各課長も含めての本庁監査がありますけれども、その際に、特にこの繰越しの大きかった部局については、その事情の説明を求めて、今年度に入ってから執行状況と、これについてもお聞きをしております。おおむね繰り越した事業については、ほぼ順調に今取り組んでいるところということは、委員監査の中で各部局からお答えをいただいております。

○下地康教委員 これだけコロナ予算が繰り越しているということは、極端に言えば、その繰り越した分だけ次年度の予算に乗っかってくるわけですから、その執行体制、これをきちっとまたやっていたかなければ、またその繰越しの繰越しという状況が発生しますので、やはり適時に、的確に予算を執行するということが大事だというふうに思っています。

次は、10ページの2の小規模企業者等設備導入資金特別会計ですか、それのほうで不納欠損であるとか、その収入未済額そういったものがあるんですけども、その内容はこういったものでしょうか。

○大城博会計管理者 小規模企業者等設備導入資金特別会計ですけども、中小企業の設備近代化及び構造の高度化を図るために、資金の貸付けを行っている事業でございます。

まず、収入未済額ですけども、27億2036万472円の主な内容は、貸付金の元利収入等となっております。企業、組合等の業績不振、倒産等により、貸

付金の償還と延滞となっている状況でございます。

それから、不納欠損ですけども、これが2896万6000円の皆増となっておりますけれども、こちらは時効の援用によって不納欠損が生じております。

○下地康教委員 この時効というのは、しっかりとチェックしていただきたいというふうに思います。これは要望です。

それと、5番の母子父子寡婦福祉資金特別会計、これも不納欠損、未済額ありますけれども、その内容を聞かせてください。大まかな内容で結構です。

○大城博会計管理者 母子父子寡婦福祉資金特別会計の不納欠損額の理由ですけども、債務者の死亡ですとか、あるいは生活の困窮によって債権回収が不可能となって、債務者から時効の援用の申立てが提出され、債権が消滅したという内容が主になっております。

○大城憲幸委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員より質疑内容の補足説明があった。)

○大城憲幸委員長 再開いたします。

大城博会計管理者。

○大城博会計管理者 先ほどの不納欠損の内容とも重複しますが、やはりこのひとり親家庭で、経済的に非常に収入が限られている方が多くいらっしゃると思いますので、生活困窮ですとか、あるいは疾病が生じてしまったということで、経済が不安定になって、収入未済が発生しているという状況でございます。

○下地康教委員 こういう方々には、やはり福祉関係との連携が必要だと思うんですね。なので、やっぱり代表監査のほうとしても、こういったものをしっかりと指摘をしていただいて、しっかりとその未済額であったりとか欠損額、不納欠損ですね、それが県民の皆様方に説明ができるように、その指摘をしていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○大城憲幸委員長 休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時21分再開

○大城憲幸委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

石原朝子委員。

○石原朝子委員 では、よろしく願いいたします。

決算審査意見書に基づいて、このページの78ページになります。この令和2年度一般会計収入未済額調べについて、質疑させていただきます。

不納欠損額項目ごとの件数及び1件当たり最高金額と理由、そしてまた、収入未済額項目ごとの件数及び1件当たりの最高金額と理由、説明いただいた後、監査委員の所見を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○大城博会計管理者 まず、不納欠損額ですけれども、この科目ごとの件数及び1件当たり最高金額ということで、出納事務局のほうで確認することができなかつた県税と、それから(款)分担金及び負担金を除いて申し上げます。

まず、(款)使用料及び手数料ですけれども、債務者件数が108件上がっております。1件当たりの最高金額は、873万円という事案がございます。これは、公債権について時効の完成による不納欠損ということになっております。

次に、(款)の諸収入ですけれども、債務者件数が181件となっております。1件当たりの最高金額は9535万7700円で、こちらは和解が成立したことに伴う不納欠損ということになっております。

それから、もう一点は、同様に収入未済に関する科目ごとの件数、それから1件当たりの最高金額ということですが、こういった視点で収入未済額を取りまとめたデータというのがありませんので、なかなか答えることができないんですけれども。令和2年度における一般会計の収入未済の増加につきましては、県税のほうで9億5351万円、49.4%増加しております。法人事業税、それから、不動産取得税で徴収猶予の適用があったことで増加しているですとか、あと、特別会計のほうですけれども、収入未済は減少しております。これは下水道事業特別会計が公営企業会計に移行したことに伴って、令和2年度から特別会計の実績がなくなったということによって減少しているというような状況でございます。

○安慶名均代表監査委員 不納欠損と収入未済について監査委員の所見ということですが、まず、収入未済については、コロナ関連のさっき説明がありましたように、県税関係で徴収猶予の特例の適用等もあって増額になったところがありますけれども、それ以外の部分については、縮減に向けた対策が進められており、収入未済の対策としては、一定の成果を今上げてきているというふうな認識は持っております。

ただ、やはりまだ依然として多額であります。住民負担の公平性あるいは歳入確保の観点からは、その縮減を図ることは非常に重要な課題と思っております。

ますので、効果的な徴収対策と適切な債権管理を引き続き講じていただきたいということで、過年度分の収入未済額の縮減と、またその取組で新たな収入未済を発生させない、そういう取組を意見書でも要望しているところでございます。

不納欠損については、やはり債権の管理を行うに当たりましては、県の方針や債権管理マニュアル等に基づいて、これを放置したまま時効を迎えて不納欠損に至ってしまうというようなことがないように、最大限の回収努力を講じていただきたいと。その上で、法令等に基づいて、最小の経費で最大の効果という行財政の目的もありますので、最大限の回収努力を講じた上で、法に適用されるものについては、不納欠損の処理も進めていただきたいというふうに考えております。

○石原朝子委員 ちょっと再質問させていただきま

す。債権管理のほうなんですけれども、法的な根拠に基づいて督促、あと差押え、あと公売の状況は、全体的に見てどのような実施状況でしょうか。

○安慶名均代表監査委員 公売の実施状況等について、ちょっと具体的な数値を今持ち合わせておりませんが、特に県税の徴収については、県と市町村の連携が非常に重要でございます。

今、県税の徴収対策としては、この自主納付促進のための広報活動の充実であるとか、あるいは、利便性向上のためにはやはりコンビニ納付であるとかネットバンキングとか、そういったものを活用した納付環境の整備、それと今、委員がおっしゃっていた滞納処分の強化ですね。法令に基づく滞納処分の強化と、それから市町村との連携強化というところでは、市町村と合同の対策協議会等も今開催をしております。この中で特別徴収の実施であるとか、共同で催告をしたり、あるいは県と市町村で共同公売をする。今おっしゃっていた共同公売についても実施をされております。

それから、特別滞納整理ということでは、市町村と合同で高額滞納者であるとか、徴収困難事案については合同でまた対応するというようなところで、収入未済の縮減と不納欠損に持っていかない、そういったことで対応しているところでございます。

○石原朝子委員 今日は答弁いただけないんですけれども、細かい差押え件数とか、公売状況の資料等を後日頂けたら助かりますけれども、どうでしょうか。

○大城憲幸委員長 休憩いたします。

(休憩中に、代表監査委員より担当部局の総務部に要求していただきたい旨発言があった。)

○大城憲幸委員長 再開いたします。

石原朝子委員。

○石原朝子委員 では、総務担当の委員を通して要求をしていきたいと思っております。

では、次に進みます。私、所管の委員会が文教厚生委員会ですので、ちょっと文厚とは違う事案の件をちょっと質疑させていただきます。

同じく決算審査意見書の52ページになります。

ここは、沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計のほうなんですけれども、その会計の質問をさせていただきます。

その中で収入未済額の主なものとして、雑入5095万4894円であり、撤退企業の不法占拠による使用料相当額損害金及び代執行費用等の未納分とのことであるが、なぜ未収金となったのかその概要を説明していただいて、この事案に対する監査委員の所見を伺います。

○大城博会計管理者 国際物流拠点産業集積地域那覇地区の収入未済の主な内容ですけれども、滞納企業の経営不振により、多くは撤退した企業ということですが、ほとんど倒産状態ということで、徴収が厳しい状況になっているというふうに聞いております。

○石原朝子委員 この倒産の企業数というのは何業者でしょうか。御存じでしょうか。分かる範囲で。

○大城博会計管理者 商工労働部の資料によりまして、13社というふうに聞いております。

○石原朝子委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、倒産をして未収金となっているんですけど、これはどういった回収手続に入っていくのでしょうか。

○大城博会計管理者 具体的にどういった徴収の取組をやっているかというのは、なかなか所管部局じゃなければ回答できない部分ですけれども、一応、通常やっているような文書の催告ですとか、あるいは電話による納付督促、それから訪問、それから県庁に来ていただいて償還指導といったことを地道にやっているというふうにお伺いしております。

○石原朝子委員 ぜひ、いろいろ事情もあるかと思えますけれども、やはりしっかりとそういった収入の分は取っていただきたいと思えますし、徴収していただきたいと思えます。

続きまして、55ページのほうになります。

55ページも特別会計、沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計というところですが、その収入未済額は雑入が728万7650円で、理由として、入札談合に係る違約金とのことですが、なぜ未収金となったのか、その概要を説明していただきたいと思えます。

入札談合があったのかということですね。

○大城博会計管理者 この収入未済額ですけれども、決算審査意見書に書いておられますとおり、入札談合に係る違約金というふうになっております。状況ですけれども、対象企業は、登記簿上はまだ閉鎖されているわけではないようなんですけれども、事業所がもうなくなっておりまして、事業実態がない状態ということで回収が困難な状況にあるというふうに聞いております。

○石原朝子委員 この事業者数はちょっと分からないということですか。

○大城博会計管理者 事業者数は1社と聞いております。

○石原朝子委員 事業者数は1社で、もう回収困難な状態であったということですね。分かりました。

次、病院事業会計決算に基づいて、6病院ごとの経営成績、そして財政状態について、簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 令和2年度における病院ごとの経営成績でありますけれども、純損益の最終の結果の状況で御説明をいたしますと、宮古病院が純損失を計上しております。1病院のみでございまして、他の5病院では純利益を計上したということになっております。

病院ごとで申し上げますと、まず北部病院については2億9602万303円の純利益を計上しております。中部病院については9億580万7874円の純利益を計上しております。

次に、南部医療センター・こども医療センターについては11億3368万795円の純利益を計上しております。以上のこの3つの病院については、前年度に引き続き純利益を計上したということになっております。

次に、八重山病院については1億2156万6429円の純利益を計上しております。精和病院については2億5847万5881円の純利益を計上しております。この2病院について前年度は純損失でした。今年度、純利益に転じたということになります。

最後に宮古病院ですけれども、これが唯一5947万5979円の純損失を計上しております。ただ、前年度

も引き続き一前年度からの純損失ということではありませんけれども、収支としては1億834万円ほど改善をしているという状況がございます。

病院ごとの純損益の状況は、以上のとおりでございます。

○石原朝子委員 今のところ、この八重山病院と精和病院のほうが今回、令和2年度改善が見られたということですが、この改善の主な理由とかは御存じでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 個別の病院ごとに様々な事情はあろうかと思えますけれども、全体として、病院事業局の今回の決算状況を見ますと、本業である医業収支はコロナ関連の空床確保であるとか、あるいは診療控えとかいうようなこともあって、入院患者数、外来患者数が減少したために収益は減っています。それで、本来業務の医療収支は損失が計上しています。ただ、医業外のほうで、このコロナ関連の他会計補助金が多く入っていて、それで病院事業局全体として22億円の純利益を計上しているということになりますので、各病院もおおむねこの理由が大きな理由になっているかと思えます。

○石原朝子委員 いつもこの病院事業会計の中では、最後のほうでも事務の不適正な処理、個人負担分未収金額ではなくて、基本的な財務に関する事務の不適正な処理が散見するというので、管理監督者の審査が不十分が主な要因だというふうに意見書にうたわれておりますけれども、これは毎年毎年、そのように監査委員から意見書を出されておりますけれども、なぜ、病院事業会計のほうで改善がなかなか見られないのは、どういった理由からだと思えますでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 定期監査のほうで、毎年度、定期監査を実施して指摘をしているところあります。

直近の令和2年度の部分については、現在は指摘件数が今、取りまとめ中で、定期監査の結果は1月に報告をする予定となっておりますけれども、ただこの間、指摘件数については減少傾向が見られております。改善の効果は上がっていると思えますけれども、まだ依然として、基本的な財務に関する事務の指摘という、不適正な処理というのが見られましたので、今回も意見書に記載をさせていただいたところあります。

病院については、知事部局との交流職員とプロパー職員というような形でおりますので、なかなか、非常に専門的な分野に慣れていない職員も多いとい

うところも指摘が多い原因になっている要因の一つだというふうには考えております。

○大城憲幸委員長 呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 それでは、私は令和2年度の沖縄県の歳入歳出決算審査意見書、基金運用状況審査意見書を中心にしてやっていきますのでよろしくお願い致します。

ゆっくりやりましょうね。25分もありますから。

それでは、まず中に入る前に、皆さんの御意見をお伺いしたいと思いますけれども、代表監査でもいいですし、会計管理者でも構いませんけれども、令和2年度からこのコロナ禍で、本当にきつい行政運営をしてきたと思うんですよ。これは、どこが何とかではなくて、全体的に皆さんのイメージとして、このコロナ禍が県庁あるいは県行政に影響した代表的なことという印象をまず伺いたいと思うんですね。

○安慶名均代表監査委員 決算上は、今回、コロナ禍の中でその対応ということで、多額の交付金等が計上されております。この事業の執行ということで、過去最大規模の22.8%増の歳入歳出決算という結果になっております。

これをいろんな監査を通して一本庁あるいは出先の監査を通して感じたところですが、やはりそういった事業の構築とか、その事業の執行に非常に皆さん御苦労されているというふうには感じております。

そういうところで、既存の予定していた事業がいろんな見直しをやらないといけないとか、そういったところで、各担当者の皆さんの思いもなかなか存分に発揮できないところもあったかと思えますし、やはりまた、県庁全体として、今回はコロナ対応というのがやはり優先事項ということで組織的にもそういう方向に向かっておりましたので、私も監査としましても、こういう状況の中で、従来どおりの監査ができるのかどうかということも非常に検討もしてまいりまして、部署によりましては、実地監査を書面監査に変えるとか、あるいは今、非常に大変な状況にある病院であるとか保健所、あるいは福祉事務所等々、そういったところについては、優先的に実地監査から書面で今回はやるであるとか、いろんな対応を私どももやったつもりでございます。

○呉屋宏委員 実は、僕はなぜこういう質問しているかという、令和3年度になったときにはそうでも、もう大体慣れてきたといったら失礼だけれども、昨年からずっとやってきていますから、ただ、昨年

のことを思い起こしてみると、随分PCR検査、機械がなかったりいろんなものが、病院が大変な、入院病棟がなかったりいろんな問題が出てきたと思うんです。

しかし、この感染症というのは、もう今後なくなることはないわけですから。この中でばらっと読みはしたんですけどね、今後の数字に現れない、監査側からあるいは会計責任者の側から見て、どのような体制づくりが必要だったのではないのかなというように所見はお持ちじゃないですか。

○安慶名均代表監査委員 監査委員として監査をする中で、先ほど申し上げたとおりのところで、各組織、職員、大変な状況の中で業務をしてきたというふうには感じております。

ただ、このコロナ感染症への対応策として、監査委員のほうから策をちょっと論じるのは控えさせていただきたいと思います。

○呉屋宏委員 私はね、安慶名さんでしたかね、それに策を皆さんから提案するという話ではないと思うんですね。

例えば、僕、県立病院見ていても、7月にクラスターを起こした中部病院がありますけれども、しかし、本当に本格的な感染者、感染病院としての沖縄県がこれに対処されていなかったんじゃないかなというのは、やっぱり監査側からでも見えるんじゃないか。これは監査の意見書なわけですから、当然、これは数字上の監査ではなくて、やっぱりそこから来る問題点もたくさんそこの中に出てきたと思うんですよ。そういうのはやっぱり拾って、監査側から指摘とは言いませんけれども、要望ぐらいはすべきじゃないのかなと思うんですけど、そこはどうなんですか。

○安慶名均代表監査委員 具体策として監査から言うと、論じるのはなかなか難しいところでありまして、病院事業会計決算のこの審査意見書の中において、監査委員の意見として大きく4つの意見を述べさせていただいていますけれども、従来から経営改善であるとか、未収金対策あるいは医師等のスタッフの充実、あるいは財務に関する事務の改善、それは述べているところですが、今回はやはり新型コロナの中での監査でありましたので、最後に新型コロナウイルス感染症の対応についてというところの1項目は新たに追加をして、コロナ対応に関係部局、これはもう病院だけでは対応できないという思いがありましたので、関係部局や関係機関と十分に連携を図り、万全の対策を講じていただきたいとい

う旨の意見は述べさせていただいているところです。

○呉屋宏委員 私は、実は二、三年前からずっと頭の中にあっただのが、実はCDCの日本版というのか、感染症情報研究所を沖縄にやっぱり振興策の中で置くべきだと、僕はずっと思っていたんですね。その中で、こういうことが現れてきたからこそ、監査というのは非常に大事な僕は部署だと思っているんですよ。ただ数字を合わせればいいのかそういう問題ではなくて一どこに数字上問題があったかというような問題ではなくて、やっぱり全体的に見て、監査の立場からこれからの県行政に対しては、こういうところが足りなかったのではないだろうかとかいうような助言は、私は数字の上からよく見えるわけですから、そこはやるべきだと思いますけれどもいかがですか。

○安慶名均代表監査委員 監査の役割としては、基本的には財務監査ということが監査委員の役目でありますので、そこが中心になろうかと思えます。

今おっしゃっていたようなことについては、やはり監査の中から見るところもあろうかと思えますが、そういうところは行財政運営の中で、申し述べることのできる範囲で申し上げているところではありますけれども、具体的にどこまで言及できるかというのは、非常に我々の立場としてはちょっと難しい面があろうかと思っています。

○呉屋宏委員 気持ちは分かりますよ。こんなこと今までやっていないでしょうから。ただね、今回この社会的に、世界的にこういうふうな感染症が出てきて、沖縄はどうすべきだったかというのは、やっぱりいろんなところからこれは検証する必要があると思うんですね。ですからこそ、逆に皆さんからしか見えない部分というのは、僕はあると思うんです。

逆に伺いますけれども、このさっき言った決算審査意見書、これは当然、県庁に知事部局、知事に出されているんですよね。どうですか。

○安慶名均代表監査委員 知事から審査に付されましたので、この一般会計、特別会計、病院事業会計、企業局会計、それから下水道、これについての審査意見書は直接知事とその関係部局長同席の上で手交しております。

○呉屋宏委員 これは手交するだけですか。

僕はね、これは1年間やってきてどうだったかというここがなければ、来年の3月というのは、僕は反映できないものだと思っています。それが決算ははずなんですよ。

ということは、皆さんとしっかりした時間を取って、知事と向き合って、この令和元年、2年はこうだったんだよと。だからこういうふうなところが出てきましたよと。ですから、次回からの予算の中に、これは反映させるべきではないだろうかというのを、それは県三役と皆さんとこれはしっかりと話し合い、この監査委員と話し合いをすべきだと僕は思うんですよ。そうしなければ何のための監査、ただの定例監査ですか。ただ、行政上やらないといけないからやっていることなんですかと、そういう話にもなりかねない。皆さんはそこを指摘できる大事な部署なんですよ。

だから、それぐらいの責任を持って僕はやるべきだと思うんですけど、このテーブルを目の前にして話し合ったことはないですか。

○安慶名均代表監査委員 今申し上げました監査の手交の際に、知事あるいはその関係部局長同席の上で手交をして、また、私のほうから概要の説明もしまして、意見の交換もしております。残りの3名の監査委員からも、発言をさせていただいております。

具体的な監査が指摘した事項については、また、措置状況の報告も受けておりますので、その指摘した事項については、しっかりとその措置がされているかどうかは確認の上で、これもまた県民に公表もしております。

この意見書にある改善意見、こういうものにつきましても、知事のほうから県庁各部局に監査の意見書にある改善意見等については、しっかりと対応するようにというようなことは通知されているというふうに承知をしております。

○呉屋宏委員 普通に考えれば、僕ももうこういう政治の世界に来て長いですから、大体見えるような気がするんですけど、手交して、多分皆さんが話をして、分かりましたと意見交換をして多分終わっているのかな、その時間30分から40分ぐらいなのかな、そういうような感じだと思うんですよ。けどね、僕も選挙しながら今、今回この監査を迎えて、それでもこれを読んでいくとなるとね、随分その中にヒントがありましたよ。

だから、それを行政の誰がこれを読んでやっているのかということ、もっと真剣に監査を捉えないといけないと思いますよ。そこにたくさんのヒントがある。だからこそ、僕は、監査委員を通して、代表監査を通してそんなことを提言はしておきますけれども、これはもう委員会ですから、多分、いつかは知事が見るかもしれませんが、けど、そのと

ころだけは要望だけしておいて、中身に入りましょうね。

それでは、令和2年度なんですけど、平成29年度の一般会計の歳入決算が7552億円、平成30年度が7346億円、令和元年度、これは3ページそこら辺りにありますから、意見書の中にね。令和2年度は9014億円だということになっています。

決算額がこれだけ上昇したのは、コロナ問題で国庫が増えたからというだけですか。

○大城博会計管理者 収入が増えた主な内容ですけれども、まず国庫支出金が1092億円一般会計で増えております。次に大きかったのは諸収入で435億円ですね。億単位で今、はしょらせていただいておりますけれども、次に大きかった増加要因は、県債で123億円ということになっております。

○呉屋宏委員 多分、今1200億円余りのコロナの国庫補助があったと。それに対する裏負担分なのかな、この430億円というのは。それでそう考えていいんですか。

自主財源というところですか。

○大城博会計管理者 諸収入の435億9550万円増加しておりますけれども、これは県単融資事業で、貸付金の元利収入が金融機関から県に戻ってくる収入が計上されております。それが435億円あったということでございます。

○呉屋宏委員 これ、国庫で来たコロナ対策費というのは、裏負担分はなかったのか。

○大城博会計管理者 コロナ関連の対策費は、国庫の補助率が非常に高いのが多いんですけども、中には一般財源の負担が生じている事業もございます。

○呉屋宏委員 ちょっと角度を変えて話をさせていただきたいと思いますが、監査委員の見解をちょっと伺いたいと思いますが、今現在、自主財源比率が33.1だということでここにはたしか書かれていたかな。この33.1というのは、1.6ポイント前年度よりも低下をしているという書き方がされています。これね、皆さん自主財源率って後からもやりますけど、これ一体どこまで皆さんで普通に考えていて上げなければいけないと思っていらっしゃるんですか。

○安慶名均代表監査委員 自主財源比率については法の規定であるとか、あるいは指標、標準的な率というようなことは示されておりませんので、何パーセントが適正とこれをはっきり申し上げることはできないところですか。もちろん、多いほうがいいにこ

したことはありませんが、ただ、当面は今、全国平均あるいは九州平均よりも低いというところですので、まずは、当面はやはり九州平均、元年度の数値ですが38.5、2年度の沖縄県が33.1ですので、5%程度下回っているという状況がありますので、やはりまずは九州平均を実現すると。その上で、全国平均にできる限り近づけていくというのが、現実的なところの目標ではないのかなというふうに思っています。

○呉屋宏委員 僕はね、こう思うんですよ。この33.1という、1.6ポイント下回って33.1なんですけど、34から35ぐらいなのかなという感じはしていますけどね、3分の1ぐらい。

ところが、沖縄の沖縄振興計画というのはここにとても起因するんですけれども、どうしてもこれだけの離島を抱えていてね、どうしても県が補填をしていかなければいけないという部分はどうしてもあるので、この財源をどうやって上げていくかということは、とても大事なことだと思っているんですよ。でも、また上がらない部分もある。国庫でもらわないといけないから、当然、自主財源だけではできないから、そういうふうに上げていかないといけない。ここがね、沖縄振興特別措置法に係るところだと僕は思っているんです。だから、ここはある程度の基準は持っていないと今後の議論ができなくなる。沖縄振興計画をやるためには。だから、そこは大事にしてほしいと指摘をしておきます。

それと、3ページに経常収支比率が出ていますね。この経常収支比率、今96.4という形になっています。ここも少し皆さんに見解を聞いておきたいんですけれども、96.4というのは高いのか低いのか。あるいは理想はどのぐらいなのか、どう考えておられますか。

○安慶名均代表監査委員 経常収支比率につきましては、いろんな本、解説書によりますと、70から80が適正ということが書かれてはおります。ただ、現状としては、もうほとんどの都道府県は、東京都はありませんので、ほとんどの県はもう90%を超えているという状況がありますので、なかなか解説で書かれている指標の適正な率、70、80というのはもう、ちょっと現在の状況ではなかなか指標としては捉えるのは難しいかなと思っております。

今、九州各県あるいは全国よりも、経常収支率は少し沖縄県は高い状況にありますので、やはりこれはもうなるべく低く、経常収支の改善を図るということは、やはり一つの大きな目標だと思っています。

では何パーセントまでというのは、なかなか今の段階でちょっと申し述べることは難しいところだと思います。

○呉屋宏委員 この議論は、やっぱり行政の指針、経営状況を見る意味では、非常に大きな数字なんです。経常収支比率は、もう御承知のはずなんです。

今日ね、朝のモーニングショーを見ていたら、財務省の事務次官矢野さんが、与野党ともにもうばらまき行政をしていると言っているんですよ。これ、今日見てあつと思ったんだけど、これね、財務省のナンバーツーがそんなことを言うのかなというぐらい衝撃的でしたよ。しかしね、沖縄でも一緒なんです、これ。ばらまきなんです。政策の中にみんなが食べたいと思うところをどどんどん政策の中に入れて、上がってきた場合にはこれを実現すると言ってまたやる。しかし、一般財源でしかこれは出せない。国庫がない。そういうものをどどんどんばらまいているのが、今の選挙戦なんです。けど、これはばらまいても構わない。しかし、どこかでそれを、どこかで抑えるその行財政改革はやらなければいけないんです、沖縄県は。けど、ばらまきだけで、そこで削減をするところをつくらない。これが今の沖縄県なのかな。これは本土と変わらないのかなという感じがしていますよ。

そこでね、私は、今度これは一般質問でも7月にやりましたけれども、皆さん5月に記者会見でやった知事が、子供の医療費無料化をやりますよ。中学までね。これ、全く自主財源で市町村はやっているんだよね。そこに県が補助金として打ち込む。これ国庫ないでしょう。ないけれどもやるんですよ。こういうものが、また経常収支比率を圧迫する。

47都道府県とも、たしか僕数値持っていますけど、全ての都道府県が経常収支比率は9割を超えていますよ、90を超えている。分かっている。だけどそれでいいのかというところは、我々はもう一回、財源の調整をする必要があるんじゃないかなと思うんですけど、どう思いますか、そこは。

○安慶名均代表監査委員 今の医療費無料化のことについては、個別の政策の是非については監査委員の立場ではちょっとお答えできないところであります。これはもう、その財政負担も含めて、執行部において適切に判断されるものだというふうに考えております。

○呉屋宏委員 ですから、これはね、私は別に医療費の無料化、子供の医療費の無料化に対して反対の立場ではありません。しかしね、平成十二、三年ぐ

らいでしたか、一時期今から20年ぐらい前に、市町村も一生懸命、行革、行革で打ち出して進んでいた時期があるんですよ、これはね。だけど、この行革のその機運というのが、あれからもうなくなっていった。だけど、どんどんどんどん行政負担の金額はどんどんどんどん増えているけれども、それを削減するところが何もないんです、今。

僕はね、ここは皆さんのところから言えるかどうか分かりませんよ。だけど、そこは真剣にもっと話を監査の立場から、だからさっき言ったように、県当局と話をしてきたのかというのは、僕本当にそういうところをアドバイスするのが皆さんのお仕事じゃないのかなと思うんだけど、いかがですか。無理か。

○安慶名均代表監査委員 やはり個別の事業についてはちょっと言及はできませんけれども、一般的な新しい事業の取組に際しての考え方として私が思うのは、やはり一般的にこの新しい事業を選択して導入するときには、その事業を構築するための費用負担が必要になります。その費用負担と、それからその事業を継続して実施するための将来の費用負担、これはやはりしっかりと見込む必要がありますし、また、それとともにこの事業を実施することによっての経済的な効果、それから、経済効果として把握はできないけれども、県民福祉の向上につながるという観点。そういった観点を総合的にやはり見極めた上で、やはり将来は執行部において、適切に判断をしていただくものだというふうに考えております。

○呉屋宏委員 この話はもうなかなか、代表監査とはいえないかなかな言えないでしょうね。ただ、行政のこの改革というのは、そこから始まっていくんだと思いますよ。やっぱり外側にいる皆さんの監査委員会が、どこまでこの行政執行に関わっていけるかというところは、やっぱりお互い話し合っていてほしいなと思いますけど、もうしばらく付き合っていたきたいと思いますね。

その指標を見るときの数値の中にもう一つ、なかなか表に出ないのがある。将来負担比率というのがあります。これね、ちなみに北海道が326ポイントですよ。パーセントと言っているのか分かりませんが、326。青森県でも109で、岩手が221です。これね、2桁というところは2つしかないんです。東京都が23ポイント、将来負担比率ですよ。これ東京都が23。2位はどこかと言ったら沖縄なんですよ、42。それ以外に2桁というのはいないんです。

これ何かと言ったら沖縄振興計画ですよ。沖縄振興特別措置法でこうなっているんです。要するに我々は、沖縄県の道路を造るのに、県道を造るのに、10分の5は国庫。しかし、沖縄10分の9国庫なんですよ。90%国が持つんです。ほかの都道府県は50%しか持たないんですよ。これがもしかしたら来年切れるかもしれない。そういう状況に今、沖縄は置かれている。そうなったときに、私はこれ本当にそれを頭の中に入れてながらこの沖縄振興計画、あるいは特措法をどうにかしたいというような熱気が、僕は県から感じられないんだよ。そんな状況が今、この将来負担比率というのは、これ全国的に悪い。だから、我々は42ポイントしかない我々が、経常収支比率はほかの都道府県と一緒にあっていいという話にはならない。だから、そういうことを皆さんと議論したいと思っていますよ。それどう思いますか。

○安慶名均代表監査委員 将来負担比率については今、委員からもあったとおり、沖縄県は東京に次いで2番目に低い、よい状況というところだと思います。その理由ですけれども、やはり地方債の現在高というのが大きな要素を占めるところでありますので、やはり今おっしゃるとおり、沖縄振興特別措置法に基づくこの補助率の特例措置、高率補助、これは大きな影響があるのではないかなと思いますし、また今、県のほうで実質公債比率とか県債残高が低く抑えられている理由として、今の高率補助と、あと県債発行の抑制、県単、箱物であるとか、財政対策債を除いた通常債で210億円を上限とするとかというような行革プランの中での取組もあって、公債費比率あるいは現在高が抑えられている。その結果、今の将来負担比率にも、大きな影響を与えているのではないかなというふうな理解はしております。

○呉屋宏委員 イメージで言えば、沖縄丸という船は、自分の力で歩くのは33%の33馬力しかない。だけどこの船に100馬力の国の国庫予算、高率補助、特措法、そのエンジンを積んでこの50年間走ってきたんですよ。これがね、いつかはなくなるんだよ。来年はなくならないかもしれない。5年先になくなるかもしれない、10年先になくなるかもしれない。

その準備体制というのは、どういうふうを考えているかというのは、今から皆さんやっておかないと大変だけど、この監査の中でもそういうのは頭の中に置きながら、私は監査をすべきではないかなと思うんだけど。ただそこで数字が合っているかどうかではないんじゃないのかなと思いますけど、いか

がですか。

○安慶名均代表監査委員 県の監査をするに当たっての決算の数値であるとか、様々な財政指標がどういう意味を持つのかということ、ここはやはりしっかりと把握をした上で監査はすべき、決算審査もすべきものだと思います。

ただ、そうでありませけれども、なかなかそれを直接、政策に関わることを監査委員の立場からこうすべきというところは、なかなか言及するのは難しいと思っています。

○呉屋宏委員 これはね、どこかでこの壁を超えないと駄目ですよ。

僕は、具体的なこの施策に対して言及することではないですよ。全体的な考え方として言及するんであって、一つ一つのこの政策が悪いですよ、監査は認めませんよって、そういう話ではないんです。だから全体的な考え方として、私は今の沖縄県の行政運営の在り方というのは、もう極端に言えば薬漬けだと思っていますよ。

沖縄という50年前に生まれてきた県は、ずっと国から、口開けたらずっと御飯だけ食べさせられて、もう口の中は虫菌だらけになって、自分でかむことさえできなくなっていくんじゃないか、そういうようなものが今でも、だからこそ、沖縄振興特別措置法や高率補助がないと生きていけなくなっているんですよ、現実には。そこからの脱却をどこかでやらなければいけない。今、だからといって来年4月からなくなったほうがいいということではないです。そういう議論をしていかないと、私たちはこの監査報告書が、意見書が、皆さんが理想とするような形には私はならないんじゃないかと。議会もそうですし、皆さんからもやっぱりお互いでその方向性というのは示していく必要が、僕はあると思います。だからそこはしっかりと考えてほしいと思います。

それと、別の質問をします。

この4ページかな、3ページかな。沖縄県行政運営プログラムというのが、ここで指摘をされているというか書かれています。これはどういうものですか。

○安慶名均代表監査委員 県行政プログラムは、基本理念として県民ニーズに対応し、県民福祉の増進を目指すということで、行政運営の質の向上を図るということを基本理念に掲げておきまして、最小の経費で最大の効果を上げる組織及び運営の合理化、あるいは法令順守を基本的な考え方としまして、重点実施項目20項目、進捗管理項目9項目を上げまし

て、今、その進捗管理をして、成果指標等に基づいて県のほうで評価をしているというところでございます。

○呉屋宏委員 もう一つ、ちょっと数値を聞かせていただきたいです。

今、沖縄の県債は、残高はどれぐらいですか。

○安慶名均代表監査委員 県債残高についても、意見書の主要財政指標の状況の欄で記載をしていますが、令和2年度末の県債残高は5978億4600万円でございます。

○呉屋宏委員 これも書かれていますから、監査のほうからお伝えいただきたいんですけど。九州平均の県債はどれぐらいですか。

○安慶名均代表監査委員 1兆5278億1500万円でございます。

○呉屋宏委員 沖縄5978億円、約6000億円の借金を持っています。

九州平均の各県の平均した金額は1兆5200億円。これが九州の各県の平均です。全国の県債の平均は1兆8500億円。だけど、沖縄は財政力指数は3割台、33、37、この辺り。

九州の平均は0.4あるんです。だけど、借金はこれだけ持っている。

これね、何からこうなるんですか。分からないから説明をいただきたいんですけど。

○安慶名均代表監査委員 県債残高が九州あるいは全国に比べて沖縄県が低い理由ですけれども、これは先ほども申し上げたところではありますが、この沖縄振興特別措置法に基づく高率補助の特例によって、事業費の県負担分が、これは裏負担分ですね、裏負担分が小さいということで、その分、県債発行額が抑えられているということと、また、県の行革プラン等でこの県債発行の抑制を目標として掲げて、そういう実施をしているというところが相まっているものだというふうに思います。

○呉屋宏委員 話を変えますけれども、もうそろそろ、たくさんあるかなと思ったらもう5分過ぎしかないので角度を変えて話しますけど、26ページ、歳出決算款別の状況ということが書かれています。

8番の土木費、これいつも問題になると思うんですけど、ここで翌年に繰り越すのが271億円あるんですね。これね、監査の目から見て、なぜ土木はいつもこんなに繰り越すのかというのが、どういうふうな目で見ていらっしゃるんですか。

○安慶名均代表監査委員 土木部においては例年、かなりの額の繰越額が出ております。

今年度増加要因の中には、コロナ関連でなかなか事業の進捗がうまくいかなかった部分も含まれているのだろうというふうには理解しておりますが、それ以外にいろんな経済対策等の補正の事業が年度後半、中盤以降に入ってきた場合には、もうこれがほとんど今、繰越しにつながるというような状況もあるかと思っております。

○呉屋宏委員 これ去年はもっと高かったように記憶しているんですけど、去年のは僕も指標を持っていませんから、数字は持っていませんから言いませんけど、これ以上は。

しかしね、これは、そばから見ていて能力不足なのかな。あるいは、この予算に見合うような人員体制になっていないのかな。

要するに、荷物はたくさん持っているけど、それを担ぐ人が少ないわけでしょう。あるいはその一人一人能力がないんですか。そんなふうにはしか見えてこないんですよ。

要するに、毎年これだけの何百億単位で繰越しをするわけですよ。これってね、これがもし世の中に出ていたら、もっと民間は潤っているよねと思うんですよ。いつも思うんです。

だから、ここはいつかはどうやって是正するかというのは、真剣に皆さんからやっぱり当局に訴えるべきではないのかなと思いますよ。どうですか。

○安慶名均代表監査委員 土木部を中心とする公共事業の繰越しについては、理由としては、この用地取得難であるとか、関係機関の調整等に不測の日数を要したということが、例年のように上がってきている現状がございます。

これが今、委員のおっしゃるような理由なのかどうかということまでは、ちょっと私のほうでは言及できないところです。

○呉屋宏委員 これはもちろん、詳細については、監査が分かるわけがないと思います。ただね、毎年こういう状況が起こっていることをそのまま放っておくのかということ、問題にしなければいけないと思いますよ。

これね、幾らですか。農林水産だって172億円ですよ。この2つだけで一体幾らになるのか。400億円の繰越しをするわけですよ。400億円といたら宜野湾市の一般会計ですよ。

だから、そういうものはしっかりと監査で何が指摘されているのかということもしっかり分かっていたかかないと、これいつまでもそう。

でね、公共工事をやっている建設業者の皆さんの

中に、こういう不満もありますよ。

工事は受注しました。ところが一部、用地買収ができていないと言うんですよ。受注して、公共工事を発注して、受注しているのにもかかわらず、用地買収ができていないと言ったら、現場事務所は造ってそのままほったらかされていると。しかし、それを止めていてくれという期間は見られていないと。そういうお話もどんどん聞くんですよ、これは。普通は、用地買収全部終わってから発注するんじゃないんですか。こういうのが全部積み重なっているからこうなっていると、僕は思いますよ。見切り発車をしている。だから、人員の能力の不足なんですか、それとも人が足りないんですかということ、僕は聞いているのはそこら辺。

この繰越しを見るとというのは、民間と全部相対しているところですよ。商工、農林水産、そして土木、これが三大だ。そこはしっかりともっと指摘をすべきだと思いますよ。

それで最後に、10款—教育費。これね、構成比率19%。

県全体の費用の中で、約20%は教育費で使われています。僕がさっきから言っている、この船の中に30馬力しかやっていないからなかなか進まなかったものを、100馬力のエンジンを積んで走っている今の沖縄県、これは50年前に復帰をしてどうしようもなかったから、それは全てが小学校も中学校も、公共でやってきたはずなんですよ。高校もね。

ところがもう50年たって、もうそろそろ政策を転換しなければいけない時期に、僕は来ていると思うんですよ。

小学校が今270ですか。全島で。それは、基本的にはもうそろそろ半分は、ある意味では私立でいいんじゃないか。その学費を全部公で持ってやって、もうその公立と私立とを競い合わせながら学力を表に出していかないといけないんじゃないかということさを感じる。

沖縄県は離島村ということもあるし、復帰が遅れたということもあるので、これどうしてもこれをそのまま引きずってきたんですよ。幼稚園だとか保育園は、どんどんどんどん民営化してきている。ところが、小学校、中学校までは入り込みきれない。僕は、公立の学校をなくせとは言っていないんですよ。それは徐々に10%、20%と高めていって、負担費はこちらから負担分を持ってもいいから、私立もつくって、もっと公立と私立を競い合わせるような、そういう政策もここで取れたらこの19%の負担率は

高過ぎるよ。そうは思いませんか。どうですか。

○安慶名均代表監査委員 教育費の構成比は、予算に占める構成比は19.2%というところでありませけれども、これが多いのかどうかという視点で申し訳ありませんが、九州あるいは全国との比較というのは監査のほうではちょっとやっておりますので、それについてはお答えできないところでございます。

○呉屋宏委員 コーヒーでも飲みながら教育長とちょっと話ししてみたほうがいいと思いますよ。代表監査はそれぐらいの権限を持っていると思ったほうがいいです。その権限をもっと使ったほうが沖縄県のためにね、僕はそう思いますよ。それぐらいの権限を持っていないと、また監査はできないはずなんで。だからぜひ頑張ってください、ちょっと意地悪でしたか。すみませんでした。

以上です。

○大城憲幸委員長 会計管理者から答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

大城博会計管理者。

○大城博会計管理者 先ほど収入の増の説明のところで、諸収入の増加が435億円と申し上げましたけれども、その主な要因として、県単融資事業の増加額も435億円と説明しているんですけども、県単融資事業分の増加額は470億円の誤りでした。おわびして訂正させていただきます。

○大城憲幸委員長 それでは、照屋守之委員。

○照屋守之委員 まず一つ目に、県監査委員会についての法律の根拠、お願いします。監査委員の役割ですね。

○安慶名均代表監査委員 監査員の役割でよろしいですね。これは法律の根拠も含めて御回答します。

地方自治法第195条第1項で、普通地方公共団体には監査委員を置くというふうに規定をされています。これを根拠としまして、主として、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するという役割を担っております。

○照屋守之委員 この意見書の1ページにある実施内容①から⑤、これはこれに沿って監査をしているわけですね。いかがですか。

○安慶名均代表監査委員 審査の着眼点として、この①から⑤の諸点を着眼点として監査を実施しております。

○照屋守之委員 これは、県執行部の中に監査があるんですか。独立しているんですか。どっちですか。

○安慶名均代表監査委員 普通地方公共団体には執行機関がございます。普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などのように、これは独自の執行権限を持って、その担任する事務の管理及び執行に当たって自ら決定し、表示する機関ということで、その権限の範囲内において相互に独立の関係にあるということでございます。

○照屋守之委員 ということは、執行機関を監視、チェックするというそういう権限はあるわけですね。

○安慶名均代表監査委員 同じ執行機関として、監査委員の権限の範囲の役割を担っているところがございます。

○照屋守之委員 この監査で、実はこの1ページにある内容もそうですけど、以前にこういうことがありましたね。住民監査請求が起こったら、この監査意見が3通りに分かれて出されていましてよ。こういう形で実施内容がこういうふうなことになる、監査意見というのは1つになるべきなんじゃないですか。あれはたしか3つあったんじゃないですか。どうですか。

○安慶名均代表監査委員 おっしゃるような三者三様の意見に至った例があります。

住民監査の結果については、これは地方自治法の規定に基づいて監査委員の合議によるというふうになされておりますので、いろいろと協議調整をした結果、合議整わずという場合には、これは合議不調ということで、合議整わずという結果をこれも監査請求人に対して通知をしているところがございます。

○照屋守之委員 これ今1ページの1、2、3、4、5という観点からすると、こういうふうなことも合議が整わないという、今の県の令和2年度の決算ですね、別々の意見を出すということになるんですか。

○安慶名均代表監査委員 地方自治法の中でこの決算審査については、意見の決定は監査委員の合議によるということとされておりますので、この審査意見書は監査委員の合議に基づいて提出されているものというところがございます。

○照屋守之委員 住民監査のときは同じ監査委員でありながら、別々の意見を付して一つにまとめない。これは合議だから一つにまとめた。まとまらなければ、今回の決算についても、それぞれの意見を付してやるという、そういうことでもいいわけですか。

じゃあなんで、あの住民監査のときは3つの意見が出たんですか。これ県民にとって非常に分かりに

くいんですよ。

○安慶名均代表監査委員 決算審査も住民監査請求の結果についても、合議に基づくということになっております。結果としまして、この審査意見書については合議が整って提出されていると。住民監査請求、ある案件のことかと思いますが、これについてはその協議の中で三者三様、いろんな意見を出す中で合議が整わなかったという、結果としてそうなったということでございます。

○照屋守之委員 それあの案件というのは裁判になるわけですか。これ、合議が整って監査の意見がまとまれば裁判にならない、まとまっていないから裁判になったという、そういう理解でいいんですか。

○安慶名均代表監査委員 住民監査の前置主義でありますので、住民訴訟の前に監査請求があるわけですが、仮に合議が整って監査結果が出たとしても、その監査結果に不満があれば、その通知を受けた日から30日以内に住民訴訟が提起できるということになっています。

内容が、請求人の言うことが認められた、あるいは認めなかった、あるいは合議が整わずにその結果が出なかった。いずれにしても、その結果に不満というか意見があれば、30日以内に住民訴訟ができるということですよ。

○照屋守之委員 ありがとうございます。その結果と裁判については、関係はないわけですよ。

できたら、ですからいろんな意味で、監査の合議制はしっかり確認して、やっぱり一つにまとめていただきたいんですよ。そうしないと、県民が非常に困る。こっちの意見もある、こっちの意見もある。これは監査委員の意見ですからね。どう判断しているかわからないということですから。そこはお願いしておきます。

意見書の5ページですね。

この下のほう、財務に関する事務についてですけども、その財務についてはから、不適正なものが見られたという文があります。具体的に御説明お願いできますか。この3行ですね。

○安慶名均代表監査委員 財務に関する事務について、財務規則に定める手続によらない不適正なものがあったという部分でございます。

監査委員においては、これは令和2年度を対象として、342の機関に対して定期監査の実施をいたしました。この中で一部、財務規則等に定められた手続によらない不適正な処理が見られたので、ここで記述をして指摘をしているところでございます。

具体的な内容としましては、契約や支出に係る事務で支出負担行為が遅れたもの、給与や旅費の過不足払いがあったもの、予定価格の設定が不適切であったものなどがございます。それから、財産や備品の管理においては、公有財産や備品が未登録のもの、備品の貸付け手続がなされていなかったものなどがありました。証紙収納に係る事務では、県証紙の消印漏れであるとか、証紙収納簿への登記漏れなどがございました。

○照屋守之委員 昨年、議会では大変議論になりました万国津梁会議の契約ですね。様々な問題が指摘されておりますけれども、それも含まれておりますか。

○安慶名均代表監査委員 万国津梁会議の事業につきましては、事業実施は元年度事業でありましたので、元年度決算の中で、定期監査の中で監査の実施をしております。

○照屋守之委員 令和2年度もあつたんじゃないですか、万国津梁会議の。

○安慶名均代表監査委員 元年度の事業、住民監査請求の対象になった元年度の事業については、元年度の定期監査の中で実施してしまっていて、継続している事業分、2年度に継続している万国津梁会議の事業については、監査はたくさんの事業の中から取捨ということで抽出をして事業監査をしております。この個別の1事業について、ちょっと今これがその取捨の対象として見たかどうかについては、ちょっと今確たることは答弁できません。

○照屋守之委員 じゃあ、調べてくださいね。

たしか初年度は、委員報酬は2万7000円ですよ。ところが、この令和2年度のは2万7000円と8400円というのが出てくるんですよ。当然そうなると、監査はこれ同じ事業で、同じ会議で2万7000円と8400円。この8400円は部長の通達。2万7000円というのは、法律とか条例の根拠にない今の参与の報酬相当なんですよ。それはたしか県の条例とか、決まりごとにはこの2万7000円というのはいないんですよ。それは恐らく監査も確認はしていると思えますけれども、その辺のチェックはなさったんですか。どうですか。

○安慶名均代表監査委員 令和2年度の万国津梁会議の関連の事業については幾つかの委託があったようで、その中から取捨で監査は実施した部分もありますが、ただ、その中で指摘事項として、今、その事業で指摘は上がっているものはございません。

○照屋守之委員 やっぱりこの執行部と監査という

のは、別々に権限があるというふうに冒頭で代表監査は言っていますよね。

ですから、これもしチェックをしていなければ、令和元年度の委員の報酬2万7000円。一律全部2万7000円ですよ。令和2年度は、この委員会の万国津梁会議幾つか会議ありますから、その委員会ごとに委員報酬が2万7000円と8400円というのがあるんですよ。それは確認していただいて、ぜひ議会にもその内容について御報告をお願いします。

次に、この監査意見書ですけれども、これずっと見ておりまして、先ほどありましたけれども、病院事業局にはコロナ感染の問題の指摘がありますよ。ところが、この歳入歳出決算意見書には、この指摘の文面には事務事業執行についてという中に新型コロナウイルス感染症の影響でとあって、最後は財務に関する事務についてということでそこで終わっているんですね。

私はこれ、昨年からそういうコロナ感染があって今年はまだ大変な状況ですよ。全国最悪の状況が続いて、これは県民の暮らしも命も含めて非常に厳しい状況があって、財政的にも非常に厳しいんですよ。県内の経済界も非常に厳しい。

やっぱり監査の立場から、このコロナ感染という部分を特化して、こういうことでこうだ、あるいは財政的なものも含めてぜひしっかり留意されたいという、本来はこの1項目あってしかるべきだと思いますけれども、これが入っていないというのはどういう審査というか、協議をされて入っていないんですか。

○安慶名均代表監査委員 コロナ関連につきましては、この審査意見の中の1の行財政運営について言及する中で、感染防止や経済雇用支援対策などのための財政需要に適切に対応する必要があるということで、その財源の確保など、引き続き国に財政支援を求めるところと、また、自らも歳入歳出のバランスがどういった持続可能な財政運営に努めていただきたいというところを申し上げているところでございます。

○照屋守之委員 代表監査、私が申し上げているのは、国に求めるというのは、これ県も、当然議会も求めているわけですから、そこはそことして指摘はいいんですけれども、一般的に普通に見ると、この意見書を見ただけでは今のコロナ感染状況の沖縄の状況というのは分からないんですよ。普通の行財政運営が行われているということですよ。

ですから、今後、そういうふうな社会的にこうい

う県内の厳しい状況も含めて、監査がやっぱり指摘をするということが必要だろうと思っていますから、そこはお願いしておきます。

3つ目に、知事発言と決算についてです。

実は以前に、知事が令和2年度の決算ですけれども、知事が去年ですかね。0点とか50点とか発言をしていたんですよ。知事が仕事をしていないみたいな発言があって、そうなる、この決算にどういう形でこれ影響を及ぼしているのか、これをお伺いできますか。

○安慶名均代表監査委員 各部局においてはいろいろな様々な事業を実施しておりますが、それぞれ各施策の目標達成に向けて、事業の執行に取り組んでいるものと承知しております。

監査委員としては、その地方自治法の規定に基づいて、令和2年度の決算について、事業執行の後の決算について審査を行ったところでありまして。その結果は、その審査意見書にありますように、おおむね適正であったと認められたということでございます。

今、委員の御質問にあったような、知事の公約の達成状況との関連での審査、監査というのは行っておりませんので、ここではお答えできないところでございます。

○照屋守之委員 私は公約とは言っていないよ。

これ昨年10月3日の報道ですよ。就任から2年間の点数を問われて、自分自身はいつも0点と思っているが、0点では全く仕事をしていないことになりかねないので、折り返し50点とおっしゃっているんですよ。

こういうことになると、この2年度の決算は職員が一生懸命頑張って、副知事も含めて一生懸命頑張って、そういう数字をつくり上げて決算がされたのかなど。そういうふうに、知事がおっしゃっているわけですから。

だから、そういうのが、こういう決算に関係あるんですかという率直な疑問なんですよ。

あるなしでいいですよ。どうぞ。

○安慶名均代表監査委員 今の知事の発言等につきましては、それは知事の思いの部分だと思います。この決算の数値とは、直接の関係はないと思っています。

○照屋守之委員 ありがとうございます。

もう一つ、4点目の知事公約と決算についてです。

せんだっての代表質問ですよ。これで公約291で完了したのは5施策で、達成率は1.7%ですかね。

この令和2年度における達成率というのはどうなっておりますか。分かりますか。教えてください。

○安慶名均代表監査委員 私どもの決算審査あるいは会計管理者の決算の調製の中では、知事の公約の達成率という視点での取りまとめは行っておりません。

○照屋守之委員 やっぱり県民の立場からすると非常に分かりにくくて、この知事公約、これだけ報道で見出しにもなると、知事公約291のうち5件が完了している。達成率は1.7%。

今、この決算の数字を見ると、これだけ予算が積まれて補正も含めて組んで一生懸命執行して、課題はあるにしてもやっている。監査意見書も、課題もありながら県政運営はちゃんとされている。一方でこういうふうなことはされてない。なされていない。

1.7%というのと、これ2%と言っても100%になるには50年かかりますよ。2掛ける50で100ですからね。

ですからこういう、例えば監査のときに、こういうふうなことも当然この今の知事が進める、県政が進めるものは、この公約のもの全て入っていると思いますよ。織り込まれて、それぞれの部局がこれを取ってスタートしていると思いますよ。そうじゃありませんか。

ですからここが1.7%、もう3年たって1.7%というのと、これ県民の側からすると非常に不思議なんですよね。決算はまあまあいいと。だから、ここの決算とこの公約の部分。代表監査これ、知事の公約のものは全部一緒に渡っていると思いますよ。それで県政運営が行われていると思いますよ。違いますか。どうですか。

○安慶名均代表監査委員 県の事業には各種の事業がございますけれども、その中には、やはり知事の公約の実現に向けて実施されている事業も含まれているとは思いますが。

○照屋守之委員 お願いがありますけどね、ぜひこれは決算委員会で指摘をされて、令和2年度の県政運営、財政運営等も含めて、それの中でこの知事公約の1.7%という指摘をされていると。これは、執行部と監査でぜひ調整して、この整合性というか、そこは取っていただきますように、これはお願いしておきましょうね。

次に、病院事業の審査意見書についてです。

22億2976万円の純利益の要因ですね。これを詳しく説明お願いできますか。

○安慶名均代表監査委員 病院事業収益は一ちよっ

と数字は丸めて申し上げますが、収益は639億円で、これは前年度に比較して48億円増加をしております。主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業などの他会計補助金の増によって、医業外収益が82億円ほど増加したことによるものでございます。

一方で、病院事業費用は617億円で、これも前年度に比較して29億円ほど増加をしておりますが、その主な内容は、給与費の増による医業費用で約15億円、旧八重山病院の解体工事等による特別損失で約12億円増加したことによるものでございます。

結果としまして、病院事業収益639億円から617億円を差し引いた額が、当年度の純利益として22億2976万741円となっております。

○照屋守之委員 病院事業だけの赤字は幾らでしたか。

○安慶名均代表監査委員 病院事業というか医業損益ですね。医業損益の赤字は、マイナスは約115億円でございます。

○照屋守之委員 このコロナ関連の高いケースというのは82億円というのは、これは国から交付金みたいな形で入ってきているんですか。

○安慶名均代表監査委員 このコロナ関連の事業につきましては、直接病院に入っているのもあるというふう聞いておりますが、主には一般会計からの繰入金、繰入れという形で病院の医業外収益に計上されているものでございます。

○照屋守之委員 この82億円はコロナ関連でやるものですよ。これ、病院事業特別会計ですよ。

本来であれば、この一般会計であれば、その分は繰越しできるということですがけれども、この病院事業は特別会計になっていて、この115億円あったものがコロナ関連で82億円あって、こういうふうなものが残って、これで収益、利益に出るとこういうふうな財政というか、予算の使い方というか、何かおかしくないですか。

従来であれば、こういうのは例えば中部病院も集団感染がありましたし、コロナ関係でそういう対策費ということでやるわけだから、その病院事業、県立関係のその要望とか、あるいは対策とか、あるいは死亡者が20名いますよ。20名の皆さん方に、そういうふうな予算があればそのお見舞いをするとかというふうなことで、コロナ対策で使うというふうなことじゃないですか、これは。それが余ったのトータルで、本来の事業は115億円の赤字なんだけど、この他会計から入った82億円で相殺して22億円プラ

スという、こういうことですか。

○安慶名均代表監査委員 予算の立てつけとしては、この医業損失は115億円赤字でありますけれども、医業外収益のほうにコロナ関連の他会計補助金が入っていて、トータルで22億円の純利益ということであります。

この22億円がコロナの余った分とか、そういったものは、これはもう全体予算の中での決算のお話ですので、言えないかなと思いますし、その用途については、これはまた病院事業局が適切に対応するものだというふうに思います。

○照屋守之委員 監査はあれですか。例えば、こういう予算で国から特別会計に、県から特別会計に入る、あるいはこれは国からコロナ関係の交付金で入る、それを割り振りして病院にも回すという、そういうふうな要するに目的があってそうなるわけですよ。

そうすると、これは通常であれば、ここの一般会計だったらコロナ関係で繰越するなりということ、予算って大体そうするんじゃないですか。ところが、病院事業は経営だから、特別にそういうのを入れると、これトータルしてしまうと、もうこれ今年度でこれだけ収益があって、また来期は、この数字からさらにプラス・マイナス積み上げて、また経営をつくっていくということになるわけでしょう。

監査というのは、そういうふうな使い道とかというところまではチェックはしないんですか。できないんですか。どうなんですか。

○安慶名均代表監査委員 純利益が出た部分について、具体的にどれに使ったほうがいいのか、そういったことは言及はいたしません。

実際、病院は今89億円余りの累積欠損金を抱えておりまして、今回、22億円の純利益が出たということで、その累積欠損金も六十、七十億円弱に縮小したというような経営状況でございます。

○照屋守之委員 それはそうですけど、コロナ関連のそういうふうなものがあるって、82億円入ってきたわけですよ。これ、コロナ関連のそういう交付金とかこういうのがなければ、この82億円ないわけですよ。82億円ないんですよ。これで、115億円の赤字がこれだけ22億円に改善されるわけですよ。

だけど、これはコロナ関連のもので対応するというのであれば、先ほどから言いましたように、中部病院、南部病院、宮古、八重山そういう形でこれに使って、これのまだ同じような赤字ですよということだったら理解できますけれども、そこがお金が

残って、それを相殺したら22億円黒字になっているという、ここがやっぱりちょっと理解し難いんですよ。

ですから、そこは監査のほうでこの予算の目的とか、交付金の目的とかというふうな部分は、これはチェックする立場にはないわけですか。

○安慶名均代表監査委員 この82億円の内訳としましては、この感染症の入院病床の確保のための支援として約61億円、それから、感染症医療機関の協礼金として交付されているのが約6億6000万円ほどでございます。

その一定の事業目的に照らして交付された金額というところで、大きな決算の状況として、大きな増額要因、増額があったものですから、全体として病院事業収益が増えた主な要因として数字は挙げておりますけれども、そこはもう大きな、たくさんの事業の中で出てきた純利益ですし、当然、これが要因になっていることは間違いないんだろうとは思いますが、それをどう使うか、今後どう生かしていくかというのは、これは病院事業が考えていくべきものだと思います。

○照屋守之委員 私は議会の立場で、チェック機関としてそうは思っていないんですよ。

これだけやっぱり国も、国を挙げて全国都道府県を支援する、県にも交付金を出す、県はまた関連のそういう法人にも、病院にも補助を出すということですから。

医療従事者は本当に、県立の職員の方々があれだけ不眠不休で頑張っていて、非常に厳しい中でやっている、そういう手当が本当にしっかりできているのか。あるいは、またほかの沖縄県の別の民間の病院でもいいですよ。そういうところも、本当にみんながありがたうと言われるぐらい彼らは厳しい中をやって、それに見合うような手当てができていのかとかということをやったり真剣に考えていくと、せっかくこういうふうなものがあれば、まずは県立病院の、県の予算ですから、病院事業局ね。これしっかりやって、もし予算の範囲だったら、民間の方々に本当に一生懸命頑張っている方々にも分けてあげることが、やっぱり国もそういう思いでみんなに回すんだろうし、県もそういう形で県立病院事業に回すんだろうしというこの思いがあって、やっぱりそこは、先ほどの話じゃありませんけれども、監査のほうからもそういうふうな形で、今後しっかり考えたほうがいいんじゃないですかぐらいは

やったほうがいいんじゃないかなという思いが一つと。もう一つは、これ来年、再来年になっていくと、これ病院事業の会計で、病院事業が努力して経営改善して、これだけの収益をつくったということになっていくんですよ。自分たちで努力して、こうやってきたという形になるんですよ。

ですから、それはそれで結果的にはそうなることになりすけれども、ただ、あまりにもコロナ対策でそういう82億円というお金が入ってきて、それが今あって、トータルして締めたら、それもトータルして22億円利益が出たという、ここが何とも非常に対応しっかりされているのかなという思いがあって、いろんな声を聞くにつれ、やっぱり医療従事者とか本当に、民間の方々も含めてしっかりやってあげたいなというふうな思いの中で、今、私は質疑をさせてもらっています。

もし機会があれば、監査のほうからも、そういう声があったということだけは伝えていただければというふうに思っています。

以上です。

○安慶名均代表監査委員 コロナの事業関連として82億円ということですが、これは他会計補助金、ほかにもいろんな要素はあると思います。

主な理由として、コロナの関係の他会計補助金という説明をしておりますけれども、また歳入でも、病院事業の歳入の中にはコロナ関連以外の当然、医業収益もございますし、また医業収益確保の努力もあります。費用の中でも、いろんな経費節減であるとか、その収支改善のための病院事業局の取組もかなりやられていただいているところですので、いろんな要素が重なっての純利益ですので、今、おっしゃるように、この22億円がコロナの余った分という捉え方はなかなか一概には言えないのかなと思いますし、この使い方について、監査委員が言及することは難しいものと思っております。

○大城憲幸委員長 仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 それでは、会計管理と監査の皆さん大変御苦労さまです。

まずは、業務に当たる際の皆さんの心構えについてお聞かせください。

○大城博会計管理者 出納事務局の役割といいますのは、会計事務の指導ですとか、それから審査ですとか職員への指導という部分を担っておりますので、そのような業務を適切に行って、県の行政に対する県民の信頼を確保していきたいと考えております。

そのために、日々の業務を丁寧に確実に処理する。それから、私自身も研さんを積んでいきたいというふうに考えております。

それから、出納事務局もいろいろな業務をやっておりまして、規程をつくったり、それから県の財務会計システムというのを運用しているのも我々でございます。それぞれ、それを利用する県民ですとか、あるいは会計事務に携わる県職員がおりますので、そういった人たちに貢献できるように、社会や社会の動き、それから経済の変化、技術革新の変化とかを踏まえて、業務の見直しや改善というのを進められるようにやっていきたいと思っております。

それから最後に、業務の成果は職員が上げていくと思っておりますので、職員が相談しやすい、あるいは意見しやすい、風通しのいい職場環境というのをつくっていききたいと、そういうことを心がけて仕事をしております。

○安慶名均代表監査委員 監査委員は地方自治法に基づいて設置された機関でございますので、自治法において、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、監査基準に従い常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならないというふうに規定をされております。

また、沖縄県監査委員基準では、法令の規定により、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とするというふうに規定をされてございます。

以上申し上げましたことを、私、心構えとしまして、監査業務に当たっているところでございます。

○仲田弘毅委員 毎年、決算監査が行われまして審査意見書が出されます。その中で指摘や改善要望等が出されておりますけれども、その出された後、それがどのように改善されたかどうかの評価についてお伺いしたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 決算審査に当たりますのは、決算その他関係書類について、決算の計数は正確であるか、予算の執行が法令に適合しているかなどを主眼として、定期監査の結果も踏まえて審査を行っております。

審査意見書においては毎年、審査結果に加えて、審査意見として財政運営上留意していただきたい事項について述べているところでございます。このことについては、監査委員による本庁監査の際にも各部局長へ直接お伝えをし、それぞれの取組状況につ

いても確認をしておりますが、おおむね適切に対応いただいているものと考えております。

また、知事においては決算審査意見等を踏まえ、速やかに改善措置を講じるよう関係部局等に予算の執行に努めることは通知をしているところでございます。

それから、定期監査における個別の指摘事項につきましては、定期監査で確認した是正または改善を要する事項について、各部局との調整や法令等のまた確認も行った上で、例年12月に監査委員による協議を経て、翌年1月に、議会及び知事等へ報告を行い、また県民へも公表しているところでございまして、この指摘した事項については、また法律の規定によって、知事は定期監査の結果に基づき、こういった措置を監査委員に通知をするということになってございます。その過程を通して、監査委員の指摘が改善されたことを確認しております。

○仲田弘毅委員 これまで各委員から指摘もありましたけれども、そこはやはり監査の、あるいは会計管理者のポイントというふうに考えておりますので、頑張ってくださいと思います。

本県は自主財源が乏しく、脆弱な財政構造であることはもう皆さん周知のとおりであります。依然として、地方交付税と国庫支出金に大きく依存しております。そのため、県税や諸収入にしっかりと対応する必要があります。そこで、審査意見書2ページから8ページ、そして26ページ等に、気づいた点を質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、意見書によると、県税は減少したと言われますけれども、国庫支出金が増になったことですが、残念ながら収入未済額や不納欠損の報告があります。金額は幾らぐらいで、前年比等についてお教えてください。

○大城博会計管理者 令和2年度の歳入歳出決算の収入未済額ですけれども、一般会計で41億8387万1317円となっております。前年度と比較して5億4474万9172円増加しております。それから、特別会計で33億2385万3770円で、前年度と比較して6億363万5664円、こちらは減少しております。一般会計と特別会計をトータルいたしますと、5888万6492円減少しております。減少した主な要因としましては、先ほども一度お話ししましたけれども、下水道事業特別会計が地方公営企業に移行したことで、4億6359万5664円減少したということでございます。これを除く減少要因としましては、一般会計

が諸収入で3億1776万456円の減、特別会計では、小規模企業者等設備導入資金特別会計における1億1785万472円の減少などがあります。

○仲田弘毅委員 政治は税と言われます。税収入がないと、政治が動かない、行政サービスはもちろん滞っていくわけですが、その中で毎年、我々が気遣っているのが収入未済額がありますが、その収入未済額が増加した理由は何でしょうか。

○大城博会計管理者 県税で収入未済が増加した主な要因は、国が創設しました徴収猶予の特例の適用によって、徴収猶予が実施される件数が多くなりまして、法人事業税、法人県民税でこの収入未済が多く発生している状況でございます。

○仲田弘毅委員 これ、法人税あるいはその中で、また、個人所得税等も含まれると思うんですが、これは、新型コロナ感染拡大等にも関係があるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○大城博会計管理者 法人事業税、それから法人県民税の収入未済につきましては、やはり新型コロナの影響による事業収益の減少が大きな影響になっております。

一方、個人県民税に関しましては、課税する所得が令和元年の所得を基礎として課税されるということと、それから納税義務者数、均等割の納税義務者数が増えているということで、収入額そのものが令和2年度は増加している状況でございます。

○仲田弘毅委員 我々が大変心配しているのは、収入未済額の発生そのものが結局、不納欠損に移行していくというふうに言われておるわけですが、これはどのような基準、例えば不納欠損で入るときに何か基準があるのでしょうか。もし基準があれば、その基準に対してどういうふうに県としては対応していらっしゃるのか、そこをお聞かせください。

○大城博会計管理者 県税につきましては、この間、徴収率が年々増加してまいりまして、たしか平成30年度には全国で3番目に高い水準まで上がってきたということで、非常に徹底的にこの徴収率の改善に取り組んでいると思っておりますけれども、具体的にどのような基準で不納欠損に入るのかというそういう部分は、こちらのほうで県税のほうから情報収集しておりませんので、申し訳ないですけど総務部のほうに御確認いただければと思います。

○仲田弘毅委員 残念ながら、不納欠損額が前年と比べて2億円余りも増額になっているという説明がありました。なるべくこういったことがないように、やはり政治は税でありますし、監査の大きな役目で

も、行政の大きな役目でもありますけれども、少ない予算で大きな成果を上げていくというのが行政の大きな務めでもあるというふうに考えておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、意見書の26ページのほうに歳出について表記されておりますが、先ほど呉屋委員のほうからもお話がありましたけれども、土木、農林含めてトータルで803億円もの繰越額がありますし、この繰越額は前年度と比べて208億円もあるんですね。そして、不用額もまた329億円で、前年度100億円以上の増加になっています。

繰越額と不用額が大幅に増加しておりますが、これは監査、管理のほうで答弁できますでしょうか。

○大城博会計管理者 令和2年度の繰越額ですけれども、一般会計で802億662万4099円となっております。前年度と比較して222億2151万9965円、率にしますと38.3%増加しております。

繰越額の大きな款は、まず土木費が一すみません、億単位でちょっと申し上げさせていただきますけれども、271億円で、これは前年度と比較して約10億円増加して4%の増となっております。こちらは、用地の取得難ですとか計画変更等に伴う繰越しということになっております。

次に大きいのが、農林水産業費で172億円となっております。前年度と比較して20億円、13.3%の増となっております。こちらは設計変更に伴い時間を要した、実施設計が遅れた、それから関係機関との調整に時間を要したことに伴う繰越しとなっております。

もう一点、これは新型コロナの影響ですけれども、商工費で125億円繰越しが出ておまして、これは前年度から115億円、約116億円増加しております。これは先ほども一度お話ししましたけれども、緊急事態宣言が年度をまたいで延長されまして、この感染防止対策として時短営業に協力してくれた事業者への支払いなどが次年度に繰り越されたというもので、約87億円ほど繰越しが出ています。繰越しの主な内容としてはそういう状況でございます。

○仲田弘毅委員 その件に関しては、先ほど呉屋委員からも指摘がありましたけれども、やはり適正な予算執行というのは、県民あるいは県の経済においても、大きな役目があるというふうに考えておりますので、そのところは呉屋委員とともに指摘をしておきたいと思っております。

次に、決算あるいは監査で常に問題になるのは、その不用額をいかに減らすかというのが大きな課題

だと思いますけれども、そのことについて、監査あるいは会計管理者のほうではどういうふうにお考えでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 不用額についてですけれども、いろんな要因がありますけど、今年度、不用額が大幅に増えた理由は、新型コロナウイルス感染症の直接のその関連事業の実績減であるのと、あと、感染症拡大の影響を受けた各種事業の実績減、これが不用の大きな増額の要因になっているかと思えます。

それ以外にも、通常の不用の理由としまして、やはり事業の実績減であるとか入札残、それから、年度中途の予期せぬ事情変更であったり、災害復旧費や予備費など、その性質上、計上しないといけないものが使用されなかった場合の不用というところ、通常の不用の理由になっています。

その不用額を圧縮させるための取組としては、やはり予算計上時における主要経費の見積りの精度を向上させること。それから事業の早期着手と進行管理を徹底して、効率的な執行を行うこと。さらに、不用を年度中途での確に見込み、その都度、使途変更をして有効に活用するとか、あるいは、場合によっては減額補正も一つの手法だというふうに考えております。

○仲田弘毅委員 次に、主要3基金について御説明をお願いいたします。

○大城博会計管理者 主要3基金ということで、まず、財政調整基金は、経済事情の変動等による年度間の財源の不均衡を調整したり、あるいは、災害発生に伴う不時の支出に対応するというところで設置されております。令和2年度末の財政調整基金の残高につきましては、228億6217万6000円となっております。

それから、減債基金につきましては、県債の償還に必要な財源の確保により、県債残高の適正な管理を行い、将来にわたる健全な財政運営に資することを目的に設置されておまして、令和2年度末の残高は218億2449万9000円となっております。

それから、県有施設整備基金につきましては、県庁舎、その他の県有施設の整備資金に充てるための財源を確保するために設置しておまして、同じく、2年度の残高が235億5023万9000円となっております。

○安慶名均代表監査委員 今、手元にデータとしてもらっているのが財政調整基金でありますので、ちょっと財政調整基金について御説明をいたしま

す。

今、説明がありましたとおり、2年度末の残高は約228億円でありませけれども、総務部によりますと、この令和3年度の第17次補正まで含めて、当初予算とこの補正を含めて、令和3年度末の残高見込みは約57億3000万円というふうに聞いてございます。

他の減債基金、県有施設整備基金については、ちょっと監査のほうでは今データを持っておりませるので、総務部にこれは御確認をいただきたいと思えます。

○仲田弘毅委員 この3基金の中で財政調整基金、これもう基準みたいな、例えばこれだけはきちんと持っておかなくちゃいけないという、基準みたいなものもあるんですか。

○安慶名均代表監査委員 財政調整基金については、いろんな団体の財政規模等もありますけれども、これだけが適正な額だというような法の規定であるとか、あるいは基準、指標というのはいりませません。

ただ、急な財政需要に対応できるだけの財源は、やはり行政運営上確保しないとけないというところでありませるので、一定程度確保しておく必要があるかと思えますが、今現在の県の基金の状況は九州平均よりも高くて、全国平均とほぼ同水準というところでありませるので、急な対応の基金としては、残高としては一定程度確保されているというふうな理解をしております。

○仲田弘毅委員 この調整基金、基金そのものが災害時の緊急支出、それから緊急時のための対処費用ということになるかと思えますが、今現在、コロナ禍においてどういうふうな状況になるかというのは、コロナ感染が減少傾向にはありませけれども、第6波云々があつた場合に、やっぱりこの基金というものをしっかりと確保しておく必要があるかと思えます。

お聞きしませけれども、現在、財源の確保について、監査あるいは会計管理のお二方に御意見を願ひたいと思えます。どういうふうな財源を今後、確保していくのかです。

○安慶名均代表監査委員 自主財源は、県が自主的、主体的に事業を実施するというところで、非常に大切な財源だというふうに考えております。

○大城憲幸委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲田委員より質問の内容を少し変えたいとの申出があつた。)

○大城憲幸委員長 再開いたします。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 基金云々じゃなくて、本県の経常収支比率、自主財源比率について御説明を願ひしたいと思えます。

○安慶名均代表監査委員 県民のニーズに柔軟に対応し、自主性、主体性の下で安定的に行財政運営を行うに当たっては、やはり自主財源の確保が大変重要だというふうに認識をさせていただきます。

令和2年度の普通会計ベースの決算においては、自主財源は2910億円で、前年度に比較し430億円増加はしておりますけれども、依存財源でこの新型コロナ関連の国庫が1220億円ほど増加した関係で、相対的に自主財源の割合は前年度より1.6ポイント低下して、33.1%ということになってございます。

○仲田弘毅委員 これも呉屋議員の質問にありませけれども、経常収支比率、自主財源比率ともに本県も大変厳しい状況にあるということでありませ。特に経常収支に関しては、適正が70から80%と言われている中で、本県を含めて九州が90%台、これは今後、本県の高齢化社会等を含めて社会福祉等の経費を考えると、やはり真剣に考えていかなくてはけないことだなどというふうに考えております。

それともう一点は、自主財源比率をいかに高めていくかということも、我々の大きな課題だというふうに考えておりますので、一緒に考えて努力して、適正な監査あるいは会計監査ができるように共に頑張っていきたいと思えます。

以上です。

○大城憲幸委員長 休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後4時5分再開

○大城憲幸委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

上里善清委員。

○上里善清委員 よろしく願ひいたします。

私は、審査意見書を基にお尋ねしていきたいと思えます。

審査結果の中で最後の行なんですけど、一部に是正または改善を要するという事項が書かれておりますが、大体でいいんですけどね、どういうことを改善が必要なのか、その辺ちょっとお聞きしませ。

○安慶名均代表監査委員 意見書に一部に是正または改善を要する事項があると記載をさせていただきます。これは、この改善意見の4番目の財務に関する事務についての部分でございませ。令和2年度342機関を対象とした定期監査において、一部に財務規則

等に定められた手続によらない不適正な処理が見られたというところで、この記載をさせていただきます。

具体的には、契約や支出の関係では支出負担行為の遅れたもの、給与や旅費の過不足払いがあったもの、予定価格の設定が不適切であったもの等がございました。財産や備品の管理に係る事務では、公有財産や備品が未登録のもの、備品の貸付け手続がなされていなかったもの等がありました。また、証紙収納に係る事務では、県証紙の消印漏れや証紙収納簿への登記漏れ等がございましたので、そういう記載をさせていただきます。

○上里善清委員 内容からすると、単純ミスというのが主であるということを受け止めていいんでしょうかね。不正があったとかどうのこうのではなくて、単純なミスということを受け止めてよろしいですか。

○安慶名均代表監査委員 今回、指摘した事項については、やはり財務会計の基本的な部分の規定によらない処理があったというところで、不正ということでの指摘ではございません。

○上里善清委員 皆さん、各委員からこの自主財源のお話があったんですが、西原町は実は4割自主財源があるんですね。工業地帯とかいろいろな大きな会社があるもんで、税収が大きく入ってきているというのが原因だと思うのですが、この自主財源を向上させるための策として、県としてどのような指摘をされておりますかね。

県に、こういうことをやったら自主財源がよくなるのではないかという御指摘等は、県に対してありましたか。

○安慶名均代表監査委員 自主財源の確保というところは、この自主的、自立的な行財政運営を推進する観点から、非常に重要なことだというふうに考えております。

具体的な自主財源確保の方策としましては、まずはやはり県税収入の確保というところで、いろんな課税自主権の行使であるとか徴収対策の強化。それから収入未済額も多額に上っていますので、その収入未済額の解消。それから使用料・手数料、これについても受益者負担や負担の公平性の観点からの見直し、あるいは、県有財産の有効活用というところでは、未利用地の貸付けや売払いなどですね。それから、補助金の見直しであるとか、全般的に効率的な事業執行など、様々な観点から財政基盤の確立、自主財源の確保に努める必要があるかと思えます。

中長期的には、やはり本県経済の活性化に結びつ

く安定的な税源の涵養を図っていくというところで、将来の税収の増につながるような環境整備、これが非常に重要だというふうに考えております。

○上里善清委員 自主財源を増加させるということは大変重要なことですので、いかにしたらこの自主財源が増えるかということですね。

各地方では、確保のためにふるさと納税を拡大してみたり、税収のアップで徴収率を上げるといことはほぼ大体手は打たれているんですが、それ以上にアップさせるための方策がもう必要になってきています。各自治体、多分そうだと思いますけどね。県においても、自主財源の確保、方向性持ってやらないと多分いけないことだと思っておりますので御指摘してください。

あと県債、先ほど5978億円、県債の発行残高があると。これは減債基金で償却していくと思うんですが、この推移について、一番大きかった時期は幾らぐらいあったんですかね。県債の残高というのは。

○大城博会計管理者 県債残高について、28年度から令和2年度までの5年分しか今手元に資料ありませんけれども、これで見ますと一番多かったのは、平成28年の310億3333万9000円になっております。

○大城憲幸委員長 県債全体ですか。

○大城博会計管理者 減債基金ではなくてですか。

○上里善清委員 県債残高です。

○大城博会計管理者 平成28年から令和2年度までの5年間で一番残高が多いのは28年度で、6551億9600万円になっております。

○上里善清委員 着実に一応、減ってきているとは思いますが、これはもう返済せないかん借金ですのでね、計画的に減債基金を積み上げていくというのは大変重要なことですので、この減債基金の218億円ですか、現在。これが適当な水準なのかちょっと私には分かりませんが。

この適当な基準というのはありますか。例えば10年かけて、今、約6000億円ぐらいありますよね。この返済は、返済計画というのはどのようになっていますかね。

○安慶名均代表監査委員 所管ではないところですので、ちょっと返済計画までは承知をしておりませんが、県債残高については、これは九州平均、全国平均と比較してもかなり低い水準にあります。

その理由として、高率補助で裏負担が小さいので起債をする額も少なく済んでいるという部分と、あと県の行財政改革の一環として臨時的な県債、減収補填債であるとか、臨時対策債とか、そういうこ

とを除いた通常の建設事業のところに充てる起債については、上限210億円をめどとして県債の発行を抑制するというような県の施策もありますので、それが相まって今、県債、全国、九州とも比べても低くて、また毎年今低減しているという状況であります。

ただ、これがどこまで落とすという目標があるかどうかは、ちょっと承知をしておりません。

○上里善清委員 ちょっとこれは監査委員の項目ではないと思いますが、県有財産を処分して、財政調整基金に積み上げることがちょっと一部報道であったんですが、この方法は会計上はできるんですか。ちょっと、これは多分、部外の質問かもしれないけど。

○安慶名均代表監査委員 今の御質問は、県有施設整備基金の活用の件だと思います。

県有施設整備基金は、これは沖縄県県有施設整備基金条例が根拠としまして、県の庁舎、その他の県有施設の整備資金に充てるために設置された基金ということですので、監査委員としては、その設置目的に沿って運用されているものと承知をしております。

これが私も新聞報道で拝見をしましたけれども、このコロナウイルスの財源としてこれが活用できるのかどうか。少なくとも、条例の改正等も必要になるのかなと思いますけれども、これについては、所管は総務部でございますので、総務部に確認をお願いしたいと思います。

○上里善清委員 多分そうだと思いますので、一応あえて質問しました。どうもすみません。

では、皆さんからもいろいろと質問あったんですけどね。収入未済額と不納欠損なんです。不納欠損は多分何か規定があって、それを過ぎたら不納欠損にするということになっていると思うんですが、この規定どんななっているか、県の規定ちょっと教えてください。

○安慶名均代表監査委員 不納欠損として整理すべきものとして考えられるのは、ちょうど時効の問題があるかと思いますが、一つには債権の消滅時効が完成し、債務者が時効の援用をしたとき、あるいは、納入義務者に係る債権を放棄したとき、滞納処分の停止後3年を経過したときとか、あるいは判決によって債権の不存在が確定をしたり、会社更生法や破産法の規定に基づいてその債務が免責された場合等々、法令等で定められた基準があるかと思っております。

○上里善清委員 時効としては、5年ぐらいだったと思いますけど。時効は5年でしたかね。県もそうですか。

○安慶名均代表監査委員 時効については、金銭債権の場合は5年間不行使で時効になるということです。

それから、地方税の消滅時効は、法定納付期限の翌日からこれも5年間不行使で実行というところがございます。滞納処分をした場合には、その滞納処分で停止後3年経過後、納税義務が消滅すると。

それから、この公債権ではない私法上の債権、いろいろと契約であるとか、貸付け等で県が持っている債権などについては、やはり民法の規定が適用されます。これについては10年間不行使で消滅というところだと思います。

○上里善清委員 分かりました。

あと、収入未済額なんです。コロナの影響で、これは予備軍がかなり増えるんじゃないかと私もちょっと危惧しておりますけど、大体、決算締めて二、三か月後ぐらいにある程度は解消するということになると思いますけどね。

この収入未済額を何とか減らすための方法として、県にどのようなアドバイスをしているのかですね。

○安慶名均代表監査委員 収入未済につきましては、縮減に向けた対策が進められておりまして、一定の成果を上げているというふうに監査委員としては認識をしております。

ただ、依然として多額であることから、これは住民負担の公平性と歳入確保という観点からもその縮減を図ることが重要でありますので、やはり効果的な徴収対策、それから適切な債権管理、これはもう不納欠損処理まで含めて、適切な債権管理によって収入未済の縮減、それから新たな収入未済の発生の防止ということが重要だというふうに考えております。

○上里善清委員 ほぼ聞いておりますので、じゃあ聞くのはやめましょかね。大体、自民党さんがやった質問でほぼ聞いているので、じゃあもうやめます。終わります。

○大城憲幸委員長 比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 すみません。お疲れさまです。

では、質疑をさせていただきますが、ちょっと私、通告をしたものの1番目と4番目を割愛させていただきたいと思います。といいますのは、やはりこのコロナ禍における予算の組替え等というのをお聞

きするのは、やはり一番最初の質疑者の答弁を聞いておきますと、これは皆さんに聞くことではないなという判断をいたしました。

そこで、2番目のほうもダブっておりますので一部だけお聞きしたいと思うのですけれど。

先ほどから、やっぱり収入未済額の問題等が多くの方に質問をされているんですが、私はコロナの影響を受けて、どこにどういう影響が出るんだろうかということ想定をしていたんですけども、やはり収入未済額についてのところに触れざるを得ないなと思うんですが、ここは県税とか法人事業税等があると思うんですが、やはり皆さん御指摘のとおり、徴収猶予の特例制度というのが、法人事業税のほうに例年になく増えているというような現状はあるのでしょうか。

○大城博会計管理者 徴収猶予の特例の適用実績ですけれども、令和2年度の課税分で法人の事業税、それから特別税も含めての件数で7月末現在で598件、徴収猶予実施されていると。それから、法人の道府県民税で380件適用実績があるというふうに聞いております。

○比嘉京子委員 めったにこういう質問はしたことがないのですけれど、これは例えば、これまでの前年とかその前の年とか、そういうところと比較するとどういう状況にあるのでしょうか。やはり、どれぐらい多くなっているのかとか、そこら辺お分かりでしたら教えてください。

○大城博会計管理者 すみません、この徴収猶予の特例そのものが新しい制度になっておまして、2年4月に創設された、コロナの状況を踏まえてできた新しい制度になっております。

○比嘉京子委員 分かりました。

では、これまでになかった制度において、これだけの件数の猶予の申請があるということが理解できました。ありがとうございます。

もう一点は、先ほど上里委員からもありましたけれども、やっぱり自主財源を高めていくためにどうするかということがよく多くの方から質疑をされていると思うんですが、私の認識では、県税等のいわゆる収納率というのでしょうか。収納率というのは、かなり高いというふうに理解しているんですが、いかがでしょうか。

○大城博会計管理者 これは県税の収納率の推移ですけれども、ぱっと申し上げますと、平成28年度が98.6、29年が98.8、平成30年が99.1でこの5年間で一番高くて、その後、令和元年に98.6、令和2年度

は97.9と、コロナの影響もありまして下がっている状況がございます。

○比嘉京子委員 これは、他府県との比較みたいなものはありますか。

○安慶名均代表監査委員 全国での順位を御説明しますけど、今、28年から率の説明がありましたけれども、28年が7位、29年が11位。この一番高かった99.1%の30年度が3位でございます。その後、元年が36位、令和2年は44位ということになってございます。

○比嘉京子委員 私はこの3位のときの記憶だったんですけど、やっぱり収納環境がどんどんよくなっているというか、工夫されてきているなと思うんですね。例えば、コンビニであるとか、それからネットも可能ですよね。ネットも可能だったりする、郵便局、ネット、そういう環境がどんどん改善されてきて、そこと県税と一緒にやっぱり市町村税も一緒になっているわけですので、やっぱりそこはもっとももっと、今のニーズに合うように改善をしていく必要があるのかなというふうに思うし、全国にも引けを取らないのではないかとというふうに評価をいたしております。

では、次に参ります。令和2年度から導入されたというふうに、初めて見るような内部統制制度というのが監査書の中に書かれておりましたけれども、その目的と効果について伺いたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 内部統制制度は令和2年度から導入をされまして、この令和3年度に入りまして、評価報告書が知事部から、長から提出をされまして、今回初めて監査においても審査をしたところでございます。

国のガイドラインによりますと、内部統制の目的は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価をし、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保すること、これが制度の目的でございます。

○比嘉京子委員 そのことによってどのような恩恵といいますか、福祉の向上につながるという理解をすればよろしいでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 これも国のガイドラインでありますけれども、この内部統制の導入によって、組織的な取組が徹底されることによって、知事にとってはマネジメントが強化され、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能となる。

職員にとっては、業務の効率的、効果的な達成により、安心して働きやすい魅力的な職場環境が実現される。住民にとっては、信頼に足る行政サービスを享受するなどの効果が期待されると言われております。

○比嘉京子委員 令和2年度からの導入なので推移を見守っていききたい、結果を見守っていききたいと思っています。

一括交付金いわゆる国庫支出金の中の一括交付金というところに質問したいと思います。

まず、平成24年度に創設された制度ですけれども、ハード、ソフトがございすけれども、当初は非常に、市町村も県も含めて試行錯誤が続いたというふうに理解しておりますけれども、どんどんに執行率も上がってきたのではないかとこのように思っています。

令和2年度の執行率はどういう状況でしょうか。

○大城博会計管理者 総務部がまとめました令和2年度の沖縄振興特別推進交付金、ソフト交付金の執行率は、県と市町村分のトータルで84.0%。前年度と比較して1.6ポイント増加しております。

次に、ハード交付金の執行率は71.1%で、前年度と比べ0.1ポイント低下しております。

○比嘉京子委員 この一括交付金に関しましては、今回のコロナという問題とはあまり影響を受けていないと、この数字を見ている限り思うんですが、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 この数値とコロナの関係については、監査の中で比較、分析とかをしているわけではありませんけれども、ソフト交付金でやっている事業で、いろんな交通コストの低減事業であるとか、そういった人流あるいは物流に関連する大きなコロナの事業もあると思います。コロナというか、交付金を活用した事業ですね。

そういうものについては、やはりその人流、物流が抑制されるという中では、事業の執行額というか、そういうものについてはやはり影響は受けているのだらうと思います。

○比嘉京子委員 今朝からの質問で、土木建築関係の繰越しの多さということが指摘されましたので、一括交付金のハードはどうなんだろうということもありましてお聞きしたら、0.1%の増加ということで、決して前年と大きく差がないということが分かりました。

次にお聞きしたいんですけれども、代表監査と会計管理者におかれましては、この交付金どんどん執

行率上がってきておりますけれども、どういう点が皆さんから御覧になっていて課題というふうに考えておられるんでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 一括交付金は平成24年度にスタートをしておりますけれども、執行率の低さ、あるいは繰越額、不用額の多さということが指摘をされてきたところであります。

この間、県あるいは市町村も含めて、その執行率の向上に連携をして非常に頑張ってきたところがあるろうかと思いますが、具体的にはやはり早期の交付決定、可能な限り、年度前に調整をして4月1日には交付決定をいただくと。そして、早期に事業に着手をするということ。それから、早期に事業着手したもののについては、県においても、また市町村においても、そういう関連の会議を開催をしまして、その進捗状況を常に把握をして、進捗の弱い部分あるいは事業の見通しが立たないというようなものがあれば、別の事業に振り替えていって活用していくということが、非常に年々その連携が強化されて、執行率の向上につながっているものというふうに考えています。

○比嘉京子委員 不用額を出さない、繰越額は出さない、できるだけ出さない、なくしていくということが肝要であるというお話だったと思いますが、令和2年度の繰越額、繰越率というのはどういうふうな状況になっているんでしょうか。

○大城博会計管理者 令和2年度のソフト交付金の繰越額ですけれども、これは国費ベースで87億3500万円、率を申し上げますと14.2%となっております。今がソフト交付金ですね。

それから、ハード交付金の繰越額ですけれども、198億2300万円、繰越率は28.1%となっております。

○比嘉京子委員 このパーセンテージを見ますと、不用額というのは数パーセントというふうに理解するんですが、よろしいでしょうか。

○大城博会計管理者 不用率は、ソフト交付金で1.8%、ハード交付金で0.9%となっております。

○比嘉京子委員 やはり金額を聞きますと、パーセンテージで低くても非常に膨大な金額になるので、本当にまだまだ努力が足りないのかなというふうに理解をしたところですが、一つに私、当初よりも現在の状況が分からないのが、一括交付金が決まる時期ですね。決まる時期というのはいつ頃でしょうか。そこにもその執行率の低さというのが影響していないだろうかとこのように考えるものですが、年度始めに決まっておらず、どうなのか

など。現在は改善されているのでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 一括交付金の予算自体が確定するのは、12月の予算の議案確定のときだと思います。

交付決定については随時、この計画が上がった時点で調整をされるものと思いますけれども、近年は4月の交付決定の率が非常に高まっているというふうに聞いております。

○比嘉京子委員 もう一つ、今回、次年度にも影響すると思うんですけども、一括交付金の場合、国の事情とかまた財政事情によって一定化していない、いわゆる左右されてしまうという点で、県も市町村も計画が立てづらいということはないでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 今の御質問につきまして、これは国の予算編成過程のことだと思いますので、監査委員からの言及はちょっとできないものだと考えています。

○比嘉京子委員 やはり国からも、当初はかなりの指摘で、執行率が悪いじゃないかと。だから減額だ、減額だという方向に行っていた時期もかなりありましたけれども、そういう言うてみれば、執行のスピードを上げるために、年度の途中であたりということが改善されるということが大事だろうというふうに思っておりました。現在では4月からスタートができるということで、そういう意味では、24年から始まっていますけれども、改善されているのかなというふうに理解をしています。

なぜ、今日このことをお聞きしたかと言いますと、やはり自主財源をやはり高めていくということは、沖縄県にとってずっとの課題であると思うんですね。長年の課題であるというふうに思います。

そういう意味で言いますと、やっぱり一括交付金を利用して、どうやって税収を上げていくのか、産業構造にどうやってメスを入れていくのか、どうやって収益上げていくのかということを含めて、そこにもっともっと戦略を立てて、市町村もそうですけれども、県もそこにつなげていくことが必要なかなというふうに私は思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○大城憲幸委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 ではお願いします。

まず、審査意見書3ページに行財政運営について記述があり、4ページの意見書のほう(3)事業執行について、新型コロナウイルス対策関連の要因を除けば、様々な成果も現れているというふうに記し

ています。

コロナ禍の1年でしたが、コロナ禍の中での行財政運営について、総括的な評価と分析について伺います。

○安慶名均代表監査委員 令和2年度は、全庁挙げて新型コロナウイルス感染症に対応するため、感染防止や、あるいは経済、雇用支援対策などに取り組んだ1年だったかと思います。

その財源として、地方創生臨時交付金や包括支援交付金などの国庫支出金、これを最大限活用するとともに、また県においても財政調整基金の取崩し、減収補填債の発行、経費の節減などによって財源を捻出し対応したところでございます。その結果として、決算の規模として、歳入歳出ともに22.8%増の過去最大規模の決算ということになったかと思えます。

これに連動してという部分もありますけれども、繰越額や不用額も大幅に増加をしているという状況がでございます。

以上が決算の状況の分析でございます。

○瀬長美佐雄委員 評価に当たって、様々な成果が現れていると。若干、先ほどの最後のも併せて、具体的にこの改善された部分という点で指摘できる点について、ほかにもあるのかどうか伺います。

○安慶名均代表監査委員 不用額等に述べた部分の記載ですけれども、不用額も増えてはおりますけれども、これは新型コロナ関連事業の実績減であるとか、その影響を受けた事業の実績減、そういうのが不用につながったものと考えておりますが、その特殊な要因を除いて考えた場合には、各種の不用額圧縮の取組の成果も出てきているものというふうに監査委員としては認識、理解をしてございます。

○瀬長美佐雄委員 15ページ、16ページに性質別構成の中に占める人件費があります。これについて、例年との違い、比較として九州平均、全国平均—16ページにもありますが。九州平均、全国平均に近づいているというのが2年度の決算だと見られますが、これについてどう評価されているのか伺います。

○安慶名均代表監査委員 性質別の比較表の中における人件費が10億円ほど増加をしていますが、その増の理由としては、教職員数の増であるとか、会計年度任用職員制度の導入など、こういうのが影響しているというふうに理解しております。

○瀬長美佐雄委員 それで気になったのは、コロナ禍の1年でしたという点で、人件費、今、定員数増というものも説明ありましたが、個々個別に言うと、

超過勤務であったり残業、あるいは祝祭日の勤務も増えたのかなという点で、その勤務実態が一定コロナ対応で増えたと。病院事業局は特にそうでしょうが。この決算の中に占めるそういった要素もあるのかなのか伺います。

○大城博会計管理者 総務部のほうに知事部局の時間外の実績を確認しました。令和2年度の1人一月当たりの時間外勤務実績が13.1時間ということで、前年度の12.2時間と比較して0.9時間の増加ということでございます。ただし、部局によっては、増加幅が大きくなったりしている部局もございます。

○瀬長美佐雄委員 14ページに移ります。

自主財源で2910億円、前年度比430億円増えていきますと。諸収入の増という説明がありました。この増の説明もありましたが、これはコロナ対策の一環としての一時的な増額なのか、あるいは今後も増えるという要素があるのか、それについての説明を受けたいと思います。

○大城博会計管理者 諸収入につきましては、先ほどもお話ししましたが、県単融資制度でコロナ関連の新しい貸付け制度を創設しまして、従来よりも金融機関に貸付けの原資となる資金を多く供給しております。コロナに関連して融資の原資を増加させたということです。コロナ対応資金です。

○瀬長美佐雄委員 返済もいろいろ事業としてあるのかなと思いますけど、いわゆる一時的であって、今年度、次年度以降そういう意味では増と。どんと増えるという状況はちょっとないのかなと。どんな状況なのか、その確認でした。

○大城博会計管理者 少なくとも令和2年度、令和3年度は、その融資実施されておりますけれども、次年度以降も継続されるかどうかというのは、ちょっと申し訳ないですけども、商工労働部に御確認いただければと思います。

○瀬長美佐雄委員 19ページに、税目別の県税収入の状況があります。個人の県民税あるいは個人の事業税は増加していると。この分析として、コロナ禍でありながらも増えていると、着実という状況の分析はされているのでしょうか。

○大城博会計管理者 個人県民税につきましては、対前年度比で23億円増加しております。これは個人県民税の2年度の課税というのが、新型コロナウイルス感染症の影響前の令和元年所得を基に算出されること、それから、均等割の納税義務者が増加していることによるものと聞いております。

○瀬長美佐雄委員 法人県民税、法人事業税は減額

と。減っていると。その関係で言うと、例えば、赤字が増えて納付した企業数、法人税を納める事業者数が減ったということなのか、それは減らないけれども、納付額が—もうけの減少に伴って納める額が減ったのか。そこら辺の分析は何かありますか。

○大城博会計管理者 法人事業税、それから法人県民税、法人関係2税の収入が減った理由は、税務課のほうからは企業収益が減少したからというふうに聞いております。

収入未済が増えておりますのは、先ほどお話ししました徴収猶予の適用を受ける事業者が多かったということでございます。

○瀬長美佐雄委員 あと、県税も着実に収納率も上がってきているのかなというふうなことと、今年度、2年度下がっているような感じもしますが、この間の徴収業務の改善の努力、あるいは収納率の全国的な順位というのはどんな到達になっているか伺います。

○大城博会計管理者 直近5年間の県税の収入額の推移を見ますと、元年度までは増収傾向にありましたけれども、2年度の税収は32億円、率にしまして2.4%の減収となっております。

新型コロナの影響で、観光、飲食など多くの業種に影響が生じておまして、法人関係2税が減収しております。

県税の徴収対策としましては、自主納付を促進するための広報のほか、納税の利便性向上に資する取組として、収納方法の多様化ですとか、一方、滞納処分の強化に取り組んでいるというふうに聞いております。

○瀬長美佐雄委員 収納率はどれぐらいの到達になるのでしょうか。全国比で言うと。

○大城博会計管理者 令和2年度の沖縄県の収入率の順位は44位と聞いております。

○瀬長美佐雄委員 ぜひ、努力が必要かと思えます。

次に、自動車税の税収について伺います。増額となっています。そこら辺では、この原因、台数が増えたのか、それとも課税の率が増えたのか、そこら辺の分析を伺います。

○安慶名均代表監査委員 自動車税につきましては、収入済額で3億5900万円増という決算をしておりますけれども、ちょっと比較の数値は持っていませんけれども、納期内納付率などが87.3%、これは全国14位という割と高い数値になっております。

それもまだいろんな徴収対策としての広報活動であるとか、納付環境の整備、滞納処分の強化、ある

いはコールセンターによる早期の納付の呼びかけ等々、様々な徴収の努力が納期内納付の高い数値に結びついていると思いますし、これが決算の数値にもよい影響を与えているのかなというふうに思います。

ただ、詳細は税務のほうにお願いしたいと思います。

○瀬長美佐雄委員 ちょっと米軍関係の自動車税もそこに含まれていると思いますので、収納状況とか、あと米軍関係の自動車税の優遇税制の仕組みについて、概括的にでよろしいですのでお答えください。

○大城博会計管理者 令和2年度の米軍人軍属等の課税額は、トータルで2億5699万円と聞いております。課税された台数は2万876台ですね。

自動車税の税率につきましては、日米安全保障条約第6条に基づく地位協定第13条第3項及び第14条第6項の規定に基づきまして、日米合同委員会において合意された税率によって課税することになっておりまして、地方税法に定める標準税率とは異なっていると聞いております。

○瀬長美佐雄委員 優遇していますということで、県民並みに徴収できれば2年度幾ら入ったんだろう。トータルして、復帰後ずっと軽減されてきているという点では、トータルでどれぐらいの差額になるのか伺います。

○大城博会計管理者 総務部に確認しましたところ、一般県民並みの税率に置き換えて算出した場合の税額は、令和2年度8億1276万円になると聞いております。復帰後、昭和47年から令和2年度までの49年間、これは民間車両と米軍人の私有車両の税額の差額を出しまして、それを台数に掛けていたという手法で差額の累計額を算出すると、約298億円になると聞いております。

○瀬長美佐雄委員 県内でも個人の堅実な税収と法人の減という点で、国税について、この間ずっと順調でしたが、令和2年はやっぱり減ったということなのか、状況分かれば伺いたいと思います。

○大城憲幸委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が瀬長委員に対して、細かい質問については、会計も監査も答えられないと指摘した。)

○大城憲幸委員長 再開いたします。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 分かれば、後でお伝えください。では、一括交付金について伺います。

ハード、ソフトそれぞれの執行状況や、繰越金、

不用額が令和2年度どうだったのか伺います。

○大城博会計管理者 執行率は先ほどもお話ししましたけれども、令和2年度のソフト交付金の執行率が84.0%で、前年度に比べ1.6ポイント増加しております。繰越額は87億3500万円で、前年度と比較して6億800万円、率にして6.5%減少しております。不用額は11億1600万円で、前年度と比較して、率にして35.7%減少しております。

次に、ハード交付金ですけれども、執行率は71.1%で、前年度に比べ0.1ポイント減少しております。繰越額は198億2335万円で、前年度に比べ、率にしますと7.7%減少しております。不用額は6億1004万円で、前年度に比べ、率にして9.7%増額しております。

○瀬長美佐雄委員 一括交付金が、次年度以降も確実なのはまだですが、この一括交付金の果たしている役割は大きいと思うんですね。市町村も継続をと。県も一緒になって獲得のために動いているかと思いますが、この一括交付金の果たしている役割について、監査委員として所見を伺いたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 一括交付金の果たしている役割ですけれども、この一括交付金によって、県並びにこれは市町村も含めてですけれども、その自主的な選択に基づいて、これまで国庫補助制度では対応がなかなか難しかった、その上でまた住民ニーズの高い離島振興あるいは人材育成、交通コスト関係、それから医療、教育、福祉など、様々な分野での事業展開が可能になったというふうに考えております。

また、産業振興分野等においては、集中的、戦略的に事業が実施され、その成果も上がっているものというふうに認識をしております。

○瀬長美佐雄委員 一括交付金の継続の課題とともに、本来の一括交付金が創設されて、自由度の高い、本当に地方主権という点で沖縄県が活用されてきたと思います。ところが現実的には今、減額状況があることと、沖縄県を飛び越えて市町村に交付されるという事業予算になったりしてはいますが、これについて、なぜ県を飛び越えてそこに行くのかという事業メニューとしての在り方、あるいはその令和2年度執行状況がどうだったのか、調べてあれば伺います。

○安慶名均代表監査委員 一括交付金の減額あるいは、今おっしゃっていたような、県を飛び越えてというような事業メニュー。これについては、国の予算編成あるいは政策の結果だと思いますので、我々、

監査委員の立場で申し上げることはできないと考えております。

○瀬長美佐雄委員 一括交付金が減るのは執行率が悪いからだという国会議員もいらっしゃったりして、実際的には執行率も向上させてきたのかなど、その努力も含めて、認識として執行率、事業効果も含めて、対応としてはどういう評価しているのでしょうか。

○大城博会計管理者 ソフト交付金の執行率は、平成30年度に88.5、元年度に82.4、令和2年度に84となっております。ハード交付金は、30年度が71.2、令和元年が71.2、令和2年度が71.1ということではほぼ同じ水準ですので、執行率は少なくとも悪くなっている状況にはないと考えております。

○瀬長美佐雄委員 移りますが、一括交付金の前に振興予算、毎年3000億円台確保できました。ただ、振興予算という中に、O I S Tあるいは国の直轄事業があつて、沖縄県が実質的に関わる予算というのは、決算額としては幾らになるのかなということでも伺いたいと思います。

○大城博会計管理者 内閣府が公表しております令和2年度の沖縄振興予算は、トータルで3010億円と承知しております。そのうち沖縄県が関与する沖縄振興公共投資交付金、それから沖縄振興特別推進交付金などの合計が、これは総務部が整理した資料によりますと1552億円となっております。

○瀬長美佐雄委員 ちょっと質問変えます。

病院事業会計における黒字の要因を他会計補助金の事業だという説明も受けました。この他会計補助金のメニューの数で金額という点では、この黒字の要因に関わって、どんな状況なのかを伺います。

○安慶名均代表監査委員 他会計補助金の、ずっと全ての事業把握をしてございません。数は分かりませんが、主な事業82億円の主な内容として、新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業として、およそ62億円。新型コロナウイルスの感染症の医療機関協力金交付事業として、およそ6億6000万円が主な事業ということになっております。

○瀬長美佐雄委員 あと、特別会計で沖縄県の公債管理特別会計があつて、それを設置した目的に金利の管理とかも含めてあると思いますが、これの特別会計を設置したことで得られた効果が、実際に実績という形であるのかどうかの確認させてください。

○安慶名均代表監査委員 公債管理特別会計は、平成23年度に設置をされております。

この設置の目的でございますが、これは当該年度

の定時償還分、公債費として支払う分と、借換えを行って後年度に負担を繰り延べる分、これは公債管理特別会計に今、分離をされておりますけれども、これが一般会計でやっけてしまいますと、膨大な繰上償還の金額が歳入に入って、そしてまた、借り換えた額が歳入に入ってきて、本来の県の予算の規模を大きく膨らませてしまうというようなところがあるもんですから、そこを明確化して透明性を高めるといふ意味で、公債費の適正な管理といふところから、この特別会計を設置されたものと理解をしております。

数値的に効果がといふのはちょっと御説明はできませんけれども、そういった趣旨の特別会計でございます。

○瀬長美佐雄委員 以上です。ありがとうございます。

○大城憲幸委員長 それでは引き続き、喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 お疲れさまです。

最初に、令和2年度のコロナ関連の予算、特にコロナの臨時交付金、あとは包括支援金もあるんですかね。県財政に与えた影響について、全体的な概要を教えてください。

○大城博会計管理者 令和2年度の収入済額は、億単位で申し上げますと令和元年度と比較して1672億円増加しております。このうち、臨時交付金が273億円を占めております。

一方、支出済額ですが、令和元年と比較して1655億円増加しております。このうち、臨時交付金を財源とする支出は268億円と聞いております。

○喜友名智子委員 このコロナ関連の予算は、例年の予算とは恐らく違った確保の仕方だったと思うんですけれども、どのような形で国のほうから予算を確保したのか教えてください。予算確保に至るまでのプロセスですね。

○大城博会計管理者 すみません、臨時交付金の国との調整は、県では企画部でやっております、我々はそういう事務に携わっておりませんので、具体的なプロセスを御説明することはできません。

○喜友名智子委員 分かりました。

次に、決算の審査意見書の中で、ほかの委員からも質問が幾つかありましたけれども、今年度から始まっている内部統制業務ですね。内部統制業務とこの監査、それから従来から行われている行政運営プログラム、少し業務のひもづけが分からなくて、どのような形で監査に結びついているのか、全体像を

教えてください。

○安慶名均代表監査委員 従来の定期監査は財務監査が中心でありますけれども、監査委員がその部署に出向いて、関係帳票等チェックをして監査をして、不適切な処理があれば指摘をするというところでした。

今回の内部統制制度は、平成29年度の地方自治法の改正に伴って、全国的に一斉に令和2年4月1日からスタートした制度でありまして、これについては長が自ら県のこの行政各事務に内在しているそういったリスクをあらかじめ識別をして、そして、それを最終的に自ら評価をしてチェックをします。そのリスクの不備があったのか、なかったのか。これは長が自らチェックをするというのが内部統制の制度でございます。

監査としても、監査の際にその内部統制の制度のそういった手続が適切に行われているかどうか監査をしながら、今回初めて報告書が出てまいりましたので、それについて審査意見を述べたところであります。

将来的に、内部統制の制度が徹底してできることになれば、基本的な部分は内部統制でしっかりとチェックをしてもらう。そして、監査はさらに、もっとこの深掘りをするような監査をするというようなことも、期待できる一つのことになっております。

○喜友名智子委員 この内部統制の業務プロセスをつくる際に、恐らくこの各部署の業務の見える化、マニュアル化をするのが一番手間がかかった部分ではないかなと思うんですけれども、この内部統制のプロセスつくるときに、監査委員の皆様はどういった形で関わりましたか。もしくは、まず関わったのかどうか教えてください。

○安慶名均代表監査委員 この内部統制のリスクを識別するのは、これは知事部局が主体となっております。新たな取組でしたので、その事業進捗については、監査もいろいろと意見交換もしながら進めてはまいりましたが、実際にそのリスクを識別するのは、これは知事部局が行うと。

ただ、その際に、これまでの監査で指摘した様々なものがあります。これはしっかりと、知事部局でリスクを識別する際の参考として活用していただくというようなことで、監査も関わっているというようなところはあろうかと思えます。

○喜友名智子委員 まだ始まったばかりの仕組みなので、実績積みながら、また今から改善をされていくかと思えますけれども、内部統制で発覚した事務

の不備等々が見つかった場合には、監査でも恐らく指摘があるのかなと思うんですね。

これ、監査で指摘があった事項が、また内部統制業務にどのように反映されることになっているんでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 いろんな様々な観点から内在するリスクは識別をしていくことになろうと思えますけれども、その最大の参考となるのはこれまでの監査の指摘だと思います。

監査で指摘されたときに、それは指摘があれば対応して改善をしていくわけですがけれども、こういった事務の中で起こり得る発現性の高い指摘事項については、今後は、その内部統制のリストの中に組み込んでいくということで、それは注意喚起になってミスを起こさないということにもつながりますし、仮にミスがあったとしても自らチェックをして是正をできる。そういう取組につながっていくものだと思います。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

次は、同じ決算の審査意見書のちょっと個別の話になりますが、48ページと49ページですね。

中央卸売市場と林業・木材産業の改善資金のほう、こちら収入未済額がありますけれども、どちらも理由がほぼ似ていまして、経営不振により使用料の支払いが延滞となっている、あるいは貸付金の償還が延滞となっているということになっています。

この経営不振の理由について、何か監査のほうに説明はありましたでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 監査の中で収入未済の理由として、企業あるいは貸付けした相手の経営不振によって償還返済がなかったというお話は聞いておりますけれども、個別の事業所、その内容まではまだ把握はしてございません。

○喜友名智子委員 コロナ関連の理由によるのか、それとも、もうコロナが関係なしにもともと経営不振だったのかということが分かれば、次年度以降、何か改善の余地があるのかなと考えたんですけれども、そういった議論はあったでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 そこまで細かく分析はしておりません。

○喜友名智子委員 分かりました。

私のほうからも後の委員と質問が重なりますので、以上で終わります。

○大城憲幸委員長 では、引き続き仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 お願いします。

私のほうは、代表監査委員のほうにまとめており

ましたけれども、評価とそれから課題、そして見直しというところでお聞きをしたかったですけれども、評価については、朝からずっとこの間述べられておりますので、評価については割愛をしましょうね。

総まとめとして、意見書の中に示しています行財政については、最小の経費と最大の効果を上げるのがもう基本原則なんだということでもう結んでいっちゃいます。

改善を要する事項というところで、1項目から4項目まで、行政運営、未収入、それから不納欠損処理と事業執行財政の事務というところで、意見書を毎年、この項目で挙げられておりますけれども、毎年見る限りでは、大体毎年同じようなことが書かれているのかなというふうに思えて、同じフレーズが並んでいるのかなというふうに思っているんですけども。

この毎年、執行部のほうに、こうした事業管理や事務処理がどのように生かされているのかなど。どの点が改善されて、そしてまた、どういうところが努力の跡が見えているのかなというところで、毎年監査をされている代表監査委員のほうに率直に、こういう点がやはり変わっています、あるいは、努力の跡が見られますねというふうなところがありませんか、その辺お聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 確かに審査意見書の文言については、例年と同様な部分もありますけれども、やはり大きな組織、大きな予算に対する決算に対する指摘でありますので、毎年毎年この内容が変わるといってもなかなか難しいところで、やはり決算をして、監査をして出てきた事項については、これは確実にやはり意見を申し上げるべきだということ意見で意見を申し上げております。

この内容については、しっかりこれは知事あるいはその関係部長と部局長に手交をする中で御説明をし、また、その後の本庁監査等でも直接、部局長とこの内容等について改善状況とかの確認もしておりますし、監査で指摘した事項については個別個別、その後どう措置をしたのか、どう改善をしたのかというのもしっかりと提出をさせております。これは中身をチェックして、オーケーなものは措置済みということで長にも報告をして、また県民にも公表しておりますし、措置がまだできていない、改善が見られないというものについては、継続して、未措置事項としてずっと監査委員としてはそれをフォロー

して追っているというような状況であります。

繰り返し繰り返し、同じような内容であっても、やはり指摘をするということが職員への注意喚起にもなりますし、またこれが意識改革へもつながる。それから、不適正な事務処理や不正の発生を防止するという観点からは、繰り返し指摘することも非常に有効であると、重要なことであるというふうに考えております。

○仲宗根悟委員 しっかり監査の意見、それから指摘については、日々、意見を交わしながらも改善はされ、応分なやるべきところはやると。また、まだまだ至らないところについては、しっかりと意見を述べていっちゃるといふようなところであると思えます。

令和2年度、いろいろ職員が動員しなければならぬ事業をおろそかと言ったらおかしいんですがね、もういろんなことが沖縄県で起こりました。だからといって皆さんの努力、その後の職員のやるべき姿勢というのは評価をいたしますけれども、しっかりこの辺は、県民からいただいた税金を本当に有効に、県民のために今度は使わないといけない。そうしないといけない仕事というのは、皆さん課せられていっちゃると思いますが、これは詳しいのはまた総務のほうで聞きたいと思うんですけども。

この監査の仕事をする立場で、今後のその行財政運営というんでしょうかね、我が県の見直しというのは、どういうふうなのが挙げられるのかですね。こういうところがないと、一生懸命頑張らんといけないかですね。そういったのは、お聞かせいただけますか。

○安慶名均代表監査委員 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大等々で、県内経済には多大に大きな影響を与えております。いまだ収束が見込めない状況でありまして、令和2年度は県税収入も32億円余り減収となりましたし、この令和3年度においても、県税収入等への影響が懸念をされているところで

す。その一方で、まだ収束が見込めないということで、これからも感染防止や経済雇用支援対策などのための財政需要、これはまだまだたくさん出てくるというところで、適切にそれに対応する必要があるということを考えますと、やはり今後、財政運営は厳しくなるというふうに考えております。

そういう意味で、コロナ感染症対策のための必要な財源をしっかりと国に求めて、強く働きかけていく必要があると思えますし、また、県においても、歳

入歳出のバランスの取れた持続的な財政運営に努めるという意味で、自主財源の確保であるとか、様々な財源確保の方策を取ることが重要であるというふうに考えております。

○仲宗根悟委員 ありがとうございます。ぜひいろんなことが起こってはいるんですけども、しっかりと県民のために、この行政運営がなされていく。そしてまた、監査役の権能を十分生かしながらも、一つ一つ細かくチェックをしながら行政当たってくれと。そしてまた、県民のためにやってくれと。朝から、監査役、監査委員のお仕事はこういうお仕事でしょうというお話がありますから、ぜひ頑張っていたきたいなということを希望して終わります。

○大城憲幸委員長 では、引き続き新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 それではよろしくお願ひします。審査の報告書の5ページのほうですね。

その中に先ほどから質疑がありましたとおり、今、私も内部統制の効果的運用に関することが重要であるということが書かれておりますので、概要等は先ほどお伺いしましたので、この内部統制の運用に関して整備と運用があると、2つの方向性があると思うんですけど、その中で、整備に関して業務を適切に行うに当たって、一定方向の方向性や手順などの決まりをちゃんと決まって整備して行ってきたのかというのをお伺いいたします。

○伊佐馨監査委員事務局監査監 内部統制について、整備と運用というふうに分かれております。

整備につきましては、基本的に知事部局のほうで、これは先ほどからお話があるリスクが発現しないようにその対策を講じるというところとなっております。具体的には、そういったリスクが発現しないようにチェックを十分かけるとか、あるいはチェックリストを新たにつくるとか、二重チェックをするなど、そこが一般的な対策となっているところでございます。

○新垣光栄委員 それでは、この整備を整えて手順にのっとって運用のほうで、今回報告ということで理解してよろしいでしょうか。

○伊佐馨監査委員事務局監査監 委員がおっしゃるとおり、整備を整えてそれを年度中に運用したという形となっております。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

その中で、意見書の中に内部統制が有効的に運用されるためには、リスクの識別及び自己評価が適切に行われる必要があるという意見書を付されているんですけども、それは具体的にどのようなことを

言っているのかお伺いいたします。

○安慶名均代表監査委員 内部統制制度が効果的に運用されるためには、そのリスクの識別とその自己評価、これが適切に行われることが重要であります。

そのために、このリスクの不備の発現率や、あるいは影響度の高いリスクが適切に識別される仕組み、これを検討することが必要でありますし、また自己評価の精度向上に努め、内部統制制度の機能強化に取り組むこと、これが重要であります。そのことを記述をしているところであります。

○新垣光栄委員 私が考えるに、内部統制の重要な部分というのは少し違って、統制環境の整備、この職員の気風の情勢等にあつて、全てのものの意識の中にこの気風というのが影響してくるのではないかなと思っているんですけども、それが統制環境の整備が重要だと思うんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 それはもちろん、この内部統制の目的を考えたときに、職員がその重要性をしっかりと認識をして、しっかり自ら対応するというような考えに基づくことが一番重要なことだと思います。

○新垣光栄委員 やはりそういう自らが行っていくというので、私はこの内部統制は特別ではなくて、各自自治体、通常の業務の中でもう進んでいると思っていますよ。存在してはいますね。これを新たにやるということは、チェックして行動するということは、この業務の内容やプロセスを、先ほどもあったんですけど、見える化して情報公開に持っていかないと、なかなか進まないように思えるんですけども、どうでしょうか。

相当の事務量が増えてくると思うんですけども、本来は、今ある業務の中の延長—なくてもいいと思うんですけど、私は、実際ですね、この内部統制というのは。本当にすばらしい今、日本のチェック体制、事務能力というのはすばらしいと思っているんですよ。その中で、見える化こそが一番重要だと思っているんですけど、どうでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 当然、この内部統制という考え方、この意義というものは、今、制度上はこの令和2年度からスタートしたわけですけども、当然、これまでもそういう考えでしっかり対応していただかないといけないことですし、また、監査としてもそういった視点からしっかり適切な事務が行われているか監査をしてきたところではあります。

ただ、今回こういうちゃんと、これは全国的に導

入されておりますけれども、制度化をされて、ある意味で、各部署各課で自らの業務に内在するリスクをしっかりと識別をして、そしてこれを公にしてみんなで共有をする。そして、そのチェックをしていくというところでは、ある意味、委員のおっしゃるような、これまで個人個人がそれぞれしっかりと対応しないといけないということでやってきたものを、ある意味見える化をして、みんなで共通な認識を持って当たるといえることでは、この内部統制の制度そのものも見える化ではないのかなというふうに思います。

○新垣光栄委員 その業務を効率化させる中で見える化して、このCOSOのフレームワークの中で、行政のフレームワークの中に、目的に資産の保全とか、その基本的要素の中にITの活用というのが入ってきていると思うんですけれども、そのITの活用というのは、どのように捉えているんでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 内部統制については、基本的には財務に関する事務、これについてはもう確実に実施をするということになっておりますけれども、その他については、各都道府県の事情によって実施をするということになっておりますけれども、沖縄県においては、財務に関する事務に限定せずに、情報管理に関する事務、業務サービス管理に関する事務、施設管理に関する事務ということで4つの事務を対象としております。

そういうような中で、県においては、その情報管理の部分も非常に内部統制の重要な課題という認識の下に、この制度を今取り組んでいるところと理解をしています。

○新垣光栄委員 ぜひIT化も取り入れて業務の簡素化、そして、能率化も図っていただきたいと思えます。

その中で、先ほど呉屋委員からもありましたように、私はこの監査制度の改革が自治体の行財政改革の中心課題になっているという認識を持ってまして、それで監査も内部統制に対する意識の改革が必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 監査委員としても、この内部統制制度が適切に、また徹底して行われることによって、基本的な業務に内在するリスクについては長自らが識別をして、自ら評価をして、自ら対応していくということを期待しております。

そうすることによって、また監査委員は、特定の案件というか、もっと深掘りをして監査をしていく

というような体制が組めるのかなというふうに期待をしております。

○新垣光栄委員 よろしくお願ひします。

続きまして、歳入歳出の件についてお伺ひいたします。

先ほど皆さんがお聞きしていますので、私は今、この県税の収入の中で32億円余りが減少したということで先ほどから質疑がありましたので、今回、令和3年度の税収、県政の県税の見込みの中に、コロナ時における傾向というのは見られるのか。

つまり、例えば、今コロナの協力金とか出しておりますよね。その辺の影響とか出てくるのだろうか。

今、法人税に関しては減少傾向にあるんですけれども、個人の個人県民税とか、個人事業税は伸びているものですから、そういう傾向も令和3年度には見られるのかどうかですね。

見込みなんですけれども、すみません。

○大城博会計管理者 個人県民税につきましては、所得割の課税対象が令和2年の所得になりますので、当然、新型コロナで所得が減った方については、所得税に影響が出てくると思います。

具体的に、この令和2年の所得に置き換わるのは、6月か7月以降に置き換わると思いますけれども、どの程度税収に影響が出ているかというのは今、手元に資料がございませんで、御説明することはできません。

○新垣光栄委員 令和3年度はもっと厳しい状況になるのではないかなと思っております。

その中で、先ほどこのコロナウイルスの感染状況に対応するために必要な財源の確保、財政支援が引き続き、国へ要求していくことが求められるということで皆さんが報告をしているんですけれども、その中に具体的に数字として、この決算書の中にどういう方向で今、県税の税収の面もあるんですけれども、具体的にちゃんとしたコロナで影響出た部分というのは数字として持っているのかですね。どうでしょうか。まとめて持っているのか。

○大城憲幸委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より、この質問は総務部のものではないかとの指摘があった。)

○大城憲幸委員長 再開いたします。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 それでは、義務的経費のほうに質問を変えたいと思っております。

今、本土の高齢者の社会保障費の義務的経費の落ち着いた頃に、沖縄県はピークが来ると思うんです

けれども、社会保障政策において10年ぐらい本土とずれがあると思います。

その中で、この社会保障関係費の義務的経費の伸びを監査委員としてはどういうふうな方向性で見ているのか。

○安慶名均代表監査委員 知事部局においては、平成30年6月に策定した今後の財政収支の見通し、この中で主な社会保障関係費は高齢化の進行等に伴い、大幅に増加すると見込まれております。そういうこともありまして、監査の審査意見書においても、高齢化の進行等に伴い今後とも社会保障関係費等の義務的経費の増加が見込まれることから、引き続き経費節減や効率的・効果的な事業執行に努めるとともに、産業振興による安定的な税源の涵養など、歳入確保に向けた不断の取組が必要ということで意見を述べております。

ただ、今、御質問にありましたピークから10年程度ずれるという部分については、監査のほうで推計等はやっておりませんので、そのピーク等の時期などについては、答弁はできないところであります。

○新垣光荣委員 この2025年問題ですか、その中で他府県はピークアウトした後に、国の施策が、様々な施策がだんだんだんだん落ちていくと思うんですよ。施策のほうもピークアウトしていくわけですよ。

その中で沖縄県はピークを迎えていくときに、国民保険税に係る前期高齢者の交付金等にもあるように、やっぱりこれは沖縄の特殊事情だと思っているんですけれども、そういう提言というのは見えてこないのでしょうか。会計とか、監査委員としてできないのでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 監査委員としては、県の出した今後の財政収支の見通しとか、そういった財政的な資料も参考にしながら審査意見を書いているところですが、大きな財政の見通しでのお話はできませんけれども、その個別の事業について、今、委員のおっしゃるようなことまでちょっと言及するのは難しいところです。

○新垣光荣委員 最後になります。

それで、やはり自主財源を確保していかないといけないということで、観光税の導入のほうがあったんですけど、こういう厳しいときに観光税の話をするとなんかと言われるかもしれないんですけども、しっかりいただくからこそ、しっかり観光産業に対して支援が行えるし、責務が出てくると思います。その辺は、今、どのように今、県として方向性を考

えられているか。

大変厳しい状況では分かっているんですけども、落ち着いた頃なのか、いつ頃を予定しているのか。

○安慶名均代表監査委員 今、知事部局において持続的な観光振興を図るという観点から、宿泊税と観光目的税の導入についても取組を進めていると聞いてはおります。ただ、現在の新型コロナウイルス感染症の沖縄観光への影響を鑑み、今、導入時期などについては今後検討していくというような状況にあると聞いております。

観光もこの宿泊税に限らず、県税の自主財源を確保するといういろんな方策の中の一つには、やはり課税自主権の行使というようなことで、新たな税源を求めるということも非常に重要なことだと思いますが、これについては知事部局において、適切に今後検討されるものというふうに考えております。

○新垣光荣委員 ありがとうございます。

○大城憲幸委員長 先ほど瀬長委員の質疑に対する答弁で、代表監査委員から答弁を訂正したいとの申出がありますので発言を許します。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 先ほど瀬長委員からの御質問で、病院事業会計の黒字の要因である他会計補助金の増加等の質問の中で、私が他会計補助金82億円の内訳として、新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業およそ62億円、それから新型コロナウイルス感染症医療機関協力支援交付事業およそ6億6000万円と答弁をしましたがけれども、この82億円というものは他会計補助金82億円ではなくて、医業外収益が82億円増加した内容の説明として答弁をしたところでありますので、ここは訂正をしておわびいたします。

82億円を他会計補助金82億円、その内訳と御説明をしましたがけれども、その82億円は、他会計補助金等の増による医業外収益の増82億円ということでございます。

○大城憲幸委員長 以上で、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○大城憲幸委員長 再開いたします。

次回は、10月19日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 大 城 憲 幸

令和 3 年 10 月 12 日

令和 3 年 第 8 回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録

（ 第 1 号 ）

令和3年第8回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和3年10月12日（火曜日）
開会 午前10時8分
散会 午後5時8分
場所 第7委員会室

生活安全部長 幸喜一史君
警備部長 小林雅哉君

本日の委員会に付した事件

- 令和3年第8回議会 令和2年度沖縄県一般会計決算の認定について（知事公室、総務部及び公安委員会所管分）
- 令和3年第8回議会 令和2年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会 令和2年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について

○又吉清義委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和3年第8回議会認定第1号、同認定第7号及び同認定第19号の決算3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び警察本部長の出席を求めています。

まず初めに、総務部長から、総務部関係決算事項の決算概要を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 おはようございます。

それでは、令和2年度総務部所管の一般会計並びに所有者不明土地管理特別会計及び公債管理特別会計の2つの特別会計の歳入歳出決算につきまして、ただいまタブレットで通知させていただきました令和2年度歳入歳出決算説明資料に基づいて御説明申し上げます。

なお、説明の都合上、ページを前後いたしますがあらかじめ御了承をお願いしたいと思います。

それでは、1ページをお願いいたします。

総務部所管の歳入総額について御説明いたします。

予算現額Aの欄5725億5608万1679円、調定額Bの欄で5618億1851万9018円、収入済額Cの欄5587億5528万1109円、うち過誤納金1億281万9966円、不納欠損額Dの欄1億4154万2391円、収入未済額Eの欄30億2451万5484円となっております。調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.5%となっております。なお、説明資料の右端の欄に沖縄県歳入歳出決算書の該当ページを記載しておりますので、御参照をお願いいたします。

それでは2ページをお願いいたします。

続きまして、総務部所管の歳出総額について御説明いたします。

予算現額Aの欄2358億7597万9239円に対しまして、支出済額Bの欄2340億4605万4708円、翌年度繰越額Cの欄4億332万6000円、不用額A引くB引くCの欄14億2659万8531円となっております。予算現額に対

出席委員

委員長 又吉清義君
副委員長 島尻忠明君
委員 仲村家治君 花城大輔君
仲田弘毅君 山里将雄君
当山勝利君 西銘純恵さん
渡久地修君 國仲昌二君
仲宗根悟君 平良昭一君
當間盛夫君

説明のため出席した者の職、氏名

知事公室長 金城賢君
参事兼基地対策課長 古堅圭一君
防災危機管理課長 池原秀典君
参事兼辺野古新基地建設問題対策課長 田代寛幸君
総務部長 池田竹州君
財政統括監 平田正志君
総務私学課長 古市実哉君
参事兼財政課長 武田真君
税務課長 喜友名潤君
管財課長 池原勝利君
警察本部長 日下真一君
警務部長 平松伸二君

する支出済額の割合でございます執行率は99.2%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

一般会計の歳入決算の概要について御説明申し上げます。

総務部所管分の合計額は、予算現額Aの欄4977億6067万3679円、調定額Bの欄4869億9985万2864円、収入済額Cの欄4839億5147万1550円、うち過誤納金1億281万9966円、不納欠損額Dの欄1億4154万2391円、収入未済額Eの欄30億965万8889円、収入比率は99.4%となっております。収入済額の主なものですが、2行下の(款)県税1329億4050万3841円。

次に、5ページをお願いいたします。

下から3行目でございます。(款)地方交付税の2142億7万7000円でございます。

恐縮ですが、3ページにお戻りください。

収入済額のうち、過誤納金の主なものですが、上から3行目の(款)県税1億270万8850円でございます。過誤納金の主な理由としましては、県税に係る減額更正等による過誤納で、出納整理期間中に還付処理ができない分でございます。なお、当該過誤納金については、令和3年度におきまして全て還付処理をすることとしております。

次に、不納欠損額の主なものですが、上から3行目、(款)県税の1億2551万4246円でございます。その主なものは、そのすぐ下の(項)県民税7150万6800円、その4行下、(項)事業税3488万4831円。

次の4ページをお願いいたします。

この上から5行目ですが、(項)自動車税1311万9272円となっております。不納欠損の理由としましては、滞納処分できる財産がない、滞納者の所在不明等の理由により、関係法令に基づき、不納欠損の処理をしたものでございます。

恐縮ですが、また3ページをお願いいたします。

次に、収入未済額の主なものですが、上から3行目の(款)県税28億8464万7582円でございます。その主なものは、すぐ下の(項)県民税15億239万463円、4行下の(項)事業税8億1261万2966円、6行下の(項)不動産取得税4億3990万978円となっております。収入未済の主な理由としましては、納税者の収入の減、失業、病気などによる経済的理由や、不動産業者の経営不振による資金難、倒産による滞納などによるものでございます。

続きまして6ページをお願いいたします。

下から7行目でございます。

(款)財産収入の収入未済額4582万4528円は、その2行下、財産貸付収入で生じており、主な要因は、借地人の病気や経営不振、生活苦などの経済的理由によるものでございます。

次に7ページをお願いいたします。

真ん中の(款)諸収入の収入未済額7918万6779円の主なものでございますが、下から3行目の(項)雑入の(目)違約金及び延納利息3677万9813円で、その主な要因は、財産貸付収入と同じく、借地人の病気や経営不振、生活苦などの経済的理由によるものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。

総務部所管の合計額ですが、予算現額Aの欄1610億8057万1239円に対し、支出済額Bの欄1594億801万7952円、翌年度繰越額Cの欄4億332万6000円、不用額12億6922万7287円、執行率は99.0%となっております。

繰越額につきましては、(款)総務費における長期的な視点に立った公共施設のマネジメントを推進する事業、本庁舎外壁補修工事を行う事業及び私立学校施設の改築事業におきまして、明許繰越として計上しているものと、宮古合同庁舎のトイレ水洗い水栓を自動水洗に取り替える事業におきまして、事故繰越として計上しているものの合計でございます。

明許繰越の3事業におけます繰越しの理由としましては、公共施設マネジメント推進事業におきましては、県民の森の長寿命化を図るための大規模改修工事が入札不調等により再入札による手続に日数を要したため、本庁舎外壁補修工事を行う事業におきましては、補修箇所増加に伴う工期延長のため、そして私立学校施設の改築事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に時間を要したため、それぞれ年度内完了が困難となったことによるものでございます。

事故繰越としました宮古合同庁舎を修繕する事業におきましては、新型コロナウイルスの感染対策で自動水洗の全国的な需要が高まったことを背景に、供給が追いつかなくなった結果、納入までに不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったことが繰越しの要因でございます。

次に、不用額につきまして、その主なものを款ごとに御説明申し上げます。

2行下、(款)総務費の不用額、5億2811万8263円は、主に高等学校等就学支援金の支給実績が見込みを下回ったこと等により、不用が生じたものであり

ます。

10ページをお願いいたします。

1行目の(款)公債費の不用額1916万6232円は、主に証券の割引料の執行残による不用でございます。

7行目、(款)諸支出金の不用額2417万1792円は、主に、次の11ページになりますが、その下から4行目、(項)環境性能割交付金及び下から2行目の(項)法人事業税交付金におきまして、その原資となる環境性能割及び法人事業税の税収が見込みより少なく、交付金額が減少したことによる不用でございます。

12ページを御覧ください。

(款)予備費の不用額6億9777万1000円は、年度内の緊急支出に充用したものの残額でございます。

以上が、令和2年度一般会計における総務部の決算概要でございます。

引き続き、特別会計の決算概要について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

所有者不明土地管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、沖縄戦に起因する所有者不明土地の管理を行うための特別会計でございます。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。

合計欄の予算現額Aの欄1億7243万9000円、調定額Bの欄1億9969万7522円、収入済額Cの欄1億8484万927円、収入未済額Eの欄1485万6595円となっております。収入未済額の主なものは、2行下の(款)財産収入791万488円で、借地人の病気や経営不振、生活苦などの経済的理由によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。

合計で、予算現額Aの欄1億7243万9000円に対し、支出済額Bの欄1906万8124円、不用額1億5337万876円となっております。不用額の主なものは、予備費の支出がなかったことによるものであります。

15ページを御覧ください。

公債管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、公債費を一般会計と区別して管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。

合計で、予算現額Aの欄746億2296万9000円、調定額Bの欄及び収入済額Cの欄は同額で、746億1896万8632円となっております。

16ページをお願いいたします。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。

合計で、予算現額Aの欄746億2296万9000円に対し、支出済額Bの欄746億1896万8632円、不用額400万368円となっております。不用額の主なものは、一番下の行の(目)公債諸費300万円で、主に証券の割引料の執行残による不用でございます。

以上が、総務部所管一般会計及び特別会計の令和2年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしく御願申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条で定める所管事務に関する決算議案でありますので、十分御留意願います。

要調査事項を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明10月13日、当委員会の質疑終了後に改めて要調査事項とする理由の説明を求めることにいたします。

なお、要調査事項の提起があった際、委員長が要調査事項を提起した委員に、誰に、どのような項目を聞きたいのか確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や、要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように、簡潔をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ、番号及び事業名等を告げた上で、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により、委員自ら通知し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に際しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに総務部関係決算に対す

る質疑を行います。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 おはようございます。

まず最初に、昨日もお聞きをしたんですけど、総務部長にお聞きをいたします。

コロナ禍の中で、予算執行に当たって、いろんな御苦労があったと思うんですけど、総務部においても、予算の組替え、またいろんな、大分、補正予算も、我々も審議をさせていただきました。

この執行、そしてまたこの令和2年度の決算においてどのような御苦労をなされたのか、またいろんな創意工夫をなさったと思いますので、その辺をまとめて御答弁をいただきたいと思います。

○池田竹州総務部長 ありがとうございます。

令和2年度は、コロナが私ども初めて本格的な経験をした年でございます。

補正予算も16次にわたり編成して、これはもう過去最多でございます。

今年度は、それを超えてしまいましたけれども、いずれにしても、総務部の予算当局、そして保健医療部、商工労働部、観光を中心とした関係部局にとってはコロナの影響、そして感染症と経済への影響などをめぐって、経験したことのない大変難しい対応を、1年半以上にわたって継続して、災害を経験する、未曾有の大災害ではありますけれども、いわゆる長期化したこういう災害というのは、沖縄県もそうですけれども、全国的に恐らく初めて経験したものだと思います。

予算的には補正を随時適切に組むということで、専決処分も何度かさせていただきましたけれども、部局から要求のあるもの、特に保健医療部、そして、時短協力金など、必要性のあるものを随時補正予算として編成するとともに、執行におきましても、流用なども含めまして、必要な経費につきましては随時適切に執行できるように配分いたしました。

また、コロナの影響によって執行が困難となる事業など、例えば海外誘客などの事業は、今年度ですけれども、かなり厳しいということで、そういったものは、例えばソフト交付金であればほかの事業に内閣府と調整しながら組み替えて行うなど、予算の効率的な執行にも努めてきたところでございます。

○島尻忠明委員 沖縄県だけではなく、日本、世界でこういう新しいコロナといういろんな戦いの中で、その中で、この1年間で予算執行した中で見えてきた課題とか、今、部長答弁がありました一保健医療部とか、いろんなものも包含して見えてきた課題、あるいはまた、これは多分来年度にも影響すると思

いますけど、その辺の課題とか、いろんなまた工夫とか見えてきたものがあれば御答弁をいただきたいと思います。

○池田竹州総務部長 まず、感染症の部分の直接的な対応につきましては、国のほうから包括支援交付金でありますとか、臨時交付金など、相当額の支援をいただいて、その裏負担につきましても最大限配慮をいただいているところで、恐らくそれがあから何とか沖縄県としても、大変、感染状況が全国でもトップレベルの厳しい状況が続いているところですから、感染対策、そして時短協力金などのそのほかの対策も含めて、何とかやってこれたかなと。ただ一方で、やはりいただいている交付金は、例えば人口ベースに算定していたり、事業所数をベースに算定したりしていて、感染者の状況であるとか、病床の状況というのが必ずしも私どもとしては十分に反映されていない一割増しとかは当然されてるんですけども、やはり長期化してるところには非常に厳しい面もあったということで、感染者数に応じた別途の財政措置につきましては、これまでも繰り返し求めてきたところでございます。

引き続きそういった部分については求めながら、一方で、幸い今、感染が落ち着く方向に来てますので、次への備えは当然やりつつも、経済をきちんとして回していくための対応について、部局と連携しながら、これから取り組んでいきたいと考えております。

○島尻忠明委員 ぜひ、最初は飲食業とか、ああいいう方々に手当てはなさっていたんですけど、そのあと観光とか、あるいはまたバスとか、いろんな関係方々の要請に対しても、いろんな補正予算を組んでいただいたと思っております。ただ、やはりそこでは足りない部分もたくさんあったと思いますし、また我々も初めて経験するわけですから、皆さんもいろんなことで、大分御苦労なされたと思いますが、その辺もしっかりとまた生かしていただいて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、こういう厳しい状況ですので、やはりなかなか県税含めて、厳しい収入未済額とか、いろんなのが、ほかのところはまた、土木関係でしたらなかなか事業が執行できなかったとか、いろんなものがあると思うんですけど、皆さんで所管している県税はじめ、厳しい、県民も厳しい状況ではあるんですけど、やはりその背景があって、今回のこの決算書でも、やっぱり収入未済額とか不納欠損額とか、そういうのは増えてるような感じはしますけど、その辺についてはどういう認識をお持ちでしょうか。

○平田正志財政統括監 私どものほうで所管しております県税に関しては、やはりコロナの影響がございまして、国の通知に基づく猶予の特例を活用させていただいたと。これについて、県民の経済状況の傷んでる状況に対しては、柔軟に対応することができたのかなというふうに考えております。

○島尻忠明委員 やはりコロナ禍の中ですから、ぜひ配慮もいただきながら、しっかりまた、いただくものはいただくという方向性もいいんですけど、ぜひまたその辺も配慮していただきたいというふうに思っております。厳しい状況であるんですけど、決算書を見させていただくと、法人税は厳しい状況であるんですよ。ただ、県民税は、法人税とは別でまた増になってる部分があるんですけど、その辺の要因は皆さん、どのように認識をしていますか。

○喜友名潤税務課長 法人関係税は御指摘のとおり、収入額が落ちております。その中で、個人県民税が約24億円増加してる理由についてお答えいたします。

個人県民税の収入額は約429億2435万円で、前年度決算額の約405億2319万円と比較しますと、額で約24億116万円、率にして5.9%の増となっております。増収となった理由といたしましては、個人県民税均等所得割が令和2年度課税額は新型コロナウイルス感染症の影響前である令和元年度の所得を基に課税したということと、納税義務者数が増となったことが要因として挙げられます。

○島尻忠明委員 じゃあ次の決算に影響してくるとい認識でいいですね。

○喜友名潤税務課長 個人県民税につきましては、令和3年度の課税につきましては、令和2年度よりも減少しております、今現状としましては。

○島尻忠明委員 あと、繰越額が、令和元年度、令和2年度もそうなんですけど、あと不用額も、不用額は大体、令和元年度、令和2年度、一緒なんですけど、これの要因、どういう背景でこのような数字が出てるんですかね。

ただ単純に、元年と2年の比較だけです。

○武田真参事兼財政課長 総務費の不用額、それから繰越額というお話なんですけど、全体的な形で少し御説明させてください。

令和2年度決算というのは、やっぱりコロナの影響をもろに受けたような決算というふうに考えています。繰越額でいいますと、国の臨時交付金、包括支援交付金という事業に絡んだもので、全体としての繰越額が約200億ぐらい繰り越しています。これは、主には医療機関に対する協力金であるとか支援金、それから時短協力金についても、令和2年度で予算

を組んだんですが、支払いが間に合わなかったということで繰り越したというふうな形で、それが大きく増えたというのが繰越額の大きな増の要因となります。一方で、不用額についても、セーフティーネット資金という、セーフティーネットを手厚くするために、不足があってはいけないということで、予算を計上して、県単融資も含めて、様々な予算を計上させていただきました。その部分で例年になような不用額というのが約100億円ほどございます。各部署執行にも取り組んだんですが、結果として不用額も例年よりは増えている現状がございます。

○島尻忠明委員 今説明を受けましたけど、やっぱりセーフティーネットとか、いろんなことを予想して、足りないよりはそれなりの予算額を準備した中で、それでも不用額が出たんですけど、しっかりと対応できているということよろしいですか。

○武田真参事兼財政課長 コロナ対策ということにつきましては、万全に対応できたのかなというふうに考えております。

先ほど御案内したとおり、県単融資、医療の協力金、そういったセーフティーネットについては不足が生じないような形で予算を措置して、不用は出てしまったんですけど、それに伴って医療崩壊するか、そういったこと自体は起きてませんので、しっかりと対応できたのではないかと考えています。

○島尻忠明委員 ちょっと最後に、翌年度繰越額が出るということは、次の年度にもやっぱり影響してくるわけですね。

そういう中でやっぱり予算執行とかいろんなことにおいては、特に支障はないということで理解してよろしいですか。

○武田真参事兼財政課長 繰越しが増えたということで、繰越し分のものについての執行率も、今現在もう既に7月末現在、80%を超えてるような形で対応させていただいていますので、しっかりと県民に対して届けるものはしっかりと届けていきたいというふうな形で考えております。

○島尻忠明委員 以上です。

○又吉清義委員長 花城大輔委員。

○花城大輔委員 ちょっと総務部、1点確認させていただきたいことと、あとちょっと職員の方に伝えてはなかったんですけど、たばこ税のことをちょっと聞かせてください。昨日、一県民から質問されて答えられなかったの。

まず1点目なんですけど、玉城知事が就任して3年目が経過して、県内紙では、就任して3年が過ぎたことに対していろいろと報道がなされていました。

インタビューとか社説でも取り上げられてましたね。その中で、翁長県政の引継ぎが目立つとか、目に見える実感の伴う成果が乏しいとか、また今後については残り1年の任期中に具体的な成果を上げなければならぬとか、かなり酷評と捉えられるような記事が目についたわけでありまして、この主要施策の成果に関する報告書を見て、総務部に新規の事業がないこと、また、総務企画委員会で審査している知事公室についても、首里城の復興推進事業、これも火災がなければ新規としてなかったんであると思われま。

また、事業の多い企画部でもわずか3つほどしか新規がないということで、この新規の数が少ないことと、主要施策と位置づけられてる事業の中になく、この新規の事業がないということと、公約達成率の因果関係について、これが関連してるのかどうかということの見解を伺いたいと思います。

○池田竹州総務部長 まず、総務部に関するという形でお答えさせていただきますけれども、まず総務部は管理部門という性格もございまして、もともと総務部として仕組む事業というのは、それほど多くございません。

主要施策につきましても、所有者不明土地、あるいは私立学校と、2つを挙げさせていただいております。そういった中で、例えば私立学校振興事業につきましては、予算的には新規事業として、私立専修学校授業料の減免事業、あるいは通学費の負担軽減などを令和2年度から新たに仕組むなど、主要施策の項目としては変化はないんですが、事業の内容としては拡充している部分もございまして。

そういった観点では、総務部としてはしっかりと取り組んできてるというふうと考えております。

○花城大輔委員 この件については、これ以上の質問はありません。

次に、たばこ税のことなんですけど、昨年、総務企画委員会の中だったのか、決算委員会の中だったか覚えてないんですけども、たばこがまた値上がりしました、最近。そして、禁煙をする人も増えている中で、税収はどのように変化してますかと質問したら、課長がうれしそうに税収は変わっていませんと答えたんですよ。複雑な思いでしたけれども、昨年は微増だったということでしたけど、この決算、会計年度ではどうでしたか、結果は。

○喜友名潤税務課長 令和2年度の県のたばこ税収入は約17億3000万円で、令和元年度と比較いたしますと、9000万円の減となっております。

○花城大輔委員 これ、今県が17億3000万円でした

よね。これ、市町村の上位3市というのはどこの税収を得ているか、ちょっと今答えられますか。

○喜友名潤税務課長 申し訳ありません。

今、手元に資料がございませんので、後ほど御提供したいと思います。

○花城大輔委員 総務部については以上です。

○又吉清義委員長 仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 質問させていただきます。

昨日の質疑で、病院事業局の会計決算が、国からのコロナ対策費でもって、債務は改善したとの答弁がありました。これはやはり本県においては、財政構造そのものが、従来、依然として国への依存度が大きくて、自立型経済を構築する上では、どうしても財源確保は最も重要なことだというふうにお考えしております。県税収入と、それに伴う諸収入を、もっともっと本県は強化していく必要があるというふうにお考えしております。

質問でありますけれども、審査意見書の中から、順番が若干変わりますけれども、質問を行います。

まず一番最初に、財源についてであります。自主財源額と依存財源額をまず教えてください。

○武田真参事兼財政課長 審査意見書の14ページにございますが、令和2年度決算における自主財源の額になりますが、約2911億円となります。一方で、依存財源については5884億円となります。

○仲田弘毅委員 その増額になった要因は何でしょうか。

○武田真参事兼財政課長 自主財源につきましては、先ほど島尻委員からもございましたとおり、県税は落ちてるんですが、コロナの影響による県単融資制度、その貸付金が増えて、その貸付金元利収入が増えたことが、自主財源の増になります。一方で、依存財源については臨時交付金、包括支援交付金といった国庫支出金、そちらのほうの増が大きな要因となっております。

○仲田弘毅委員 部長、自主財源比率が九州全国と比べて一番低いというふうに言われてるんですが、まず部長の見解をお伺いしたいと思います。

○池田竹州総務部長 私ども沖縄県は復帰の当時、非常に財政状況が厳しいというのと、インフラも加速して整備するということで、沖縄開発庁と沖振法に基づく高率補助制度などが取り組まれてきているところでございます。

県税収入につきましては近年、コロナの影響が出るまでは順調に伸びてきて、九州各県に少しずつ追いつきつつあるところではございましたが、まだ平均には及んでいないということで、引き続き税源涵養

を図るための、当然ながら産業の振興というのは、コロナの対応は別として地道にやっていく、徴収努力についても当然やっていくべきだというふうに考えております。やはり県としての施策の自由度をきちんと高めるためには、自主財源の割合を少しずつでも高めていく必要があるというふうに考えております。

○仲田弘毅委員 ちなみに本県の自主財源比率というのは33.1ですか。

○池田竹州総務部長 はい。

○仲田弘毅委員 全国と比較した場合に、全国と10ポイントぐらい差がありますね、45.9ですか。そのことを考えた場合は、どうしてもこの自主財源をしっかりと確保していかないと、本県のこの自立型経済の構築というのは、やっぱり大変ほど遠いものになっていくんじゃないかなというふうに考えています。

次に、9ページなんですけど、収入未済と不納欠損についてであります。

未済額と欠損額についてお聞かせください。

○武田真参事兼財政課長 意見書のほうの9ページでございます、一般会計で述べさせていただきます。

一般会計で申しますと、令和2年度の収入未済額は約42億円となっております。これは前年度に比べると約5億5000万ほど増加しているというふうな結果となっております。その主な要因としましては、県税が約9億5000万増加いたしましたけど、諸収入が3億円余り不納欠損をした結果、収入未済額が3億1700万ほど減少したことによるものであります。

○仲田弘毅委員 この収入未済額が、やはり財源としてはこれだけ大きいものがあるということに対して、よっぽど、せっかくの税収が事業執行に図れないということは大変残念なことですね。ですから、そういったことを含めて、しっかりと頑張っていたきたい。

そして、収入未済額と不納欠損というのは、これはもう表裏一体というか、収入未済額が発生して、結果的には不納欠損につながっていく。この不納欠損になるというのは、これはもう行政サービス、大変厳しい状況になるということなんですけど、その不納欠損、収入未済額を解決して、不納欠損に至らないような対応というか、県はどういったことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○武田真参事兼財政課長 未収金というのが発生しまして、その解消に向けて、これまでずっと県は方針を策定し、あと各債権ごとの標準マニュアル、管理マニュアル、それから昨年度は債権管理条例についても制定させていただきました。そういった意味

で、しっかりと取れるものはしっかりと取る、しかし取れないものについては手続をする、必要な手続も行うと。要するに最小の経費で最大の効果を求めるというふうな基本原則に立ち返った形の債権管理が必要かと思っております。

不納欠損処理についても、やみくもにやるということではなくて、あくまで消滅時効が完成したときというふうな形で、自治法であるとか、財務規則に基づいた手続の一環として、そこにさらにお金をかけて、資源を投入して、債権を徴収するよりも、不納欠損処理をしたほうが財政の効率化にもつながるというものについては、不納欠損処理についてもやっていくべきだというふうに考えています。

○仲田弘毅委員 先ほど課長おっしゃったように、少ない予算で最大の効果を出す。これはもう、昨日の監査でもお話ししましたが、間違いなく行政に求められてることなんです。しっかりと頑張っていたきたいなと思います。

次に、64ページの基金についてでありますけど、本県の財政調整基金を含む3つの基金について、現状を教えてください。

○武田真参事兼財政課長 64ページ御覧いただくと、今、委員から御質問のあった3つの基金というのは、4番の財政調整基金、それから6番の県有施設整備基金、それから11番の減債基金になるかと思えます。令和3年3月末時点の残高で申しますと、財調のほうは約229億円、県有施設整備基金が236億円、減債基金が218億円となっております。

○仲田弘毅委員 この基金はもう災害の緊急の対策で対処するとか云々で置かれてる基金だと思いますけれども、これは先ほどの病院事業局みたいに、コロナ関係の対策費用で、地方創生臨時交付金ですか、そういったもので賄われてる県もあるんですけど、やはりこのことを、このコロナ対策で、99%国の対策費用があてがわれているわけですが、実際その裏負担分の不足分をこの基金から対応してるということではよろしいでしょうか。

○武田真参事兼財政課長 おっしゃるとおり今、財政調整基金を取り崩す形で、裏負担であるとか、そういったものに対応させていただいております。

○仲田弘毅委員 主要施策の成果に基づいて質問いたします。

9ページの、総務の所管のものなんですけど、所有者不明土地管理費について、その事業内容はどのようなふうになっておりますでしょうか。

○池原勝利管財課長 沖縄戦に起因する所有者不明土地につきましては、復帰特別法第62条の規定に基

づきまして、沖縄県または市町村が管理することとなっております。県では、返還相談や苦情に応じてのほか、パトロールを実施し、管理地の除草や不法投棄の処理等を行っております。また、戦後の混乱期から既に住宅等の用地や畑として使用された土地につきましても貸付けを行っており、パトロールで計画内容と実態に相違がないかを確認したり、貸付料の収納事務等を行っております。なお、令和2年度の決算額につきましても、1906万8124円となっております。主に専任担当職員の人件費や除草等に係る委託料となっております。

○仲田弘毅委員 その資料によりますと、1505筆の管理をしっかりと行ったとありますけれども、県と市町村、これはトータルで何筆ぐらい、あるいは何名ぐらいの所有者がおりますでしょうか。

○池原勝利管財課長 県が管理している所有者不明土地につきましても1505筆、約90ヘクタールとなっております。市町村が管理しているのは1194筆、約8ヘクタールで、合計いたしますと全体で2699筆、約98ヘクタールとなっております。

○仲田弘毅委員 戦後75年ですね。これを本当に100%、所有者を探し当てるとするのは厳しいことだと思うんですが、この戦後の一つの負の遺産として、これは担当大臣にも本県からも既に要請されてるわけですが、現在の沖縄復興計画の中でどういうふうな取組になっておりますでしょうか。

○池原勝利管財課長 県におきましても、真の所有者の返還などにより、所有者不明土地の抜本的解決に向けて取組を進めております。現復興計画内の平成24年度から令和2年度までの間、69筆の土地が管理を解除しております。また、沖縄復帰特別措置法の附則第5の規定において、政府は実態調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定されていることを踏まえ、内閣府においては、平成24年度から平成30年度までに実態調査を行っていきまして、その委託を受けまして調査を本県のほうで実施しております。実態調査の結果を踏まえまして、内閣府においては平成13年度から解決策を検討する有識者検討会等を実施していきまして、県においてはオブザーバーとして参加して、必要な資料の提供や説明等を行ってきたところであります。

○仲田弘毅委員 これはもう次期復興計画もこれから始まっていくわけですが、内閣府において、この検討事項、あるいはまた将来に向けての見通しみたいなものはどうなっておりますでしょうか。

○池原勝利管財課長 先ほど申し上げました、現在内閣においては、有識者検討会を行っていきまして、

その中では、沖縄戦に起因する所有者不明土地につきましても、現行の表題部、所有者不明土地適正化法や、改正民法による新たな財産制度による解決策が今議論されているところでございます。

県としましては、当該検討会の検討状況などを踏まえまして、令和3年4月に、国に対して制度提言を行っていきまして、法制上の措置及び財政措置を求めたところでございます。また、内閣府においては、令和3年8月の新たな沖縄振興策の検討の基本方向においても、戦後処理として、沖縄戦に起因する所有者不明土地問題の解決に向けて、必要な措置を講ずるとされているところでございます。

○仲田弘毅委員 次に、公共施設マネジメント、15ページになります。

まず、具体的な事業内容をお願いいたします。

○池原勝利管財課長 本県では、復帰後に大量に整備されました公共施設等の老朽化が進行しております。令和17年には、インフラ施設の半数以上が50年を経過し、老朽化や耐久性の低下が懸念されているところでございます。そのため、平成25年度から、行政サービスの向上に努めながら、できる限り少ない経費で最適な施設の管理運営を行う公共施設マネジメント事業を推進してきたところでございます。当該公共施設マネジメントの一つとして、施設の長寿命化の推進を図るモデル事業として大規模改修事業を令和元年度から実施しております。

令和2年度につきましても、県民の森及び東京職員住宅うるま荘の大規模改修工事を実施したところでございます。

○仲田弘毅委員 この事業の、施設の長寿命化というふうな事業になっているわけですが、どの程度のコスト削減、縮減につながると見込んでおりますでしょうか。

○池原勝利管財課長 大規模改修工事の単価につきましても、地方公共団体財政分析等に関する調査研究報告書というものが出てまして、それによれば、建て替えた場合と比較しまして、通常6割の工事費削減になるとされております。これを当てはめた場合、例えば令和元年度から、今年度も実施していきまして、3年間における7施設21棟の改修工事におきまして、全ての施設を建て替えた場合と比較しますと、約13.9億円のコスト削減効果があったものと考えております。

○仲田弘毅委員 御案内のように、和歌山でも水道橋が崩落して、大きな災害、市民にも随分負担をかけたということですが、そういったことを考えた場合に、その老朽化している公共施設等の大規模改修

は、これは大変重要だと思うんですが、今後の見通しをお聞かせください。

○池原勝利管財課長 公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新や長寿命化など、長期的な視点に立った公共施設マネジメントの全庁的な取組を推進するために、平成28年度に沖縄県公共施設等総合管理計画を策定しております。この計画がもう5年を経過していることから、現在、改定作業を進めているところでございます。改定に当たりましては、各施設管理者におけます策定した個別施設計画の取組や施設数の適正化、各施設の劣化状況、財政負担の平準化等を検討することとしております。改定後の総合管理計画を踏まえまして、各施設における大規模改修等を計画的に進めていきたいと考えているところでございます。

○仲田弘毅委員 以上で、総務は終わります。
ありがとうございました。

○又吉清義委員長 山里将雄委員。

○山里将雄委員 まず、沖縄県健全化判断比率審査意見書の中からですけれども、1ページ目ですね。

その中の健全化判断比率、4つあるんですけど、その中の一番下、将来負担比率について。将来負担比率というのは御承知のとおり、一般会計の借入金や、公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標というふうになっています。これが今、この指標意見書で見ると、沖縄県の将来負担比率は、令和元年度で42.6%、2年度で41.5%なんですね。400%が判断基準ということになるんですけど、正直言って相当低いという状況です。この件についてどういうふうにお考えですか。

○武田真参事兼財政課長 委員がおっしゃるとおり、財政規模に対する将来の負担比率の話なんですけど、県債残高自体が低いという一他府県さんに比べると低いというのが一つの大きな要因になってます。その要因としては、高率補助に伴った裏負担が他府県さんに比べると低いという話。それから、平成10年あたりから行革プランで、一定の起債については抑制基調をずっと続けておりますので、そういったことも踏まえて、県債残高が低位でずっと推移しているというのが大きな要因になっています。

○山里将雄委員 これは地方債、いわゆる借金ですので、当然それは少ないほうがいいというふうに決まっています、県民の借金になりますのでね。ただ、やっぱりある程度の県債というのは絶対必要だと思うんですね。

沖縄県の経済とか、あるいは県民所得の低い状況を見ますと、やっぱりこの数字は非常に低いという感じがしますね。東京に次いで2番目ぐらいなんですね、調べてみるとですね、沖縄県のこの将来負担比率というのは。やっぱり県の経済とか、そういったものが、実態とはちょっと離れてるのかなという印象があります。さっきも言ったとおり、地方債は一定程度あっていいものだと私は思っています。ですから、コロナの影響等々で、今後はいろいろと必要な措置といえますか、財政的な負担が必要になってくると思います。そういう意味では、やっぱり大胆に借金をしながら、いろんな政策を展開していく必要があると思っていますので、ぜひそれを考えていただきたいなというつもりで、この質問をしました。その件についていかがでしょうか。

○池田竹州総務部長 委員おっしゃるとおり、起債につきましては、必要な起債というのも当然あるというふうに考えております。例えば令和2年度の一般財源の確保におきましては減収補填債など、そういった特例債を最大限発行しまして、いわゆる基金の維持等に努めたところでございます。また、ハードの部分につきましても、例えば緊急防災減災対策時債などのように、比較的有利な起債で、いわゆる公共施設の安全を確保するなどの取組もできますので、今後そういった起債の活用も視野に入れながら、総務部としては各部局と調整していきたいと考えております。

○山里将雄委員 よろしくお願ひします。
この件は以上です。

もう一つだけですね。税収の件なんですけれども、先ほど島尻委員から、個人県民税、法人事業税等々についての質問があったんですけども、個人県民税は、これは令和元年度の数値でもって課税されると。法人税もそうなんですか。

○喜友名潤税務課長 法人関係税につきましては、それぞれ法人によって決算月が異なっております、3月決算法人が多いんですが、3月決算法人ですと、前年の4月から今年の3月までの収益を5月までに申告して、納税額があれば納税するという形になっておりますので、個人県民税ほど、タイムラグがないといえますか、法人のほうが早めに景気の影響を反映して、税額が落ちていくという形になっております。

○山里将雄委員 そうすると、今のこの数字では、個人県民税の場合は、これからその影響が出てくる。それから、法人税等々については、今ある程度は実態を示しているということは、2年度、3年度のコ

ロナの影響というのは、いわゆる今度は3年度、4年度に現れてくるということになるわけですね。その辺の見通し、税収の見通しというものはどのように考えていらっしゃいますか。

○喜友名潤税務課長 令和3年度の県税収入につきましては、新型コロナウイルスの影響が一今後多くの専門家が第6波も来るということをおっしゃっていますので、それがどの程度影響が出てくるのかというのが不透明な状況でございまして、現時点で今年度の収入を見込むということは困難でございしますが、引き続き経済状況等を注視しながら、県税収入の確保に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○山里将雄委員 ぜひ、その辺はしっかり見極めながら県政、県財政運用、しっかりと担っていただきたいと思えます。

最後に、これ去年も聞いたんですけれども、今もう出ていれば教えていただきたいんですけれども、単年度収支と実質単年度収支、この数字が分かればお願いします。

○武田真参事兼財政課長 実質単年度収支から答弁させていただきます。実質単年度収支が約54億3800万となっています。単年度収支は23億7700万となっております。

○山里将雄委員 いずれも黒字ということですね。分かりました。

以上です。

○又吉清義委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 よろしくをお願いします。

いろいろ聞かれている部分は省いてお伺いします。法人関係、先ほど出ましたけれども、徴収猶予特例制度の適用等があったと思えます、令和2年に関して。それで収入未済額も増えてるのかなと思えますが、その特例制度適用による影響額というのを伺います。

○喜友名潤税務課長 法人事業税の中での徴収猶予の特例制度の影響額についてお答えしたいと思います。法人事業税の収入未済額は約7億7721万円で、前年度決算額の約1億6122万円と比較しますと、約6億1599万円の増となっております。収入未済額のうち、徴収猶予の特例制度の影響によるものが約7億1793万円、率にして約92%となっておりますことから、収入未済額増加の主な要因といえますのは、徴収猶予の特例制度の適用が大部分を占めるというふうに考えております。

○当山勝利委員 この制度を使って猶予を受けた企業さんがいらっしゃると思いますが、何事業

所か分かりますか。

○喜友名潤税務課長 徴収猶予の特例制度の許可件数—人数ベースで申し上げますと、975人となっております。課税件数で申し上げますと、3317件という件数となっております。

○当山勝利委員 多くの方々、それから件数がこの制度を適用されたということなんです、おそらくこれ、期間がありますよね、猶予期間。それ終わってまた請求ということになると思うんですが、まだまだこのコロナ禍があつて、回復できていないところが多いと思うんですが、その影響って分かりますか。

○喜友名潤税務課長 徴収猶予の特例制度につきましては、最大1年間と、猶予の期間が1年間となっておりますが、その1年が来ましても、まだ納付が困難だという法人、また個人の方につきましては、既存の猶予制度というのがございまして、これまで徴収猶予の特例制度は、新型コロナウイルスに起因して、令和2年4月に創設されましたが、それまでも既存の納税の猶予制度というのがございました。それを活用しまして、さらにまた1年延長するという措置をしているところでございます。

○当山勝利委員 分かりました。

そのさらに1年延長した件数って分かりますか。

○喜友名潤税務課長 今年度、既存の猶予適用実績といたしましては、承認した人数が19人、課税ベースでの件数が96件、額で言いますと5787万円となっております。

○当山勝利委員 ということは、先ほどの件数よりも少ない件数ということは、それ以外の件数はもう納税されたということで理解してよろしいですか。

○喜友名潤税務課長 今申し上げた数字は8月末までの数字でございまして、これからまた徴収猶予の特例制度等が切れる方がまた新たに申請して、この数字がまた増えていくという形になるかと考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

そういうふうに、ちょっとまだ経済的に十分回復してないので、ぜひそういう人をなるべく納税していただくような方向でもっていただければと思います。よろしくをお願いします。

次に不動産取得税に関してなんですけれども、前年度より3億円ほど増加しておりますが、その原因について、理由について伺います。

○喜友名潤税務課長 不動産取得税の収入未済額は約4億3990万円で、前年度決算額の約1億2269万円と比較しますと、約3億1721万円の増となっております。

ます。不動産取得税の収入未済額約4億3990万円のうち、これも徴収猶予の特例制度によるものが、約3億3507万円、これが収入未済額に占める割合が約76%となっておりますので、不動産取得税の収入未済額の増の原因は、徴収猶予の特例制度の適用が主な要因であるというふうに考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

これ、個人とか法人とかあると思うんですけども、どちらが支配的に増加していますか。分かりますか。

○喜友名潤税務課長 すみません、個人か法人かという分け方をしておりませんので、ちょっと実態、実数は分からないんですが、やっぱり大きな不動産は法人が多いかなという印象は持っております。

○当山勝利委員 分かりました。

これも先ほどの既存の猶予も支払えない場合というのはあると思います。そこら辺もまた御協力をいただければと思います。

ありがとうございます。

次に移ります。諸収入について伺います。収入未済額が約6億円で、前年度と比べてこれは3億円の減となってるんですね。その理由について伺います。併せて、すみません、不納欠損が3億円余りと、2億円の増となっています。多分これ関係があるのかもしれないので、併せてちょっと御答弁ください。

○武田真参事兼財政課長 不納欠損をしたから収入未済も減ったというのが理由になっています。不納欠損をした一番大きな理由は、昨年議決をいただいた識名トンネルの損害賠償に関する和解の議決をいただいたものが約1億2000万、それから糸満市の海洋技術センターの取水管の復旧工事、こちらのほうも和解がございまして、これは30年か29年に仲裁の議決をいただいて、その結果、昨年和解をして、債権がなくなったので不納欠損したというふうなものがございます。そういったものによって、不納欠損した結果として、収入未済額も減ったというふうな現状になっております。

○当山勝利委員 じゃあ令和2年度はちょっと大きな、そういう不納欠損の事案が幾つかあって、この影響が出たということですね。分かりました。

ありがとうございます。

翌年度繰越の状況について伺いますけれども、先ほどもありましたが、医療機関とか協力金の件で218億円増加してるという御答弁もありました。これ、やはり繰越するという事は、その業務がその翌年度にそのままかぶってくるということなので、その影響は大きいと思うんですけど、そこら辺の影響

について伺います。

○武田真参事兼財政課長 おっしゃるとおり繰越しをすることによって、事業費を翌年に持ち越したという話ですので、その部分の執行しないといけないということも含め、それから、コロナ対策の業務も増加しているということもございます。そういった意味では、職員に負担が生じているというふうな認識を持っております。総務部においては、コロナ対策に万全を期すために、全庁的に、臨時的任用職員、それから会計年度任用職員の採用による人員の確保、それから、外部資産の積極的な活用、さらには不要不急の通常業務についても、休止とか縮小とか、そういったものも積極的に見直すような形を促しているところです。

○当山勝利委員 緊急事態宣言が令和3年度、5月24日からまた出されて、そういう意味での対応も大きかったと思います。それで、先ほどの繰越しの業務もあるという、すごく煩雑な業務があったんだろうなと推測されますので、やっぱり人員確保というのはしっかりやっていただきたいなど。また、第6波ということも考えられますので、ぜひそこら辺は御対応よろしくお願ひしますが、部長どうでしょうか。

○池田竹州総務部長 コロナの対策は、令和2年度も例えば総括情報部のほうに数十名規模の兼務職員などをやって対策をやってきたところです。今年度はそれが200名を超える状況で、日ごとの応援派遣というのもやっています。保健所などに、いわゆる自宅療養者の連絡を取る要員として、8月などは相当の数の動員などもやってきました。そういった形でやると、先ほど財政課長から説明があったように、不要不急の業務の休止なども各部、総務部も当然いろいろとやってるんですが、加えて、臨時的任用職員や会計年度任用職員、さらに先ほど説明にはなかったんですけども、民間からの派遣も26名ですかね、受けております。そういった、なるべくそういう民間からの方は、もともと業務経験がありますので、非常に即戦力として私どもも感謝しております。なるべくマンパワーとして確保できるところは確保しつつ、総括情報部とも調整して、委託できる部分についてはなるべく委託をして、職員の負担が少しでも軽減できるように今後も取り組んでいきたいと考えています。

○当山勝利委員 ぜひ御対応のほどよろしくお願ひします。

今通知させていただきました、琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業について伺いますが、一点だけ伺います。在米沖縄関係資料収集公開事業

というのがこの中にありますけれども、この新型コロナウイルスの影響について伺います。

○古市実哉総務私学課長 本事業では、平成29年度から令和3年までの5年間で、米国国立公文書館に所蔵されております沖縄関係の写真、それから動画4万4700点を収集し、インターネットで公開することとしております。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、米国国立公文書館が利用できなかつたため、やむなく収集業務を中止したところですが、同様に令和3年度におきましても、現在、米国国立公文書館が利用できないため、収集業務は行えない状況でありますので、これまでに収集しました写真や動画1万2574点ございますけれども、そのうち1万2393点につきましては、今月末までにインターネットで公開したいということで作業を進めているところです。

○当山勝利委員 去年もこれ聞かせていただきましたけれども、どうしてもコロナの影響で収集できなかった部分というのがあるということでした。こちら辺もまた次年度以降考えていかれると思いますので、そこら辺、重要な資料等もあると思いますから、御対応のほうよろしくをお願いします。

以上で終わります。

○又吉清義委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 今、議論が出たので、お尋ねします。

県民税一個人県民税、法人県民税の収入未済が大きいというところで、猶予の特例というの、ここでもあるのでしょうか。

○喜友名潤税務課長 まず、法人事業税につきましては、収入未済額の約7億7021万円のうち、徴収猶予の特例制度の影響によるものが約7億1793万円、率にしますと、収入未済額のうち92%が徴収猶予の特例制度によるものという状況になっております。

○西銘純恵委員 個人県民税を聞きました。

○喜友名潤税務課長 申し訳ございません。個人県民税につきましては、市町村のほうで課税、徴収、徴収猶予の特例制度につきましても市町村のほうで行っております、今、県税としてちょっと数字を把握してございません。

○西銘純恵委員 収入未済の14億という数字がありますよね。これ県税ですよ。だから、市町村が徴収ということになっても、先ほど失業、病気とか、倒産の関係でとおっしゃったので、特例を使っているというのが分からないということでしょうか。

○喜友名潤税務課長 申し訳ございませんでした。企画部の市町村課から、個人の住民税につきまして、

徴収猶予の特例制度を許可した許可額について資料提供いただいておりますので、失礼いたしました。

個人の住民税で、徴収猶予の特例制度を許可した金額といたしましては、2億5134万8000円というふうになっております。

○西銘純恵委員 件数も分かりますか。

○喜友名潤税務課長 申し訳ございません。ちょっと件数までは把握してございません。

○西銘純恵委員 この収入未済の理由が、やっぱり大変厳しいということをおっしゃったので、ぜひそこも、救済策というのかな、それを生かしていただきたいということを指摘して、次の質問に移ります。

主要施策の9ページの所有者不明土地の管理費についてですけれども、執行率とその理由を伺います。

○池原勝利管財課長 令和2年度の所有者不明土地特別会計につきましては、財産収入としましては2148万8000円、繰越金としまして約1億6290万、諸収入として45万2000円となっております。実際に使用したものにしましては、専従職員の人件費または会計年度任用職員の人件費、併せて除草等にかかった委託費となっております。

○西銘純恵委員 戦後処理ということですが、これは本土との違いはありますか、説明をお願いします。

○池原勝利管財課長 所有者不明土地問題というのは、全国的に大きな今課題となっているところですが、沖縄戦一戦争によって起因した所有者不明土地問題というのは、沖縄のみだと考えております。

○西銘純恵委員 本事業が開始をされるに至った県の取組と国のこれまでの動き、お尋ねします。

○池原勝利管財課長 県としましては、沖縄戦に起因する所有者不明土地問題につきましては、真の所有者への返還、また県や市町村への所有権の帰属により解決すべきものと考えてございますが、戦後75年を経た現在、所有者が特定される可能性は極めて低いことから返還が進んでおりません。解消をする見通しがまだ立っていないところが状況でございます。そのため、早期の抜本的解決が図れるよう、法制上の措置及び財政措置など取組を加速し、抜本的解決に当たっては県民の貴重な財産として有効活用を図れるように、国として制度と提言を行うとともに、新たな振興計画素案では、解決に向けた取組を位置づけたところでございます。これらの取組により、沖縄戦に起因する所有者不明土地の解消を進めていきたいと考えているところであります。

○西銘純恵委員 事業開始に至ったのは復帰後すぐからなのか、そして国費は入ってきたのか、それをお尋ねしたいんですが。

○池原勝利管財課長 復帰して、沖縄特別措置法に基づきまして、第62条に基づきまして、所有者不明土地につきましては、県または市町村が管理することとなっております。あわせまして、平成24年度には附則第5項に基づきまして、国は抜本的解決を図るということで規定をされているところでございます。

○西銘純恵委員 最初の不明土地は、県、市町村それぞれどれだけありましたか。そして、現在1505ということですがけれども、この件数の経緯といいますかね、どうなっていますか。

○池原勝利管財課長 復帰時の、まず沖縄県の管理分の総数としましては1883筆でございました。それから解除された筆数が378筆ありまして現在1505筆となっております。市町村管理分につきましては、最初のほうは1627筆となっております、解除が433筆となっております。現況で1194筆となっております。その解除の理由としましては、まず、所有権の確定訴訟、または事務手続の更正登記等でされているものと考えております。

○西銘純恵委員 先ほど、これからどんどん所有者探しが困難になるということを言われていましたけれども、新たに県が次期振計に向けても動いていたと思うんですが、昨年度、知事が政府に要請した内容について伺います。

○池原勝利管財課長 沖縄戦を起因とした所有者不明土地の抜本的解決に向けまして、早期の抜本的解決が図れるよう、法制上の措置及び財政措置などの取組を加速すること。2点目としまして、抜本的解決に当たっては、県民の貴重な財産として、有効活用が図れるよう配慮することを要請してございます。

○西銘純恵委員 戸籍簿等が一文書類が一切なくなっていて、本当に相続人探すとかが、そういうことはとても困難一戦後75年たつて、最も困難になるので、何らかの法整備が必要ということで要請されたと思うんですが、新たな動きについて、次年度以降変わっていくのかお尋ねします。

○池原勝利管財課長 委員おっしゃるとおり、やはり戦後75年以上たつて、なかなか真の所有者を見つけるのは難しいところでございます。県においては、令和3年4月に、国に対して制度提言を行ってございまして、その内容としましては、問題の解決策、その実施時期、制度実現を記載した国主体の事業計画の策定、専属実施する登記官の配置、県または市町

村が公共利用する土地の所有権を帰属させる特例制度の新設、財政支援、活用されない土地の所有権の国への帰属等を提言しております。また、国におきましては、有識者検討委員会におきまして、新たな所有者不明土地に関連する法律の中で、それらの解決策が見つけ切れないかということで今検討をされているところでございます。

○西銘純恵委員 法律の改正もあったと思うんですが。

○池原勝利管財課長 民法が改正されまして、所有者が分からない、所有が不明な土地につきましては、裁判所に処分権限がありますが、利害関係人からの申立てに基づいて管理人を置き、土地の処分までできるような制度が、令和3年4月に公布されているところでございます。

○西銘純恵委員 長い間取り組んでいたのが具体的に、次年度以降進んでいくという形になるかと思うんですが、一日も早い、所有者に返していく、それとも、県の管理を解消するということに向けていただきたいと思います。

それで12ページ、今の施策の私立学校振興事業についてお尋ねします。前年度と比べて、コロナによってこの2番の件ですが、高等学校就学支援金はどうなっていますか。

○古市実哉総務私学課長 高等学校等就学支援金事業ですけれども、この申請に際して、受給理由がどんなものであるかということの確認というものが必要とされていないことから、実際、支給者数とか増が出てきておりますけれども、それがコロナの影響によるものかどうか、そういった細かい理由というものは、残念ながら確認することが困難であります。

○西銘純恵委員 前年度というのは、今決算年度何人で、前年度何名だったか、数字で、また今年度もいかがか示せますか。

○古市実哉総務私学課長 令和3年度の数字、ちょっとまだ集計ができてないので、元年度と2年度の比較で御説明させていただきます。令和元年度は受給者数、延べ1万9367人で、令和2年度は延べ2万2153人、それで2786人増えているところでございます。

○西銘純恵委員 13ページ5番の専修学校の授業料減免について、県内の専修学校は何校あって、何人在校されてるか、県内の生徒はどれだけか分かりますか。

○古市実哉総務私学課長 全体の専修学校が58校ございまして、全体の学生数が1万830人です。そのうち減免した対象校が46校で、2082人の学生に助成しております。県内、県外の生徒の区別の数は把握し

ておりません。

○西銘純恵委員 もう一つ、通学費負担、先ほど訂正あったんですが、モノレールも含めてお願いします。

○古市実哉総務私学課長 先ほど、申し訳ございません、訂正させていただきましたけれども、この修正した主要施策報告書に入っていた数字というのは、バスだけではなくて、モノレールも込みの数値ということです。ですので、27人がモノレールの通学で支援を受けた方で、165人がバス通学で支援を受けた方というような内訳になります。

○西銘純恵委員 バス通学で、最も遠いところをお尋ねします。

○古市実哉総務私学課長 高速バス等を利用して通学されてる生徒がおります。通学距離では81キロの遠距離通学となっております。

○西銘純恵委員 何名ですか。これ、結構な費用を補助してと思いますので、そういう遠距離に対しては何か逆に宿泊とか、そういう支援も検討が必要じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○古市実哉総務私学課長 細かい数字をちょっとまず御説明させていただきたいと思いますが、実際この事業で支援をしている生徒の状況、内訳ですけれども、中学生お二人が通学距離が大体44キロで、月額で約3万7000円を支援しております。また、全日制の高校生1人につきまして、通学距離約60キロで、月額約5万4000円を支援しております。通信制のほうの高校生3名が通学距離約58キロであります。ただ、通信制でございますので、通学日数は月当たり約6日ということで聞いておりますが、月額約1万7000円を支援しております。先ほど話した約81キロというのは、専修学校高等課程の高校生お一人なんですけど、実際は那覇市内の親戚宅に泊まったりするなどして、バス通学日数は月約5日ということであります。なので、月額約1万8000円を支援しているところであります。

それで、なぜ遠距離通学をしているかという理由を少し聞きましたけれども、まず学校に寮がないですとか、あるいは寮があっても定員の関係、それから入寮条件から寮に入ることができないというような理由ですとか、あと一人暮らしをするということで、なかなか生活習慣、それから安全面の不安などがあって遠距離通学を選択しているという話を聞いています。

○西銘純恵委員 私立学校の今、幾つか聞いたんですけれども、やっぱりコロナ禍で就学金も人数増えているということがありますので、やっぱり全体的

に、今年度も同じ状況になるのかと思うんですが、支援、頑張っていただきたい。

以上です。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時20分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 どうも御苦労さんです。

僕は総務部では、この表の15ページ、公共施設マネジメント推進事業について、ちょっと確認させていただきます。これ大規模改修工事ということなんですけど、私は、何ていうのかな、県内の、いわゆる県経済を、県内循環型にやっていく上で、学校とか、そういった公共施設の建て替えとか、老朽校舎の建て替えとか、これはとっても大事だと思ってるんですけど、皆さんが公共施設マネジメント推進事業で行った、この決算での実績は分かるんですけど、これまでの実績について件数、そして額などが分かれば教えてください。

○池原勝利管財課長 県におきましては、平成25年度から行政サービスの向上に努めながら、できる限り少ない経費で最適な施設の管理経営企画を行う、公共施設マネジメント推進事業を実施しております。この事業の一つで、施設の長寿命化を図るモデル事業として、予防保全工事及び大規模改修工事を実施しております。平成26年度から令和3年度までの8年間におきまして、庁舎、学校教育施設など合わせて19施設、40棟を約29億円かけて改修を行っております。

○渡久地修委員 この29億円、40施設ということなんですけど、こういったこの建て替え工事というのは、ほぼ100%県内企業に仕事が回ると思うんですけど、その辺はどうですか。

○池原勝利管財課長 ほぼ県内企業へ発注していると考えております。

○渡久地修委員 このいわゆる県内企業、県内業種という点で、もし分かるのであれば、いろんな職種があるよね、電気工事とか畳とか、いろんなの、アルミサッシとかいろいろあると思うんですけど、それ、もし分かるのであれば、どれぐらいの人たちがこれに関わったかというのが分かりますか。

○池原勝利管財課長 すみません、ちょっとこちらのほうでそういう調査はしてないところでございます。

○渡久地修委員 ぜひ、これは一度調査していただ

きたいなと要望しておきます。それでこの29億円の経済波及効果というのかな。経済波及効果というのは算式があると思うんだけど、大体どれぐらい一県内企業にほぼ100%発注して、波及効果というのはどれぐらいなのかというのが分かったら教えてください。

○池原勝利管財課長 平成26年度から令和3年度まで、8年間における改修工事等における経済波及効果でございますが、平成27年、沖縄県産業関連表を基に推計した場合、工事費が29億300万に対し、経済波及効果としては48億2000万と推計しております。

○渡久地修委員 分かりました。約倍近い経済波及効果ということなんだね。

これは長寿命化にもつながるという点で、あと今後の計画があったら教えてください。

○池原勝利管財課長 大規模改修工事につきましては、沖縄県公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化の推進の取組のモデル事業として実施しております。これについては、令和元年度から令和3年度までの実施を計画しております。今年度で最終年度となっております。今後は、技術職の配置が少ない施設においても、適切かつ円滑に改修工事が実施できるよう、改修工事検討マニュアルを策定し、施設管理者の支援を行っていきたいと考えております。

○渡久地修委員 モデル事業ということは、これはほかの施設、例えば教育委員会とか、ほかの部局にも広げていくということによろしいですか。

○池原勝利管財課長 公共施設等総合管理計画について、今年度改定を行いまして、計画的に取組を進めていきます。あわせて、今委員おっしゃったとおり、マニュアルの策定等を行いまして、各施設管理者のほうにも広めていきたいと考えております。

○渡久地修委員 ありがとうございます。

頑張ってください。

○又吉清義委員長 國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 今、決算の意見書のほうを通知しましたけれども、14ページの下のほうの表ですね。自主財源、依存財源の部分ですけれども。自主財源が前年度比で低くなって、依存財源が増えているということですが、ただ、依存財源の国庫支出金のほうを見ると前年度比で額にして1093億円程度増になって、その分構成比がかなり7ポイントぐらい上がってるんですね。これ、当然コロナ関係の交付金だと思うんですけども、当然、2年度ですね、かなり国からの交付金が増えたということでの、その構成比となっています。これ、この国庫支出金が前年度並みだとした場合には、逆にこれ自主財源

が増えるというようなことが考えられるんですけども、この辺についてはどういうふうに見てますかね。

○武田真参事兼財政課長 数字だけを見ると、確かにその分の国庫がなければ、自主財源比率は上がるという形になろうと思っています。ただ一方で、コロナがなければ、ここでいうところの諸収入ですね、436億ほど増えてますが、そういった手当てについても、もしかしたらなかったのかもしれない。

○國仲昌二委員 あと、自主財源についていえば、全国平均それから九州平均と比較して、ちょっと低いというのが見えますよね。

その辺について考えをお聞かせください。

○武田真参事兼財政課長 自主財源比率、コロナ前の令和元年度までは少しずつでしたが、本県もずっと上昇をしておりましたが、それでもまだ全国平均には及ばないというふうな数字でございました。午前の部長の答弁にもありましたが、自主財源比率は大変重要だと思っております。ただ、一朝一夕に急激に上がるようなものではございませんので、地道に県税の徴収強化であるとか、自主財源の確保、それから税源の涵養に一步步取組を進めていくことが必要かなと考えております。

○國仲昌二委員 年々、いい方向に向いているというのは、後でちょっと説明をお願いしたいと思えます。

次、15ページ、そのお隣のページの表でまたちょっとお話したいと思います。

これ、義務的経費とその他の経費という部分をちょっと比較するんですけども、構成比で義務的経費が8ポイント低くなっていると。これ一見すると好転してるように見えますけれども、その他の経費の中の補助費等、これがまた1082億程度ですか、増になって、これも当然コロナ関連の補助費等の増で、その他の経費が、構成比が増えているということで、義務的経費についても、あるいは投資的経費、その他の経費についてもこれ、受け止め方としては横ばいということ、そういう受け止め方でいいんですかね、考え方としては。

○武田真参事兼財政課長 もちろんコロナがなければ、これほど劇的に変わることはなかったと思えます。ただ、補助費等の中にはコロナ関連ということで、今回の決算では時短協力金であるとか、緊急小口の貸付金であるとか、それから医療関係の協力金、そういったものが多額に含まれておりますが、社会保障関係費も含まれています。そういった意味で言うと、補助費等のほうと、義務的経費の中の扶助費

の部分については、年々増加傾向が見られるというのは、これまでの傾向としても確認できております。

○**國仲昌二委員** ありがとうございます。

次、16ページのほうをお願いします。

この中で、下のほうですね、県債残高。令和2年度、平成28年度と比較すると、かなり残高が減っているというのが、約570億ですかね。これ年々残高が減っているということで、減債基金のほうも令和2年度では、64ページですけれども、46億円程度の取り崩しですかね、あったと思いますけれども、その辺も含めてこの県債残高の減についての説明をちょっとお願いします。

○**武田真参事兼財政課長** 16ページのとおり、県債残高が毎年減少していっています。その一番大きな理由は、交付税の代わりになっている臨時財政対策債、そちらのほうの発行額自体が、一時期より相当額落ちてきているという現状があります。平成20年度から25年度にかけては500億とか400億とか発行していましたが、最近では200億前後という発行額になっておりますので、過去の償還部分が厚くて、発行額が薄いということでの残額の減少という形になっております。ただ一方、昨年度、御承知のとおり、減収補填債みたいな特別な県債を発行させていただきました。一方、令和3年度の臨財債についても、昨年度当初に比べると150億ぐらい発行せざるを得ないような状況ですので、県債残高については、今後も持続的な財政運営の観点からは、注視してまいりたいと考えております。

○**國仲昌二委員** この県債残高については、ちょっと僕の勘違いかもしれないですけど、先ほど計画的にそういうところも取り組んでるというようなこともあったと思うんですけど、その辺はどんなですか。

○**武田真参事兼財政課長** 県債はまた発行しないということではなくて、やっぱり急な県債、それからどうしても発行しなければいけない県債があります。ただ、またやみくもに発行することによって、持続的な財政運営に支障が生じるようなことがないような形で、きちんと確認をしながら適正化に取り組んでいきたいと思っております。

○**國仲昌二委員** それでは、同じ表の一番下ですね。財政力指数、これも平成28年度から見ると、徐々にではありますけれども、数字が高くなっています。九州平均とか全国平均とはちょっと差がありますけれども、この辺について、徐々に好転してるんですかね。その辺についての考え方をお願いします。

○**武田真参事兼財政課長** 財政力指数についても、28年、御覧のとおり、徐々に徐々に上がってきてお

ります。ただ、全国平均に比べると、やはりまだ0.1とか0.5、0.15ほど差がございます。沖縄県上がってきているとはいえ、まだ全国でいうと、まだ下位のグループにおります。引き続きそういった意味では本県の財政構造自体が、依存財源、依存体質にあるということをお話しているかなと考えています。

○**國仲昌二委員** それでは、今度19ページのほうですね。税収のほうにいきたいと思います。

先ほどから指摘があるように、まず法人関係はかなり影響があって落ちてると。個人については、所得が令和元年度を反映しているの、コロナの影響がある前だという説明がありました。令和3年度になると、個人の税も影響してくると思うんですけども、来年度に向けてはどういう見通しなのかというのちょっと教えてもらえますか。

○**喜友名潤税務課長** 令和3年度、それからまた次年度の税収の見込みということでお答えいたしますけれども、現在、新型コロナウイルスの影響がどの程度、税収に影響してくるかというのが不透明な状況でございますので、今年度、それから来年度の税収を見込むのは非常に困難でございますが、今後の経済状況等を注視いたしまして、県税収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

○**國仲昌二委員** 本当に非常に厳しい状況であると思っておりますけれども、財源確保に向けて、一生懸命頑張ってもらいたいと思います。

次、8ページのほうに戻って質問しますけれども。

2つ表があって、一般会計の実質収支の状況、上のほうですね。これ、実質収支が前年度比較で23億余りの増となっています。黒字要素ですね。先ほどからちょっとお答えいただいているように、例えば県債残高は減ってきています。それから、あと財政力指数も好転しています。先ほどもありました将来負担比率についても好転していますと。そういうことを見ますと、トータル的に県の財政としては、まあまあいい状況に近年なってるのかなと思って見ますけれども、その辺についてはどういうふうに受け止めていますか。

○**武田真参事兼財政課長** 委員から今案内のございました8ページの実質収支が約54億円ほどあります。昨年度は30億円でした。実はこの54億円の中には、昨年、包括支援交付金で国のほうが概算払いを受けて、返さないといけないお金とか、あと時短協力金も概算払いで多く受け入れて、国にお返しをしないといけないお金を勘案すると、ほぼ昨年度と同じぐらいの、30億円ぐらいの本当の意味での実質的収支なのかなというふうと考えております。ほかの財政

指標を踏まえて、委員からそういった御指摘もございましたが、やはりコロナについてはまだ収束が見えない状況であること。それから、先ほど税務課長から御案内があったとおり、県税収入についてもまだ先が見通せない。それから、コロナに関連して言うと、今後も経済の下振れリスクでまだあるというふうには考えております。そういった意味では、財政運営については、しっかり周囲の経済状況を踏まえて、適切に対応してまいりたいと思っております。

○國仲昌二委員 健全な財政運営に頑張ってくださいと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 主要施策の成果報告書の9ページですね。所有者不明土地の管理ですけど、県民の財産としての有効活用が図れるよう国に求めていくと言っておりますが、具体的にどのような取組を行ってきたか教えていただきたい。

○池原勝利管財課長 県においては、昨年度、いわゆる表題部所有者不明土地円滑法などの対応等について、那覇地方法務局などと意見交換を行っております。また、抜本的解決について関係市町村と意見交換を行い、市町村意見も含めまして、令和3年4月に国に対して制度提言を行っております。また、これまで沖縄及び北方対策担当大臣に対し、沖縄戦に起因する所有者不明土地の抜本的解決について要望してきており、先週10月9日には、西銘沖縄及び北方対策大臣宛てに、法制上の措置及び財政措置の取組を加速するとともに、県民の貴重な財産として有効活用が図れるよう配慮することを要望しているところでございます。

○平良昭一委員 1505筆あると言っていましたけど、県と市町村が財産管理人となっているわけですけど、これ土地、全て把握してるわけではないですよね。

○池原勝利管財課長 平成24年から30年度までに国の委託調査で実態調査を行っておりまして、それを踏まえまして、現在、過去の土地の状況を踏まえまして把握しておりますので、基本的にはこれが把握してる状況なのかなと考えております。

○平良昭一委員 土地の所有が10年または20年以上継続していれば、時効取得という可能性もあるわけですね。その観点からすると時効取得などの例もあるのか。

○池原勝利管財課長 民法の規定に基づきまして、20年以上占有がある場合につきましては、時効取得の対象となりますので、沖縄戦に起因する所有者不明土地につきましても対象になると思います。ただ、

県といたしましては、管理パトロールの実施など、不法または無断占有に、時効取得にならないよう取り組んでいるところでございます。なお、県管理の沖縄戦に起因する所有者不明土地につきましては、これまで占有者による時効取得の事例はございません。

○平良昭一委員 20年長期時効取得、10年短期時効取得、いろいろ民法の162条の1にあるわけですから、今後こういうことが現れてくる可能性というのは十分あると思うんですよ。10年間、平穏かつ自分のものだという認識を持ちながらやってきてるのであれば問題はないわけですから、この辺が出てきたときの対応としたら、県の考え方としてどう対応するのか。

○池原勝利管財課長 繰り返しになりますが、県においては、復帰特別措置法に基づきまして、真の所有者が出るまで管理をしているという立場でございますので、そういうことがないようパトロール等を行って、無断占有がないように努めていきたいと考えております。

○平良昭一委員 これは、可能性はあるということだと思えますよ。それで今後どういう考え方になっていくか、もうちょっと議論していただきたいなということでもあります。

あと、私立学校振興事業、12ページになりますけど、需要がかなり高くなって、県外からの生徒数も増えてきているということで、さきの子どもの未来応援特別委員会の中で、いわゆる沖縄県の貧困、子どもの貧困対策に関する最終報告書の案の中で、高校の中途退学の件があつて、非常に悪い、全国平均から後退してるということでありましたけど、その理由が、私学の通信の皆さんの退学の率が高いということで、そういう率になってると言いますが、県立高校を除いて、この私学の中途退学の率はどんなってるのか。

○古市実哉総務私学課長 高等学校中途退学率ということですけども、県外の生徒数について、具体的なデータを用いてなかったのが、今回、県内私立高等学校に聞き取りをして、令和元年度の全体の数値を踏まえて整理をしてみました。県外生徒を含めた全体の中途退学率は2.3%でありましたけれども、これに対しまして、県内生徒では1.7%、一方、県外生徒では4.1%となっております。公私立の課程別に、県内の生徒の状況を見ますと、県立高等学校が1.7%、私立高等学校は全日制課程のほうで0.8%、通信制課程が4.6%となっております。

○平良昭一委員 どうしてもこの通信制で4.6%とい

うことになって、現代社会の一つのいいことなのかもしれませんが、通信教育が発展してきたということがありますけど、この中途退学の率4.6%を、それにひっくるめてしまうと、どうしても本当の県内の私学、あるいは県立の数字が出てこないわけですよ。その辺をどう対処していくかということもちょっと考えていただかないといけないなと思いますけど、どうでしょうか。

○古市実哉総務私学課長 通信制の課程につきましては、ここ四、五年で、やがて3倍という形で児童生徒数が伸びてきておりまして、教育庁と連携取りながら、この課題取り組んでいますけれども、29年度、当初想定してなかったような形で通信制課程が出てきておりますので、そこら辺は今後どういう整理ができるかというものは、教育庁と連携取りながら考え方を整理していければと考えております。

○平良昭一委員 次に15ページのマネジメント推進事業の執行率の68.7%の理由、ちょっと教えていただきたい。

○池原勝利管財課長 公共施設マネジメント推進事業の1つとして、施設の長寿命化を推進するためのモデル事業として、大規模改修工事を実施しております。令和2年度につきましては、東京職員住宅うるま荘及び県民の森大規模改修工事を行いました。県民の森につきまして、工事の入札不落があり、工事の着手が約1か月延びたこと及び当初予定してなかった天井下地材の取替え、アスベスト飛散防止対策の室内養生などに不測の日数を要したことから、翌年度へ1億7092万8000円を繰越したところであります。そのことによって、執行率は68.7%となっております。

なお、繰り越しました県民の森大規模改修工事につきましては、令和3年7月に全ての工事を完了したところでございます。

○平良昭一委員 分かりました。

あと、ふるさと納税の状況、県の状況、市町村の状況も分かれば、コロナの関係でどうなってるかちょっと知りたい。

○喜友名潤税務課長 総務部が所管する令和2年度のふるさと納税の実績は445件、約3848万円となっております。これは、前年度決算額の約3416万円と比較すると、約432万円の増となっております。受入状況に大きな変化は見られず、近年は3000万円から4000万円という額で推移しております。なお、土木建築部が所管する首里城火災復旧復興支援寄附金が420件、約10億2392万円、保健医療部が所管する新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金が351件、約2848万円

となっております。令和2年度のふるさと納税の総額としましては、件数が1216件、金額で約10億9088万円となっております。市町村のふるさと納税の状況につきましては、企画部の所管となっておりますので、そちらのほうで確認いただければと思います。

○平良昭一委員 びっくりしてるんですけど、上がった一コロナの影響でかなり下がるかなと思ってたんですけど、これには首里城の件もあるかもしれませんが、首里城を除いた中で、やっぱりコロナの影響というのはあるんでしょう。ないんですか。

○喜友名潤税務課長 寄附金に関しましては、特に新型コロナの影響というのはないのではないかなというふうに考えております。

○平良昭一委員 ふるさと納税の意味というのは、そういうものだと思うんですけど、影響がないのであればそれはいいことですので、大きな財源だと思えますので、今後また見通していきたいなと思っております。

それと、午前中に花城委員からありましたたばこ税の話でちょっと気になったものですから、ちょっと聞かせていただきたいんですけど、そんなに増減はないというようなことでありますけど、私いろいろ調べてみたことがあるんですけど、本土のほうでは地域でたばこを買いましょうなんて運動がありますけど、駅の看板とかがありますけどね。沖縄県の場合の財源の過程といいますかね、処置の仕方というのは、20歳以上の人口比の中で査定されてるというようなことを聞いたことがありますけど、そうですか。

○喜友名潤税務課長 すみません、市町村のたばこ税につきましても、企画部のほうで所管しております。明日、企画部のほうで確認していただければと思います。

○平良昭一委員 分かりました。
終わります。

○又吉清義委員長 以上で、総務部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

入替えのため、10分間休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、知事公室長から、知事公室関係決算事項の概要説明を求めます。

金城賢知事公室長。

○金城賢知事公室長 皆さん、こんにちは。

令和2年度の知事公室所管の決算の概要について

御説明いたします。

ただいま通知しましたのは、令和2年度歳入歳出決算説明資料知事公室でございます。

タップして御覧ください。

表紙と目次をスクロールして、1ページ目を御覧ください。

一般会計歳入決算状況について、御説明申し上げます。予算現額の計(A)の欄36億718万1476円に対し、調定額が(B)の欄33億5452万7805円、収入済額が(C)の欄33億5452万7805円、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は100%となっており、過誤納金、不納欠損額、収入未済額は、いずれも0円でございます。

歳入の主な項目について、上から御説明いたします。一番上の段、(款)使用料及び手数料のうち(目)証紙収入の収入済額1525万6900円は、危険物取扱者免状に係る手数料及び危険物取扱作業の保安に関する講習手数料等であります。

2番目の(款)国庫支出金のうち(目)総務費国庫補助金の収入済額32億6646万5716円について、その内訳は、沖縄振興特別推進交付金が3億3456万716円、不発弾等処理促進費が29億3190万5000円でございます。

次に、2ページを御覧ください。

一番下の段、(款)県債のうち(目)総務債の収入済額6670万円について、その内訳は、沖縄振興特別推進交付金事業の特定地域特別振興事業が3760万円、防災対策事業が2910万円であります。

次に、3ページを御覧ください。

一般会計歳出決算状況について、御説明申し上げます。予算現額の計(A)の欄54億3958万6759円に対し、支出済額の(B)の欄が50億5800万4541円、翌年度繰越額(C)の欄が9783万6720円、不用額が2億8374万5498円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は、93.0%となっております。

翌年度繰越額の内訳及び主な理由について御説明いたします。(項)総務管理費、(目)諸費の1576万8720円については、特定地域特別振興事業において、那覇市が実施主体として建設する大嶺コミュニティセンター(仮称)の磁気探査に係る経費でございます。当該施設は、基本設計時点では工事を行う全ての土地について磁気探査を行った後、基礎部分の工事に入ることを想定してましたが、実施設計において改めて検討した結果、磁気探査と基礎部分の工事を併せて実施する特殊な工法となったため、工期が延長となり、年度内の完了が困難となったものであ

ります。

続きまして、(項)防災費(目)防災総務費の8206万8000円については、不発弾等処理事業費の中の市町村支援事業において、関連工事の遅れにより、磁気探査にも遅れが生じたことによるものでございます。

次に、不用額の内訳及び主な内容について御説明いたします。(項)総務管理費(目)諸費の1億2241万5582円は、特定地域特別振興事業において、那覇市が実施主体となり建設する大嶺コミュニティセンター(仮称)の工事費について、実施設計における積算の結果、基本設計時の見込みより令和2年度分が減少したことに伴う補助金の減が生じたこと、また、他国地位協定調査について、予定していた韓国での現地調査が、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったことによる不用などがございます。

(項)防災費(目)防災総務費の不用額9565万4315円は、不発弾等処理事業の中の市町村支援事業における計画変更等による補助金の執行残などとなっております。

以上が、知事公室所管一般会計の令和2年度歳入計歳出決算の状況でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように、簡潔をお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名等を教えてください。

それでは、知事公室関係決算に対する質疑を行います。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 こんにちは。

消防防災ヘリ導入推進事業についてお伺いいたします。

事業期間が平成29年度からとなっておりますが、今この状況ってどういうふうな状況になっているんですか。

○池原秀典防災危機管理課長 現在、県及び41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進

協議会の設立につきましては、これまで同意が得られていなかったことから、市町村と協議を重ねた結果、令和3年5月に、全ての市町村から同意を得て、同年8月に同推進協議会を設立したところでございます。今後、いわゆるワーキンググループを設置して、沖縄県消防防災ヘリコプターの運用体制であったりとか、あと市町村消防機関からの人員派遣、機体の使用、またヘリ基地となる消防防災航空センターの整備等が課題としてありまして、これらを市町村や消防機関から構成されるワーキンググループの中で、市町村や消防機関、関係機関等と一体となつて、課題解決に向けて議論を進めていく予定でございます。

そういった中で、令和7年度の運航開始を目指していきたいと考えております。

○島尻忠明委員 これもう場所は、大体めどがついたってことで理解してよろしいですか。

○池原秀典防災危機管理課長 場所につきましては、これまでも調査事業の中で、県のいわゆる消防学校であったり、あとは県有地であったり、あと、北・中・南部、これまでいろいろ調査してきております。ただ、その中で、今のところ条件を完全に満たすといういろいろな条件があるんですけども、その条件を満たす場所というのがまだ見つけられてない状況でございます。

ただ、この件については、ワーキンググループの中で各市町村であったり、あと各市町村消防機関としっかりと意見交換しながら、どこがいいのかというのは決定してまいりたいと考えております。

○島尻忠明委員 これは平成29年度からいろいろ御苦労なさって、今回合意を見たということなんですけど、これ令和7年度、しっかりスタートできるということで理解していいですか。まだ場所も決まっていなくて、いかがですか。

○池原秀典防災危機管理課長 しっかりと令和7年度の運用開始を目指して頑張りたいと考えております。

○島尻忠明委員 ぜひ、私が言うまでもなく、いろいろと今、災害等々、世界でも、また我が日本国でも起きてますし、今そういう厳しい環境もありますので、ぜひ目標年度に向けて頑張りたいと思います。

あと1点、不発弾処理なんですけど、これ今聞きますと、なかなか予算が厳しいということで、年度末ですか、期間が申込みしても厳しい状況があったりとか、そのまま着工している状況もあるというふうに聞いておりますが、現状はどういう状況なんで

すか。

○池原秀典防災危機管理課長 不発弾対策事業のうち住宅開発事業ですね、ニーズが多いというのが今ございます。そういった中で、県の事業である広域探査発掘加速化事業というのが、一方でございまして、県事業でありますので、いわゆる予算執行という中で、流用して、例えば見込みとして、この住宅等開発磁気探査支援事業が足りないということがあれば、しっかりそこにオンしていくような形で工夫は今してるところであります。そういったところで、令和2年度につきましては、住宅等開発磁気探査支援事業の申請件数、これは大幅に伸びたことなどにより、広域探査発掘加速化事業などから、約1億9000万円予算流用を行うなど、柔軟な予算執行に取り組み適正に事業執行しているところでございます。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、島尻委員より質問の内容について追加の説明があった)

○又吉清義委員長 再開いたします。

池原秀典防災危機管理課長。

○池原秀典防災危機管理課長 この事業については、仕組みとして、まず申請があつて、それから課の中で審査して、交付というか、申請についてはオーケーして、その後契約が始まって、着工が始まるという流れでございますので、基本的には事前の着工というのはないのではないかとというふうに考えてはいるんですけど、こちらが交付するという、オーケーする前から。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、島尻委員より質問の内容についてさらに追加の説明があった)

○又吉清義委員長 再開いたします。

金城賢知事公室長。

○金城賢知事公室長 島尻委員御質問の対応の件でございますけれども、まず1つ、最初に担当課長から申し上げたのは、この事業については、例えば住宅等開発、これ民間が住宅等開発磁気探査支援事業、これ14億ほどございますけれども、これと大きなものとして広域探査発掘加速化事業というのは、これも14億ぐらいの規模です。この事業間において、予算の不足が生じた場合にあっては、予算を流用して、予算を確保した上で事業執行をしますということに対応してますということがまず1点ですけれども、もう一つ、委員から御質問あつた件については、多分これは年度末の申請に当たって、予算の原則として、年度をまたぐ事業は認められませんので、年度末になって、申請が上がったものについては、今委

員から御質問のあったように、繰越しが認められないという関係で、事業執行ができない。結果、自腹で、自己負担でやってるか、あるいは本来であれば、探査事業を行ってやるべきところのものを、探査をしないで事業をしてる、工事着工してるという、そういう事例もあるかというふうに思います。

○島尻忠明委員 分かりました。

皆さんもいろいろ周知徹底はしてると思うんですけど、やっぱり、建築確認出した後にそういうのがあるということで、今、公室長が言っているように、やっぱりそのまま着工する方もいるようですけどね、またやっぱり、しっかりとまた、自腹でも、自前でもしっかりと対応している方もいるということです。いろいろと周知徹底方をお願いしながら、また予算のいろんな組替え等々もあると思いますけど、しっかりと対応していただきたいと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 花城大輔委員。

○花城大輔委員 主要施策の成果に関する報告書から質問させていただきます。

まず、1ページの国際災害救援センターの執行率の低さについて説明をお願いします。

○池原秀典防災危機管理課長 令和2年度におきましては、アジア諸国等に対して、沖縄県の有する台風対策の知見の提供等の可能性について確認するため、高知大学国際連携推進センターと連携した研修を実施したほか、地域防災力強化を目的とした外国人住民向けのパンフレットを作成したところでございます。不用額につきましては、高知大学国際連携推進センターと連携した島嶼国向けの研修が新型コロナウイルス感染拡大に伴い、オンラインによる遠隔研修に変更となったほか、年度末に予定しておりました高知大学やJICAとの意見交換等をオンライン会議形式で実施したことにより、旅費を執行しなかったことと、パンフレット作成時の見積り合わせ等による経費縮減が主な原因となっております。

○花城大輔委員 これタイトルだけ見ると、国際災害救援センター、すごいものをつくるようなイメージがしますが、実際の予算が100万円ということで、これ、この事業が今後どのようなイメージで構築されていくのかということを少し伺いたいと思います。

○池原秀典防災危機管理課長 当該事業の目的、内容につきましては、アジア諸国等の大規模災害時の支援活動や、台風対策等について、本県の知見、技術の提供等により、国内外に貢献することを目指しており、人材派遣や研修実施により期待される具体

的な効果を示す資料を作成した上で、国際災害救援センターを機能させる事業スキームの企画立案と、試行等を行うということで、これはちょっと繰り返すことになるんですけども、目的と一致をしております。このような中で、令和2年度の具体的な取組としては、国外への貢献を目指した試みで、令和2年11月24日に、JICA及び高知大学国際連携推進センターと連携し、11か国の島嶼国の研修員向けに、島嶼県特有の防災行政における工夫と課題と題して、災害対策本部の役割や、関係機関と連携した離島での防災訓練について、オンライン研修を実施したところでございます。今年度も実はオンライン研修予定してるんですけども、もともと、これは継続してやるということをやってたんですけども、この災害対策防災訓練というところで、実は11月に沖縄県総合防災訓練であったりとか、あと、11月5日に津波避難訓練、これはいわゆる全国一律である11月5日の津波防災の日ですかね。そういったのに合わせて、住民避難の訓練をやるという形で、それで外国人一いわゆるこの研修を受けられる方に見学してもらって、そこから課題を聞いて、どういったことがいだろうということ把握しようとしていたところではございますけど、ちょっと残念ながらコロナ禍において、先方のほうから、この件についてはもう今年は厳しいというところで、取消しになったというのはございます。

話が今年度の話になってしまったんですけども、また国内への今後、貢献を目指した試みで、これは去年の取組なんですけれども、県内在住の外国人向けに、災害時における具体的な避難行動などの理解を促すことで、災害時に外国人観光客の支援の担い手となることを期待して、地域で発生する災害、避難所へ行くメリット、あと避難するときの注意点などの情報をまとめたパンフレットを作成したところでございます。

今後の取組なんですけれども、台風対策について、JICAであったりとか、あと高知大学国際連携推進センターと引き続き連携して、いわゆるこの研修を実施しながら、各国のニーズとか、そういった保有する知見等のマッチングを調査して、さらに国際的な貢献の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

○花城大輔委員 ちょっと意地悪なことを言うかもしれませんが、本県の台風対策の知見が、アジア諸国等に比べてどれほど優れているものなのかということを確認させてください。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より質問の内容について確認があった)

○又吉清義委員長 再開いたします。

池原秀典防災危機管理課長。

○池原秀典防災危機管理課長 ここら辺も含めて調査研究しながら、いいところについてはしっかり、研修であったりとか、実施しながら進めてまいりたいと考えております。

○花城大輔委員 例えば最近の国内の自然災害でも、山の津波だったり、冠水で街全体が水に浸かったりというふうに、今までだと想像できなかったことが起こっていて、沖縄でも台風が来るたびに、必ず被害に遭うところが一緒ですね。その辺を経験した中で、実際に効果のところにある大規模災害時の支援活動や台風対策等について、本県の知見、技術の提供等により、国内外に貢献する、この辺のところについて、先ほどパンフレットの話ありましたが、何かほかにも具体的な事例があれば聞かせていただきたいと思えます。

○池原秀典防災危機管理課長 国内外というところで、パンフレットについては、国内の外国人住民を対象にしたパンフレットという事業でやってはいるんですけども、この国外という部分について、沖縄県というよりは日本全国かもしれないんですけども、自衛隊であれば災害派遣要請があったりとか、あと緊急消防援助隊の動きとか、あと外国もあるのかもしれないんですけども、いわゆる訓練ですね、自衛隊とか、海保さんとかと一緒にやるような訓練であったりとか、あと県の組織体制、いわゆる大規模災害が起こったときには、沖縄県災害対策本部を設置してやりますよというところであったりとか、そういったスキーム面での御説明であったり、あとは国内の、いわゆる先進的な部分についても、これまだちょっと着手はできていないんですけども、国内のより進んだところの取組事例とか、そういうのを見せていければいいのかなというふうに考えております。

○花城大輔委員 最後に課題のところ、非常に興味深い内容書かれてるんですけど、どのようなものがありますか、その課題の中には。

○池原秀典防災危機管理課長 高知大学国際連携推進センターによると、東アジア諸国は、台風以外にも水害、火山といった数多くの自然災害にさらされているため、近年、国際的な防災枠組みの中で、世界各国から援助や支援協力として、資金、技術が集まっており、防災インフラの整備が進んでいる一方で、防災啓発など、災害リスクに対するガバナンス

強化が課題になっていることが、一応分かっております。このため、台風対策については、JICAや高知大学国際連携推進センターと連携した島嶼国の研修員に対する研修を実施し、繰り返しになる部分はあるかと思うんですけど、各国のニーズと保有する知見とのマッチングを調査の上、国際的な貢献の在り方についてさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○花城大輔委員 では、次の質問に移りたいと思います。

5ページのワシントン駐在員活動事業ですね。

これまず最初に、この事業が何年目で、これまでどれぐらいの予算が投下されてきたか確認をお願いします。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 ワシントン駐在員の事業につきましては、平成27年の4月からこれまで約6年間活動を実施しております、これまで平成27年から令和2年度決算までの6年間実績額としては4億3900万円余りということになっております。

○花城大輔委員 そこでもう一つ確認なんですけれども、昨年の報告書で指摘されていた件、例えば現地で配付する資料や、会話のときの英訳の仕方、単語のチョイスが適当でなく誤解を与える表現があったりとかという部分について、そのときに、去年もここで多分聞いたと思うんですけど、どのような答弁なされたか、もう一度お願いします。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 委員御指摘のとおり、これまでの委託業務報告では、単語の選択が適切ではなかったり、あるいは説得力に欠ける文章や表現が見られた、あるいは、一般的にも分かりやすい説明を心がける必要があるというような点が指摘をされております。これを受けまして、ワシントン駐在のほうでは発信するニュースレター、それから、沖縄県からワシントン駐在を通じて文書等を発出する際には、委託事業者及び米国連邦議会やワシントンDCの情勢や仕組みに見識の深い専門家と事前に調整をしまして、文書の形式面を含めた内容の確認と、それからネイティブチェックを行っております。

○花城大輔委員 現段階でこの問題についてはもう解決されたものと思っておりますか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 以上、御説明しました方法によりまして、現在、ワシントン駐在が発出する文書につきましては、適切な確認手順を経た一定以上の水準を確保しているものと考えております。

○花城大輔委員 毎年、予算と決算の中で、我が会派が同じ質問をして、同じような回答が来るという

ふうになっているかと思えます。でも実際、この事業の効果や課題を見ると、これについても変化がないというふうに理解して読めると思うんですけども、これについての見解はいかがですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 これまで6年間、アメリカで活動しておりますけれども、これまでの駐在の働きかけによりまして、2019年の6月の連邦議会調査局の報告書において、沖縄は在日米軍占有施設区域の約70%を抱えていると記載されたほか、同年10月には普天間飛行場をめぐる状況につきまして、県民投票で投票者の72%が反対したこと、それから、基地沖合への滑走路建設が物理的に困難などの記載が追加されております。また、2020年、昨年の6月には、連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会におきまして、軟弱地盤等を理由に、辺野古新基地建設計画に対する懸念が示されております。さらに、同年11月には米国のシンクタンク、CSISでも、辺野古新基地について、完成する可能性が低そうだと報告するなど、米国内においても沖縄の基地問題への認識が広がりつつあるものと考えております。このようなことから、県のほうではワシントン駐在のこれまでの活動によりまして、一定のその効果が現れているものと認識しております。

○花城大輔委員 いつも、今の答弁にもありましたけれども、いつも議論が分かれるのがそこなんですよね。我々はこういう成果を得たのだということと、我々はまた、こういう指摘される部分がありますよということで、常に費用対効果という部分で一致しないわけです。私これ、今回も思ったのは、当時この事業を立ち上げた翁長前知事がこれを見たときに、自身のつくり上げたかったワシントン事務所となっているのかなということ想像したりもします。そして、それを引き継いだ玉城知事が、このワシントン事務所を、その思いを酌み取った上で今運営されてるのかなということも想像したりもします。

なので、その辺の費用対効果も加えて、現在の知事が、このワシントン事務所についてどう評価されているのかということ、役所の方が作った答弁書ではなくて、知事本人の口から確認をして、改めて私もこの費用対効果について考えて見直す必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、委員長におかれましては、これ私、要調査事項で提起をさせていただきたいと思っておりますので、お取り計らいをお願いします。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から花城委員に対して、誰にどのような項目を確認したいのか簡単

に説明するよう指示があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 玉城知事に対して、翁長前知事がこれを創設した思いというものを酌み取って、実際にそのときの、ワシントン事務所としての運営がなされているのかどうか、その評価について伺いたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○又吉清義委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明 10月13日の委員会の質疑終了後に協議いたします。

質疑を続けます。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 知事公室長や知事公室の皆さんも、ひょっとしたら同じ思いじゃないですか。毎年毎年同じ質問されて、同じ答弁するよりも、ここで一発解決をして、お互いに納得するような形を見出したほうがいいと思いますよ。

よろしくをお願いします。

次に、8ページの不発弾対策事業。

これ、先ほど島尻委員からもありましたけれども、非常に執行率は高いほうだとは思いますが、年度末に予算が足りなくなるような事態がある中で、繰越しできる部分と、不用額が出る部分と、両方、結構高額でありますけれども、これについての説明をお願いしたいと思います。

○池原秀典防災危機管理課長 不用額9037万3000円の主な発生理由でございますけれども、市町村支援事業の3293万5000円については、磁気探査の対象となる事業の計画変更等による磁気探査箇所及び数量の減によるものとなっております。また、住宅等開発磁気探査支援事業の3636万7000円につきましては、年度内の申請予定を一定程度把握し、予算を確保しても申請されない事例があったりとか、あと申請予定額の変更などもあることから、どうしても毎年一定額の不用が発生している状況にはあります。

県としましては、確かに流用して、後ろにやって、繰越しとかいろいろございますけれども、より効果的な事業を推進できるよう、不用額の削減に努めてまいりたいと考えてます。

あともう一つ、この繰越しなんですけれども、これについては市町村事業分ということです。

○花城大輔委員 この翌年度繰越額の中で、住宅等開発支援事業、どれぐらいの割合でありますか。

○池原秀典防災危機管理課長 令和2年度、現年度分についてはゼロです。

○花城大輔委員 住宅等開発支援事業については繰

越しができない状況があるということですか。

○池原秀典防災危機管理課長 できないというか、制度上、年度内で終わらずというのが基本あります。

○花城大輔委員 大分前の話、謝花公室長時代のことでしたけど、この部分について質問して、繰越しができるようになったというような答弁もらった記憶があったので今確認をさせていただきましたけれども、仮にこの予算についても繰越しができるようになれば、先ほど島尻委員が質問、指摘された部分を解決できる方向が見出せるのではないですか。

○池原秀典防災危機管理課長 繰越しにつきましては、いわゆる原因・理由を明許した上で、繰越しできる事由があれば、繰越可能というのはございます。そういう中で、確かに繰越制度というのが構築できれば、まさに委員おっしゃるとおり、予算執行の弾力的な運用が可能となるということでございます。

これについては、引き続き国と調整、相談していきたいと考えております。

○花城大輔委員 この繰越しを住宅支援事業でやろうとする場合には、防災危機管理課の中に、その専門の技術者が必要なんじゃないかというふうな話も聞き覚えがあるんですけど、私がこういったことに対して、このことかなというふうに理解できるような部分ってありますか。

○池原秀典防災危機管理課長 先ほど、この繰越しの件で、住宅事業、原則厳しいという話はしたんですけども、いわゆる市町村分の事業分同様、当然その繰越事由があれば、繰越しはできます。

○金城賢知事公室長 先ほど担当課長からありましたとおり、住宅等磁気探査支援事業については、予算の制度上、会計年度独立の原則がございますので、当然にその繰越しを想定とした前提での事業はできませんというのはそのとおりなんですけれども、一方で例えば、業務の着手後に探査の結果、不発弾が発見された。結果、時間がかかってしまったといったような事由があれば、そういった事由があれば、やむを得ない事情として繰越明許制度が活用できるということでございます。

○花城大輔委員 その辺、来年の同事業の決算見て改善されてるようにならちょっと期待をしたいと思います。あともう一つ、国との意見の違いとか、その辺が今あるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。予算獲得に当たってですね。

○池原秀典防災危機管理課長 令和3年度の当初予算額につきましては、約29億2000万円で、令和2年度予算の約32億2900万円と比較して、約3億円の減となっております。令和4年度については、令和

2年度と同規模の予算を今現在、国へ要求しており、県としましては、次年度以降も引き続き不発弾処理に必要な予算が確保できるよう、国へ要求していきたいと考えているところでございます。

○花城大輔委員 なので要は、県はもっと予算がほしいわけですよね。でも今回は減ってしまったんですよ。ある一定額ずっとキープされてる、もしくはだんだんだんだん金額が上がってきた。だけど今回減らされてしまった。これについて何か意見の相違や、その減額の原因なんかがあるんですかっていうことを聞いてます

○池原秀典防災危機管理課長 この件につきましては、一応国のほうの担当レベルではあるんですけども、ちょっと確認させていただいております。減額の理由としては、国のほうからは現下の国の厳しい財政状況において、さらなる効率的な予算の執行が求められていることなどから、減額したものだというふうな説明を受けているところでございます。

○花城大輔委員 毎年、発見数が減ってると思うんですよ。予算は増えているけれども、不発弾が処理される数はそうそう比例はしない。そんな中、検査を受けずに、また新しく建物を建てるケースもある。それで、何十年後かにまた被害が起こる可能性が出てくるわけですよね。なので、検査を受けるといことについて、もう少し予算獲得の部分からも頑張っていかなければならないんだろうというふうに思っています。

ちなみに、令和4年度の予算はどれぐらいになるか今、分かっていますか。

○池原秀典防災危機管理課長 沖縄県のほうからは、内閣府へ国庫要請として29億2022万3000円を要望してございます。そのような中、内閣府の概算要求額につきましては26億4552万2000円となっております。

○花城大輔委員 またさらに厳しくなりそうな気がしますけど、せっかく広報なんかでも、住宅予定地も100%補助ですよというふうに県民に周知するところを頑張ってるところでもあるのに、せっかく検査をお願いしようかなとなったときにできなくなる。このようなケースがある。しかも検査受けずに上に建物も建つこともある。このような状況を何とかして手を打たなければいけないというふうに思ってるので、引き続きこの事業を注目したいというふうに思います。

終わります。

○又吉清義委員長 仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 時間があまりありませんので、通告は消防防災ヘリ1点だけ通告してあります。その

1点だけ教えてください。

先ほど私たちの沖縄・自民党、島尻忠明委員からも話がありましたが、この進捗状況の説明の中で、懸案の協議会が設置されたということなんですけど、この協議会ではどういうふうな話し合いがなされておりますでしょうか。

○池原秀典防災危機管理課長 この協議会については、今年の8月に設置したところでございます。話し合いについてはこれからではあるんですけども、ワーキンググループを立ち上げて、沖縄県消防防災ヘリコプターの運用体制であったり、あと市町村消防機関からの人員派遣であったり、機体の使用、ヘリ基地となる消防防災航空センター（仮称）の整備等について、議論してまいりたいと考えております。

○仲田弘毅委員 その中では、消防隊員の派遣の問題とか、あるいは費用分担の問題とか、そういったお話し合いもなされてるということでよろしいでしょうか。

○池原秀典防災危機管理課長 今後、その辺しっかりと話し合いしてまいりたいと考えております。

○仲田弘毅委員 これ、消防隊員の派遣、消防本部に対する各市町村からの隊員の派遣というのがありますが、この各市町村、自治体において、消防隊員の充足率というのが問題になっておりますけれども、その足りないようなところから隊員を派遣する、これ大変厳しいと思うんですよね。そういった点についてはどういうふうに県としては考えていらっしゃるでしょうか。

○池原秀典防災危機管理課長 おっしゃるとおり、充足率の件については、確かに全国に比べて低いという状況がございます。そういう中で、この一つの例えば消防とかに負担させるというよりは、しっかりとローテーションをとるような形で、負担軽減できればということも含めて、市町村と意見交換してまいりたいと思います。隊員の費用等についても、今後、ワーキンググループの中でしっかりと意見交換して、課題等を聞き取りながら、しっかりと解決していけるよう頑張りたいと思います。

○仲田弘毅委員 この事業は、本県の消防防災体制の強化という点では、相当期待されておりますので、しっかりと早めにそれが設置できて運用できるように頑張りたいと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 山里将雄委員。

○山里将雄委員 お願いします。

主要施策の成果報告書のほうから質問させていただきます。

それじゃあ、3ページの基地対策調査費からですね。

まずこの事業、執行率が33.3%と非常に低いような印象があるんですけども、その点について、どうして低いのかをお願いします。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 基地対策調査費の執行率につきましては、今委員が御指摘のとおり、令和2年度は約33%ということでございます。不用額は約2200万余りとなっておりますが、その理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴いまして、他国地位協定の調査、具体的には韓国でございますが、その韓国調査ができなかったことによる不用額。それから2点目に、上京をするための経費を含めて、出張の回数が減となったことによる不用額。それから3点目に、これらに伴うパンフレット等の印刷部数の減等による不用額。合わせて約2200万余りということでございます。

○山里将雄委員 分かりました。

コロナが影響しているということですね。

それでも執行は幾らかしているというふうなことではあるんですけど、主にどんなことに執行、予算を使われたんですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 この事業は、もともと沖縄の米軍基地問題に対する理解を促進するために、県外、それから国外に向けた情報発信を行うという事業になってございます。

主なものとしては、日米地位協定の問題点をさらに明確化するための、他国での地位協定の調査でありますとか、それから全国知事会において沖縄の米軍基地問題に関する理解を広げるような取組、それから在沖米軍基地問題に関するパンフレットの作成経費等々でございます。また、米国ジョージワシントン大学の図書館に設置されている沖縄コレクションへの補助というものも、この事業から支弁してございます。

○山里将雄委員 今の沖縄の基地問題をきちんと伝えていくという意味で、非常に大切な事業だと思いますので、ぜひ執行率をしっかりと上げていただいて、今回コロナの影響でということをやむを得なかったと思うんですけども、それを頑張りたいと思います。

効果のほうに書いてある全国知事会においての提言といいますかね、決議をされたというふうな書いてるんですけども、これ第1回が平成30年の7月に知事会のほうで提言したということで、そのときには、5つぐらい提言があったようですが、その中で地位協定の改定が提言されたということで、非

常に大きな効果だったと思います。

今回、令和2年の12月に第2回が開かれたと、提言がされたと、知事会からですね。というふうになっておりますけれども、第2回目の提言についてはどういった特徴といいますか、主なものとしてはどんなことがあったのでしょうか。

○金城賢知事公室長 山里委員から、2回目の全国知事会の提言の項目と内容ということでございますけれども、5点ほど、知事会のほうから具体的提言がなされております。1点目として、飛行訓練など基地の外における米軍の演習訓練について必要最小限度とすることと、さらに、訓練に際しては、訓練ルートや訓練が行われる時期について、速やかかつ詳細な事前情報提供を行い、人口密集地域上空を回避することということがまず1点目ですね。それから2点目としては、日米地位協定を抜本的に見直すことということで、米軍機の飛行について、最低安全高度を定める航空法令や、航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍も提供させること。それから、事件・事故の発生時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障を明記することということ。それから3点目として、米軍人等による事件・事故に対して、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること、併せて飛行場周辺における航空機騒音規制措置ですね、これについて、周辺住民の実質的な負担軽減を図られるよう運用を図っていただきたいということ。それについて、しっかりと検証も求めております。それから4点目として、施設ごとに、必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理縮小、返還を積極的に促進すること。さらに5点目として、目下現在ある新型コロナウイルス感染症について、日米両国の責任において、しっかりと対処することといったようなことが提起されたところでございます。

○山里将雄委員 第1回目、第2回目の決議において、沖縄が今抱えている諸問題をしっかりとこの決議の中に加えることができているという気がします。ぜひ、そこもまたしっかりと取り組んでもらいたい。今、全国に沖縄の状況を伝えていくということは非常に大事なことです。特にこの知事会のような、全国の都道府県のリーダーたちが、この件について議論をし、そして国に訴えていく。これは非常に大きな成果、効果があると言いますかね、重要なことだと思いますので、今後もぜひそのようにしていただきたいと思うんですが、今後について、この知事会での訴えはどのようなことを訴えていきたいと、そういう計画、もしお考えがあるのであればお聞か

せください。

○金城賢知事公室長 委員から御指摘のとおり、現在沖縄にある在沖米軍基地問題については、これは沖縄県だけの問題ではなくて、我が国の安全保障に関わる、広く日本国全体に関わる問題であるというふうに考えています。そういった観点から、県としては全国知事会を活用いたしまして、こうした場を用いまして、まず国民的議論を喚起することが重要であろうというふうに考えています。それから、県の取組としては、新型コロナウイルス関係で現在実施できておりませんが、知事による全国のトークキャラバンですね、そういったことに加えて、ユーチューブの動画の発信といったような取組でもって、沖縄の基地問題について、まずは国民に広く周知をするという取組を積極的に行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山里将雄委員 ぜひ、しっかりとお願いをしたいと思います。

次に、次のページになるんですけど、4ページ。

4ページの辺野古新基地建設問題対策事業についてですけれども、この中で、普天間飛行場負担軽減推進会議のことについて、この中で報告があるんですけども、この推進会議については2014年に発足したんですかね、第1回が開かれたんですかね。そのときに、その部会も一緒に、同時に設置が決められてるということでありまして、当初はあまり実際、開催されることがあまりなかったような印象があるんですけども、これまでにこの軽減会議とその部会は何回ぐらい開かれていますか。

○田代寛幸参事兼辺野古新基地建設問題対策課長 普天間飛行場の負担軽減推進会議でございますが、まず推進会議のほうです。平成26年2月に第1回の推進会議が開かれまして、26年には第1回、第2回、第3回と開かれております。28年に第4回。少し飛びまして31年に第5回となっております、平成31年の第5回が推進会議としては最後の会となっております。

もう一つ、作業部会というのがございます。作業部会につきましては、平成26年に第1回の作業部会が開催されまして、平成26年度中に第5回まで、平成28年度に第6回、平成29年度に7回、8回、30年度に9回、令和元年度に10回、そして令和2年度に第11回、こちらのほうが最後の、今のところ作業部会となっております。

○山里将雄委員 令和2年度が直近で最後ということになるわけですね。これ、県としては今辺野古の基地建設については反対の立場で国に訴えられてい

るんですけれども、普天間飛行場の負担軽減、これは非常に大事なことで、当然それも進めなきゃいけないというふうに思います。ただ、辺野古建設と、いわゆる一対みたいに一建設をすることと、こちらの負担軽減することが一対みたいに語られてるような風潮がありますので、やはりそこはしっかりと、その負担軽減については、今後訴えていくということが必要だと思います。岸田内閣が発足しましたけれども、この会議、あるいは部会について、それを開くような今計画等々がありますか。

○金城賢知事公室長 現時点で、具体的にいつ開催するかというのはまだ決まってるわけございませんけれども、私も宜野湾市長とたしか9月1日でしたか、ちょっと日にちは定かではありませんけれども、面談した際にも、この普天間飛行場負担軽減推進会議というものを早期に、しばらく開催されておられませんので、早期開催を求めたいという考えも宜野湾市長から聞いておりますので、県としても現在ある一今委員からありましたとおり、普天間飛行場の速やかな危険性の除去というのは、この辺野古移設と関わりなく、しっかりと進めるべきであるというふうに考えておまして、ぜひ、新しい内閣発足いたしましたので、早期の開催を県としても求めてまいりたいというふうに考えています。

○山里将雄委員 残念ながら、岸田総理も辺野古については推進していくんだというふうに表明しておられますけれども、やっぱりそこはしっかりと対応して、普天間飛行場の負担軽減、それと辺野古の基地建設の中止をしっかりと国に、総理に要請していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○又吉清義委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 3ページの地位協定調査についてまず伺いますが、先ほども御答弁いただいたので、韓国のほうは調査がまだということなんですが、令和2年度の進捗等について伺いました。端的に伺います。中間報告はされてますけれども、最終報告がまだだと思えます。最終報告はいつまでにされる予定でしょうか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 フィリピン、それからオーストラリアの調査結果の概要につきましては既に公表しておまして、詳細についても公表に向け準備をしておりますけれども、できるだけ我がほうとしては、韓国調査をできるだけ早く行って、その後に全体的な取りまとめを行っていききたいということで考えております。

○当山勝利委員 ということは、韓国の調査がマス

トであるというふうに考えてよろしいですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 韓国の調査につきましては、令和2年度に予定しておりましたが、今現在実施ができておりません。令和3年度の当初予算でも計上しておりますけれども、できるだけ早期にやっていきたいということで考えております。

○当山勝利委員 コロナの影響があるのでどうなるか分かりませんが、それがマストと言うのであれば、コロナが落ち着いてからしっかりと最終報告をまとめていただいて、どれだけの差があるかということ、日本の地位協定と、それはしっかりとまとめていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○金城賢知事公室長 特に、先ほど担当参事からありました韓国については、地理的状况や安全保障環境が日本に似ているということ、それから米国との地位協定の改定の実績、新たな協定の締結も実現しているということもありまして、ぜひ韓国については地位協定の調査を実施したいというふうに考えております。そういったことも踏まえて、できる限り早くこの調査を実施をした上で、他国地位協定調査の結果を全国知事会とも共有しておりますし、様々な機会を捉えて、この状況を全国に発信をした上で、地域協定の見直しの実現を図ってまいりたいというふうに考えています。

○当山勝利委員 分かりました。

次に、ワシントン駐在員活動事業について伺います。令和2年度の活動内容について伺います。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 ワシントン駐在員の活動についての令和2年度の分、御質問ですが、新型コロナウイルスの影響により、連邦議会関係者事務所を直接訪問することは大変難しい状況でございましたけれども、メールやオンラインなどの面談等によりまして、令和元年度より約300名ほど多い、887名の連邦議会関係者等との面談等を行っております。また、知事の書簡を2回、連邦議会会員の軍事委員会等の所属議員延べ226事務所に対して送付したほか、ニュースレターを2回、延べ約720人の議会関係者等へ送付してございます。その他米軍関係等の現地の新聞報道、それから公聴会、それから面談記録等、収集した情報190件を本庁に報告してもらっております。

○当山勝利委員 今の数字は、このワシントン事業の初期のころから比べて、どのぐらい増えてるんですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 ワシントン駐在の面談実績について、令和2年度と過去の対比という

ことですが、2015年には190件ほどでございました。2017年度までは200件前後で推移をしておりましたが、2020年度実績は約4.7倍の887名となっております。大幅に増加しているというような状況でございます。それから、駐在の情報収集の件数につきましては、2015年度の17件から、2020年度は190件と、約11倍に増加しております。

○当山勝利委員 情報収集もされて、それも伸びていると。それから情報発信についても、すごく面談等もしていただいているというのがよく分かりました。

特に向こうの状況を収集するというのは重要かと思いますが、この基地問題に関する情報収集についてどういふものがあったのか。令和2年度、どういふものがあったのか伺います。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 ワシントン駐在においては、米国内におきまして、米軍関係の現地報道、それから公聴会等の情報をきめ細かく情報収集するとともに、連邦政府、連邦議会関係者との面談におきまして、非公開情報を含む最新情報等を積極的に収集しております。収集した内容は、駐在が内容を整理して日本語に翻訳した後、沖縄県庁一本庁のほうに報告されておきまして、令和2年度における駐在の情報収集の件数といいますのは、前年度より32件多い190件ということになっております。

○当山勝利委員 現地にいるからこそ得られる情報も多々あるんだろうと思います。先ほど、沖縄の状況などを向こうのほうで情報発信されているので、向こうの議会とか、いろんなところで、また民間のシンクタンクなどでも、沖縄の基地の現状とか、沖縄県民の思いとか、そういうものが発信されているんだろうなというのを、大きな成果だと思います。

そして、1つお伺いしたいのは、駐在活動での皆様方の評価、そして今後の取組について伺いたいと思います。

○金城賢知事公室長 駐在活動の評価ということでございますけれども、ワシントン駐在につきましては、平成27年度からスタートして6年目ということでございます。結果、先ほど担当参事からもありましたけれども、県からの発信もかなりの数が増えてるということで、県といたしましては、やはり沖縄における過重な基地負担の軽減を図るという上で、例えば今起きているような航空機騒音の問題でありますとか、米軍人軍属等による事件・事故も多発しておりますし、最近で申し上げますとPFOSの問題がかなり県内で、県民を不安に陥れていますけれども、こういった情報を県からリアルタイムで向こうの連邦議会の関係者でありますとか、政府の関係

者にお伝えしてるといふ状況もございますので、ここは県としても、やはり日米同盟の一方の当事者である米国に対して、連邦議会や政府関係者でありますとか、昨今は例えば大学でのウェブのセミナーとかも開催しておりますので、こういった形で沖縄の現状をしっかりと伝えていくということは非常に重要だと考えております。

そういった意味合いからでも、今後ともしっかりとワシントン駐在の活動を継続していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○当山勝利委員 分かりました。

本当にこの駐在員の活動が地に着いてきているんだろうなというのがよく分かりました。

ありがとうございます。

基地問題の解決と駐留軍用地の跡地利用について伺います。まず、在沖米軍による事件や事故は、沖縄県内でそれぞれ何回起きたのか、令和2年度ベースで構いません。お答えください。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 復帰後、令和2年12月末までの米軍構成員等による凶悪犯、それから粗暴犯、窃盗犯などの犯罪検挙件数は6068件となっております。また同様に、復帰後、令和2年12月末までにおける航空機の不時着、それから部品落下、墜落などの米軍航空機関連事故は826件となっております。演習による原野火災が649件、流弾等の事故が37件、PFOSや廃油等の漏出事故が187件、パラシュートの施設外降下など、その他事故が198件となっております。

○当山勝利委員 復帰後、数多くの事件・事故があるというのはこの数字で分かるんですが、令和2年度、県は米軍に対して何回抗議をされましたか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 令和2年度におきましては、事件や事故が発生した際に、県のほうから在沖米軍に対しまして、合計7回の文書抗議を行っております。また、酒気帯び運転、道路交通法違反事案が発生した際にも、米軍に対して合計35回の口頭要請を行っております。

○当山勝利委員 1年間だけでも、県はあちらのほうに文書を出したり、口頭であったりと、多くの抗議をされてるわけなんですけど、よく航空機事故など、事故が起きた際、何でもいいんですが、原因究明と説明を県は求められていると思います。その求めに米軍が応じられていますでしょうか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 県のほうでは米軍による事故が発生するたびに、事故原因の究明、再発防止及び安全管理につきまして要請をし、調査結果の公表を米軍をはじめ関係機関に求めております

けれども、これまで米側から、日米合同委員会合意に基づく調査報告書の提供が行われたのは、航空機の墜落や機体炎上が発生した場合のみであり、部品落下等については提供がなされておられません。

○当山勝利委員 なかなか原因究明を求めたり、説明を求めても応じてもらえないというのが現状だと思います。航空機事故でもそういう状況があると思います。以上のことも踏まえてこういう事業もされてるんですが、米軍基地問題は解決の方向にあると言えるでしょうか。

○金城賢知事公室長 先ほど来委員から、事件・事故の発生状況でありますとか、抗議の状況等々ございますけれども、沖縄県における米軍基地問題が解決の方向にあるかというふうなことで御質問であれば、申し上げるところで言えば、県民の過重な基地負担が軽減されてるかということになるかと思いませんけれども、例えば普天間飛行場や嘉手納飛行場周辺では、日常的に県民は航空機騒音に苦しめられておりますし、先ほど申し上げたとおり、米軍人・軍属による事件・事故というのは後を絶たない状況でございます。飲酒運転にしても、先ほど35回口頭要請をやったということもございますので、そういうことで申し上げますと、その解決という意味合いで申し上げますと、まだ道半ばといえますか、今後もしっかりとこの米軍基地問題に対応していく必要があるというふうに認識をしてるところでございます。

○当山勝利委員 在沖米軍基地があるがゆえに起こっている事件・事故、そのためにこういう事業もされてると思います。また、県はその解決に向けて取り組まれていますけれども、やはり当然、国と国との関係でありますから、国がしっかり対応していただければ解決しないこともあると思いますが、国の対応ってどうなっていますか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 防衛省等の国におかれましては、米軍の事件・事故が発生するたびに、原因究明や実効性のある再発防止策を講ずることなどを米側に要請していると認識しております。また日米合同委員会において、航空機事故ガイドラインの改善等を図っているほか、日米地位協定に関し、環境補足協定や軍属に関する補足協定の締結、それから、凶悪犯における起訴前の身柄引渡し等の運用の改善を図っております。国においては、在沖米軍基地のさらなる整理縮小、基地負担の実質的軽減、日米地位協定の抜本的な見直しなど、目に見える形で、過重な基地負担の軽減が図られるよう取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○当山勝利委員 県としては、国に求めていること

は多々あると思いますが、なかなかそれが進まないというのが現状かなと思います。

次に移ります。辺野古基地建設問題対策事業について伺います。

成果報告書のところにある効果についてですが、普天間基地の運用停止に向けた具体的なスケジュールというのを挙げられてますが、これは政府から示されてるんでしょうか。回答があったでしょうか。

○田代寛幸参事兼辺野古新基地建設問題対策課長 昨年11月に開催されました普天間飛行場負担軽減推進作業部会におきまして、宜野湾市からの要望もございまして、普天間飛行場の運用停止に向けた具体的なスケジュールを示すよう政府に求めたところがございます。これに対しまして、政府のほうからは、運用停止の新たな期限の設定のためには、辺野古移設について地元の理解と御協力が得られていることが前提と認識しており、まずは、国、沖縄県の双方が移設を完了するまでの間における普天間飛行場の危険性除去について、認識を共有し得るような環境をつくっていくことが重要と考えているというような回答がございました。また、具体的なスケジュールにつきましては、変更承認や完成後の移転など、現時点で期間の確定が困難な要素があり、具体的に示すのは難しいというような回答がございました。しかしながら、県としましては、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去は喫緊の課題と考えておりますので、今後も引き続き宜野湾市と連携し、政府に対して強く求めてまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 あともう一つ、オスプレイ12機程度の県外拠点配備についても求められていますが、これについての回答はありましたか。

○田代寛幸参事兼辺野古新基地建設問題対策課長 同様に、オスプレイ12機程度の県外拠点配備につきましても、作業部会等で求めているところでございますけれども、これにつきまして政府のほうからは、普天間飛行場所属機のオスプレイにつきましては、これまで訓練の県外移転を進めてきたことに加え、本土で実施される防災訓練などへ参加が実施できるよう、米側に要請してきていると。あわせて、今後も木更津駐屯地での定期機体整備と併せ、訓練移転等を進めることで沖縄の基地負担軽減を図っていきたいというような回答がございました。

○当山勝利委員 あともう一つありますよね。

普天間基地の県外、国外の長期ローテーション配備について、これについてはどのように答えられていますか。

○田代寛幸参事兼辺野古新基地建設問題対策課長

これにつきましても政府のほうからは、まず、航空部隊と陸上部隊等が離れた場所に長期間所在することによる機動性、即応性といった海兵隊の特性を損なう懸念があると。海兵隊の練度の低下を来すなどの問題が生起することから、実現するのは困難であるというような答えでございました。そのため、オスプレイの県外の訓練移転等を進めることで、沖縄の基地負担の軽減を図っていききたいというような回答でございました。

○当山勝利委員 分かりました。

ありがとうございます。

以上です。

○又吉清義委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お願いします。

まず、ワシントン駐在ですね。

「継続は力なり」だなどと思っておりますけれども、先ほど駐在の主な活動実績、2015年から20年比較して答弁なされましたけれども、もう一度お願いします。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 ワシントン駐在の米国関係者等との面談実績については、2020年度の実績は、2015年度の約4.7倍の887名となっております、大幅に増加しております。

○西銘純恵委員 15年度190名から4.7倍ですが、そのうちの面談の内容と申しますかね、どこが中心に増えているのでしょうか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 2015年度と2020年度を比較しまして、大幅に伸びているのは連邦議会関係者が大きく伸びております。

○西銘純恵委員 次、駐在の活動件数について、国際政策研究所—C I Pが報告した駐在の活動件数、これについてどう報告されているかお尋ねします。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 駐在の主な活動実績でありますけれども、米国のシンクタンク—C I Pの調査報告によりますと、日本の団体等からの代理人として、F A R Aに登録されている全51機関が、2019年に報告した活動総数3209件のうち、沖縄県のワシントン駐在が1192件と、約37%を占めており、2位を大きく引き離して1位となっているということでございます。

○西銘純恵委員 収集した情報も相当伸びているということでしたが、これも2015年と20年、比較でお願いします。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 ワシントン駐在の収集した件数につきまして、2015年度と2020年度を比較しますと、2015年が17件であるのに対し、2020年

度は190件と、約11倍に拡大しております。

○西銘純恵委員 あと、沖縄県内の事件・事故、なかなか米本国に伝わってなかったと思うんですが、これに対してどのように発信をされたのか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 県内で米軍の活動、それから米軍人等による事件・事故が発生した場合、被害の状況や県の抗議文の内容等について、ワシントン駐在から連邦政府関係者等に対し、直接説明をし、対策の必要性を訴えております。また、ワシントン事務所から米国政府等関係者約360名に送付するニュースレターを活用いたしまして、県内の事件・事故等の状況を情報発信しております。

○西銘純恵委員 P F O S等についてはやりましたか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 昨年発生しました米軍普天間飛行場におけるP F O Sを含む泡消火剤の漏出事故についても、国務省関係者と面談しております。

○西銘純恵委員 成果を大きく上げていると思うんですけど、この4つ挙げていますけれども、最初に連邦議会調査局—C R Sがどのように報告をされているかお尋ねします。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 連邦議会調査局—C R Sの報告書におきましては、沖縄の米軍基地の規模につきまして、在日米軍全施設の約25%と記載されておりましたところ、在日米軍専用施設区域の約70%というふうに修正をされております。これは2年前、2019年の6月13日でございます。

また、普天間飛行場の辺野古移設につきましては、県民投票で72%が反対というふうに記載されております。

○西銘純恵委員 米国の会計検査院—G A O、そこはどのような報告をやっていますか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 米国会計検査院—G A Oの報告書におきましては、まず1点目、辺野古の普天間代替施設の滑走路は緊急発着する固定翼機にとって短すぎる。2点目に、代替滑走路を県内で選定するまでは、任務に必要な要件を満たさないとの課題が未解決であるというふうな指摘がなされております。

○西銘純恵委員 米下院軍事委員会の小委員会でのような資料が出されていますか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 2020年6月23日の下院軍事委員会即応力小委員会の国防権限法審議に当たりまして、関連資料に沖縄県が要望していた普天間代替施設に関する懸念事項等が記載され、採決されております。

○西銘純恵委員 懸念事項に対する具体的な記述はありますか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 即応力小委員会の資料の内容について、少し読み上げる格好でお答えいたしたいと思えます。

軍事委員会は、沖縄県北部の辺野古で現在継続中の普天間代替施設の開発を懸念する。軍事委員会は、このプロジェクトに悪影響を及ぼす可能性がある大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念が高まってきたことを指摘する。軍事委員会は、2本の活断層と50メートルの深海が建設予定地の近くに存在することに注意を促したい。加えて委員会は、海底の調査が実施された結果、地質学者らがこの開発計画の推進を困難にする問題を特定したものと認識している。よって、委員会は国防総省長官に対し、下院軍事委員会に普天間代替施設に関する報告書を2020年12月1日までに提出するよう指示する。

報告書には最低限、以下の事項が含まなければならないとして、5点ほど書かれております。まず1点目。建設予定地地下のN値の検証結果を含む、海底の詳細状況。2点目に、海底の地盤強化を含む懸念事項に対する改善案。3点目に、環境全体、サンゴ礁、そして特に海洋哺乳類などへの影響に対する解決策の提案などのパブリックコメントの機会を含む、さらなる環境計画。4点目に、50メートルの海溝に関連する活断層及び海底地震の危険性の評価。5点目に、当該施設の軍事目的に鑑みた改訂と、地震活動に関する評価というふうになっております。

○西銘純恵委員 米国の軍事委員会で、国内、沖縄県内で話されている、本当に辺野古の問題が同じように議論されているということをお報告でみんな分かるんじゃないかと思うんですが、次に、戦略国際問題研究所の報告書は何と言っていますか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 戦略国際問題研究所—CSISが、2020年11月に発表いたしました報告書においては、辺野古の普天間代替施設の計画は困難続きであり、完成することはないように思われるとの指摘がなされております。

○西銘純恵委員 あと今年度、これからどのような活動を主にやろうとされていますか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 令和3年度につきましても、前年度に引き続きまして、対面での活動が制約されてはおりますけれども、メールやオンライン面談等による働きかけを行っていくほか、緑ヶ丘保育園の事案についての情報提供や、2022年、国防権限法案に関する情報収集、それからニューズレターの発行などを行ってまいりたいと考えておりま

す。

○西銘純恵委員 日米地位協定が、他国の米協定と全然違うというのは、はっきりしていると思うんですが、これを米国政府に知らせることは考えていますか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 米国に対する情報発信のさらなる強化というような取組の一環として、今委員が御指摘のある他国地位協定の調査結果等について、英訳をしまして、そのQ&A、それから調査結果の英訳等を行って、必要な情報発信を行っていきたいということを考えております。

○西銘純恵委員 沖縄県民の人権、どんなに脅かされてるかというのがよく分かるかと思うんですが、最後に2013年の建白書が、私たち自民党の皆さんもみんな一緒になって、辺野古新基地反対、断念と、普天間基地の閉鎖、撤去、オスプレイの配備撤回ということで一つになってやって、それを辺野古反対の沖縄の民意が政府に届けたにもかかわらず、日本政府が全く無視して建設を強行していると。それで、2015年に翁長前知事がワシントン事務所を設置して、日本政府が沖縄の状況を米国に伝えていないということがあって、事務所を設置したと思うんですよ。私そう捉えているんですよね。米国に対して、沖縄の正確な情報を発信していく、これが最大の目標だと思うんですけども、公室長、いかがでしょうか。

○金城賢知事公室長 西銘委員から御質問のところで、正確な情報の発信というところで、過去6年間、ワシントン駐在の活動を継続していく中で、先ほど担当参事からありましたように、米国側においても、一定の理解が進んできているものというふうに考えています。一方で、ワシントン駐在が活動する中で、沖縄県における状況を説明していく中で、例えば連邦議会の議員の関係者から、沖縄県におけるこういった事情を知らなかったといったような反応もございまして、こういったことについてはしっかりと沖縄県側から、日米同盟、日本の当事者である米国政府、あるいは連邦議会関係者の方に、しっかりと情報発信していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○西銘純恵委員 6年間で4億余りの経費をかけたと言いますが、私は経費、このお金ではかられない沖縄県民の、本当に辺野古を断念させたいという、させてほしいというのが米国政府関係者、さっき答弁してもらったんですけどね、具体的に米国の中で動いているということを感じるわけですよ。最終的には、辺野古新基地断念、米国政府の中でこれをやってもらうということだと思っておりますけれども、

やっぱり効果っていうか、お金で代えられない効果があると思うし、体制も本当はもっと強化していいんじゃないかと私は思っているんですよ。いかがでしょう。

○金城賢知事公室長 日米両政府の間で、唯一の解決策という辺野古新基地建設計画について、米国における連邦議会の中の下院軍事委員会の即応力小委員会でございますけれども、その委員会において先ほど担当参事からありましたとおり、辺野古新基地建設について懸念が示されるということについては、これは駐在員の活動、それから過去、西銘元知事から続いてきた訪米の成果の一つであろうというふうに考えています。委員からの御質問のところのその体制の強化ということにつきましては、現在行っている駐在の活動状況、それから、日米両政府間の安全保障関係を踏まえたその協議の状況等も踏まえて、沖縄県からいかに情報発信をしていくかという観点から、どういったワシントン駐在の活動のありよう等も含めた上で、検討していく必要があるかというふうに考えているところでございます。

○西銘純恵委員 ワシントン事務所を設置をした目的に沿って、それなり、それ以上の大きな成果を上げているっていうことを本当、確認をすべきだと私は思います。

以上、指摘して終わります。

○又吉清義委員長 渡久地修委員。

○渡久地修委員 どうも、同じく5ページのワシントン駐在活動事業、6年間ということです。私、この間4回訪米行動、共に行ってきました。最初の頃と、これまでの経過も少しは知ってるつもりですけども、最初はね、本当に大変でしたね、手探り。沖縄の県がアメリカ本国でどんな活動するかという戸惑いもいっぱいありましたけれども、その辺はいかがですか。最初の活動。

○金城賢知事公室長 渡久地委員からの御質問のとおり、まさに私は当時基地対策課にいたわけではありませんけれども、過去、その当時いた一例えば現在の謝花副知事とかに聞くところによると、やはり初期、駐在をそこに置くというところで、例えばFARAの登録でありますとか、様々なところでかなり苦労したという話を聞いているところでございます。そういった積み重ねによって、今現在、ワシントン駐在があるということ踏まえて、私どももしっかりとその駐在活動を継続していく必要があるかというふうに考えています。

○渡久地修委員 最初にぶつかったのがビザとかさ、それからFARAの登録というの、そこにぶつかっ

たんですよ。このFARAというのは何ですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 FARA—外国代理人登録法のことを指しておりますけれども、外国の機関等が米国政府や連邦議会等に働きかけるためには、同法に基づく登録が必要というふうになっております。

○渡久地修委員 この全国の県で、これ登録をやっているのは沖縄だけですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 米国に事務所を構えているのは沖縄県だけということで考えております。

○渡久地修委員 先ほど来あった正確な情報を発信して、正確な情報をつかんでくるという点で、最初はね、物すごい大変だったのよ。だから、最初の所長なんかとっても苦労したんですよ。

それで公室長、先ほどそのとき基地対策課にいなかったと言うけれどもね、この6年間のこの活動、しっかりとこれがどんどんみんなに共有して受け継いでいくようにしないといけないと思うんだけど、担当が代わったらまたもう分かりませんかじゃ済まないからさ、その辺はどんな努力をしていますか。この辺しっかりとする必要があると思うけど、どうですか。

○金城賢知事公室長 御指摘のとおり、ワシントン駐在、平成27年から6年間継続してきたという経緯につきましては、しっかりと記録を残して、どういった活動をしてきたかということも大事だというふうに思いますし、予算についても先ほど来ありますように、過去4億ぐらいの税金を投入していますので、そういった観点からも、しっかりと行政としてこの記録というか、過去の取組状況をしっかりと把握していく必要があるかというふうに思います。

○渡久地修委員 とにかくの初期の所長から今日まで相当の苦労があったから、その苦労もしっかりまとめて共有できるようにしてください。

それで、2015年当時から今を比べると、先ほど来あったように、結構アメリカの機関、議会、政府に沖縄の声が届き始めたというのを、僕も肌で感じるわけ。それで、先ほど来あった議会調査局—CRSですか、というのがありますよね。このCRSというのはどういう機関ですか。

○金城賢知事公室長 米国連邦議会調査局—CRSということでございますけれども、1970年からアメリカ議会図書館に設置されている立法補佐機関というふうになっています。立法問題に関する調査報告書等の連邦議会への提供、それから、議員及び委員会の個別依頼への対応等を行っているというふう

理解しております。

○渡久地修委員 この議会調査局が、2019年10月に県民投票72%のことを報告書に書いてるという報告が、先ほど答弁ありましたけれど、今年2月のこの議会調査局の報告書には何て書かれていますか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 業務報告の最新のものとございますが、2021年5月12日付で更新された米連邦議会調査局の報告書の中にも、2019年に実施された拘束力のない県民投票では、投票者の72%が新基地に反対したことが示されたというふうに記されております。

○渡久地修委員 僕2月って言ったんだよ。今年2月、滑走路を建設することは物理的に困難であるというふうに指摘していると思いますけれども、そういう報告はないですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 申し訳ございません。私、今、手元にはございません。

○渡久地修委員 とても大事な指摘で、新基地で沖合に滑走路を建設することは物理的に困難であるということを、今年2月に報告していると思います。

それからね、米会計検査院というのは何ですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 米国の会計検査院という機関になっております。米国の連邦議会の附属機関として、連邦予算の支出、それから政府機関の活動を監視する役割を担っております。連邦議会に対して、客観的な事実に基づいた情報を適宜提供するということとされております。

○渡久地修委員 ここがね、今年4月に報告した報告書で、辺野古の問題でどんなふうに報告していますか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 GAOの業務報告の今年4月8日付の報告書の中にも、事業計画は米海兵隊普天間基地の代替施設の建設をはじめとして、度々大幅な遅れに直面している。国防総省と日本の当局者によると、その計画は環境問題分析から生じた複雑な問題だけでなく、地元の反対にも直面しているというふうに記されております。

○渡久地修委員 そしてね、次、CSISというのは、これはどういう機関ですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 外交、それから防衛、安全保障、エネルギー問題などに強みを持つ、アメリカの民間シンクタンクとなっております。ワシントンDCに本部を置きまして、アメリカの歴代政権に対して、外交、防衛、安全保障を中心とする政策提言を行っているということでございます。

○渡久地修委員 公室長、このようにこの6年間でね、最初は大変だったけれども沖縄の声なかなか届

かないという批判も結構、意見も寄せられたんだけど、この6年間の活動の中で、2019年あたりから相当の動きが出てきたわけよ。それは皆さんの活動も僕は功を奏していると思う。そして、アメリカの正式な政府機関、議会の機関にそういう意見書、報告書が出るようになったわけよ。それと有力なシンクタンク。この報告書のこの人たちが、こういう報告書を出した一つの大きな問題はね、1つは、沖縄県民の民意、県民投票72%の民意、知事とか選挙で、沖縄県民は度々反対というのを示しているという民意が伝わっている。もう一つはね、僕は軟弱地盤だと思ふんだよ、国防権限法とかでね。ほとんどのところが指摘しているのが、軟弱地盤でこれはもう建設困難だということを、アメリカの議会とか機関なんかも言い出してるわけよ。この2つが僕はとても大事だと思うんですけど、その辺いかがですか。

○金城賢知事公室長 先ほど来委員からありますアメリカの公的機関として、例えばCRS—米国連邦議会調査局でありますとか、会計検査院—GAO。それから、戦略問題研究所等といったシンクタンク等々から、辺野古新基地建設について委員から御指摘のありますとおり、軟弱地盤の問題でありますとか、沖縄県における辺野古新基地建設反対の民意を踏まえた形で、様々な意見が出されているという状況があるというふうに思います。

一方で、国内においては、沖縄県においては、その日米両政府が唯一の解決策として辺野古新基地建設を強行しているという状況がございますので、委員御指摘のとおり、過去のワシントン駐在の取組、あるいは、先ほど私、西銘元知事と申し上げましたけれども、この西銘元知事の頃から訪米活動っていうのを県は行ってきておりますので、こうした歴代の知事の訪米活動等の効果も相まって、今現在、アメリカ国内で様々な議論が起きているというふうに認識をしているところでございます。

○渡久地修委員 その中でも、即応力小委員会が議決したよね。これ残念ながら上院では通らなかったけれども、これは沖縄の歴史上初めてだと思うのよ。そういう意味では、これは、この軍事委員会が指摘したのはね、軟弱地盤の問題を指摘しているわけよ。だから、アメリカの議会でもこれはできませんよということを指摘している。だから、そこをもっともっと徹底して、僕は科学的根拠を持ってアメリカに伝えていくことが必要だと思うが、どうですか。

○金城賢知事公室長 委員御指摘のとおり、辺野古、大浦湾において、軟弱地盤の存在が判明したと。これは面積にして埋立て面積の約43%ぐらい、66ヘク

タールという規模でございます。これに対して、国内の地質学者でありますとか、様々な学者の間でも、工事の難しさというのが指摘をされているところがございます。

県としましては、そういったことも含めて、先ほど委員からありましたところの辺野古新基地建設に対する県民の民意というものにつきましては、過去2回の県知事選挙でありますとか、辺野古埋立てに絞った県民投票でも明確に示されているところがございますので、こうした民意も含めて、委員から御指摘のあるところの軟弱地盤等の問題についても、しっかりと米国政府、あるいは連邦議会議員等、あるいは米国の市民・学生等とのウェブ会議等もやっておりますので、しっかりと情報発信をしてまいりたいというふうに考えています。

○渡久地修委員 僕はね、このワシントン駐在員の今の一番大きな任務というのは、沖縄の民意をしっかりと伝える。民意、沖縄県民の民意。そして、軟弱地盤などのものを科学的な根拠を持ってしっかりと、これ無理ですよということをしっかりと伝える。このことを僕はしっかりとやってほしいと思うんですけど、もう一回お願いします。

○金城賢知事公室長 先ほどもお答えいたしましたけれども、辺野古新基地建設反対の民意というのは、これは明確でございますので、これに加えて軟弱地盤の問題についても、しっかりと科学的根拠を持った形で米国政府にもしっかりと主張してまいりたいというふうに考えています。

○渡久地修委員 これはね、このワシントン駐在じゃなくて全国に伝える活動、これも特に重要になっていると思いますけど、その辺はいかがですか。

○金城賢知事公室長 国民の約8割が、日米安全保障体制が必要だということでもって、その日米同盟の必要性を認識をしているという状況でございます。そういった中であって、そうであるならば、米軍基地の負担というものについても、当然のこととして日本国全体で担うべきだろうというのが私たち県の考えでございます。そういったことも含めて、沖縄における基地問題の現状、辺野古新基地建設における、委員からありますところの軟弱地盤の問題等も含めまして、現在、令和元年度に実施をしたトークキャラバンというのが、コロナの関係で中断しておりますけれども、こうした知事による全国に向けての情報発信でありますとか、あるいは、現在はYouTubeで動画作成をいたしまして、その情報発信を行っております。こういった取組等も含めて、さらに全国知事会との連携というのもしっかりと今後

も対応していく形で、沖縄の基地問題についてやはり国民的議論の喚起を図っていくことが重要であろうというふうに考えているところでございます。

○渡久地修委員 ぜひ、頑張ってください。

あと7ページ、消防防災ヘリについてですけど、これは僕が県議になってずっと一貫してこれ取り上げてきました。その際、非常に難しいと言われていたのが、市町村の合意が得られていないという答弁だったけど、もう令和3年5月に合意したということ为先ほどもありましたけれども、もうこれで大きなハードルは一つ超えたと。あとは、もう実現に向かって進むだけだということに理解してよろしいですか。

○金城賢知事公室長 委員からありますとおり、その推進協議会、消防防災ヘリの推進協議会を設立するに当たって5団体ほど、その協議会設立の前に解決すべき課題があるということにございました。これについては、まず何点か御紹介しますけれども、1つは活動範囲ですね。防災ヘリの活動範囲。例えば、先島辺りも当然に含めて活動していただけるのかといった問題でありますとか、あと、機体の仕様、そういった観点からのしっかりと活動範囲が確保できるような機体がしっかりと整備されるのかと。それから、費用負担の問題ですね。さらに加えて言うと、先ほど御質問ありましたけれども、消防隊員の確保ということも、やはり1つの課題としてございました。そうしたことについて、県といたしましては、その5団体に対して一つ一つ丁寧に説明をした上で、協議会の設立ということで8月に協議会を設立したところでございます。今後は、ワーキンググループを設けまして、おのおの4つ設けますけれども、例えば機体の仕様でありますとか、消防の派遣の問題でありますとか、費用負担の問題等を議論していくということで、しっかりと進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○渡久地修委員 1つの大きなハードルを越えて、あとはぜひ突き進んでほしいと思うんですけど、それで、僕は前から言っているけれども、やっぱり消防職員の派遣とか、そこが問題になるわけよ。消防職員の充足率が非常に、沖縄は全国多分最下位だったはず。そういう意味では、これ大変なんだよ。それで今、気候変動問題で全国で災害が続発してる下で、消防の役割っていうのは、沖縄でも全国でもすごい役割がもう今出てきているわけ。それで、消防職員は政令定数にして、市町村消防がこの定数に基づいて配置するというものが大事だと。これを沖縄からね、ぜひ提起すべきだということを言ってきま

したけど、これについての見解を聞かせてください。

○池原秀典防災危機管理課長 すみません、ちょっと1点。充足率が最下位では、一応ないです。

○渡久地修委員 ごめんね。じゃあ訂正して。何位って言って。

○池原秀典防災危機管理課長 一応、全国平均より低いってというのはもう確かなことをごさいますて、それにつきましては、これまで委員、前回御指摘のあった、国からの調査であったりとか、あと九州各県はどうなのっていう御指摘があったかと思えます。それについて、ちょっと県のほうからちょっと調べさせてもらったところなんですけれども、消防庁に改めて情報収集を行ったところ、これまでに他の都道府県から同様の提案が出たことはないということをごさいました。もう一つは、九州各県情報収集してきたところなんですけれども、これについて同様の提案がないってところで、ちょっと今、消防庁、九州各県そういう状況ではあったんですけども、県としても、この件、消防組織法に基づいて市町村の区域における消防に対する責任を有しており、消防職員の定数を条例で定めることとなっている状況であるんですけども、そういう中で、国は市町村を支援する立場で、消防力の整備指針による職員数の目標を定めているところで、国が自作の財政措置を行うことについて、これは県が提案する場合、この市町村に対する普通交付税措置、消防費なんですけれども、これについてもちょっと影響与えるおそれがあるのかなというふうに考えております。

そこで、県が提案するに当たっては、各市町村からの賛同が得られるかとか、そういったところも必要なかなと考えております。そういうのもありますのでちょっと慎重な検討をやりながら、どういうふうに突破口を見つけるかっていうところ、探してみたいと考えております。

○渡久地修委員 僕は、法律を変えて政令定数にして、市町村にしっかり配置して、お金は国がしっかり出すというところに持っていかないと、今後の災害対応は、これは対応できないと思うので引き続き僕はもうこれ主張していきたいと思えます。

以上です。

○又吉清義委員長 國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 ちょっと聞き取りしたものとは離れて、私もワシントン駐在事業について質問したいと思えます。

主要施策の成果報告書ですね。5ページのほう。

先ほどからお話ありますように、この事業6年間ということで、大きな成果が出てきているというよ

うな御説明がありました。この5ページの中でも、下のほうの効果という部分で6行目ぐらいですかね。2020年6月には、連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会において、軟弱地盤等理由に辺野古新基地建設計画に対する懸念が示されたというふうな説明になっております。この小委員会においてこういった懸念が示されたということは、今後、どういったことが期待できるのか、どういうふうに進んでいくのが期待できるのかっていうのをちょっと教えていただきたいと思えます。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 委員御指摘の点につきまして、今後どのような点が期待できるかということをごさいますけれども、残念ながら、上部組織の下院軍事委員会のほうでは、採用に至りませんでしたけれども、米国連邦議会の法案審議の過程で初めて辺野古新基地のその懸念が採決されたというふうなことには、大変大きな意義があるというふうに考えております。米国連邦議会の上下両院の軍事委員会の審議の過程で、沖縄の基地問題が考慮されて、当法案に反映されることで、米国内において辺野古新基地建設問題を含む、沖縄の基地問題への具体的な対応が行われるというふうなことが期待できるかと思えます。

○國仲昌二委員 関連してもう一点、成果事例として、戦略国際問題研究所—CSISですか、そこの報告書で、完成予定日の再度延長とか、あるいは費用が膨れ上がっているということで、辺野古新基地が完成するということは困難だというような報告書が出たということなんですけれども、これも大きな成果だという説明がありましたが、これも今後どういったことが期待できるのかっていうのをちょっと教えていただきたいと思えます。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 米国のトップクラスのシンクタンクということでございまして、米国政府や米国連邦議会への影響力を有する同研究所からの指摘ということでございまして、今後、辺野古新基地建設の断念につながる展開の可能性が期待できるのではないかと考えております。CSISの報告書に適切な記載がされることによりまして、米国政府の政策決定や米国連邦議会の法案審議に当たり、沖縄の基地問題が正確に理解され、考慮されるというふうなことが期待できると考えております。

○國仲昌二委員 6年間でいろいろ期待できる成果が出てきていると思えますので、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

○又吉清義委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 消防防災ヘリの導入推進事業ですけど、平成29年度から取り組んできて、昨年の決算の中で令和6年度導入予定だと言ったけど、遅れた理由。今日の中では、令和7年と言ってるけど。

○池原秀典防災危機管理課長 県では当初、令和6年度中の消防防災ヘリの運用開始を目指していたところですが、沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会設立の合意形成に時間を要し、設立が今年8月になったことや、新型コロナウイルス感染症の影響により、個別協議に遅れが生じたことから、現時点では、令和7年度の運用開始を見込んでおります。今後は、消防防災ヘリの運用体制や、市町村消防機関からの人員派遣、機体等の使用、ヘリ基地となる沖縄県消防防災航空センター（仮称）の整備等について議論し、早期の運用開始に取り組んでまいります。

○平良昭一委員 大丈夫だよ。7年は。

○金城賢知事公室長 平良委員御指摘のとおり、昨年の決算委員会で、令和6年度の導入を目指すというふうに答弁をいたしました。先ほど担当課長からもありましたとおり、まずはその推進協議会の設立が8月になったと。これは私も5団体に対しては、その当該市町村に出向いて市長に直接お会いして、副市長もそうですけれども、消防防災ヘリの必要性を説明して御理解をいただいて、8月の協議会の設立に至ったということでございます。

この防災ヘリの必要性については、沖縄県一全国一の島嶼県ということで他県からの支援が届くのに時間がかかるということと、あと島嶼県でございますので15市町村に約13万人の方が生活をしております。そういった意味からすると、全国の他県以上に非常に緊急性があるというふうに認識でございます。県といたしましては、しっかりと早期の導入を目指して、全力で取り組んでまいりたいというふうに考えてます。

○平良昭一委員 先日、第11管区の海上保安本部の一係本部長と意見交換する機会があったんですよ。その中で、意外に自衛隊の救助ヘリよりも海上保安庁のヘリのほうが活用されていると、陸でも、海でも、海だけじゃなくてですね。なぜかという、非常に機動力があると。時間的に、自衛隊より早く動けるといことです。連携はしてるらしいんですよ。そういう観点からすると、やっぱり防災ヘリというのは消防が緊急的なものでありますので、ぜひ、この海上保安本部との連携を取ったほうが効果が出るんじゃないかなということの一つ付け加えて、先日そういう話があったもんですから、非常にいいこと

だだと思いますので、提言として付け加えておきます。

それとワシントン事務所、コロナ禍の中で活動に対して非常に厳しい状況だろうなと思いましたが、これまでの説明の中でかなり頑張っている。そういう面では県の担当職員、一旦こっちに戻って来てますけど、今現状どうなってるか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 令和2年度で御説明しますと、参事一統括監級の職員につきましては、米国本土でのコロナ感染拡大によりまして、一時期渡米ができない状況が続いておりましたけれども、去年の10月から米国に移りまして活動を行っているというような状況でございます。今御説明したのは、統括監級の職員でございます。それからもう一人、班長級の職員がおりますけれども、この4月1日付で知事公室に異動をして、ワシントンに駐在をする予定だった班長級の職員につきましては、ビザがなかなか取得できないような状況が続いております。4月以降、渡米できていない状況にありましたけれども、つい先日、アメリカの移民局のほうからビザの取得が下りるといような報告がありまして、準備が整い次第、渡米する予定で今準備を整えているという状況でございます。

○平良昭一委員 やっぱり基地の問題等の中で、活動を本格的にやるのであれば、新しいバイデン政権の状況というのはやっぱり情報収集しないとイケないわけですよ。そういうことで、今回活動できているようなものがあるか。去年のものだから、今年に入ってからだな。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 バイデン政権におかれましては、大変、人権問題であるとか、環境問題について、非常に関心が高いというふうに伺っておりますので、県のワシントン駐在の活動におきましても、その辺を中心に今後、働きかけというのを行っていきたいということで考えております。

○平良昭一委員 先ほど、これからの活動ということの中で聞いて、他国地位協定の調査結果を英訳して、ぜひやりたいということで、これ大事ですよ。本来、日本政府がこれやるべきなんですよ。しかし、それをやり切れないから、沖縄が事務所をつくって、それを全米に訴えること、そうすることによって、知事会の中でもそれが話題になってくるわけですよ。沖縄独自の調査の中ですよ。それが訴える力になってきますので、これとっても大事なことだと思いますので、しっかりした英訳文を作ってやってほしい。どうですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 その辺、しっかり

取り組んでいきたいというふうに考えております。

○平良昭一委員 頑張ってくださいね。これ大事ですからね。

それと、基地以外の活動、それがある程度必要になってくるような状況だと思います。米国内の県人ネットワークはかなりあるわけですから、来年のウチナーンチュ大会、それも一つの狙いですよね。沖縄の実情を訴えるためには、そういう活動の一環として広げていくような状況ができるかね、これから。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 まだ検討をしている最中のも含まれておりますけれども、ワシントンDC以外の活動として、例えば国際機関への働きかけでありますとか、それからアメリカ国内で行われているイベントへの参画を通じて、沖縄の文化、観光、物産等の情報発信等についても取り組んでいきたいということで考えております。

○平良昭一委員 ワシントン事務所ということではありますが、アメリカは広いわけですから、今後、西海岸に広げる可能性も出てくるわけですよ。情報発信と収集であれば。そこまで、私はもし結果が出てくるのであれば、考えてもいいんじゃないかなと思いますよ。どうですか。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 西海岸につきましても、その活動を実施していきたいということで考えております。

○平良昭一委員 これは皆さんの結果次第ではありますがね。

それと、不発弾対策事業、これ民間の方々に対する磁気探査の補助制度のさらなる周知を図るべきだということで以前から言ってますけど、その対策は行われていますか。

○池原秀典防災危機管理課長 住宅等開発磁気探査支援事業に係る周知活動につきましては、これまで本事業の受付窓口でございます市町村を対象とした説明会や、広報用リーフレットの作成及び各種団体への配付、新聞掲載、広報誌美ら島沖縄や、広報番組うまんちゅひろばによる周知を行っており、今後も引き続き周知活動を続けていきたいと考えております。

○平良昭一委員 これはよく頑張ってくださいね。まだ知らない方々結構いますよ。それ頑張っていたきたい。

それと、市町村の要望事項として、令和元年、2年連続で不発弾爆発事故等に係る被害補償制度の創設をお願いしているんですけど、この辺どう考えるか。

○池原秀典防災危機管理課長 平成21年に発生いたしました糸満市での不発弾爆発事故を受け、国は新

たな安全対策として、爆発事故等の未然防止及び被害者等の支援のため、沖縄県不発弾等対策安全基金を創設することを決定し、本県におきましても、平成21年に沖縄県不発弾等対策安全基金条例及び沖縄県市町村不発弾等対策安全事業補助金交付要綱を制定したところであります。これまでに基金を活用し被害者等への支援を3件、また、不発弾爆破処理による被害状況の調査を5件実施するなど、計8件で総額1億4246万円の基金取崩しを行い、不発弾等爆発事故の未然防止及び被害者等への支援を行っております。

○平良昭一委員 この辺を含めて、不発弾処理がこれはもう国の責任でということの中で、市町村から要望が来るわけですよ。当然、直接実施、現場保存、警備とか保安措置の国による直接実施を求めていることに関して、県としての考え方はどうなのか。

○池原秀典防災危機管理課長 不発弾等処理につきましては、戦後処理の一環として、国が責任を持って取り組むべきものと考えております。この観点に立ち、県はこれまで機会あるごとに沖縄及び北方対策担当大臣並びに防衛大臣に対し、不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等について要望を行っているところであり、去る10月9日にも、西銘沖縄及び北方対策担当大臣に改めて要望を行ったところであります。また、令和4年度以降の新たな沖縄振興のための制度として、国による不発弾等対策の直接実施について、制度提言を行っているところでございます。

○平良昭一委員 ぜひ、これは国の責任の中でやるべきことを県はしっかり打ち出しながら対応していただきたいと思っています。

最後に、基地対策調査費の中で他国地位協定調査、これ全国知事会での報告があったようでございますけど、状況を教えてほしい。結果状況。

○古堅圭一参事兼基地対策課長 令和元年7月23、24日に富山県で行われました全国知事会議におきまして、知事は、沖縄県が実施した他国地位協定調査について、ヨーロッパでの調査結果を報告いたしました。玉城知事からの報告を受けまして、岩手、秋田、長野、高知、滋賀、兵庫県の6名の知事から、地方自治の観点や住民の立場から地位協定の改定を求めていくべきであるなどといった意見が提出されております。また、令和元年11月に東京で行われました秋の知事会議におきましては、玉城知事からの地域協定の改定に向けた連携の呼びかけを受けまして、徳島県の飯泉会長から、関係者で国の地域協定の運用改善の状況などを確認し、精査をした上で検

討したいとの御発言がございました。その後、全国知事会におきましては、会長の御指示を受けまして、現在の日米地位協定に係る運用改善の状況等の確認や新たな提言案の検討を行うことなどを目的として、米軍基地負担に関する意見交換を実施することとし、この議論を経て、令和2年11月に、平成30年以来2回目となる提言が全都道府県による全会一致で決議されております。

このように2回目の提言をまとめる過程におきまして、知事が他国地位協定調査の結果を御報告し、日米地位協定の見直しの必要性を訴えたことにより、全国の都道府県知事の方々と米軍基地問題の認識を共有できたものというふうに考えております。

○平良昭一委員 これは、最初に賛同した都道府県知事、そこにトークキャラバン行くべきですよ、これから。せっかく調査してきたわけですから、これは非常に大事なことですよ。あまりにも知らな過ぎるから、他府県の方々が。それを知らしめること、とっても大事。それは、知事の口からトークキャラバンの中でやっていくこと、とっても大事だと思いますので、その見解聞かせてください。

○金城賢知事公室長 全国知事会の会議の中で、沖縄県の現状に対して非常に理解を示した形で御意見をいただいた知事が、何県かの知事がいらっしゃいます。そうした県も含めて、県が沖縄の米軍基地問題の解決を含めて、日米地位協定の問題等を訴えていく上で、より効果的なトークキャラバンの実施の在り方というものについても、しっかりと検討した上で対応してまいりたいというふうに思います。

○平良昭一委員 終わります。

○又吉清義委員長 以上で、知事公室関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

15分間休憩いたします。

午後4時29分休憩

午後4時43分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、警察本部長から公安委員会関係決算事項の概要説明を求めます。

日下真一警察本部長。

○日下真一警察本部長 よろしく申し上げます。

公安委員会所管の令和2年度一般会計歳入歳出決算の概要について、令和2年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明いたします。

ただいま通知しました説明資料の表紙と目次をスクロールして、1ページを御覧ください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について御説

明いたします。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、予算現額28億2671万6000円に対しまして、調定額は26億8179万4809円、収入済額が26億7102万4696円、不納欠損額は51万9000円、収入未済額は1030万5113円、調定額に対する収入比率は99.6%となっております。

以下、各款ごとに順次御説明いたします。

(款) 使用料及び手数料でありますが、予算現額5796万6000円、調定額、収入済額共に4939万9834円となっております。

(款) 国庫支出金は、予算現額24億9413万1000円、調定額、収入済額共に23億4439万3336円であります。

(款) 財産収入は、予算現額2034万円、調定額、収入済額共に2288万7691円であります。

2ページを御覧ください。

(款) 諸収入は、予算現額2億5427万9000円、調定額2億6511万3948円、収入済額2億5434万3835円、不納欠損額51万9000円、収入未済額1030万5113円あります。

収入未済につきましては、主に放置駐車車両違反金でございます。

不納欠損につきましては、平成26年度に調定いたしました放置駐車車両違反金でございますが、転居先不明等で納付命令が送達できなかったものや、財産がなく財産差押えが執行できず、時効が成立したものでございます。

以上が、一般会計歳入決算の概要であります。

3ページを御覧ください。

次に、一般会計の歳出決算の概要について御説明いたします。

公安委員会の歳出決算は、予算現額362億1742万4000円に対しまして、支出済額は353億5555万2079円、翌年度繰越額は2億7390万9000円、不用額は5億8796万2921円、執行率は97.6%となっております。

翌年度繰越額について、(項)警察管理費(目)警察施設費は2億7390万9000円となっており、宜野湾警察署新庁舎建設事業について、計画変更のため年度内における事業完了が見込めず、翌年度に繰り越したことなどを主な理由とするものでございます。

次に、不用額5億8796万2921円について、その主なものを御説明いたします。(項)警察管理費のうち、(目)警察本部費の不用額3億5720万1038円は、主に職員手当等の執行残によるものでございます。(目)警察施設費の不用額1億456万9725円は、主に工事請負費のうち、繰越し分の執行残によるものであります。

次に、(項)警察活動費のうち、(目)刑事警察費

の不用額4764万7254円は、主に会議等の中止に伴う旅費の執行残によるものでございます。

以上が、一般会計歳出決算の概要でございます。

なお、特別会計の歳入歳出についてはございません。

以上で、公安委員会所管の令和2年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○又吉清義委員長 警察本部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願ひいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

それでは、公安委員会関係決算に対する質疑を行います。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 では、質疑させていただきます。

非行少年を生まない社会づくりについてですが、ここ3年の少年非行の件数について伺います。

○幸喜一史生活安全部長 過去3年間の県警察が検挙、補導した刑法犯少年は、平成30年799人、令和元年521人、令和2年479人と年々減少しております。そのうち、窃盗犯で検挙、補導をした人員は、平成30年605人、令和元年381人、令和2年296人となっており、刑法犯少年の6割以上を占めております。

また、過去3年間の不良行為少年の補導人員については、平成30年1万1675人、令和元年8356人、令和2年6906人と減少しており、そのうち深夜徘徊の補導人員は、平成30年6529人、令和元年4454人、令和2年3392人となっており、約5割を占めております。

○当山勝利委員 いずれにしても、少年非行の件数が減少傾向にある、相当減ってきているということがありますが、その理由はありますか。

○幸喜一史生活安全部長 少年非行の減少の背景等については、様々な要素が複雑に絡んでいるため断定することは困難であります。減少傾向にある理由として、少年を取り巻く環境が変化したことに加えて、非行少年等の検挙、補導活動を徹底したこと。

不良行為を繰り返す少年及び保護者に対する指導・助言を行う再補導防止対策を進めたこと。街頭補導、継続補導、保護活動の実施、少年非行防止教室の開催、少年の居場所づくりや立ち直り支援等の推進などなど、本事業に係る様々な取組が複合的に効果を発揮したものと考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

いろんな要素があつて、またいろんな大人の関わりもあると思いますので、そこら辺で減ってきたのかなと思いますが、本当にありがとうございます。

次、子供・女性安全対策事業について伺います。

ここ3年のDV及びストーカーの相談件数と検挙件数について伺います。

○幸喜一史生活安全部長 県警における過去3年間のDVの相談取扱い件数につきましては、平成30年923件、令和元年1082件、令和2年1040件となっております。また、DV事案の過去3年間の検挙件数につきましては、平成30年112件、令和元年130件、令和2年134件となっております。ストーカーにつきましては、相談件数、平成30年は117件、令和元年是152件、令和2年は177件と増加傾向にあります。また、ストーカー事案の検挙件数につきましては、平成30年17件、令和元年23件、令和2年37件となっております。令和2年37件の内訳は、ストーカー規制法違反が21件、脅迫や住居侵入等の刑法犯が16件となっております。

○当山勝利委員 ありがとうございます。

まず、これ警察さんのほうで相談を受けるということになると思いますけれども、その初期対応とその捜査についてちょっと伺いたいと思います。

○幸喜一史生活安全部長 DVやストーカー等に関する相談を受けた場合には、まず、被害者等の安全確保を最優先に保護対策を実施し、それと並行して、加害者に対する検挙措置。検挙ができない場合でも、警告などの行政措置により、被害の拡大防止を図っております。警察としまして引き続き保護対策のための女性相談所、それから市町村などの関係機関と連携して被害者等の安全確保に努めるとともに、加害者の検挙措置を講じるなど適切に対応してまいります。

○当山勝利委員 こういう事案はもう初期対応がとても大切だと思いますので、またぜひ頑張ってください。

よろしくお願ひします。

以上です。

○又吉清義委員長 國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 私のほうは1点だけ質問をしたい

と思います。

主要施策の成果報告書の中で、国際テロ対策の事業ですね。この事業、事業内容の説明として、国際テロ対策等に従事する捜査員の育成、あるいは、国際テロの未然防止に向けた指導・啓発活動の推進とあるんですけども、予算額が14万5000円しかなくて決算額が8万1000円しかないっていうのでちょっとびっくりしているんですけども、この説明をお願いします。

○小林雅哉警備部長 沖縄県におきましても、国際テロ対策を強力に推進する必要があると認識しております。国際テロ対策におきましては、その未然防止が重要でありますところを県警察におきましては、重要施設の警戒警備ですとか、関連情報の収集分析に取り組んでおります。これらの活動は、警察官の通常業務の一環として行っており、国際テロ対策に係る予算として明確に切り分けることは困難であります。このため、事業経費としましては、国際テロ対策に関する捜査員の育成や指導・啓発に係る予算のみを計上しており、予算額が約14万円、執行額が約8万円となったものであります。

引き続き、国際テロ対策に万全を期してまいりたいというふうに思っております。

○國仲昌二委員 今の説明は、国際テロ対策については別予算の範囲で行っていると。これは別立てでっていうんですかね。国際テロ対策全体は別でもやっているし、ただこれは、別の事業だけを抽出したという理解でよろしいですかね。

○小林雅哉警備部長 御理解としてはそのとおりでございます。

警察全体として国際テロ対策に取り組んでおりますところ、特化したものとして切り出せる予算としまして、捜査員の育成等の費用を計上させていただいておるところでございます。

○又吉清義委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 青少年の健全育成事業の中で、最近、この報道等によると、未成年の飲酒がかなり多いということでもありますけど、どういう状況でしょうか。

○幸喜一史生活安全部長 飲酒による補導人員は本年8月末現在582人で、前年同期と比較しますと、51人減少しております。一方で、3人以上で飲酒する集団飲酒については48件となっており、前年同期と比較しますと27件の増加となっております。

○平良昭一委員 それと、青少年が絡む薬物乱用。その件はどうなっていますか。

○幸喜一史生活安全部長 薬物事犯で検挙された少

年は本年8月末現在33人で、前年同期と比較しますと19人増加しております。検挙の内訳内容としましては、覚せい剤取締法違反が4人で、前年同期比プラス4人、大麻取締法違反が27人で前年同期比プラス13人、麻薬取締法違反が2人で前年度比プラス2人となっております。

○平良昭一委員 やっぱこの青少年は、このSNSの中で薬物を購入するというふうな状況がありますよね。その辺の対策として、県警としてどう考えているのか。

○幸喜一史生活安全部長 薬物乱用防止に関しても重要な課題だと考えておまして、警察本部の安全学習支援隊や各警察署の少年の担当係による非行防止教室を開催するなどしております。それと併せて、被疑者に対する検挙、それから供給源になっている売人に対する突き上げ捜査など徹底しているところであります。

○平良昭一委員 それと最後に、陳情等にも上がっていたんですけど、市町村の要望事項、令和元年と2年度に上がってきています阿嘉・慶留間地域の駐在所設置。これ、元年と2年の皆さんの措置状況、全く一言一句同じなんですよ。どう考えてるのか。

○平松伸二警務部長 県警察におきましては、限られた体制を効果的に効率的に運用しまして、良好な治安を確保するために、これまでも統廃合を含め、県内の交番、駐在所の適正配置に努めているところでございます。交番ですとか駐在所を新設するに当たりましては、既存の警察施設の位置、管内人口の変動、治安情勢などを踏まえて、総合的に検討しているところでございます。

現在、阿嘉・慶留間地区を管轄する駐在所は、座間味島に設置されている座間味駐在所となっておりますが、県警察としましては、阿嘉・慶留間地区における治安情勢、周辺環境の変化等を注視し、警察官の立ち寄り拠点となる施設の確保に向けて座間味村と調整を進めるなど、阿嘉・慶留間地区の安全・安心の確保に向けて取り組んでいるところでございます。

○平良昭一委員 これは1年通してやりなさいという意見なのかな。意見交換しているというけど、例えば、夏場だけを集中的にやりなさいというような情報でもないのか。

○平松伸二警務部長 特に夏場は観光客が多数来島されますので、その対策っていうのは当然やっておるんですけども、厚めにやるわけですけども。当然、事件・事故の発生は夏場だけではございませんので、そういう連携は1年通じてやっているとい

うところでございます。

○平良昭一委員 今後も、意見交換はやっていくということで理解していいですか。

○平松伸二警務部長 先ほどの繰り返しになりますけれども、座間味村と様々な調整を進めていく中で取り組んでいきたいとは思っておるんですが、ただ、交番駐在所の新設につきましては、県内情勢を踏まえまして総合的に検討する必要があると考えてございます。

○平良昭一委員 いろいろ予算が伴うことではありますけどね、人命に関わる問題もありますので、遠慮なさらずに当局にもどんどん言ったほうがいいですよ、本部長。どんどん予算を確保するための努力をして、当局に遠慮せずにどんどんやったほうがいいですよ。

以上。

○又吉清義委員長 以上で、公安委員会関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○又吉清義委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

次回は、明 10月13日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義

令和 3 年 10 月 12 日

令和 3 年 第 8 回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

経済労働委員会記録

（ 第 1 号 ）

令和3年第8回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

経済労働委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和3年10月12日（火曜日）
開会 午前10時5分
散会 午後3時45分
場所 第1委員会室

本日の委員会に付した事件

- 令和3年第8回議会認定第1号 令和2年度沖縄県一般会計決算の認定について（商工労働部及び労働委員会事務局所管分）
- 令和3年第8回議会認定第3号 令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第4号 令和2年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第11号 令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第13号 令和2年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第14号 令和2年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について

出席委員

委員長 西 銘 啓史郎君
副委員長 大 城 憲 幸君
委員 新 垣 新君 大 浜 一 郎君
島 袋 大君 中 川 京 貴君
上 里 善 清君 玉 城 武 光君
仲 村 未 央さん 翁 長 雄 治君
赤 嶺 昇君

欠席委員

山 内 末 子さん

- ※ 決算議案の審査等に関する基本的事項4（6）に基づき、監査委員である山内末子さんは調査に加わらない。

説明のため出席した者の職、氏名

商工労働部長	嘉 数 登君
産業政策課長	谷 合 誠君
アジア経済戦略課長	小 渡 悟君
マーケティング戦略推進課長	比 嘉 淳君
ものづくり振興課長	森 右 司君
中小企業支援課長	知 念 百 代さん
企業立地推進課長	嘉 数 裕 幸君
情報産業振興課長	大 嶺 寛君
雇用政策課長	金 村 禎 和君
労働政策課長	金 城 睦 也君
労働委員会事務局参事監兼事務局長	山 城 貴 子さん

○西銘啓史郎委員長 ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和3年第8回議会認定第1号、同認定第3号、同認定第4号、同認定第11号、同認定第13号及び同認定第14号の決算6件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、商工労働部長及び労働委員会事務局長の出席を求めています。

まず初めに、労働委員会事務局長から労働委員会事務局関係の決算事項の概要説明を求めます。

山城貴子労働委員会参事監兼事務局長。

○山城貴子労働委員会参事監兼事務局長 おはようございます。

労働委員会事務局所管の令和2年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、御説明いたします。

それでは、サイドボックスに掲載されております令和2年度歳入歳出決算説明資料をタップしていただき、1ページを御覧ください。

まず初めに歳入状況について御説明いたします。

決算額は（款）諸収入の収入済額C欄のとおり3352円となっております。

その内容は、会計年度任用職員1名分の雇用保険料本人負担分でございます。

続きまして、画面をスクロールしていただき、説明資料の2ページを表示ください。

歳出状況について御説明いたします。

予算現額1億3289万7000円に対し、支出済額は1億2013万6681円で執行率は90.4%となっております。

支出の主なもの、委員の報酬や費用弁償等の委員会の運営費並びに事務局職員の給与や旅費のほか、需用費等の事務局の運営費でございます。

不用額は1276万319円で、その主なもの、職員手当等の人件費及びコロナ禍の影響による旅費の執行残となっております。

以上で、労働委員会事務局所管の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 労働委員会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

要調査事項を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、その場合、委員長が要調査事項を提起した委員に、誰に、どのような項目を聞きたいのか確認しますので、簡潔に説明するようお願いします。

要調査事項については、明10月13日、当委員会の質疑が全て終了した後に改めて、要調査事項とする理由の説明を求めた上で、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することとなります。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を終えてから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等を告げた上で、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては、部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに労働委員会事務局関係決算事項に対する質疑を行います。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 大変お疲れさまです。

労使間の紛争を公平、公正に解決するというところで皆さん日々頑張っているんですけども、労使間の紛争というとやっぱり賃金、労働時間等がもう中心のイメージなんです。最近やっぱり自分の地元でも少し相談はあったんですけども、例えば様々なハラスメントの相談とか、そういう部分に労働委員会がどう関わるのかなってというのが気になるところなんですけれども、その辺の状況と考え方っていうのは今、答弁できますか。すみません、通告もしてないんですけど。

○山城貴子労働委員会参事監兼事務局長 恐らく、組合からというよりは、個人の労働者からの個別あつせんでの申立てで、そういった事案がございます。例えば令和元年度ですと、いろいろ紛争の内容ございますけれども、解雇ですとか、懲戒処分、そういった中で一番多かったのが、パワハラ、嫌がらせ、その理由による申立てが多かったのも、やはり最近法律も変わったりして、その意識が高くなったということも背景にあるかと思えます。そういったことを理由に、個別あつせんの申立てが少し増えている状況にはありますが、ただこれはあくまでも使用者と労働者が話し合って解決しましょうというのを支援するのが我々の役割ですので、そのそれぞれの主張を聞いて、折り合いをつけ、歩み寄って解決に向かわせるという努力を行っているところです。

○大城憲幸委員 特に消防なんかは、いわゆる組合はないわけですよ、基本原則はね。そういう部分もあって、私も具体的に相談申し上げたときに、もう少し労働委員会が入ってくれないかな、今後そういうハラスメントがどんどん増える中で、もうちょっと積極的に関わる方法がないのかなっていうのを感じたんですけども、今後の流れとして、今言うように、やっぱりこれまでとは役割は少し違ってくるんじゃないのかな。あるいは、もう少し前に出て組織に入れるぐらいの仕組みがつかれないものかなと思うんですけども、その辺についての考え方はどうですか。答弁できますか。

○山城貴子労働委員会参事監兼事務局長 恐らくその点は、全国的な課題だと思うんですね。やはり我々、不当労働行為に関しましては、命令を出せるという準司法的な権限がございますけれども、このあつせん制度につきましては、あくまでもこれ任意の制度なんです。ですから、どうしても職権で何かをして

差し上げるっていうことができない部分で歯がゆい部分もございますので、私たちのほうで何とかこの合意に至らせるような、いろいろノウハウとか、情報収集して、その解決の道を探るっていう、今のところはそういうところしかないのかなというふうには感じているところです。

○大城憲幸委員 ありがとうございます。

質問、以上ですけれども、やっぱり先ほど言ったように、こういう相談がちょっと私のところに増える傾向がありますので、今後どういう仕組みができるかっていうのはちょっと研究しますので、また相談させていただきたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はございませんか。

以上で、労働委員会事務局関係の決算事項に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入替え)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、商工労働部長から商工労働関係決算事項の概要説明を求めます。

嘉数登商工労働部長。

○嘉数登商工労働部長 おはようございます。

よろしく願いいたします。

商工労働部所管の令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

まず初めに、商工労働部の取組について御説明をいたします。

本県経済については、新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のための行動や接触機会制限等により、幅広い産業分野で多大な影響を受けているものと認識しております。商工労働部では昨年来、県内事業者の事業継続や雇用の維持、経済活動の段階的な回復に資するため、必要な対策を切れ目なく講じてまいりました。主な事業といたしましては、うちな一んちゅ応援プロジェクトによる事業者支援、それから県単融資による事業者の資金繰り支援、さらに沖縄県雇用継続助成金事業による雇用の維持、プレミアムクーポンによる地域消費喚起策などを実施しまして、経済的損失の最小化に努めてきたところでございます。また、需要回復への足がかりの一つとして、大型イベントである産業まつり、それからリゾテックおきなわ国際IT見本市、沖縄大交易会については、拠点分散やデジタル技術を活用したオンライン開催を導入し、ウィズコロナにおける新たなビジネススタイルへの構築、県産品の販路拡大、国内外へのおきなわブランドの発信等を行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しておりますが、現在、行動変容要請の設定等により新規感染者数が抑制されてきております。今後はワクチン接種の推進をアクセルとしまして、経済対策基本方針の出口戦略に基づいた需要喚起策や業態転換を促す施策、それからデジタルトランスフォーメーションによる付加価値を生む新たな取組支援等の施策を講じてまいります。

それでは、歳入歳出決算の概要について、お手元にお配りしております令和2年度歳入歳出決算説明資料により御説明申し上げます。

通知いたしました1ページを御覧ください。

こちらは、一般会計及び5つの特別会計の歳入決算の状況の総括表となっております。

次に、通知しました2ページを御覧ください。

こちら同じく歳出決算状況の総括表となっております。

それぞれの詳細については、通知しました3ページ以降で御説明いたします。

まず初めに、一般会計の歳入決算につきましては、予算現額合計が1063億5728万1208円、調定額が895億5580万8381円、収入済額が894億8315万7763円、不納欠損額が1272万9000円、収入未済額が5992万1618円で、調定額に対する収入済額の割合は99.9%となっております。

目ごとの明細については説明は割愛させていただきます。

続きまして、通知しました5ページを御覧ください。

こちらは一般会計の歳出決算になります。予算現額合計が1177億6725万6527円、支出済額が970億620万6943円、翌年度繰越額が116億9671万4257円、不用額が90億6433万5327円で、執行率は82.4%となっております。前年度の93.2%と比較しまして11ポイント近く下回っております。

繰越しですけれども、当初予算編成後の事由により年度内に完了しない事業のほか、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策対応のための事業を継続して取組む必要がある事業について、繰越しが多くなっております。その主な事業としましては、うちな一んちゅ応援プロジェクト—これは飲食店等に対する協力金ですけれども、それですとか、地域消費活性化事業—これはプレミアムクーポンです。それから、沖縄県雇用継続助成金事業—これは雇用調整助成金の上乗せとなっております。

次に、不用額の主なものについて項別に御説明をいたします。

(項) 労政費の不用額 4 億2187万799円の主なものは、沖縄県雇用継続助成金事業となっておりまして、助成金の申請件数が想定を下回ったことによる補助金の執行残となっております。こちらは、企業の事業再開や業績が悪化した大企業に対しまして、国の雇用調整助成金の助成率が最大10分の10となる特例制度が開始されたことによりまして、沖縄県に対するその申請件数が減少したものであります。

次に、(項) 職業訓練費の不用額 1 億5474万8467円の主なものは、こちら離職者等再就職訓練事業の訓練コースの閉講や受講者定員割れ等による訓練実施経費の執行残でございます。

次に、(項) 商業費の不用額 2 億4912万5904円の主なものは、沖縄戦略的国際物流プラットフォーム強化事業において、新型コロナウイルス感染症の影響による国際航空路線の運休により、設備リース支援や航空会社へのハンドリング支援について、こちら当初の想定を下回ったことによる委託料の執行残でございます。

次に、(項) 工鉦業費の不要額82億3859万157円の主なものは、こちら県単融資事業において、融資枠を拡大するために年度途中におきまして、金融機関との協調融資の倍率を3倍から5倍に見直したことによる追加の預託の執行残でございます。

以上で一般会計歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。

次に、特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

7 ページを御覧ください。

まず、小規模企業者等設備導入資金特別会計について説明いたします。

歳入決算につきましては、予算現額合計が 4 億3118万5000円、調定額が41億9707万503円、収入済額が14億4774万4031円、不納欠損額が2896万6000円、収入未済額が27億2036万472円となっております、調定額に対する収入済額の割合は34.5%となっております。

こちら収入未済額は、貸付け先企業・組合等の業績不振や倒産などにより、設備近代化資金及び高度化資金の貸付金償還が延滞していることによるものでございます。

それから不納欠損額は、設備近代化資金におきまして時効の援用により不納欠損金とし、整理したものでございます。

次に、8 ページを御覧ください。

歳出決算ですけれども、予算現額合計が 4 億3118万5000円、支出済額が 3 億7486万4049円、不用額が

5632万951円で執行率86.9%となっております。これは貸付け先企業・組合等から県に対して償還された貸付金のうち、当該公債費として、一部を、独立行政法人中小企業基盤整備機構宛て償還するものとなっております。執行率の減少については、貸付け先企業・組合等からの貸付金償還の延滞に伴いまして、県から同機構への償還分が減少しているものでございます。

次に9 ページを御覧ください。

次に、中小企業振興資金特別会計について御説明いたします。

歳入ですが、予算現額合計が 4 億13万3000円、調定額及び収入済額が 9 億4758万3589円となっております。

10ページを御覧ください。

歳出決算ですが、予算現額合計が 4 億13万3000円、支出済額が 2 億6937万9000円、不用額が 1 億3075万4000円で、こちら執行率は67.3%となっております。

これは、機械類貸与資金貸付金におきまして、貸与予定先が申込みを取り下げたこと等により執行率が減少し、不用額となったものでございます。

次に11ページを御覧ください。

中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計について御説明いたします。

まず、歳入決算でございますが、予算現額合計が 8 億8455万円、調定額及び収入済額が16億1737万5991円となっております。

次、12ページですけれども、歳出決算です。

予算現額合計が 8 億8455万円、支出済額が 8 億7606万565円、不用額が848万9435円で、こちらの執行率は99.0%となっております。

次に13ページを御覧ください。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計について御説明いたします。

まず歳入決算についてですが、予算現額合計が 4 億8377万6000円、調定額が 8 億1259万6353円、収入済額が 7 億6123万1139円、収入未済額が5136万5214円で、調定額に対する収入済額の割合は93.7%となっております。

収入未済は、主に経営破綻した企業の光熱水費等の滞納によるものでございます。

次に14ページを御覧ください。

歳出決算ですけれども、予算現額合計が 4 億8377万6000円、支出済額が 4 億3987万5312円、不用額が4390万688円で、こちら執行率は90.9%となっております。

不用額は、主に入居企業の光熱水費の実績減等に

よるものでございます。

次に15ページをお願いいたします。

産業振興基金特別会計について御説明いたします。

まず歳入決算ですが、予算現額合計が1億2457万7000円、調定額及び収入済額が1億6011万1041円です。

次に16ページをお願いいたします。

歳出決算ですが、予算現額合計が1億2457万7000円、支出済額が8552万3027円、不用額が3905万3973円で、執行率は68.7%となっております。

不用額は、主に産業振興基金事業費において、補助事業の事業実績減等による執行残でございます。

以上で、商工労働部所管の令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。

御審査のほどよろしくをお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、商工労働部関係決算事項に対する質疑を行います。

新垣新委員。

○新垣新委員 ページ数が227ページで、アジア戦略構想。3回の検証委員会を開催したということで伺います。29年、そして、かれこれ始まっているんですけど、29年からどのような目標を描いて、成果に向かって取り組んできたのか、この戦略会議の中身をお聞かせください。

○小渡悟アジア経済戦略課長 アジア経済戦略構想の実現に向けて、このアジア経済戦略構想推進・検証事業の中で、推進・検証委員会というものを設定いたしました。その中で、29年度から様々な議論をしていただきました。内容といたしましては、その実現を図るための取組を検証し、効果的な施策展開を推進することを目的とし、検証委員会などを実施してきたところです。構想の実現に向けては、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画というのを策定いた

しまして、5つの重点戦略、4つの産業成長戦略、5つの推進機能の各戦略等の元、329の事業を関係部局において実施してきたところです。効果といたしましては、これまでこの329の事業を推進してきた中で、その戦略推進計画の中では、先ほどお話しした14の戦略ごとにそれぞれの成果指標を設けております。その中で、42の成果指標の中で取組を進めてきたところ、推進計画に掲げた目標を達成した成果指標としては、例えば沖縄から輸出される飲食料品の輸出額、那覇港の取扱貨物量などの14の指標が達成している状況となっております。また、そのほか臨空臨港型産業における新規立地企業数、外国人観光客数など、39の指標において計画策定時の数字から伸びが見られる状況となっております。

以上です。

○新垣新委員 ありがとうございます。

ちょっと伺いますが、この事業計画が今年までという、この227ページに描かれていますけど、令和4年以降はどういう形になるんですか、伺います。

○小渡悟アジア経済戦略課長 この事業をつくって実施する中で、もともとアジア経済戦略構想という構想がございまして、その構想を具体的に実施していく推進計画というものを県のほうで策定しております。先ほど言った各施策を進めていくことで構想の実現に向けた取組というのを行ってきたんですが、推進計画の期限というものが来年の3月で終期を迎えることとなっております。県としては、新たな振興計画の中でも引き続きアジアのダイナミズムの重要性というものは説いているんですけども、このアジア経済戦略構想推進・検証委員会においても、今後については、現在、推進計画の中で設置しております検証委員会の中でいろいろ検証していただく中で、意見をいただくとともに、新たな振興計画の策定状況を踏まえながら、今後については検討していきたいと思っております。

○新垣新委員 分かりました、ありがとうございます。

続きまして230ページですね。沖縄国際物流ハブ活用推進事業の次のページですが、効果の面で改めて具体的に伺いたいと思います。県産品等の海外販路拡大につながったと、この詳細をお聞かせください。

○小渡悟アジア経済戦略課長 沖縄国際物流ハブ活用推進事業というのは、幾つか事業が一緒になって一つの事業として取り組んでるんですけど、その事業の内容を少し御説明させていただきますと、まずは商談会などによる県産品の認知度向上とか、定番化の促進支援の取組をしております。また、県内事業

者が海外展開活動への各種支援に対する補助も行っております。また、航空コンテナスペースを活用した県産品の海外展開の物流支援、また海外ECサイトを活用した県産品販路拡大支援など、様々な取組を行ってまいりました。今回、県産品の需要が伸びている要因といたしましては、去年から少し顕著に動きが出てくるものなのですが、香港とシンガポールにおいて鶏卵一畜産物の鶏卵、鶏の卵の伸びが顕著になっております。これは香港、シンガポールにおいて、もともと外食する文化がなかった地域に生で食べる飲食店を設置して、そこから若い方たちを通して需要が高まっているというものが一つあります。また、香港においては、シークワサーという伸びがあるんですけど、そこはテレビ番組の情報番組で、シークワサーの効能として紹介されたことから需要等が高まっているものとして、県産品の伸びが見られているものと考えております。

○新垣新委員 泡盛の位置づけは、どのように販路拡大になってますか。分かる範囲でいいです、大体、大まかでいいですから。泡盛の、この販路拡大はどうなってますかと。分かる範囲でいいです。

○小渡悟アジア経済戦略課長 泡盛においては、すみません、数というものは詳細が分からないんですけど、台湾であるとか、香港であるとか、シンガポールで定番化はしているところです。また、今、北京事務所と上海のほうで強力に販路拡大の取組を行ってまして、上海のほうでは大手のデパートのほうに契約が結びつくなど、そういったところで海外事務所を通しながら取組を進めている状況でございます。

○新垣新委員 ぜひ頑張ってください。高い評価をいたします。

続きまして239ページ。このアジアITビジネスセンター（仮称）整備事業。この件においてどのくらいの整備を行ってきて、経済効果、雇用、そしてこの目標に向かって達成できたのか伺います。

○大嶺寛情報産業振興課長 このアジアITビジネスセンターは、県のIT企業のアジア展開とか、アジアIT企業との連携、協業による双方向ビジネスの開発に取り組む拠点施設として、IT津梁パーク内に整備しております。この施設は令和3年、今年の1月に供用を開始しておりまして、既に執務室21区画のうち、20区画の入居が決まっております。アジアのパートナー会社と連携したシステム開発の拡大とか、そういうふうなところに取り組むアジア企業と連携するという計画を有している企業が入居しております。この施設にはトータルで14億3000万ぐらいの整備費用をかけてはいるんですけども、この施設だ

けで経済効果を試算はしておりませんが、県としてはこの施設を核に、この国内外の双方向ビジネスを活性化させることで、アジアから企業とか、人材、投資、こういうふうなものを呼び込んでくる流れをつくって経済効果を高めていきたいと考えております。

○新垣新委員 この高める中で、ぜひ頑張っていたきたいと同時に、次のページ241ページに関連しますので、教育機関と連携したデジタルコンテンツ分野の人材育成。この中で課題、人材を育成・確保する必要があると。経済を築くためには人材育成の課題が必要不可欠、大事な課題だと思ってるんで、その件について、より具体的に、細かく、どう描いてるか伺いたいと思います。関連してきてます。

○大嶺寛情報産業振興課長 このデジタルコンテンツ関連の人材育成の事業は、企業ニーズに沿った高いデジタルコンテンツスキルを持つ学生を育成することで、このデジタルコンテンツ産業の高度化とか規模拡大を図りたいというふうなところの事業となっております。ただ、このデジタルコンテンツはちょっと広くて、動画、画像、文字、最近ではVR、ARとかゲームとか、いろいろございます。この取り扱う幅が結構広いというふうなところもございまして、それぞれの分野のニーズ、これを把握している民間教育機関、いわゆる専門学校とか、そういったところと、このデジタルコンテンツ企業、それが連携して教育プログラムを構築すると。そういったところに支援させていただきまして、教育機関がこの学生に対して必要な技術とかそういったものを習得させて、企業ニーズに応じた人材を輩出していくと。この辺も、規模も数もその辺の民間の教育機関のほうで、企業のニーズを把握して、市場の規模に応じて学生を募集して、そういうふうにして人材を輩出していくと、そのように考えております。

○新垣新委員 理解いたしました。

続きまして253ページ。ものづくり振興課の健康・医療・バイオ関連産業拠点調査事業、新規の部分。この成果と効果等、そして目標、どうだったのか伺います。目標を達成できたのか。

○森右司ものづくり振興課長 お答えいたします。

まず、当該事業の概要ですけれども、県はこれまで健康医療分野を成長分野と位置づけまして、うるま市州崎地区へのインキュベーション施設設置・運営や、地域資源を活用した健康食品の開発支援、再生医療等への研究開発支援など様々な施策を展開し、その結果、バイオ関連企業が平成24年度の32社から、令和2年度には65社まで増加し、一定程度の企業集積の

成果が出ております。ただ一方、課題といたしまして、バイオ関連分野の産業化に向け、研究開発以降の事業化を橋渡しするためのコーディネートをする人材や生産環境、民間資金等が不足していることに加えて、インキュベーション施設の確保が課題となっているところです。また、さらに言えば沖縄高専等も理系人材の受皿となる企業が不足しているということで、卒業生の多くが県外へ流出しているという状況がございます。県としてはこれらの課題解決に向けて取り組み、新型コロナ後の沖縄経済を発展させるため、バイオ関連の産学官金—金融機関の連携体制を構築し、人材や投資を呼び込むとともに、健康・医療・バイオ関連の高付加価値産業の集積に、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○新垣新委員 目標より高く、評価するとともに、すみません、伺いたいんですけど、この事業期間が令和2年度だけってなっているんですね。本来であればこれ、本当にすごい産業になると思うんですけど、10年のスパンであり続けて頑張りたいということと、再生医療っていうのは世界的な課題で、ばんばん誘致すべきじゃないかという僕の強い思いで、かなりの経済効果と雇用も生み出す可能性が高い。これは沖縄県民だけでなく、世界中からそういった雇用も確保しなきゃいけないっていう課題も聞いております。優秀な人材でなければできないということも伺っておりますが、その件に関して伺いたいと思います。

○森右司ものづくり振興課長 調査事業が単年度ということでございますけれども、今年度、後継事業がございまして、こちらのほうが健康・医療・バイオ産業を中心とした産業拠点、こちらを形成し、関連する周辺企業と併せて持続的に発展可能な仕組みの構築を図ることを目的に、県内外の企業ニーズの把握等により、拠点形成の必要性とか、経済効果とか、拠点整備の内容とか手法を明らかにした、調査からもう一步踏み込んだ拠点構想をつくるという事業を今年度実施しております。

○新垣新委員 本当すばらしい、成果に着実に向かってるなと思って。そのような拠点を一日も早く整備なさって、この再生医療の拠点という、沖縄が中心となる雇用や経済効果を生んでいただきたい。そして、沖縄県の税収に結びつくように頑張ってくださいっていう期待を込めております。

続いて254ページ、事業名が県産品拡大展開総合支援事業。これ今年度までという形になっておりますが、本当にこれを高く評価してるんですね。これ引き続きマーケティングの戦略を、時代時代が変わって

いくもんですから、頑張っていたいただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。プロモーションも含まれてるし。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 まず最初に、この令和3年度までに一応事業としては終わるんですが、令和4年度からまた新規事業として続けていく方向でありますので、いい事業でありますからどんどん続けていきたいというのが、まず1点目。2点目の成果についてなんですけど、例えば令和2年度、委託事業で沖縄プロモーションを行っているんですが、例えば夏場、県外のイオン等でやっていて、それがすごく反響も良くて、昨年、一昨年もやっているということで、毎年恒例のフェアに持っていききたいということで、大分成果が上がってきております。それと3点目なんですけど、今後、民間とどう連動させて活用して、今後県産品をどんどん売っていくかという話なんですけど、県産品はなかなか、何て言うんですかね、県外で売るためにはやっぱり質も上げていかないといけないということもありまして、ハンズオン支援、事業者に対しては商品の開発等をハンズオン支援も行いながら、例えば産業振興公社にそういう専門家がいらっしゃいますんで、専門家を活用して質を上げていく。それからまた、その他の補助事業も活用しながら、いいものをつくり上げたら今度は県外で、特に銀座わしたショップとか、ああいうところでも連携しながら県産品をどんどん展開して販売を促進していこうというふうに考えております。

以上です。

○新垣新委員 ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

ちょっと確認なんですけど、この今までの24年から令和3年までについているんですけど、これは一括交付金が原資でついていると理解していいですか。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 おっしゃるとおりです。

○新垣新委員 ぜひ頑張ってください。

次に移ります。

ページ数258ページ。この重点施策であるアジア・ビジネス・ネットワーク事業なんですけど、次のページの259、課題の問題に関して具体的にお聞かせください。

○小渡悟アジア経済戦略課長 お答えいたします。

まず本事業の内容の御説明からさせていただきますが、本事業はアジアとの経済交流活性化に向けたビジネスネットワークを構築するため、海外企業と県内企業双方のビジネスニーズ実現に向けた連携の推進、海外企業をサポートする一元的な相談窓口の

設置、アジアを見据えたグローバル人材プラットフォームの構築などに取り組んでいるところです。課題といたしましては、多言語に対応した窓口を設置し、海外企業からの相談は一元的に対応することで相談窓口情報に情報が集約されるというものの、必要な情報を関係する部局と十分に共有することが課題となっております。そのため、関係する部局と連携会議を開くことで情報共有を図っており、企業立地や県内企業の海外展開等の取組を今進めているところでございます。

以上です。

○新垣新委員 海外企業はどのくらいの企業と連携なされて、多言語、そういった相談件数、どうなっていますか。

○小渡悟アジア経済戦略課長 まず、相談についてお話いたしますと、令和2年度は相談のあった国、地域においては台湾からの相談というものが最も多く、次いで日本—これは県外に一旦外国の企業が来て、沖縄に来るといった形のものになります。香港、中国というふうになっておりまして、令和2年度の相談件数につきましては106社、新規の事業者が70社、継続した相談を進めているのが36社の内訳となっております。連携構築になるんですが、令和2年度につきましては、県内事業者がこれは海外との貿易を行いたいというときの相談になるんですね。県内企業が54社に対して支援を行いまして、3社が海外企業等との連携協議に至ってるところでございます。

以上です。

○新垣新委員 ぜひ、頑張ってください。

それともう一点ですが、これは28年から令和3年までと、こんな大事な問題を5年事業じゃなくて、10年のスパンで考えていくべきじゃないかと思うんですけれどもいかがですか。

○小渡悟アジア経済戦略課長 我々としても海外からの、企業からの投資を促進していくというのは今後も重要だと考えておりますので、今後については、これまで取り組んだ事業等の効果等を見極めながら進めていきたいというふうに考えております。

○新垣新委員 続きまして262ページ、国際物流拠点産業集積推進事業。これまでの成果、そして今後どこに集積に向かってくのか。戦略、国との連携、この市町村との連携、どうなっていますか、伺います。

○嘉数裕幸企業立地推進課長 お答えします。

まず、県ではこの臨空臨港型産業の集積を図る場所として、国際物流拠点産業集積地域、5市と1地区でございますけど、そこを中心に取り組んでいるところでございます。これまで、このうるま、沖縄

地区一県が中心に企業誘致に取り組んでいる場所でございますが、令和3年8月1日現在で76社が立地しているという状況で、分譲率は92.4%という状況でございます。国際物流拠点産業集積地域全体でございますけども、こちらには臨空臨港型産業の企業が225社立地しておりまして、雇用者数は3371人。これは令和元年の現在でございますけども、そういった実績でございます。

○新垣新委員 実績を評価いたします。この物流拠点のニーズは高いと伺っております。物流集積特区を取ってる市町村、重ねてこれでも足りないという、土地がない。そうすると、本島南部は那覇空港から近いという利点と市街化調整区域や様々な規制があつて、それを外してくれと八重瀬町や南城市等や、声があると思えますが、そこら辺の検討と課題っていうのはどういうふうに描いてきたのか伺います。

○嘉数裕幸企業立地推進課長 糸満市ですとか、今議員おっしゃいましたように南城市、八重瀬町ですとかっていうところで産業用地の整備を計画している市町村があるということは承知しております。ただ、一方でその地域は市街化調整区域ですとか、あと農業振興地域など、整備に関する法律がありまして、その手続を踏んで、今後、産業用地の整備を図っていくということで聞いております。この辺りは土木建築部、あるいは農林水産部等が所管してるところでございますので、庁内でもこの用地の整備が進むように連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○新垣新委員 とりあえず庁内でのこの市街化調整、農振除外しないといけない様々な問題があるんですけど、先に南城市や八重瀬町、やりたいっていうところには特区を与えるべきじゃないかと糸満市のようにですね、南部で言えば。そういう、まずは特区を与えて、後でまた網と仕掛けを外してあげますよと。庁内の様々な規制があると思えますので、そういう仕掛けっていうのを考えていくべきじゃないかっていう指摘なんですけど、いかがですか。

○嘉数裕幸企業立地推進課長 今回、新たな制度の要望としまして、県のほうから内閣府に対しては、南城市ですとか八重瀬町、あと南風原町といったところも区域を拡充したいということで、要望は出したところです。しかしながら一方で、内閣府のほうから財務省のほうに要望が出てますけれども、その中では制度の期間が10年で要望してたものが2年ということで、今回ちょっと短くなったところもありまして、この数年で産業用地の整備が進むところ、そういうめどが立つところから拡充をしたいという

ことで内閣府の意見がありまして、今回の制度要望では、うるま市と沖縄市を全域に拡充するというところで、今調整を行っているところでございます。

○新垣新委員 今、2年という話を聞いて足りないなと思って、次期沖振法に当たる位置づけの中に、やはり南風原、八重瀬、南城、特区という一南部東道路の建設もささやかれていますので、ぜひその面に向けて、県としても市町村と連携なされて特区を勝ち取るっていう次期振計に頑張っていたいただきたいのですが、いかがですか。

○嘉数裕幸企業立地推進課長 内閣府が今回の地域拡充に先ほどの地域を要望の中に入れないということがありましたけれども、その理由についてはそれぞれの市町村のほうに、市長のほうに説明をしまして、今後この産業用地の整備計画を進めながらまた再チャレンジしていくということで説明をしているところでございます。

○新垣新委員 分かりました。

続きまして280ページ、大事な問題からやっていきたいなと思ってます。商店街等の活性化への支援事業。この課題の上において、市町村との連携はどうなってますか。

○知念百代中小企業支援課長 商店街の課題についての市町村との連携についてなんですけど、まず商店街を含む地域商業の活性化といったところについては、これまでも商店街や地元の商工会と連携しまして活性化に取り組んでまいりました。那覇市のほうとの意見交換については、例年、平和通りの商人塾っていうのがございますが、そこで事務連絡会議というのを複数回実施しておりまして、各通り会のメンバー含めて関係者間での意見交換といったものを実施しております。2年度一昨年度におきましては、那覇市以外にも7市町村、宜野湾市、浦添市といったようなところとの意見交換も実施してきまして、市町村におけるその課題、それから要望等といったものを聴取してまいりました。その中では後継者の育成ですか、県産品の活用、我が地元の産品をぜひ売り出したいといったような、そういったものですか、あとはそれに向けた資金調達等っていうものが課題として挙げられております。今年度、地域の核となるリーダーとの政策研究会というのを複数回実施しまして、地域振興に関する意見交換っていうのを行ってきました。引き続き地域商業の活性化につきましては、各市町村とも連携してまいりたいと思っております。

○新垣新委員 ぜひ、頑張っていたきたいと思えます。

続きまして283ページ、再生可能エネルギー導入拡大促進事業。284ページの部分でハワイとのそういった密な連携、協力推進してこうっていう脱炭素社会に向かっていくっていう姿は本当に評価いたします。今後、具体的な県内での事業戦略はどうなってますか。お聞かせください。

○谷合誠産業政策課長 お答えいたします。

この事業については、これまで県内で実証事業する形で、この実証事業成果を上げることで展開してまいりました。主なものとしましては、宮古島においてIT技術を活用してエネルギーマネジメントシステムによって、再生可能エネルギー、太陽光を含めた再生可能エネルギーを優先するようなシステムをつくったり、あるいは波照間島で風車とディーゼル発電機を組み合わせた事業等をやってまいりました。こうした成果が上がってまいりましたので、こうした成果を次回、次の展開としましては、民間でこうした成果が展開できるように補助メニューであったり、あるいは税制メニューであったり、そういったものを拡充する形で民間の設備投資を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新垣新委員 本当に素晴らしいなと思います。これ、いろいろ読みました。県の関係各位や沖縄県の民間もハワイに視察なされたのか伺います。

○谷合誠産業政策課長 ハワイに関しましては、これまでの中では視察やあるいは意見交換、あるいはハワイとの連携協定を締結してきたところでございます。ただ、昨年度はコロナウイルスの関係で、締結式のほうはハワイで実施する予定のものが実施できなかったということがございまして、今年度、オンラインでこれを締結したところでございます。ですので、現状ではオンラインを通じてハワイとの交流は続けておりますが、このコロナ禍が落ち着いた暁には、また民間、あるいは行政間の交流を再開したいと考えております。

○新垣新委員 大事な事業ですので、ぜひ交流、また、なるべく人とお会いしてハワイまで行って頑張っていたいただきたいなと、成果に向かって頑張ってください。

続きまして271ページ。工芸産業の問題、パワーアップ事業なんですけど、これ法人と民間の区分、区分けの数はどうなってますか、伺います。271ページ。工芸産業パワーアップ事業。

○森右司ものづくり振興課長 お答えいたします。

工芸産業パワーアップ事業の実績でございますけれども、協同組合は4件ですね。法人、組合ではな

い法人が1件。それから個人の採択が7件という実績になっております。

○新垣新委員 分かりました。

非常にコロナで傷んでる部分、もう令和2年から苦戦してるって聞いているもんですから、それなりの関係者の各位の声を聞いて支援していただきますよう、強く求めます。

308ページ、高齢者の就業意識の拡大。このシルバー人材に対する支援をどのように考えてますか、伺います。

○金城睦也労働政策課長 お答えいたします。

シルバー人材センターにつきましては、この308ページでございます高齢者雇用対策事業によりまして、沖縄県シルバー人材センター連合と、それから市町村に設置されるシルバー人材センター、これは新設から3年を限度としてなんですけど、運営費に係る補助を行っているところです。

○新垣新委員 その辺に向けてシルバーの、お年寄りの方の給料が上がるような形も今後市町村と連携なされて、ぜひ検討していただきたいということを要望して、次に移ります。

続きましてページ数が285、職業能力開発の充実。この件に関して高く評価するとともに、重ねて人手不足。もう外国人の活躍が必要となる。外国人の様々な職業訓練を導入すべきだと、去年たしか2回一般質問でもやっていますが、これを国も同様な課題だと考えておりますが、これも県において国との連携、検討の方針は怎么样了な、伺います。

○金城睦也労働政策課長 お答えいたします。

就労が可能な外国人労働者につきましては、各在留資格や制度におきまして企業等で職業能力開発を現在行っているところでございます。また、就労制限のない永住者等の定住外国人につきましては、今後、民間教育訓練機関等活用した委託訓練という形で、今後取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○新垣新委員 第11次、沖縄県が考えていくこの職業訓練の計画の中の、この外国人。多くの方を受け入れないと、様々な一何て言うんですか、人手不足は解消できないと、国も、県はどのような形で大きな風呂敷を広げて、この人手不足の解消に向けた取組、この会議は怎么样了な、今年度の。

○金城睦也労働政策課長 現在、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とした第11次沖縄県職業能力開発計画の策定に向けて作業を進めているところでございます。現在は、計画の素案等を検討する庁内ワーキングチームを設置し、11月の審議

会に向けて作業を進めているところでありまして、今年度中に策定する予定でございます。

○新垣新委員 これ、国の関係者も入ってますか、この計画の会議に。

○金城睦也労働政策課長 この審議会ですが、12名の有識者で構成されておりまして、国においては、国の公共訓練施設、ポリテクセンター、ポリテクカレッジを関係します所長のほうに審議会に参加していただいております。

○新垣新委員 一般質問で言いましたが、大規模な形で様々な職種が人手不足を解消するように、県としても訓練学校、日本人用に、県民用にあるんですけど、これは外国人用についていう形でぜひ考えて、国から、国直轄事業という形、真水で予算獲得して、一日も早く様々な人手不足の解消を頑張ってくださいという期待を込めて質疑を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 227ページのアジア経済戦略構想の推進ですけれども、これは令和3年5月に推進計画を改定しておりますけれども、その改定するに至った大きなポイント、改定点、その点を少し確認させていただきます。

○小渡悟アジア経済戦略課長 これまで県では、沖縄県のアジア経済戦略構想というのを策定いたしました。その実現に向けて推進計画というものをつくっております。その推進計画の改定に当たっては、これまでは検証委員会を設けまして、その中で複数のテーマを設けまして、沖縄のアジアのダイナミズムを取り込むための施策ということでいろいろ議論していただいた中で、知事にこういう方向性でいったらどうかというのを提言をいただく中で、その提言の内容について事業化をしたりするというところで取組を進めてまいりました。去年も、同じように検証委員会の中から提言をいただいております。例えば、去年はテーマをコロナウイルスにおける経済対策ということで、いろいろ意見交換をする中で提言をいただいているんですが、その中で例えば提言の一つといたしましては、国内外からの玄関口となる空港や港への簡易検査機器の導入、また、C O C O AやR I C C A等の活用促進、また越境E C出店等に係る県内事業者への支援や情報発信の強化、県内事業者のデジタルリテラシー向上に向けた支援の実施などの提言をいただいて、具体的に事業化して現在取り組んでいるところです。この推進計画を改定するに当たって、大きな肝といえますか、内容については、やはり検証委員会、

この民間の方たちの意見を聞きながら具体的施策に反映していくという取組が重要になってくるものというふうに考えております。

以上です。

○大浜一郎委員 推進計画を改定して、それで実施体制に持っていくということですが、何か具体的に動いているというか、329の事業をやっているというんですけど、これはおの成果もあるのでしょうか、主立った成果は何かありますか。

○小渡悟アジア経済戦略課長 例えば、アジア経済戦略構想推進計画の中では、329の施策をこれまで実施してきているんですけど、その実施のやり方については、推進計画の中で14の大きな柱を設けていて、その具体的な取組として300余りの事業を実施してきているところです。これまでの大きな成果といたしましては、例えばアジアをつなぐ国際競争力のある物流拠点の形成に向けた取組の中で、指標といたしましては、沖縄から輸出される飲食料品の輸出額といたしまして、令和3年度の目標としては22億円というふうなものの設定がしている中で、平成31年度には32.1億円の規模となっております。また、那覇港の取扱貨物量につきましては、令和3年度の目標といたしましては1278万トンという目標値に対しまして、平成31年には1399万トンという数値になっており、42の指標の中で39の指標において策定時から伸びが出ている状況となっております。

以上です。

○大浜一郎委員 これからの沖縄県の経済にとって大事なものは、付加価値がある分野をこれを育てていけないといけない。それが沖縄県にとって大事というのであれば、今までのような物流ももちろん大事なんですけど、付加価値のある産業をどういうふうアジア戦略の中で描くかというのが大事だと思うんですよね。そういった意味においては、やはり具体的にじゃあどこを組むかというのを、もう少しターゲット絞ってもいいと思う。特に、台湾というところは、あそこがなければ半導体が動かないぐらい重要な拠点になっているし、工業製品に関してもかなりグレードが上がっていますよ。近隣ですし、TPPにも入るとなればね、これはもう非常に有望な戦略パートナーになり得ると思うんですけど、その辺のところ、これからの県のものづくり産業に対しても、とても有用なパートナーとなり得るアジア戦略構想の中では、その辺はどうなんですか。

○小渡悟アジア経済戦略課長 県では、台湾とはこれまで製造、物流、情報通信関連分野において、双方の経済団体等による連携構築を促進しているところ

です。平成30年には、県と台湾貿易センターTAI TR Aとの貿易、M I C E分野における協力、また、県と基隆港とのクルーズ振興に向けた連携協力覚書を締結するとともに、昨年10月には沖縄I Tイノベーション戦略センターと国立清花大学国際産学連盟が人材育成、交流促進で協力覚書を締結しているところです。また、新型コロナウイルスの感染症の影響を受けて、那覇空港発着の国際航空便が全部運休している状況が続いていることから、台湾を含めた各航空会社と復便に向けた調整を行っているところです。今後とも、台湾との連携を深めることによって、沖縄にアジアの活力を取り込み、沖縄だけでなく台湾と相互の経済発展を推進してまいりたいと考えております。

○嘉数登商工労働部長 大浜委員、ちょっと補足させていただきます。戦略性を持って取り組むべきではないのかという御指摘で、まさにそのとおりだというふうに思っておりますし、委員御指摘のその半導体しかり、それから5Gの研究もかなり進んでおります。そういった点で、我々は離島を抱えておりますので、台湾と連携するのは非常に重要だというふうに思っておりますし、それから教育のほうでも、たしか石垣市のほうと台湾のほうでは、かなり交流を深めているということも聞いておりますので、産業、それから教育、農業の面でも、果樹栽培ではかなり台湾のほうから技術ですとか、研究成果を持ち帰ってきたといえますか、提供していただいたという歴史もありますので、そういう点を踏まえて戦略的に連携していきたいというふうに考えております。

○大浜一郎委員 部長、前向きな答弁本当にありがとうございます。今でも熱帯果樹に関しては、台湾のほうに研修に行ってるんですよ。そうやって石垣のほうでは熱帯果樹を研究しているということもありますので、ぜひ今部長がおっしゃった方向で進めたいと思います。

続きまして243ページ、サイバーセキュリティの分野の人材育成ですけど、この分野は人材育成がとても必要な分野で国も今後最重要視しなきゃならないと思ってるんですけど、これらの人材の育成を通して、具体的に期待する役割、今後、育てた人をどういうふうな期待を、県内の産業に対して期待する役割は何でしょうか。

○大嶺寛情報産業振興課長 この事業は、ますます高度化するサイバー犯罪、こういったものに対して、県内企業が適切に対応できるように情報セキュリティに関する技術、ノウハウ、そういった人材を育成・確保することを目的にしておりますが、具体的に

県内IT企業の従事者を対象にしまして、企業側の情報に対する不正アクセスとか情報の漏えいの対策、社内ネットワークシステムの監視方法や脆弱性の診断、そういったものを、この情報資産の防御に必要な知識を習得させて、助言できるような人材を育成しているところです。これによりまして県内企業のセキュリティ意識も高まっていくと考えておりますし、情報漏えいのリスクも低減すると。こういう方たちを増やしていきながら、周りにアドバイスできるような人たちをいっぱい増やしていくことで、今後ますます高くなっていくサイバー犯罪への対応を強化していきたいと、そのように考えております。

○大浜一郎委員 これは人材を育てて県から派遣していくということですか。それとも何かシステムをつくっていくことですか。プログラムか何かを。

○大嶺寛情報産業振興課長 この事業につきましては、沖縄ITイノベーション戦略センター、ISC Oさんのほうと連携しまして、ここに委託することで、セキュリティに関する講座を一講師の方たちを県外から招聘しまして、そこで講座を開いて、県内のIT企業に実際いらっしゃる方たちを育てていて、この数を増やしていこうと。そのように取り組んでいる事業になっております。県が直接一県の職員を育ててるということではなくて、民間の方たちを育てていって、一般に普及させていきたいと、そのように考えております。

○大浜一郎委員 これは、裾野の広がりをもとに、どう活躍するかという、これ少し戦略性が必要じゃないですか。どうですか。

○大嶺寛情報産業振興課長 まず、県内企業側にとってはやっぱり情報資産を持っていますので、そういったものが例えば最近ランサムウェアみたいな、こういうふうなものも出てきてますので、自分たちの資産を守るというような観点でセキュリティ対策をしていただきたいですし、やっぱりネットワークってなってきましたと、インターネットでつながって、結構広い範囲で広がってきますので、そういうふうにした、特化したネットワークの監視、あるいは資産の監視、そのように特化したところで育てていきたいというふうなところは考えております。

○大浜一郎委員 もうちょっと戦略練りましょう。よろしくをお願いします。

ページ249ページです。他産業との連携による産業の高度化ですがけれども、これ事業効果における具体的なビジネスモデルの成果というものを少し教えてください。

○大嶺寛情報産業振興課長 この事業は県内の情報

通信産業の海外での展開とか、県内産業との連携、協業する取組、支援するような事業になっておりまして、具体的な成果としましては、例えばポストコロナを見越して遠隔医療と言いましょか、オンライン診療、それを行う際の医者と患者の本人確認を顔認証技術により行うシステムの開発とか、そういうものに支援しておりまして、これによって患者の間違ひと言いましょか、医療事故、そういったもの一なりすましとかを防いだりとか、将来的には服薬指導、そういったところにも遠隔でできるように、オンラインでできるようにつなげていきたいとかですね。もう一つ、コンテナの中に水槽とかIoTカメラ、CO2センサー、そういったものを置かまして、海ブドウの海洋養殖、これをセンサーとかを使ってAIを活用して自動で最適化する。このシステムを開発してコンテナごと一例えば海ブドウが人気のあるヨーロッパ市場とか、シンガポールもそうみたいですけれども、そういうふうなところを開拓して売り込んでいくとか、そういうふうな提案がいろいろございます。

○大浜一郎委員 これがビジネスモデルの成果としてあるんですけど、実用化に向けてはどんな方向性が今見えますか。

○大嶺寛情報産業振興課長 実際に実用化に向けて既に試作品もできておりまして、展開していく準備というふうなところは今進めているところでございます。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

ページ264ページ、県投資環境プロモーション事業ですが、継続事業としてやってきたわけですがけれども、具体的な投資件数とか、この辺の成果はどういうふうな感じでしょうか。

○嘉数裕幸企業立地推進課長 お答えします。

この事業は、沖縄に高価値な企業誘致するということで平成26年から取り組んでる事業でございますけれども、この取組で、国際物流特区うるま・沖縄地区においては、平成26年度から令和2年度までに約36社の企業が立地しているところでございます。また、このうるま・沖縄地区におきまして、製造品出荷額一搬出額というふうに呼んでございますけれども、平成25年度が79億1500万でしたけれども、令和2年度218億9700万ということで約2.8倍、139億8200万円の増加というような実績が出ているところでございます。

○大浜一郎委員 これは投資する際に県内の企業との資本提携みたいなもの、こういうの把握されていますか。

○嘉数裕幸企業立地推進課長 こちらの事業、この実績は、実際に沖縄に工場などを造って創業を始めた企業さんですとか、あるいはうるま地区でしたら賃貸工場に入居いただいた企業さんを実績としてカウントしている事業になります。ですので、県内の事業者と連携して、一緒に投資して新しく工場を建てたというようなケースでは、こちらの実績としてカウントしてるところでございます。

○大浜一郎委員 これはある意味、投資家、投資をしてくれる人達との資本提供を通じて、沖縄の資本が関連することでね、もっともこの伸び代、どんどんどんどん僕は与えていくという戦略もあってもいいのかなと思ったりもするんですよ。その辺の後年の戦略性も投資の中にあると思うんですね。その辺のところを今、今後投資する会社と県内の資本との連携については、どういうふうなお考えを持っていますか。

○嘉数裕幸企業立地推進課長 委員おっしゃるとおり、企業を誘致してきて、その企業だけがもうかるというか、利益を上げるということでは、あまりこの企業誘致が県内産業で波及していかないということになりますので、ぜひここに来る際には、県内の素材ですとかを県内企業と一緒に研究開発をして、新たなものを作っていくとか、そういった県内産業への波及効果を広げていくことが、重要だということは認識しております。この辺りの取組も、商工労働部内でほかの課とも、いろんな事業がございますので、そこは連携しながら波及効果が大きくなるように取り組んでまいりたいと考えています。

○大浜一郎委員 とても大事な視点だと思しますのでよろしく願います。

268ページ、産学官連携製品開発支援事業ですけど、この付加価値の高い製品開発ができたということでありますが、その内容は何でしょうか。

○森右司ものづくり振興課長 お答えいたします。

付加価値の高い製品開発と申しますのは、優位性のある県産素材を活用したスキンケア製品であるとか、機能性食品など、また、産学官等の共同体により、単独一社では困難だった製品の開発などが挙げられます。具体的に申しますと、県産のシークワサーから抽出した有効成分がございますけれども、そちらを使った排尿トラブルの改善食品ですとか、泡盛をベースにシークワサーや月桃など素材を混ぜたクラフトジンとか、あと泡盛の蒸留かすを乳酸発酵させた乳酸菌飲料ですとか、そういったものが事業展開されております。ちなみに先ほど申し上げたクラフトジンはイギリスのコンペティションで銀賞を受賞し

ているという実績がございますし、乳酸菌飲料についても、ジャパンメイド・ビューティアワードという表彰イベントがございましたけれども、そちらで2018年最優秀賞を受賞したという実績がございます。

○大浜一郎委員 この辺、素晴らしい実績が出ているならもっとPRしてもいいんじゃないですか。今言われなきゃ分からないですよ。これ、今年で基本的に終わりの事業なんですけど、今お聞きすると、これ継続してしっかり取り組む必要があるかなというふうに思いますけど、これ部長どうですか。

○嘉数登商工労働部長 ありがとうございます。

PR不足じゃないかということで大変失礼いたしました。確かに産学官連携で、せっかくいいものを作ったと、それを世に出して行って、それをどう広めていくかというのは非常に大事な視点だと思っておりますので、そこはもちろん、これまでもやっておりますけども、これからも強化していきたいということと、あとやっぱり事業者単独でやるよりも、いろんな視点で製品開発なり取り組んだほうが、それはより市場のニーズにマッチした商品、物ができるというふうに考えておりますので、ぜひこれまでの成果を踏まえて、後継事業というものについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○大浜一郎委員 これはぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますので、年末の予算づけの中でもね、しっかり位置づけられたらいいと思います。

次に事業継承の件ですが、279ページです。今現在の事業継承のこの問題について、今どれぐらいの把握をされてるかお聞かせください。

○知念百代中小企業支援課長 民間の調査会社からなんですけども、沖縄県の後継者不在率というのは全国一高い状況があることが報告されておまして、これがもう年々続いているような状況となっております。沖縄県としてもこれは喫緊の課題として捉えておまして、国のほうとも連携しながら進めてまいりたいというふうに思っているところなんですけど、県の事業の中では、平成29年度から事業承継に関する相談ですとか、事業承継の計画の策定を支援していく、それから事業者の巡回指導を通して事業承継を促していくといった取組を行っております。この平成29年度からの4年間の間に、事業承継の計画策定の支援といったものを121件行っておりまして、また巡回の指導延べ件数も1129件というふうになっております。

○大浜一郎委員 これ非常に深刻なんですよ、この事業承継はですね。ちょうど我々の世代も実はこれが起きていてね。我々世代のオーナーですらもう次

の担い手がないということで、あともう10年も持たないうちに閉めていくというような方ももう結構いらっしやるので、これはちょっと深刻だなと。もちろんM&Aとか、要するに事業の売却とか、いろんな相談事もあろうかというに思いますけど、この辺はいろんなビジネス展開してね、要するにアプローチしてくる事業を今、各社持ってるとは思いますが、県のほうでもしっかりとその辺の下支え—これ今年で事業実施が一旦終わる計画なってるんですけど、今後ともこれとても大事な事業なんですよね。ですので、意外と深刻な問題になってくると思います。この辺のところの来年度からの見通しを少しお聞かせください。

○知念百代中小企業支援課長 委員おっしゃるように、全国的に見ても、年間4万社以上が休廃業、解散してお中で大体6割が黒字での廃業といったようなことも言われております。県としても、それは非常に課題として捉えているところでして、今年度、来月11月は事業承継月間というふうに国と一緒に事業承継の周知活動に取り組んでいきたいと思います。ということで、セミナーをやったり、沖縄県のほうでは、また新たに今年度から事業承継推進事業というものを立ち上げて、この事業の中で、事業承継に係る専門家への委託に係る経費などの一部を補助するといったことも行っております。今年度で終わるといってお話でしたけども、実はこの事業承継推進事業は来年度も引き続き国のほうにも要望しているところでして、新たな沖縄振興の制度提言の中においても、その事業承継の取組といったものを含めた生産性向上促進制度というものを要望しております。引き続き周知ですとか、そのニーズの掘り起こしといったところを重点的に進めていくことが重要だなというふうに思っております。経営資源の集約化によって、その生産性向上を上げていくといったような取組をやっていききたいなと思っております。

○大浜一郎委員 とても大事な今の御答弁だっと思えます。この方向でぜひ進めていただきたいなと。とにかくもう全国一の事業承継が進んでない県というのは、やっぱりこれから新たな時代を迎えて、しっかりと稼ぐ力をつけていこうという県においては非常に重要な問題だと思っておりますのでよろしくお願い致します。

これ事前にメモを渡してませんが、もう一点だけお聞きします。263ページのこの航空関連産業クラスターの件なんですけど。この事業に関連しますけどね、これ新しい制度提言の中に海外からの航空機整備を誘致するために、航空燃料税のインセンティブを

活用したいというようなことがあったんですが、このインセンティブの税制が仮に適用された場合にどれぐらいの競争力を持った、このクラスター形成事業になるのか。これ何度か僕は質問してるんですけど、なかなかこれといった答弁をいただけてないので、ぜひちょっとお聞かせいただきたいですよ。

○嘉数裕幸企業立地推進課長 航空機燃料税の軽減について、県から内閣府のほうには要望を出していたところですけれども、実は航空燃料税は国内の航空機だけに適用されるものでございまして、その分海外から来る航空機には航空機燃料税がそもそも日本からかかっていないということもありますので、国内が対象ということになります。今回県は要望を出しておりましたけれども、今回、内閣府から財務省への要望は見送られておりますけれども、燃料税を一整備のために飛んでくる飛行機をフェリー便って言うんですけど、このフェリー便の中には旅客機として沖縄に飛来して、そのまま整備をしてまた旅客機として戻るといったようなケースですとか、そういうことも考えられるということで、直接その航空燃料税の軽減が国内の航空機の誘致インセンティブとしてストレートに行くかと言われて、ちょっとなかなかそこは説明が難しいということもございました。またもう一つは、このコロナの影響もありまして、海外にこれまで整備に出していた航空会社さんも国内で航空機の整備を行うというような需要が出てまいりましたので、今沖縄にあるMRO Japanさんのほうでは、航空機の整備機数とかもかなり増加をしている状況でございますので、ここで誘致インセンティブとしてこの燃料税をどうしてもということではないのか、説明がちょっと難しくなったものですから今回はちょっとその要望を見送ったところでございます。

○大浜一郎委員 確かにフェリー便に対して、これ結構むちゃな提言だんと思っていたんですけど、まあしようがないっちゃしようがないんだけど。ただ問題はコロナ禍だから、こちらで整備が今増えてるというけども、収束の方向に向かっていった際に、例えば台湾の整備のところ結構使ってますよ。いろんなところにありますよね。そういったところでの競争力をどう持つかってことですよ。我々がこれを産業として育てるために、どういうふうなインセンティブなり、それをじゃあフェリー便のインセンティブが、燃料税の軽減措置のインセンティブ使えないのであれば、次にどのような施策を持って競争力を上げていくかという議論は、これは早急にしないといけないんじゃないですか。どうですかその辺は。

○嘉数裕幸企業立地推進課長 クラスターの形成に向けては、航空機の整備機体数が増えていくことが基本的な条件ということになりますので、まずそこ辺りを、整備数とかどう増やしていくかということで、県としてはその事業者と一緒に、沖縄にある航空機専用の整備基地についていろいろPRを行っているところでございます。また一方で、その整備を行う企業においては、人材の育成ということにかなり強く取り組まれていて、国家認証とか、整備の内容によって認証があるようではございますけれども、その認証を増やしていくということで、社内で人材育成に取り組まれてるといっても聞いております。海外のMRO施設と競争していく中では、どうしてもコストの競争というものが出てまいりますけれども、この辺りも、昨今の事業者の新聞報道等を見てますと、かなり競争できるような状況に近づいているというのはコメントもございましたので、そこはPRあるいは人材育成、そういったところも県と一緒に連携して取り組みながら、競争力を確保していきたいと考えております。

○大浜一郎委員 整備の品質というのは、これ付加価値なんです。それをPRするのと、今のコストの問題、海外とコストの問題があるでしょうけど、その辺のインセンティブをどういうふうに制度化していくかというのをもう少しね、ちょっとブラッシュアップされたらどうかというふうに思います。部長、その辺はどうですか。

○嘉数登商工労働部長 私も、会社の方といろいろ話をする中で、やはり最初に出てきたのは整備の品質だという話がありました。これは行政機関というよりは、むしろ会社のほうに頑張っていたかかないといけないという部分、それはその実績を積みながらですね。それと、やはり整備の品質を高めるためには社内で人材をしっかりと育てなければいけないということがございまして、この会社、かなり県内からも優秀な人材を入れて、中で教育してということがございましたので、そういった高い整備の品質というものを、会社だけじゃなくて県としても織り込んでいきたいということと、あと、やっぱりクラスターということを見ると、部品調達等の容易性ということもあるのかなと思ってまして、そこは、どこまで広げて呼べるかという問題はありますし、そこは会社の方といろいろと連携しながら、可能な限りそういう周辺産業って言うんですかね、事業者を呼び込むような努力をしたいというふうに思っております。

○西銘啓史郎委員長
中川京貴委員。

○中川京貴委員 部長、実はこれ聞き取り調査来てなかったんですが、一つだけですね。令和2年度歳入決算状況総括表の中でね、歳入決算説明資料の中の総括の1ページ、一番下のほう。産業振興基金特別会計があって、これが1億2457万7000円なんですが、この基金というのはトータル幾らあるんですか。

○谷合誠産業政策課長 お答えいたします。

この総額は110億円の基金でございまして、今回のこの事業については果実運用型といたしまして、利子で得た予算を投じた振興事業になっております。

○中川京貴委員 御承知のとおり、この100億果実運用型というのは、これはもうここだけじゃなくてね、対米請求権—もう名前変わりましたが、いろんな果実運用があると思うんですが、主にこれを使えるときはどういったのに使えるんですか。

○谷合誠産業政策課長 こちらの事業についてメニューが幾つかございまして、代表的なものを御紹介いたしますと、戦略的な産業を育成していくとあるとか、あるいはエネルギーの基盤安定整備につながるであるとか、地域の産業連携ということで、例えば地域の産業を生かす形で連携支援を行う事業であったり、また、人材育成、あるいは北部地域の産業振興という形で、幾つかメニューがございまして、その枠の中で公募いたしまして、その公募した事業に対して補助をしていくというような事業になっております。

○中川京貴委員 この今、説明は果実の利息の分だと思んですが、100億を崩す場合には条例改正も必要ですか。

○谷合誠産業政策課長 こちらの、基金そのものを使うためには、内閣府との協議、あるいはそういったものの調整が必要になってまいります。

○中川京貴委員 この部分の、ページ10、中小企業振興費。その目の中小企業振興費資金貸付費。当初予算が4億13万3000円で、不用額が1億3075万4000円出ているんですが、これは先ほど部長が説明した10分の10の国庫補助とは違いますよね。その不用額について聞かせてください。

○知念百代中小企業支援課長 これは機械類貸与制度原資貸付事業になるものなんですけども、今回の1億3000万余りの不用が出た理由としては、貸付の予定先だった企業さんが、令和3年の1月になってそれを取り下げるといったことがありまして、不用となっております。

○中川京貴委員 取り下げた理由は何ですか。

○知念百代中小企業支援課長 取り下げ理由まではちょっと伺ってはいないんですが、申込みする予定

だったということで進めてはいたんですけども、事前になって、よろしいですといったようなことがあったようです。

○中川京貴委員 この申請は何件あって一仕組みを教えて。例えば10件あって、それから3件が該当したのかとか、仕組みを教えてね。なぜその質問するかというと、取下げた場合、次に必要な方に流用することできないのかですね。

○知念百代中小企業支援課長 大体、昨年度の実績でいきますと、13件の相談申込みがございまして、実際に貸付けとして採択いたしましたのが12件ですので、1社が取下げという形にはなっております。流用、ほかのところとといったお話もあるんですが、これ貸付けをするということで進めていって、事前一1月になって閉める直前になって取下げっていったことがあったものですから、どうしても期間的な問題があったのかなというふうに思っております。

○中川京貴委員 13件中12件が執行して1件が取下げって、この13件にその前に公募したとき何件あったんですか。

○知念百代中小企業支援課長 これは申込みを行って、それで与信審査等をしまして、貸付けの決定をするというようなものになっておりますので、公募ではございません。

○中川京貴委員 じゃあ当初から13件資料上がって、検査した結果13件、全部が該当したってことで理解していいんですね。

○知念百代中小企業支援課長 申込み相談として13件ございまして、随時その受付をして決定をするというところですよ。

○中川京貴委員 分かりました。

私は多分20件ぐらいあって、そのうちから13件が該当したので出資したのかなと思っていて、その14、15人、予算の範囲内の理由を必要じゃないかということを知りたかったんですけど、それならよろしいです。

260ページお願いします。260ページの、これは海外事務所等管理運営事業の中で、この効果。事業の効果と課題が出ておりますが、これはやっぱり効果が私は出ていると思っておりますが、その海外事業所、国数教えてください。

○小渡悟アジア経済戦略課長 県では、海外における経済交流を推進するために、海外事務所というものを設置しております。設置箇所はアジア地域に6か所。こちら、北京、上海、香港、シンガポール、台北、ソウルの6か所となっております。

以上でございます。

○中川京貴委員 これは、最初にスタートしたのは10年前ですか。何年前ですか。

○小渡悟アジア経済戦略課長 まず最初に、海外事務所として設置したのは、台北が平成2年です。その次に香港が平成7年。上海事務所が平成17年。北京事務所が平成24年。シンガポールが平成27年。ソウル事務所が平成31年に設置しております。

○中川京貴委員 実は我々、10年前の経済労働委員会で、香港、そこ事務所行ってまいりました。県の職員が、優秀な職員が案内してくれたり、きめ細かい説明を受けてきたんですよ。そこでやっぱり目標、沖縄の1000万観光立県、1兆円観光産業を目指す活躍というのは、いろいろ説明を受けてきましたけれども、予算的には10年前と今どうなってますか。

○小渡悟アジア経済戦略課長 すみません、10年前からの推計が、ちょっと今情報を持っていないので詳しくお話しはできないんですけども、基本的に上海とかソウルとかというところでは、やっぱり物価も高く、ソウルは特に家賃とかも高く、それ相応の予算が必要にはなってくるんですけども、実際そういった家賃とか活動に支障がない予算というのはこれまでも確保しているとは思っております。去年で比べますと、大体3億円ぐらい去年の予算として組んでおりまして、そこは、活動等の状況を見ながら、予算については調整して設定することとしております。

○中川京貴委員 6か所でしたか。なぜこの質問したかというね、部長。我々がいつもワシントン事務所にかかっている予算と、この6か所の3億円というのは、この沖縄に対する経済効果、波及効果が物すごいあると思ってるんです。しかし、ワシントンの場合には予算の割にはその効果が出ていないというのが我々自民党の考えですから、もっと予算措置をしてね、これ僕は年間3億、こんな問題じゃなくてね、もっと増やして、観光立県沖縄のために、予算措置すべきだと思ってるんですよ。部長、どう思いますか。

○嘉数登商工労働部長 どうもありがとうございます。我々も非常に海外事務所には期待しておるところでして、県産品の海外展開ですとか、インバウンドに係る彼らの活動というところも非常に高く評価しております。ぜひとも、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えて、そういったところも検討していきたいというふうに思っております。

○中川京貴委員 この件は、委員長。僕やっぱり決算ですから、要調査事項で知事に確認したいと思っています。

この件は、今、この海外事務所等管理運営事業に

については、私先ほど質問したとおり、これまで6か所に対する約3億円近くの予算を通して、それ以上の沖縄に対する経済効果、また、観光立県を立ち上げた財政措置がされていると理解しておりますが、しかしながら、ワシントン事務所については、その効果が見られないと。これはもう自民党会派としてもずっとやってきたことですから、この件については、知事に、もっと、この海外事務所を増やしなさいということをお願いしたい。

○西銘啓史郎委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明 10月13日の委員会での質疑終了後において協議いたします。

○中川京貴委員 279ページ、先ほども事業承継等の支援についての質疑が出ましたが、そもそもこの事業承継の話が国から県に来たのは何年前ですか。

○知念百代中小企業支援課長 事業承継に係る事業としては、小規模事業持続化支援事業というのがございますが、これについて沖縄県の県単の事業でございます。

○中川京貴委員 国から当初、幾らか一何千万か来てたんですが、それが2年間の期間でしかもらえないということで私、質問したことあるんですよ。現在は国から支援はないということではよろしいですか。

○知念百代中小企業支援課長 今現在、国のほうからの予算というのはいただいているところではございません。

○中川京貴委員 過去にあったことは知っていますか。

○知念百代中小企業支援課長 国の事業においては様々な事業をやっているということは存じ上げているんですけども、沖縄県に国のほうからというのはちょっとすみません、私のほうでは把握はしていません。

○中川京貴委員 その結果ですね、もしかしたら県庁でその事業承継の勉強会した経緯はないですか。

○知念百代中小企業支援課長 平成30年度から沖縄県事業承継ネットワークという国の事業がございまして、そこで事業承継に係る診断、計画の策定といったことを行っております。また、事業承継、このネットワークの中には国、それから沖縄県のほうもオブザーバーとして参加してございまして、そういった意味では一緒になって、そういった会議などを設けて事業承継に関する取組を推進していこうといったことはございます。

○中川京貴委員 4年間で先ほど121件、そういった相談事があったとありますけども、この結果、どうなってますか。

○知念百代中小企業支援課長 計画の策定はしております。しかし、今年度、事業承継に係る経費の一部を補助するというので、50社ほどを予定して公募をかけている状況であるんですが、現時点では、今14件がその事業承継に向けた取組、実施に向けて補助のほうを活用している状況でございます。

○中川京貴委員 じゃあ、この件はよろしいです。

282ページ、新時代沖縄の中の、重点施策事業の商工会・商工会議所の支援体制強化について質問を行います。当初予算11億9908万7000円で、決算が12億。しかしながら、これ不用額が573万円出ていますが、これちょっと説明できますか。

○知念百代中小企業支援課長 この事業は、商工会・商工会議所が実施する経営改善普及事業というものに対する補助金でございまして、令和2年度におきましては、不用額が573万4000円出ております。そのうち、那覇商工会議所と浦添商工会議所での不用額というのが70%を占めているところなんですけども、主に、商工会議所が昨年予定しておりました大きなイベントがございまして、全国商工会議所の観光振興大会というものを予定しておりました。それがコロナの感染症の影響によりまして、翌年度持ち越しつまり今年度なんですけども、ということになりまして不用となったのが大きなものになっております。

○中川京貴委員 了解しました。

商工会議所は、今説明を受けました。商工会の、人件費と我々議会からも要請をして増額させましたけども、そして西原町の人件費でしたかね、担当がいなくてということで増やした経緯がありますが、これそのまま増えてますか。下がっていますか、予算は。

○知念百代中小企業支援課長 それについては、現状維持の予算でやっております。

○中川京貴委員 よろしくお願ひします。

もう1つは、先ほど、次は283ページお願ひします。再生可能エネルギー導入拡大促進事業ですね。先ほど答弁でもハワイとのいろいろ交流を行いながら、沖縄県としても離島を含め、この蓄電またソーラー、太陽光をやっていると話してあります。これからの沖縄に絶対必要だと思っておりますが、これからの沖縄の、そういった再生可能エネルギーを導入に当たっては、個人個人に対する支援も県は考えているんでしょうか。

○谷合誠産業政策課長 答えいたします。

個人の支援は、主に環境省のメニューであったり、あるいはFITと言いまして、その固定買取の制度の中で、実質的に補助しているというところがございます。今回、県が考えてるのはどちらかということ

事業者支援でございまして、事業者において再生可能エネルギーの導入が進むような形の補助メニューであったり、税制優遇であったり、そういったものを中心に検討しているところでございます。

○中川京貴委員 我々、自民党会派で、宮古島、伊良部島に行ったときに、そのホテルが、全くこの電力の電気を一応つながってはいますけども、その中でその太陽光、蓄電等で運営してる現場を見てまいりました。もう本当に、もうまさに、令和の時代にふさわしい、その再生エネルギー活用と思っておりますよ。ぜひ、これから沖縄も台風シーズン、また災害、そういうときには間違いなく電気・水道に影響が出ますので、その支援を予算化して継続していただきたい。

以上で終わります。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時20分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

先ほど大浜委員の質疑に対する答弁で、情報産業振興課長から答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

大嶺寛情報産業振興課長。

○大嶺寛情報産業振興課長 先ほど、大浜委員の質疑の中で、サイバーセキュリティ人材育成事業、こちらで沖縄ITイノベーション戦略センター、ISCOのほうに委託して人材育成していると申し上げましたが、正しくはISCOのほうに補助金として支出しておりますので、補助として訂正させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○西銘啓史郎委員長 では午前引き続き質疑を行います。

上里善清委員。

○上里善清委員 よろしく申し上げます。

まず、決算の総括表からちょっといきたいと思っております。2ページですね。繰越明許はいいとして、不用額ですね。一般会計で90億ぐらいありますけど、その事業に該当するけど交付の対象にならなかったのか、あるいは申請がなかったのかですね。その辺ちょっと教えていただけます。

○谷合誠産業政策課長 お答えいたします。

R2年度の不用額として、一番大きいものとしては県単融資事業費—これ臨時交付金になります。こちらが72億9552万2000円。2番目としましてうちな—んちゅ応援プロジェクト、こちらが約4億3300万。3番目が沖縄県雇用継続助成金ってことで、こちらも臨

時交付金でございまして、2億6900万ということで、主にコロナ対策の臨時交付金が不用額の高い順になっております。

○上里善清委員 お聞きしたいのはですね、対象になっているだろうけど申請しなかったとか、そういったのが多かったのか、あるいは対象にならなかったという結論になったのか。

○知念百代中小企業支援課長 不用額で最も多いのが県単融資事業の不用額となっております。これにつきましては、これだけの大きな金額が不用となった理由の一つに、協調融資の倍率を3倍から5倍にしましたので、その分だけ一原資は同じ額でも融資額としては大きく取っていた。なので、多くの方々の資金需要に応えることはできたんですけども、5倍にしたことによって、その分不用額のほうも出たという状況でございまして。

○上里善清委員 ちょっと説明分かりませんね。要するに、これは入札を多くしたのに、不用になるということになるわけですかね。3倍ぐらい、要するに間口を広げたんだけど—どうしてそういうことになるんですかね。

○知念百代中小企業支援課長 協調融資の倍率が3倍から5倍になるということは、例えば県の融資を10億用意しましたと。通常でしたらその3倍ってなると、30億までの融資枠で金融機関が一緒になって融資を行うという形になってきます。そうすると、10億で30億までの融資を応えることはできるんですが、かなり資金需要がすごく伸びてまいりましたので、昨年11月に、これまで3倍だったものを、5倍の協調に直しまして、例えばその10億だったものが50億まで、この融資枠が増えていくと。そうすると、多くの事業者さんが借りることができる。それまでは、30億の範囲で例えば100社しかできなかったものが、50億になることによって、150、200になると。それが、100か150とか、その50億まではできなかった、使わなかったけれども、その範囲の中で3倍にした以上に融資をすることができたということになります。

○上里善清委員 分かりました。

次、主要施策のほうからちょっと質問します。232ページですね。全国特産品流通拠点化推進事業なんですが、沖縄を拠点にしてね、ハブ化にして、全国の商品を一海外にこれは出すという事業だと思うんですけど、コロナで大分影響を受けているということ書かれておりますが、来年度以降の計画というのはどんなになっていますか。

○小渡悟アジア経済戦略課長 全国特産品流通拠点

化推進事業につきましては、全国から特産品を沖縄、那覇空港に集めまして、沖縄を経由して直行便を使ってアジアに輸出することで那覇空港の物流拠点としての機能を高めていって、物流拠点の形成につなげていこうという取組の一つです。いろいろ取組がございまして、コンテナ事業を確保して輸出する際の物流支援するとか、また大交易会などの支援を行ったりとか、また商談会を通して一この全国特産品を那覇空港を経由する商談会を開催して、那覇空港の具体的な取組でありますとか、活用促進について取組を進めている事業でございます。全国特産品流通拠点化については、物流拠点を形成する上で重要な施策の一つだというふうにも考えておりますので、引き続き取組を進めていきたいというふうには考えております。

○上里善清委員 現在のスペースとして、十分に今の量では機能しているかもしれないけど、これがだんだんだんだん拡大していった場合、今のスペースで多分足りなくなる可能性があると思うんですよ。この辺も含めて、計画はあるのかどうか。

○小渡悟アジア経済戦略課長 全国特産品の流通拠点化事業につきましては、全国の特産品をアジアに輸出する際に、飛行機の貨物のスペースを活用して送る際に、コンテナを借り上げて輸出事業者を提供する事業になります。国際貨物ターミナルビルの上屋の活用をする事業については、また別の事業になっておまして、全国特産品事業については送る際のスペースというのは、飛行機の貨物スペースを借り上げて送るというふうな事業の内容です。

○上里善清委員 分かりました。

237ページ、展示会等総合推進事業。これMICE事業だと思うんですが、コロナでかなりMICE事業減ったと思うんですけどね、今年度だけで、これ2件と2件という、4件という意味ですかね。

○小渡悟アジア経済戦略課長 商工労働部では、この展示会の事業につきましては、MICE全般の推進を所管する文化観光スポーツ部と連携して、MICEのM、I、C、EのEのエキジションに当たる展示会・商談会等の誘致や開催支援を取り組んでいるものでございまして、MICE全般については、観光、商工労働部のほうで大きく所管をしてるんですけども、そこの展示会・商談会の部分の誘致と支援というふうなものを我々が役割として持ってます。前年度、誘致に至ったものが2件、開催支援にしたものが2件というふうになっております。

○上里善清委員 分かりました。

250ページですね。先端医療産業開発拠点実用化事

業というやつなんですけど、これ、すみませんが、ちょっと中身教えていただけます。

○森右司ものづくり振興課長 県内の再生医療産業の競争力を強化するためということで、具体的に、臨床用のバイオ3Dプリンターという機械があるんですけども、そちらですとか、あと細胞を大量に培養する機器、こちらの実用化を見据えて、県内の医療機関と連携して事業を進めているところでございます。

○上里善清委員 分かりました。

256ページですね。ちゅら島ビジネスマーケティング推進事業。これ新規になっておりますが、1年限りの事業ですね。企業の収益力強化というのは沖縄の課題だと思うんですがね、これをどのように、この事業で進めていくのか、事業マーケティング戦略の策定というのはどういうことですかね。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 お答えします。

まず最初に事業の概要から説明させてください。全国平均の約7割の水準にある県民所得の向上を図るために、市場に求められるもの及びサービスを生み出し続け、持続的に発展する企業の稼ぐ力を創出のための沖縄マーケティング戦略—これ仮称なんですけど、それを策定するのをこの事業で行っていて、それを基にして、例えば万国津梁会議、稼ぐ力とかを連動させながら、企業が稼ぐ、もしくは中小企業、個人事業者が稼ぐような仕組みづくりをつくるための事業となっております。

○上里善清委員 大切な事業であるんですが、執行率が悪いですよ、51%。これ重要課題だと思うんですけど、どうして51%になったんですかね。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 今回このコロナ禍でなかなか事業執行がうまくいかなかったというのはあるんですが、まず最初に海外とかに行つて企業、優良企業であったりいろんな情報を集めるというのも想定しておりました。そういう意味で海外の出張であったり、情報収集だったり、その辺のところなかなかできなくて今回不用が大部分だったということも踏まえまして、今年度はその辺りも修正しながら、この戦略の策定、それから稼ぐための事業につなげられるような仕組みづくりを今進める段階であります。

○上里善清委員 これ、一応単年度予算になってますよね。来年度も一応引き続きこの事業をやっていくということでよろしいでしょうか。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 これ昨年、今年と事業になってるんですが、ある程度今年度で

形をつけた上で、来年度はさらに別の事業に持って
いこうというふうに考えております。

○上里善清委員 分かりました。

261ページですね。沖縄特区・地域税制等活用促進
事業。特区に指定されている地域というのは、どこ
そこなんです。

○谷合誠産業政策課長 お答えいたします。

この特区、沖縄の関係の特区というのは幾つかご
ざいまして、特区の種類を申しますと、経済金融活
性化特区、いわゆる物流特区、あと情報特区という
形で3つの特区制度がございます。そのほか、特区
に関連した税制の制度がございます、その制度を
含めてこの窓口で案内をしてるんですけども、今委
員のお話の特区制度につきましては、経金特区が名
護市。物流特区が糸満、浦添、うるま市、沖縄市の一
部、宜野湾市、豊見城市、那覇市です。情報特区が浦
添市、うるま市、宜野座村、名護市、那覇市という
形の特区の設定になっております。

○上里善清委員 財政特区ですんでね、進出したい
という企業は多分多いと思うんですが、現状はどん
な状況ですか。沖縄の特区を利用して参入した企業
数とかね、

○嘉数裕幸企業立地推進課長 お答えします。

国際物流拠点産業集積地域、今お話がありました
糸満市、豊見城市、那覇市、浦添市、宜野湾市とう
るま市、沖縄市の一部なんですけども、ここは225の
企業が令和元年度現在で立地しているところでござ
います。

○上里善清委員 金融特区は何社入っています。

○大嶺寛情報産業振興課長 情報特区につきましては
は、先ほどの5つの特区に加えまして、24の地域が
ございまして、そこを合わせますと、今現在、累計
になりますが、496社の企業様が立地している状況で
ございます。

○上里善清委員 ちょっと聞き方が悪いのか分から
ないけど、金融特区ってよく言いますよね。金融特
区というのは、名護市だったと思うんだけど。何で
その質問するかといえば、香港が中国、ほぼ併合な
って、金融関係の流出が何か起こっているらしいん
ですよ。沖縄にそういった企業を誘致するも一手です
んで、この辺の戦略としてありますか。

○嘉数登商工労働部長 ただいまの上里委員からの
御指摘、香港から海外へ進出する企業がという話だ
と思うんですけども、実際沖縄のほうには、具体的
な相談ケースということはないんですけども、確か
に海外に出たいという企業が結構いるという話もあ
りまして、今情報収集をしているという段階ではご

ざます。

○上里善清委員 世界的に見るとイギリスもそう
なんです。EUから離れたということで、イギリスか
らもう出たいという金融機関いっぱいあるんで、ある
意味ではチャンスじゃないかと私見てるんですよ。こ
の辺ちょっと推進できればなというふうに思います
んで、よろしくお願ひします。

266ページですね。イノベーション創出人材育成事
業なんですが、これは効果と成果、今、ちょっと聞
きたいんですけどね。一応書かれてはいるんだけど。

○谷合誠産業政策課長 お答えいたします。

まずこの事業ですけども、この事業そのものは、
イノベーションの創出人材育成ということで、アン
トレプレナーシップ—創業マインドを持った学生等、
あるいは小規模なビジネスを進行するような方々を
支援するような内容の事業になっております。その
中で、幾つかの人材育成の講義であったり、あるい
はアントレプレナー人材育成の講座であったり、県
内でそういったものを教えられる人を育てていった
り、そういった事業の内容でございまして、こうし
たことを通じて、起業家マインドを持った人材育成
であったり、あるいはスモールビジネス、そういった
ビジネスを創業するような方々を増やすということ
での効果を生んでいるところでございます。

○上里善清委員 将来を担うこの若者を育成する
ことは大事なことです。特に沖縄は、そういったこ
とが今求められておりますので、この事業は継続し
てやっていただきたいなと思いますけど、これ令和2
年度で終わりということですかね。

○谷合誠産業政策課長 こちらの事業につきましては
令和2年度で終了したんですけど、その後継とし
て、さらにエコシステムと申しまして、育成された人
がまた成長していく段階をたどっていく、またそれ
で最後に上場なり、そういったことを目指した人が、
また若い人を支援するような、こういった循環をつ
くるべく新しい事業を今年度から開始してござい
まして、来年度以降のこの新しい振計においても、
この分野についてはしっかり取り組んでまいりたい
と考えてるところでございます。

○上里善清委員 しっかり取り組んでいただきたい
と思います。

○嘉数登商工労働部長 先ほどの上里委員からの
質問で金融関係の香港からの案件はないかという
話がありまして、金融関係については特に案件ご
ざいませんとお話をさせてもらいましたけども、
確かに金融関係はないんですけども、実際に香
港からは3社ほど立地してございまして、これは
例えばサービス業、飲食

ですね。それから、これもサービス業、観光業。製造業、医薬部外品というところで、3社ほど立地はしておるんですけども、政情不安というんですかね、それを受けて金融業が特にその金融特区を目的に沖縄に立地したというような話は聞いておりません。追加で答弁させていただきます。

○上里善清委員 269ページ。これも、ものづくりに関する事業であります。新規事業ですね。このものづくりの考え方なんですけど、この形のあるものづくりなのか、ないものものづくりなのかよく分からないんですけどね。どういったことを目指していますか、これ。

○森右司ものづくり振興課長 お答えいたします。形のあるもの、ないものということでございますけれども、これはもう具体的に形のある商品開発に関しての支援でございます。実績では、生産技術の開発プロジェクト7件に対して補助を行っております。例えば、健康食品ですね。県産の素材を使った健康食品であるとか、そういったものを具体的に支援を行っております。

○上里善清委員 沖縄は薬草というんですかね、薬草が豊富だと思うんですよ、私。健康食品等であればかなりの品がつかれると見てるんですけどね。この辺、力を入れて健康食品の開発を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

291ページですね。新規学卒者の就職支援事業ですけど、これは今コロナで人材が、雇用がかなり減ってる状況で、この事業は大変大切な事業だと思うんですけどね。県外就職、県内就職を含めて活動しているとは思いますが、今この新規就労といいますか、新卒者ですよ、これ対象が。話によれば、中には学校を卒業してそのままニートになったり、ひきこもりになったりという子もいるらしくて、これは重要な仕事になるはずですよ。これ、そういう対策も打ちながらやっていただきたいんですけどね。その辺の取り組み方はどのようにやっておりますか。

○金村禎和雇用政策課長 お答えいたします。新規学卒者等総合就職支援事業でございますが、概要を申し上げますと、大きく3つの取組を行っております。まず1つ目が、大学等に専任コーディネーターを配置して、学生の就職活動、こういったものをサポートしているところです。今現在、令和2年度は5名の専任のコーディネーターを配置しまして、支援した学生数が618名となっております。そのうち内定者が539名ということで、内定率87.2%となっております。それから、合同企業説明会という

ものやっております。令和2年度は感染症の影響もありましたので、当初は対面型ではなくてウェブを活用した—これ県内で初めて取り組んだものなんですけど、ウェブを活用して合同企業説明会を行っております。ただ、学生、それから企業から対面型も実施をしてほしいということがありましたので、追加で予算を増額しまして、2回、対面型の合同説明会の実施をしたところです。

○上里善清委員 じゃあ、最後に300ページ、正規雇用の促進。今、非正規雇用が、沖縄でしたらもう四十何%いってると思うんですよ。この人たちをやっぱり救わんと一救うというよりは、正規雇用になりたいというのが、ほぼ80%以上だと思うんですよ。これは何とかならんかなと前から思っているんですけど、正規雇用につなげるようにスキルアップも必要だと思うんですよ。ただただ正規雇用になりたいというだけじゃなくて、技能もアップすれば、企業としても動くはずですので、この辺の事業をマッチさせていますかね。

○金村禎和雇用政策課長 まず、正規雇用化の取組をちょっと説明させていただきますが、県のほうで3事業実施をしております。まず正規雇用化サポート事業というのをしております。これは中小企業診断士等を企業に派遣をして、助言等を行う事業となっております。それから、企業が行うその研修等、これも委員がおっしゃっている人材育成の部分に係ってくると思うんですけど、正規転換をしていただいて、県外等で研修をする際に補助を行うという取組を行っているところです。それから若年者—これは35歳未満の方を正規雇用として雇い入れた場合、助成金を1人当たり30万を補助するという事業でございます。こういった事業を実施して、県内の正規雇用の促進に取り組んでいるというところでございます。

○上里善清委員 終わります。

○西銘啓史郎委員長 玉城武光委員。

○玉城武光委員 234ページ、国際物流関連ビジネスモデル創出事業。ここを見ていたら、当初予算が6835万8000円。決算額が3826万4000円となっているんですが、補正減額になった事由をお聞きします。

○小渡悟アジア経済戦略課長 お答えいたします。本事業は、本県の中古建設機械などの工業製品等を有効資源として、新たな輸出ビジネスを確立する取組と、外国人観光客向けの県産品等需要の拡大を図るため、マーケティング調査と県産品プロモーションなどの販売促進の取組の2つの事業を行っており、これらの取組により、新たなビジネスモデルの構築につな

げを目的としております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による海外渡航制限により、外国人観光客が見込めなかったことから、外国人観光客向けの県産品等需要の拡大を図るためのマーケティング調査を取りやめ、9月補正にて1052万円を減額補正いたしました。

以上です。

○玉城武光委員 分かりました。

その中に、国際物流ビジネスモデルという、中古建設機械の輸出実証をしたということがあるんですが、これの効果についてお聞きします。

○小渡悟アジア経済戦略課長 お答えいたします。

令和2年度は、中古建設機械等の新たな輸出ビジネス実証といたしまして、40フィートコンテナ2本の輸出を行いました。具体的には、フィリピン向けに小型パワーショベル4台、中型パワーショベル3台、パワーライトーこれは照明灯になりますが、あと大型発電機などを輸出しております。今回の実証事業を通して、一連の輸出工程に伴う中古建設機械等の県内調達と点検、機械を解体してコンテナ詰めする作業、海上輸送ルートの確保などにおける情報と課題が整理できたことにより、沖縄から中古建設機械等を直接輸出するビジネスモデルの実現可能性が確認できたところですが、県としては、引き続き実証に取り組んでおり、中古建設機械の輸出ビジネスモデルを確立し、輸出実証の成果を県内事業者に普及させていきたいと考えております。

以上です。

○玉城武光委員 これから伸びる可能性というのは、十分あるということが実証されたということですね。

○小渡悟アジア経済戦略課長 県内において、パワーショベルなどの中古建設機械も一定量資源としてあるものと考えていて、ただ輸出というふうなものがまだまだ経験したことがない事業者等がおりますので、今回の実証事業を通してビジネスとして確立して、それを普及させていきたいというふうに思っております。

○玉城武光委員 頑張ってください。

次の235ページ、沖縄戦略的国際物流プラットフォーム強化事業というものですが、説明の中で、ターミナル施設の一部を、4社にスペースを提供したほか、入居事業者及び国際航空運送事業者に必要な支援を行ったという事業内容ですが、この支援の内訳をお聞きしたいです。

○小渡悟アジア経済戦略課長 お答えいたします。

本事業は、那覇空港の国際貨物ターミナル施設の一部を活用し、国際物流関連事業者の誘致による事

業拡大、新規参入等を促進することで、臨空型産業を集積し、貨物量の増加につなげ、競争力のある国際物流拠点の形成を推進することを目的としています。具体的には、那覇空港の国際貨物ターミナルの施設のうち、約1万2000平方メートルを県が借り上げ、新たな上屋利用者に提供し、国際物流拠点としての機能強化を図る実証事業を今実施しております。令和2年度においては、入居事業者4社の入居支援を行うとともに、初期投資軽減のため、うち1社に対し保冷コンテナーこれは20フィートコンテナ2台のリース設備に対する支援を行ったほか、令和2年12月から貨物便として復便した中華航空に対して、貨物の保管や積卸し、機体の誘導、ステップ車両の設置、機体の整備、燃料補給等に係る地上ハンドリングに対する支援を行ったものでございます。

以上です。

○玉城武光委員 直接支援といっても、スペースを貸し付ける、それからさっき保冷車の施設に補助をしたのか、提供をしたのか、どんなですか。

○小渡悟アジア経済戦略課長 上屋を借り上げて、県が初期投資の軽減ということで、一定期間提供している形になります。設備リースについても、県がリース費用について支援している形になります。

○玉城武光委員 分かりました。

それから249ページ、産業の振興と雇用の創出・安定ということですね。いろいろ実績、海外展開、国内の他産業との連携・協業する取組ということが実績としてあるんですが、このモデルですね。モデルの創出を促進した事業効果を上げているんですが、どの産業と連携・協業したのか、ちょっとお聞きしたい。

○大嶺寛情報産業振興課長 主に産業で申し上げますと観光業とか、農林水産業とか、物流業。あとは、この医療分野とか、今回はコロナ関連のこの対策とか、そういった分野でモデルとしているいろいろな事業提案が上がってきてるような状況でございます。

○玉城武光委員 このモデル、例えば医療関係と農業かどこかとモデルをつくったということを具体的に教えてください。

○大嶺寛情報産業振興課長 先ほども御紹介させていただきましたけれども、例えば先ほどの事例で言いますと、医療関係ですと、医者と患者がオンラインで診療できるように顔認証技術、そういったものを、システムを支援することでこのオンライン診療を推進するようなところ、課題のほうですね。医療事故を防ぐようなオンラインのシステムを推進しているとか、例えば観光、物流業としましては、インバウンドに

よる手ぶら観光とか消費喚起を促すために、海外託送支援サービス、そういったシステムの開発に支援することで、直接物品の配送に必要な帳票みたいなものを自動で簡単に作成することができたり、ここでインバウンドの方が消費したデータを取得、分析してマーケティングに生かしていくとか、そういうふうなシステムをつくってマーケティングにも活用しているとか。あとWi-Fiの電波を活用して、部屋にWi-Fi、お家に置いてありますと、このWi-Fiの電波を利用して人の動きが分かるような技術がございまして、こういったもので高齢者とか子供の見守りのサービスとか、そういったものの実証とか、そういうふうなことをいろいろモデルとして提案が上がってきてまして、一緒に支援させていただきながら今、事業化に向けて取り組んでいるというふうな状況です。

○玉城武光委員 この報告の中に、計画したが11件だけど、実際として12件成果を上げたということなんですが、これはどのように説明しますか。計画値が11件、実績が12件とあるんですよ。1件増えてるんですが、どういう取組をして1件増やしたのかということ。

○大嶺寛情報産業振興課長 予算の中で、11件採用した中でまだ余りがございましたので、それについて、それ以上に提案がありますから、それでいい提案を採択したというふうなところでございます。

○玉城武光委員 分かりました。

次のページ、250ページなんですけど、この事業内容の説明で、候補地の市町村の理解が得られず見送ったと説明してるんですが、施設については、引き続き整備を進めるということと理解していいですか。

○森右司ものづくり振興課長 お答えします。

細胞培養加工施設についてでございますけれども、新たな振興計画の素案において健康医療分野を軸とした産業拠点の形成に取り組むこととしておりまして、先ほどの細胞培養加工を含めまして、汎用的に活用できる機能を持った企業の集積の呼び水となるインキュベーション施設などの産業支援施設について、今後整備していきたいと考えているところでございます。

○玉城武光委員 この先端医療の細胞培養加工施設も含まれているということですね。

○森右司ものづくり振興課長 そのとおりです。

○玉城武光委員 265ページ。重点施策事業名として国際物流拠点産業集積賃貸工場整備事業ね。ここはいろいろ説明があるんですが、賃貸した製造業者名と賃貸料をまずお伺いします。

○嘉数裕幸企業立地推進課長 お答えします。

令和2年度に整備しました賃貸工場には、自動車部品を製造する企業が入居しているところでございます。愛知県から工場を一こちらに拠点を設けました高木製作所という企業でございます。賃貸料でございますけれども、賃貸工場には1000平米タイプから2000平米タイプまでちょっと種類がございまして、それぞれの賃貸料でございますけれども、1000平米タイプが月額55万円、1500平米タイプが月額75万円、2000平米タイプが月額110万円となっております。

○玉城武光委員 これまで整備した賃貸工場は何棟ですか。

○嘉数裕幸企業立地推進課長 お答えします。

先ほど御説明しました、1000平米から2000平米タイプの賃貸工場がございまして、こちらが全部で41棟。2000平米を超える大型の高度技術製造業賃貸工場が3棟。そのほかに、長屋型になっているんですけども、素形材の産業が入居する賃貸工場が3棟整備してございまして、合計で47棟の整備がございまして。

○玉城武光委員 今後の計画はどうか。

○嘉数裕幸企業立地推進課長 今年度、令和3年度において1棟を今整備しておりまして、今年度内で整備を完了する予定でございます。その後の整備計画については、今後のこのうるま沖繩地区の企業の立地ニーズを踏まえて、整備については検討していきたいと考えております。

○玉城武光委員 頑張ってくださいね。

274ページ、地域連携推進事業。決算額が2億1186万1000円。これ、中小企業者の経営上の課題、業界課題の解決に資するプロジェクトを公募・採択したと。ここなんですけど、29件支援したということになっているんですが、その事業内容とありますけど、どのような経営支援をしたんですかね。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 お答えします。

中小企業者が自ら抱える課題解決のためのプロジェクトを提案してもらって、有望なプロジェクトを採択して、その内容については新商品の開発であったり、販路開拓であったり、業務の効率化、プロモーションの多様なものとなっております。そのプロジェクトが採択された場合には、最大限効果を発揮するためにハンズオン支援等を行っております。例えば、中小企業診断士によるコンサルティング、プロジェクトを実施するのに必要な専門家の紹介、効果的な実施方法のアドバイス等を行っております。令和2年度の具体的なプロジェクトの事例としましては、県産

品の紅芋、それから黒糖を使用した沖縄地酒イメージの製造技術の向上、プロモーションに取り組んだ結果、認知度向上を図り、売上げが6000万程度まで達成できたということと、もう一点、病院への付添いの送迎サービスなのですが、事業者が介護タクシーを自社展開するための実証実験や周知プロモーションに取り組んだ結果、サービスエリアが拡大して事業拡大につながっているというのが、事業の内容と具体的な事例であります。

以上です。

○玉城武光委員 この効果で、事業効果見込額2億円、新規雇用者の数が43人増ということなのですが、皆さんの考え方として、この投資額に匹敵する効果が出たということですか。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 お答えします。

決算投資額に対して匹敵する効果が出たかということの説明なのですが、まずこの2億円というのが、令和2年度単年度での金額になります。それで、プロジェクトを実施した期間での売上増加額となりますので、2億円というのが妥当かどうかは、事業の中で2年目以降も売上げの増加が見込まれますので、そういう意味では達成はある程度できてるのかなというふうに考えております。この事業、平成24年度から令和2年度までの9年間の補助事業を行っております。補助事業終了後も含めて効果を検証しております。そして、この効果検証の中には企業へのアンケート調査を行っており、事業費合計で40億円、9年間でこの事業費が40億円に対して、売上げは合計230億円と、極めて効果が絶大だというふうに考えております。

以上です。

○玉城武光委員 281ページ、県単融資事業。貸付枠が212億ですよね。実績が2000億です。この説明をちょっとお願いします。

○知念百代中小企業支援課長 県単融資事業における令和2年度の貸付実績を申し上げます。件数としましては、1万3498件、約2054億5300万円の貸付実績となっております。対前年度比で申し上げますと、件数で8.27倍、金額で9.34倍と大きく増加しているところです。一応、最も大きな割合を占めた資金を御紹介いたしますと、3年間実質無利子、保証料ゼロとしました新型コロナウイルス感染症対応資金で、貸付実績が1万420件、約1625億6700万円となっております。令和2年度の全体の融資実績に占める割合が、金額ベースでいきますと約8割というふうに占めております。新型コロナウイルス感染症の影響を受

けた事業者の需要が非常に大きかったということになります。

○玉城武光委員 課題のほうに、今後も中小企業者のニーズに合わせた制度改正を行い続ける必要があるというんですが、制度改正といたらどうということなんですか。

○知念百代中小企業支援課長 例えば、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたということで、感染症対応資金というメニュー、制度をつくりました。今年度に関しましては、コロナの影響というのはまだ引き続きあるということになりますので、新たに新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金という制度を設けております。これは、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者さんが経営行動計画というものを作成しまして、その実施状況について金融機関がフォローアップをしていくというものになります。そのほかにも、新型コロナで影響を受けた企業さんが再生を図るための中小企業再生支援資金といったものを創設しております。ですので、制度の改正というものについては、新設のほかにも対象の拡大をしたりだとか、利率を変えたり、そういったことを行っております。

○玉城武光委員 次は285ページ、職業能力開発の充実ということで、離職者等再就職訓練事業、受講者が979人、就職者が722人。前年度と比べてどうなんですか。

○金城睦也労働政策課長 お答えいたします。

離職者等再就職訓練事業の令和2年度の実績につきましては、受講者数979人で、前年度比で73人の増。就職者数722人、これにつきまして前年度比で47人の増。就職率80.7%につきましては、前年度比で0.3ポイント上昇しております。

○玉城武光委員 年々、事業効果が出て、受講者も増えて、就職者も増えてきてると。引き続き頑張ってくださいね。

次、295ページ、沖縄型総合就業支援拠点の拡充ということなのですが、この沖縄型とあえて名前をつけているということは何ですかね。

○金村禎和雇用政策課長 お答えいたします。

沖縄型総合就業支援拠点は、これは様々な雇用のニーズに対応するためのワンストップ窓口となっております。名称はグッジョブセンターおきなわというふうに呼んでおります。ここのグッジョブセンターおきなわでございますが、国や県、それから市町村、労働団体、経済団体と連携をして、一般の求職者だけではなくて、若年者、女性、生活困難者、事業者等の様々なニーズに一体となって対応することを

目的に設置をされたというところでございます。それから沖縄型ということなんですが、設立当時、全国的にもこのような同様の取組が始まっております、そのような中で沖縄としても、沖縄の特徴、雇用の特徴を踏まえながら、例えば高い失業率とか、若年者の離職率、高い離職率というのがありましたので、こういったのを踏まえながら、それに対応する支援拠点として設置をされたということで、沖縄型とされたというふうに考えております。

○玉城武光委員 次に、300ページ。上里委員がもう言っておりますけど、この正規化、それから正社員雇用化の事業、昨年度と比較した増減というのを伺います。

○金村禎和雇用政策課長 お答えいたします。

正規雇用の促進に向けては、この300ページにあるように3事業を実施しております。3事業トータルの、この新たに生まれた正規雇用者数、令和2年度を申し上げますと、3事業で134人となっております。令和元年度の176人と比べますと、42人減少している状況でございます。

以上です。

○玉城武光委員 この事業って、令和元年度に比較して42人減少というのは、事業効果が出ていないということですか。

○金村禎和雇用政策課長 令和2年度の状況を申し上げますと、まず、感染症の影響によりまして、正規雇用化企業応援事業におきまして一これ県外で行われる研修等に対してその企業に補助を行うものなんですが、感染症の影響で渡航が制限されたということもあって、研修の件数が減ったということございます。これによって、令和元年度と比べて20人減少していると。それから、正規雇用拡大助成金でございまして、正規雇用を行う企業に対して1人当たり30万を助成するんですが、これも感染症の影響によって申請件数が減少するだろうというのが年度当初で見込まれましたので、その分については目標を変更して取り組んだというところがございます。当初、50人を予定していた支援数を、35人に減少して取り組んだというところで、この部分で21人減少したという理由がございます。

○玉城武光委員 分かりました。

全てじゃないんですが、新型コロナウイルスの影響で、こういう関係で減少したということですね。分かりました。また引き続き頑張ってください。

以上です。

○西銘啓史郎委員長

仲村未央委員。

○仲村未央委員 お願いします。

256ページ、マーケティングのところをよろしいですかね。総括的にちょっとお尋ねをしたいんですけども、恐らくこの決算年度で立ち上がった戦略推進課だったのかなと思いますが、農林とか商工、観光、連携を具体的に組織化したという点では難しい年度ではあったと思うんですね。執行率、先ほど指摘もありましたが、そういう具体的にはコロナで制約がある中ではあったと思うんですけども、狙いとした組織機構の新設も含めて手応えがあったのか、そのあたりをまずお尋ねいたします。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

まず、このマーケティング戦略推進課ですけども、これは委員御指摘のように、産業横断的なマーケティング支援を行い、こういったものを戦略的に推進しようということで、これ知事の肝煎りで令和2年度に立ち上がった課でございます。主な役割3つございまして、まず一つは、企業、それから地域、県民の稼ぐ力を高めて県民所得の向上につなげると。それから、商工、農林水産、観光等の分野の連携を密にしまして、県内外の販路開拓拡大やブランド力の強化、発信の取組を効果的に実施しましょうと。さらには、産業横断的なマーケティング、それからブランディング、プロモーションの在り方を検討し、関係部局とも連携して推進していこうということで進めております。まず、その稼ぐ力に関してですけども、これは今、新たな振興計画というものを策定中ですけども、この振興計画ですとか各種施策への反映をさせることを目的に、これはその県内外の有識者で構成します会議を開催しまして、産業振興面での課題、こういったものを体系的に整理して、県民所得の向上に向けた目標値の設定—この目標値については、一応、1人当たりの県民所得というのはあるんですけども、これなかなか県民にはよく分からない、実感としてよく分からないというところがございますので、これを例えば平均給与所得というような目標を立てられないかというような検討をしております。それから、その取組の方向性ですとか、具体的な施策等を検討してきておまして、今年度は具体的な方策などを知事への提言としてまとめていきたいというふうに考えております。

それから、関係部局の連携というお話がありますけれども、これは産業横断的なマーケティング戦略の策定に取り組んでおまして、今年度は3部局連携によるマーケティングセミナー等を実施しております。それから、県産品の販路拡大というミッションもありまして、これは県外量販店等での沖縄フェア、

それから百貨店での沖縄物産展の開催に取り組んでおりました、確かにコロナ禍で非常に厳しいのはありますけれども、令和2年度の成果としましては、沖縄フェアを43回、それから延べ、これは1577店舗で実施しまして、売上額が7.4億円ということになっております。それから、委員も御指摘のように、新型コロナで令和2年度、非常に厳しい状況ではあったんですけども、そういった中においても、地域の消費、消費喚起を図ることということで、例えば、そのプレミアム付ハピ・トク沖縄クーポンの発行を行います地域消費活性化事業といったような事業ですとか、それから県内事業者のEコマース導入等を支援する事業、県内飲食事業者のテイクアウト、デリバリーやEコマース等の情報を集約した特設サイト「まいにちに。おきなわ」といったようなものの開設に取り組んでまいりました。究極は、企業の収益力を強化しまして、それを再投資への原資、それから雇用所得に適切に配分しまして、そういったものが沖縄の大きな課題であるのと、子どもの貧困解決にもつながるんじゃないかなということ取り組みを進めております。

○仲村未央委員 今、部長がおっしゃるような戦略性をしっかり持って取り組むということで突き出した、何て言うのかな、肝煎りの政策であると思うんですよね。それで、先ほど県民所得を平均給与所得に置き換えてということのほうがぴんとくるのかなというお話もありましたけども、この辺り、次期振計との兼ね合いとか、先ほども課長の答弁の中でも来年度、その事業化に向けて様々、見直しも含めて取り組んでいるということもありましたけれども、ここをもう少し、今どのようにそういう稼ぐ力、あるいは県民所得の向上一常々もうこの50年、振興計画取り組んできて、いまだになかなか7割というのは厳しいですよね。ただ、これが具体的にもう少しどうすれば所得の向上につながるのか、循環ができるのかというところの戦略性を、今どのように捉えて次の振興計画に大きく反映させていこうということになるのか。そこをもう一度お尋ねいたします。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 お答えします。

まず、万国津梁会議、稼ぐ力のテーマの中での委員から様々な意見をもらってはおります。その中で主な意見としまして、明確な数値目標の設定をしたらどうかということで、先ほど部長から話もあったとおり、子どもの貧困に対してどのように県民所得を上げていくかというこの具体的な数値目標の設定であったり、それから人材の高度化—特に人材の高

度化というのは、やはり企業が、県外の企業に比べると競争意識が薄かったりそういうところもあるんで、健全な競争のモチベーションを持った上での人材育成はどうしていくかという意見があったり。それから観光の分野でいいますと、沖縄県は夏場すごく観光客が来て稼げる時期ではあるんですが、実は冬、春にかけてはなかなか観光客が少ないと。それから稼ぐ額も少ないということもありまして、その分野はやっぱり農林も商工も観光も含めて連携した形での観光の平準化、それから魅力あるコンテンツをつくって、おいしいものを食べて、それでもって観光を平準化して、ホテル業界なり飲食業界なりが稼げるような仕組みづくりはどうかとか。それから、先ほどのようにそういうことをこの万国津梁会議の中で話をされているんですが、それに向けて当課としては、12月に知事に対してその提言をしていきたいと。これらの意見のあったものを、何ていうんですかね、このコロナ禍で大きく落ち込んでいる経済の立て直し、それから、稼ぐ力に向けた具体的な数値目標を設定していった、それでもって長期的な展望の産業横断的なものを整理した上で、知事にしっかり提言していきたいというのが万国津梁会議だけに今、絞った話になりますが、そういう形で戦略を持って進めたいなというふうに考えています。

○仲村未央委員 ぜひ、今のような具体的な数値目標を置いていくというのは、非常に分かりやすい、可視化された共有できる目標になろうかと思っておりますので、取組をぜひ強めてほしいと思います。

それから、特に観光との連携というのは非常に、いわゆるインバウンドでここに来てもらってやるというのが、通常のこれまでの観光だったと思うんですよね。ただ、そこに私たちの大きな労働集約があるもんだから、やっぱりここが伸びないことにはなかなか所得に連動しないと。観光客が何百万人って増えて、これが2倍になっても3倍になっても、100万になっても実際には所得水準というのはこれに比例、なかなか連動しないというのが、ずっと沖縄県の悩みだと思うんですよね。これで今回、マーケティングのところに戦略的に観光を置くということになると、特にコロナ禍ではECが非常に注目をされたと思うんです。だから、発信をして沖縄のそのブランドイメージ、そしてそれが連動して、いわゆる消費を喚起するというので、来てもらわずとも沖縄のブランドを戦略的に発信するという事は、非常にこの観光のノウハウが生きてくるでしょうし、観光がつかまえていたリピーターというものを、どうその消費に直接的に結びつけるかというところで、

やっぱり非常にこういう時代、時期だからこそ、むしろ戦略性が大きく問われるのかなと思うんですけど、そこら辺は何か議論があるのか、皆さんのどういう、今、取組になっているのかですね。もし、もう少し深く聞かせていただければいいのでしたら、お願いいたします。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 お答えします。

先ほど、3部局連携のセミナーとかいうのを開催しているというふうに話しましたが、その3部局連携の中で、特に先ほどおっしゃっていたような、例えば、沖縄に来た方々がファンとなって、帰っても沖縄の物産が恋しくなって購入してしまうという、そういうふうなファンマーケティング的なところを踏まえて、我々は今、3部局連携を進めております。特に、観光中心とした沖縄県経済ですので、そこで食べる食材であったりとか、その辺のところを例えば農林と連携、もしくは、商工でいえば一次産品でできたものを先ほどお話があった紅芋と黒糖を使ったイメージとか、その商品開発であったり、そのプロモーションであったり、具体的にそういうことができるような仕組みづくりを、今、いろんな事業を兼ねてやっております。特に最近、ECでやっぱりもうかっているというのが沖縄そば。ある沖縄そばの企業は、ECのサイトをつくって、ちょっと改修してそれに補助金、それからハンズオン支援をしたおかげで、売上げが5倍に伸びたとか。それから、また全く違う世界、文化観光の分野なんですけど、空手道場。空手道場で、彼らがもうかるためにはどうさせるか。やっぱりECサイトを立ち上げて、オンライン稽古であったり、それから指導動画のコンテンツをつくって、海外に販売すると。おかげで、購入の上位国で言えば、アルゼンチン、アメリカ、フランス、ドイツから、世界各国からいろんな、こういうものを購入したいということでチャンス。それから、そういうのをECなりなんなりで、我々はその戦略的にできんかということで今、いろんな事業を重ねて行って、成果を少しずつ出していているということになります。

以上です。

○仲村未央委員 いいですね。空手とかというコンテンツというのは、非常に沖縄のそのブランドイメージを高めるし、ぴったり、沖縄と言えどということでの、健康とか独特な文化とか、そういうのにパタッと、ピタッとハマると、非常にそれが戦略上、直接的にうわーっと反響を呼ぶというのが今、一つの例だと思うんですね。ですので、そういう意味で

の沖縄のブランドイメージを、やっぱり明快にして、そこは戦略性をぜひ上げて行って頑張ってもらいたいと思いますので、そこをぜひ。昨年度のちょうど決算年度でしたので、総括的に伺いましたが、頑張ってもらいたいと思います。

それからもう一つ、面白いなというか、あまりよく専門性が高くて、正直分からないですけども、250ページの先端医療の件ですね。再生医療の技術開発ということで、これも具体的に取組まれて、二、三、報道等でも拝見をしておりますけれどもね。これは、もう臨床の現場と既につながって、その支援をしている、展開をしているというふうに見えますが、ここら辺はどのような実績、今、成果が現れつつあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○嘉数登商工労働部長 まず、再生医療に関しましては、県全体としてどう取組をしているかということから紹介をさせていただきます。まず、沖縄県では、研究の比較的入口の段階は企画部が、それから研究の出口、実用化というふうな部分につきましては、これ開発段階に関しましては商工労働部が支援をしているということで、役割分担をして取り組んでおります。企画部の取組をちょっと紹介いたしますと、例えば、県内医療機関等において、食道が狭くなる症状に対して、細胞シートというものをを用いて、この食道狭窄というんですか、術後にはその狭窄するらしいんですけども、その再発を予防するための治療技術の研究開発等へ支援を行ってきておりまして、これはたしか2年前ぐらいですかね、1年前ぐらいですかね、2例ぐらいの実例も出ているというふうなところまで来ております。それから、商工労働部においては、この再生医療の実用化の課題の一つである細胞の大量培養技術、それから、医師主導治験の実施体制の構築、脂肪由来幹細胞のストック及びより有効性の高い細胞の評価技術の開発等を支援してきております。具体的な成果としましては、せんだって、南部徳洲会病院におきまして、これは前立腺がんの全摘出後の尿失禁を対象に再生医療治療が実施されまして、治療効果が見られているということで、その次なる段階として、より重症の尿失禁を対象とした細胞大量培養機器を用いた細胞投与治療の可能性を検討しているということ。それから、この県内では再生医療分野を含めたバイオ関連企業の集積が進んでおりまして、平成24年度の32社から令和2年度には65社まで増えておりますが、そのうち7社がその再生医療関連の企業となっております。本日新聞報道にもありました、由風BIOメディカル社というところなんですけれども、この会社は、県の沖縄

健康バイオテクノロジー研究開発センターに今年度入居したと。再生医療製品の製造等との事業展開に向けて取組を始めたばかりですけれども、今後は県内医療機関から再生医療製品の製造を受託することによって、県内における再生医療の活性化や需要の拡大、雇用の促進が期待できるものと考えておりまして、立地したばかりではあるんですけれども、かなりその技術力が高いと。これは、がん細胞や病原体を攻撃する免疫細胞であるナチュラルキラー細胞を活性化させる機能を持つこのNK T細胞を、体内で活性化させる治療法というものを持っているらしいんですけれども、今後の活躍というふうな会社でも県もかなり期待しているところでございます。

○仲村未央委員 専門用語がたくさん出て難しいんではあるんですけど、ただ、今おっしゃるように、実際支援をして、臨床でもう既に事例を今出し始めていると。それから、企業の集積が2倍になっているわけですよ、32社から65社ということ。この医療分野、先端医療の分野、再生医療の分野で、沖縄が内外から注目される拠点になるということは非常に期待を持っていいのかね。そこは非常に、いろんな技術、それから次につなぐ人材育成の面でも、そういったフィールドが近くにあるということは、非常に人材を育成するという意味でも、大きなそういう力になるのかなと思いますけれども、そこはどうですかね。この沖縄の優位性というか、これにその地の利とかそういうのがあるのかはあれですけれども、やはり投資をするということの意義というかね、そこら辺は今どのように評価があるんでしょうか。

○嘉数登商工労働部長 この分野、かなり日進月歩で、かなり競争も激しいかと思っっているんですけれども、やはり高付加価値なものづくりという点では、沖縄もやっぱり目指すべき方向かなという点の一つ。それから、将来、成長が期待される市場であるということと、よくこれもいわれるんですけれども、特に理系の人材というんですかね、その活躍の場というのが沖縄はなかなかありませんので、そういったその人材が活躍できる場という意味でも、この分野の産業を伸ばすことは、沖縄にとって大きな意義があるというふうに考えております。

○仲村未央委員 そうですね。これまで一今日はちょっと深く聞けないですけれども、ITの集積も、いわゆるコールセンターをどんどん超えて、むしろソフトとかそういう部分でも今、集積をしておりますし、それから大学院大学もありますので、そこら辺と連携する形で、今言うような理系の人材育成、そういった集積は沖縄だというふうなところまで、

ぜひ取組を強めていただきたいと思います。

もう一つ、あと、雇用のほうで聞きたいんですけれども。障害者雇用に関してのところを少し聞かせてください。306ページですね。障害者の就労の拡大ということで取り組まれているんですけれども、今、県内の障害者の働き、就労というものの現状はどうなっていますか。比較等でもし説明できれば、お尋ねをします。

○金村禎和雇用政策課長 沖縄県の障害者雇用の状況を、実雇用率で説明申し上げますと、令和2年度におきましては、民間の障害者実雇用率、これが2.74%となっております、全国で2番目に高い数値になっております。それから、民間企業における雇用されている障害者の方の数、これが4891人となっております、令和元年度より3.7%増加をしております、17年連続過去最高となっているという状況でございます。

○仲村未央委員 今おっしゃるその背景に一率にしても、数にしても増えている、全国的にも比較的高いということでおっしゃるんですけれども、その支援の体制というのはどのようになりましてか。

○金村禎和雇用政策課長 障害者の雇用につきましては、障害者就業・生活支援センター、通称名ナカポツセンターと呼んでおりますけれども、このナカポツセンターにおいて関係機関と連携しながら、就職から生活まで一体的な支援を行っているところでございます。令和元年度まで県内の5圏域にそれぞれ1か所ずつ設置をされていたところなんです、南部圏域におきましては、都市部とそれから小規模離島を抱えてるという状況がございましたので、厚生労働省と調整を重ねて、令和2年4月に新たに1か所追加で設置をしたところでございます。それによりまして、令和元年度と比較をしますと、支援員が4名増えたということで、新規登録者数が194人、151.6%の増。それから助言等を行った事業者数が110事業所、36.4%の増。それから就職件数が51件、52%の増などとなっております。障害者の雇用促進につながっていると考えております。

○仲村未央委員 これは要望も含めてですけれども、課長、また部長にも、この障害者の一もちろん新規開拓というのは非常に重要で、啓発も含めて求められていると思うんですが、もう一つ非常に重要なのは定着なんですよ。ここ、非常に今まさに就労と生活支援というのは切り離せませんし、その支援を今、強化しているということのお話で、これは非常によいんですけれども、また一方で、市町村の福祉との連携もこれ非常に大きいんだと思うんですね。私も相

談ありまして、例えば、今失語症の方から1件相談なんですけれども、一生懸命働いていても、やっぱり職場環境の中で、いわゆるいじめとかいうかな、業務に関して非常に差別的な取扱いを受けたり、そういう中で頑張っ、本人の努力で今定着をしてるんですけれども、やっぱり、こういう一旦働いてもなお課題が継続的に続くとかというのは現実としてあると思うんですよ。それで今、その当該市の機関相談支援センターにつないで、そこからまたアプローチしてもらってその改善を促すということを取り組んでもらっていますけれども、ぜひそことの連携も含めて、今やられているのかもしれないが、こういった就労、それから生活、そして福祉的な支援というものが機能的につながるような連携をつくっていただきたいというふうに思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○嘉数登商工労働部長 委員、ありがとうございます。

具体的な御指摘ございましたので、市町村とも連携して、取り組んでまいりたいと考えております。

○仲村未央委員 お願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 翁長雄治委員。

○翁長雄治委員 よろしく申し上げます。

最初に229ページの女性のおしごと応援事業というところで、これまでの成果を教えてください。

○金城睦也労働政策課長 お答えいたします。

まず事業内容ですが、女性のおしごと応援事業は、女性の働き方を総合的に支援することにより、働きがいを持って仕事に取り組むことができる環境づくりを推進することを目的に実施するものでございます。具体的には、ライフステージに対応した相談業務や、キャリア形成に資するセミナーの開催など、きめ細かな支援を行うとともに、産休・育休復帰支援等に取り組む意欲のある企業を対象に、女性が働き続けられる職場づくり支援プログラムを活用し、女性就業継続を図るための環境整備を促進するものでございます。昨年度の実績としまして、まず相談のほうはキャリアコンサルタントによる相談が相談者688人。キャリアアップセミナーのほうは34回開催しまして、受講者が667人。女性が働き続けられる職場づくりの支援プログラムの周知、啓発、普及を行い、講座を4回実施したところでございます。

○翁長雄治委員 女性の働き方のところで、結局一番はキャリアの継続をどうやってやっていくかということだと思っんですね。この意欲のある企業、何か去年も話したような気がしないではないんですけども、意欲のある企業だけにこれとどまっていてい

いのかというのをすごく、ずっと私は疑問に感じます。結局、いろんなサポートがあっ、資格を取るとか、そういったことでどんな働き口があるとか、ひとり親とかでもですね。こういった窓口は結構設置されてきているんですけども、結局その後のキャリアの継続というところで、皆さん非常につまずいていくところがあるんですけども、この辺はどのようなお考えでしょうか。

○金城睦也労働政策課長 先ほども説明させていただきましたが、この事業の中身としては大きく3つございまして、1つはまず、キャリアコンサルタントによる相談……。

○翁長雄治委員 要は、県として、部長にぜひちょっと答えていただきたいんですけど。県として、沖縄県は全体的に所得が低い中で、さらに女性というのも所得が低い傾向にあっ、それが子供の貧困につながっていたりとかするんですよ。この意欲のある企業というのも、前回もたしかこの4回とかそれぐらいの数として、そこに何社参加されているかというのものあるんですけども。これをもう少し、県としてこの方向性を示していくことはできないかなと思っんですけれども。女性の、要はキャリアの継続をしっかりとやっていくという意味ですね。この結婚、出産後も含めて。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

委員のほうから、女性のそのキャリア形成に向けてという話と、それから企業にそういったアプローチはできないかということがございました。当然、その企業、経営体ですのいろいろな人材育成の戦略を持っているかと思っんですけれども、特に沖縄におけるシングルマザーの問題ですとか、子供の貧困の問題等々ございますので、ぜひまた経営者の方ともそういう観点から意見交換してみたいというふうに思っおります。

○翁長雄治委員 お願いします。

次、230ページですね。ここに書かれている、県産品の海外販路の拡大等々の話なんですけれども。県産品という、この中で具体的にいうとどういうものになるんでしょうか。

○小渡悟アジア経済戦略課長 県産品等、例えば青果であるとか、畜産物であるとか、加工食品とかですね。あと酒類、清涼飲料水など、多岐にわたる内容となっております。具体的に言えば、例えば香港では、青果としてはゴーヤー、ニンジン、大根などが出ておまして、今年で言えば、畜産物の中で鶏卵などが今輸出が増えていて、香港ではシークワサーのほうも需要が増えている状況がございまして。

○翁長雄治委員 この県産品を県内、国内、国外にいろいろと販路があろうかと思うんですけども、需要というものはそれぞれ違っていてあるんでしょうか。今、お話しがあったみたいで、どこどこだったら青果が多い、国内だったらこういったものが多いみたいなもの。

○小渡悟アジア経済戦略課長 国内と海外の違いというのは、ちょっとすみません。ちょっと分からない部分もあるんですけども。我々が今、海外に向けて県産品を送る中で、やっぱり商社の皆さんが販路を開拓するという場合も多くて、鶏卵というものは、この商社の方が新しい食べ方というのを提案する形で鶏卵の需要が高まってきていたりするんですね。先ほど、午前中にもお話ししたんですけど、シークッカーについても、テレビ番組を通してノビレチンというものの性能が一皆さんのそういった効能を聞いて、需要が高まったりしてきてるものがあるんですね。また、それとは別に、県産品と一緒に全国の特産品も一緒に送っている状況があって、それと一緒に送ることで、県産品もそうなんですけど、メイド・イン・ジャパンという一つのくくりで送ることで、やっぱり向こうのバイヤーの人たちにもメイド・イン・ジャパンかというふうな受けもいいということで、それが安定的な輸出につながっている面もあろうかとは思っています。

○翁長雄治委員 ありがとうございます。

今の、非常によく分かったかなと思います。一応、この沖縄の県産品の物を一個人的にはですよ、いろいろなところに販路を見いだしていく中で、やっぱりこのマーケティングというか、どういったところに、どういう需要があるのかということを経営的に、今後取り組んでいただきたいなど。今のメイド・イン・ジャパンの考え方でいうと、今のその考え方で納得するところがありましたので、今後、沖縄県が主体となるところについていろいろ考えていただきたいなと思います。

257ページなんですけども、この健康食品のブランド化ということなんですけども、まず、こちらもちょうと具体的にどういった商品が売り出されているのか、教えてもらってもいいですか。

○森右司ものづくり振興課長 お答えいたします。

当事業は、健康食品の沖縄ブランド確立のため、健康食品関連の業界団体である沖縄県健康産業協議会が実施する認証制度がございまして、WOJ—ウェルネス・オキナワ・ジャパンというんですけども、そちらを創設して、沖縄ブランドの発信、企業の製品開発への支援を行っております。さらに、ブラン

ド力強化に必要な県産素材の効能等、機能性に関する科学的根拠の調査も実施しているところです。平成30年度に、先ほど申し上げたWOJ認証制度が始まったんですけども、これまでの認証商品の累計が13社、23商品ございます。その他、国の機能性表示食品の届出に関する支援を行っておりまして、1つの商品が機能性表示食品として承認されたところがございます。その23商品、具体例ですけども、商品名と申しますか、素材としては、もろみ酢を使っているものとか、桑の実とか、アセロラとかですね。やはり県に特有の素材を使ったものの開発となっております。

○翁長雄治委員 私も沖縄の食材とか食文化とか、こういったものを、健康にいいよということでヘルスツーリズムとかできないかなとかというのを、ずっと考えてこの間やってきているんですけども。県として、何か目標、最終的にはこういったことをやって健康食品のブランド化で、目標というのは持っているんでしょうか。最終的な目標。

○森右司ものづくり振興課長 目標ということなんですけれども、先ほど申し上げた県独自の認証制度のほかに、いわゆるトクホとか機能性表示食品とかいうものがございますけれども、こういったものはやはり認証のハードルが高いということがございまして、それがWOJの設定につながった理由にもなっているんですけども。やはり、健康食品の出荷額が最盛期の平成16年度の約200億円から、徐々に今、減少してきております。それを、やはり以前の水準に戻していきたいというのが目標と言えれば目標と言えらると思います。

○翁長雄治委員 ぜひその目標、以前の数値まで持っていけるように頑張ってくださいと思います。

270ページ、お願いします。泡盛についてなんですけど、先ほどもいろいろと御説明、ジンがどうだとかって話いただいたんですけども。具体的にブランディング化というものを県が一要は今ジンとか僕もまさひろさんとかの飲んだりとかして、おいしいんですよ、実際。ちょっと高いですけどね。高いけど、クラフトジンでいったら、まあまあ、そんなもんぐらいの金額で収めていただいているんで、企業努力なさっていると思うんですけども。泡盛に対して、県が今後どのように取り扱っていくのかと。一般酒があったり、クースがあったり、泡盛というのでこのクラフトジンが出てきたりとか、いろんな、飲み方も多種多様で非常に沖縄県内の酒文化だけではなくて、世界にどうやってこれを発信していくかと。先ほど午前中の大浜委員の質疑でしたかね、話があっ

て、こんなクラフトジンが成績いいというのも知らないよというのが、恐らく多くの県民がそうだと思うんです。県内で消費する分、外にもし持っていく分、県内だと一般酒とか、こういったクラフトジンとか楽しみながら飲むのもいいのかなと思うんですけど。個人的に言うと、コースはやっぱり僕はウイスキーに負けないだけのもの、これはもう毎回言っていると思うんですけど、負けないものがある。これは、時間をかければかけるほど、また変化をしていくところでも非常に面白いお酒だと思うんですね。こういったものを県が、何と言うんですかね、どういうふう to これ売り出していこうというものを、世界にどういうふうに売り出していこうというのを、もう少し僕は具体的に立てていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○森右司ものづくり振興課長 今、委員からお話もあつたんですけども、現在、泡盛に限らず、アルコールに対するその消費者の嗜好というのが大変多様化しておりまして、特に若い方のアルコール離れとか、強い度数ハードリカーと言うんですけども、強い度数の物を嫌う傾向があつたりとかというのが背景にございまして、県のほうでは、やっぱりメインの泡盛をどういうふうに伸ばしていくかということについては、ほかの酒類、様々なほかのアルコール類との競合が激化している中、コースも含めて、その泡盛の差別化、ほかのアルコール類ともやっぱり差別化を図る必要がまずあるということが言えると思います。このため、県では、事業を通して業界と連携して、泡盛の持つもともとの価値とか魅力の再認識を掘り起こして、既存のイメージを、まず変えないといけない。そのやっぱり年配の男性が飲むというようなイメージがあるかと思うんですけども、そういうものを変えていくという、ブランディングとかですね。市場に向けた商品開発、低度数な泡盛とかですね。あと、パッケージを少しカラフルなものにしたりとかですね。そういった、商品開発や販売促進を行うマーケティングを強化していきたいというふう to 考えております。

○翁長雄治委員 私の周りでも、だんだんちょっと泡盛と一緒に飲める同世代が、何かちょっとずつ、やっぱり減ってきている。背景には、この飲み放題の制度が非常に多くて、あえて泡盛に手を出さなくてもいろんなお酒が飲めるからというものもあると思う。最初の僕らの、やっぱり泡盛の入り方って、ボトル一本取ってみんなで一言い方悪いですけど、ただらと楽しめるというところもあつたのが、今飲み放題で、ウイスキーでもジンでもカクテルでも、

何でも飲み放題というところがあつて、少しずつ離れているのかなと思うんですけども。だからこそなんですよ。この沖縄県が泡盛をどう取り扱っていくかというのは。実際、泡盛—僕はもう家で1人で最近飲んでいますが、安いお酒でもちゃんとおいしいんですよ、泡盛って今どきは。昔と違うんですよ。イメージが大分違うと思うんですよ。先輩方が飲んでた、この男性が飲むお酒とも違って、飲み方、割り方で幾らでも女性でも楽しめる。僕の周りの女性でも多分、泡盛と一緒に飲めるの、多分2割もないんじゃないか。うちの妻は多分、泡盛そんな飲まないし。なんですよ、地元のお酒なんですよ、結局。じゃあ、九州行ったら、やっぱり九州のお酒を飲まれる方々、芋焼酎飲んだりとかというの。やっぱり皆それは続いているんですよ、今もね。沖縄県も泡盛を一般酒とコース分けて、僕はちょっと考えていただきながら、コースの場合は本当に時間が全てなので、沖縄の場合はそれこそ百何十年前から蔵元があります。時間をかけて作ってきているというのは、これは今からスタートしたものとは全く違う物になるので、この辺の差別化をぜひ、県としてもサポートしていただきながら、各酒造さんと、つくっていただきたいなと思います。

○嘉数登商工労働部長 翁長委員が、これだけ泡盛のPRをなさっていただいているのに、担当部長の私が答弁しないとあれですよ。ちょっと私も。酒造メーカーの方ですとか、あるいは、実際に売っている方からもいろいろお話を聞きました。やっぱり差別化を図るためには、どうしてもまねできないものがあるよねということで、これ時間はまねできない。それがそのコースを売るヒントだろうということが1つございました。あと、先ほど担当課長からもありましたように、若者のアルコール離れということがあるんですけども、やはり強い度数のお酒、なかなか好まない。低アルコール度数の物が好まれるということで、最近20度とか12度の泡盛も出るようになっていまして、そこは1つ戦略としては方向性は合っているのかなというふうには思っております。面白い取組だなと思っております。それから、やっぱりお酒、泡盛だけではなくて、地元の料理と一緒にいただくのも非常に県外の方、海外の方からしてみると、いい機会になるのかなというふう to 思っております。ぜひ、ブランディングとは言っても、もともとあまり泡盛の持っていた、ほかにはないようなものを改めて掘り起こして追求していくという点は非常に大事なかなと思っておりますので、そこは業界の方々とも一緒に議論しながら進めてまいりたいとい

うふうに思っております。

○翁長雄治委員 部長からも熱い答弁をありがとうございます。ちょっと、泡盛の話、これ以上する予定なかったんですけども、泡盛ってほかと違うのが、ほかと違うというか、確かに度数高いんですけども、もう本当に割り方次第だと僕は思っていて、僕は家では酒豪に見られがちですけど、もう3対7以下でしか割らないんですね。あんまり度数を高くしないようにしながら。それで10杯も飲んでいたら意味ないんでしょうけども。そういうふうに、そうすると、このマイルドさ加減とかが変わってきて、女性でも飲みやすくなるとか。お酒を割るときは、もうハーフ・ハーフじゃないと駄目だみたいな。それ以上じゃないと、泡盛じゃないみたいな先輩方も僕の周りにはたくさんいらっしゃいましたけどね。そういった考え方もいろいろと一極端な話、ドラマの中で3対7で割っている姿を見せるとか、2対8でもいいですしね。飲みやすい形をみんなで提供、やったらいいんじゃないかなとは思っています。

275ページお願いします。地域ビジネス力育成強化事業ということなんですけど、すみません、これちょっと、シンプルにどういった事業かというのがよく分かってないので、教えてもらっていいですか。

○知念百代中小企業支援課長 この事業は、地域に根差してる中小企業者を応援していこうということで、企業さん、それから市町村、それから地域の経済団体が一緒になって地域連携体というのをつくりまします。その地域連携体が取組を行っていくんですけども、例えば、地域の魅力ある商品を売り出していきますといったようなことをしていくんですが、そういった地域連携体に対しての支援というのをやっている事業となります。事例としては、例えば、恩納村。恩納村のほうでは、恩納村リゾートウエディング活用産地産業活性化事業費というものに対して、支援を行っているんですけども、ここで商品の開発を一緒にやったりだとか、あと、撮影スポットのほうを見つけていくとか、オブジェを置くことによってインスタ映えするような場所を見つけて、地域にある魅力をみんなで見つけていこう、そして、地域に還元して稼いでもらおうといった取組に対する支援です。

○翁長雄治委員 地域の魅力を発信する企業を育成していくというイメージでいいんですか。

○知念百代中小企業支援課長 地域の魅力発信というよりも、地域にある資源とか、ものを見つけて、それをどううまく事業に結びつけていけるかというのを地域連携体が頑張っってやっていく取組に対する

支援になりますので、当然、発信も含まれてきます。

○翁長雄治委員 分かりました。

僕もちょっとこの事業、少し勉強させていただきたいなと思います。今後もよろしく願います。

最後に、280ページをお願いします。商店街のところなんですけども。昨年度、250万余りをかけて、活性化に係る経費の補助を行ったということなんですけども、具体的にどういったことを行ったんでしょうか。

○知念百代中小企業支援課長 この事業は、地域商業、それからコミュニティ発展のために商店街に対しての支援を行っているものになります。昨年はコロナの影響がありましたので、一部事業が実施できないとして不用としているんですけども、1社だけ、事業を行ったものに対して支援を行ったものがあります。これは公募で行っているんですが、北谷町のデポアイランドの通り会が連携体で公募してまいりまして、サンセットビーチとデポアイランドをつなぐ水路に橋を架けるそういった事業に対して補助を行っております。

○翁長雄治委員 なるほど、なるほど。

この対象の応募、公募したときに、対象になる商店街の数って県内にどれぐらいあるんですか。

○知念百代中小企業支援課長 名前としては130以上ございますけども、現在活動してるのが83通りというふうになっております。

○翁長雄治委員 私も商店街の市場の出身でございますので、この県として活性化したということが分かる指針というのがあるんですか。

○知念百代中小企業支援課長 特にどれをもって活性化したかといったような指針を設けているわけではございません。ただ、今、商店街が非常に人が少なくなっているとか、なかなか利用が大型店舗に取られているといったような状況がありますので、何とかその地元にある企業、それから高齢者の方々はまだまだ利用されているといった状況もありますので、地域にどうやったら活用されていくかといったところで、活性化を図っていききたいなというふうに思っております。

○翁長雄治委員 まさしくおっしゃるとおりで、いかに人が集まるかが商店街の活性化の指針であり、人が集まっていることの、そのにぎわいが商店街の魅力であると私は考えています。私の出身の栄町の市場も皆さんなかなか夜のイメージしかなさろうかと思っておりますけども、本当は昼がとても面白い街で、そういったものの、そういう小さな商店街、市場みたいなものってやっぱそれなりに県内、まだまだあるん

ですね。先ほどのところ結構大きなところの通り会と
思うんですけども、そういったところ以外にもしっ
かり目を向けていただいて、そこで営んでる方々、
その商店街がなくなると困る方々がたくさんいらっ
しゃるんですよ。スーパーじゃなくて、その人と
人とのつながりで買物をしている人からすると、
その商店街が衰退することが自分の生活の一部がな
くなってしまふような方々がたくさんいるというこ
とを考えていただき、私も今後ちょっとこの分野に
ついていろいろと本会議等で提案させていただければ
なと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 願ひします。

全体的な人の体制からなんですけれどもね、今通
知した総括表、決算状況の総括表の2ページの数字
をちょっと入口にして聞きたいんですけども。先
ほどからあるように、物流ハブにしてもITを一
ちょっとこの後議論しますけれど、ITにしても、
航空のクラスターにしても、もうある意味大きなけ
じめをつけないといけないところ。後継事業をつく
っていくのか、県民にしっかりと成果を示すのか、こ
ういう大事な令和2年、3年の年に、このコロナ禍に見
舞われたわけですよ。そういう意味ではこの数字を見
ると、当初予算で約370億の部分の結果として予算は
1200億まで増えた、4倍に増えた。これは議論もあ
りましたけれどもほとんどが融資ですから、見た目
ほど業務量は一気に増えたということではないにし
ても、様々な予定外の業務が出ることによって、ま
ず聞きたいのは、この人の体制というのはどうい
う対応してきたのか。そして、今言ったようなほか業
務への影響というのはどうなったのか。細かいのは
いいですから、ちょっと考え方だけ教えてください。

○嘉数登商工労働部長 答えします。

まず職員の人員体制はどうなってるかという部分
で、まず感染症対策に係る対応ですけども、これは
全庁挙げて対応してきておりますけども、特に商工
労働部の中では、県内の経済活動に大きな影響を与
えていることに鑑みまして、特に融資もあるんです
けども、協力金の支給事務ですとか、その他の経済
対策について職員一丸で当たってきたということ
です。具体的な例を挙げていきますと、まず不急な
通常業務について休止ですとか、それから縮小等の見
直しをやってます。これは業務の削減という意味です
ね。それから商工労働部内の職員ですが、他部局から
の動員体制、これ職員の体制の強化ということで、特

に一番多く人が必要だったのは、協力金の支給事務
ということで最大120人ぐらゐを動員しまして、協力
金の支給事務をやってきたということがございます。
それから協力金の支給業務、これは当初県庁内で
だけで処理しておったんですけども、これを私人への
委託一民間への業務委託というところも取り入れて、
職員の体制を、機動的な対応を行ってきたというこ
ろでございます。もうちょっと具体的に話しますと
ですね。まず、5月の一たしか感染症、初めての患者
が出たのは2月14日でございます。2月17日には、
これはちょっとやばい話になるかもしれないとい
うことでPTをつくりまして、5月に入りますと緊急
経済対策本部を設置して、その中で経済対策基本方
針を定めました。その際には、なかなか財源という
のがありませんでしたので部内でまず財源を見つけ
ようということで、この財源捻出チームというのを
6名つくりまして、既存の事業の洗い出しというも
のをソフト交付金も含めてやってもらいました。それ
から、財源の捻出と同時に、事業をどうやって見直
しをしようかというところもこれも6名つくって動
かしました。さっき申し上げた、うちな一んちゆ
応援プロジェクトについては、県職員最大で120人ぐ
らゐ、体制をやってきたということがございまして、
委員からは融資業務、確かに預託してしまえばとい
うところあるんですけども、一番人が必要だったの
は、やはり協力金の支給事務ということがあって、
これまでもこういった業務がなかったものですから、
大変人繰りには苦労したという状況がございました。
まず職員の人員体制については、こういう状況です。

それから、決算の状況を見ていきますと、委員か
らも御指摘あったように、通常商工労働が三百数十
億です。職員が250人ぐらゐ、出先機関が90名です
ので、本庁で160名ぐらゐで、この三百数十億を執行
しているという状況なんですけども、令和2年度の決
算というのは1000億円を超えて、これの処理とい
うのは大変苦労したというところで、まず決算見て
も分かりますように、繰越額107億いきました。それ
から、不用額78億いきましたということで、これ決
して褒められた話ではないんですけども、まず繰越額
については、これは令和2年度から令和3年度にか
けて継続して事業をするという前提がございました
ので、これ私あまり深刻には捉えておりません。こ
れは不用額についても、委員が融資という話をされ
まして、これは当初3倍の協調融資だったんです。
これを5倍協調に拡充したことによって、県が預託
をしなくても民間の資金でも融資枠は十分確保で
きたという意味で、この融資の不用額78億につ
いても、私は、要す

るに需要に対して対応できなかったという意味では捉えておりません。総じていきますと、繰り返される緊急事態宣言等々がございましたので、予算については、正直申し上げて執行には大変苦慮したというところがございます。ただ感染症は、今ちょっと小康状態とは言っても、また第6波ということも言われておりますので、そこは経済活動の影響を最小限にとどめるためにも、引き続き関係部局一丸となって取り組んでいく必要があるのかなというふうに感じております。

○大城憲幸委員 何とか苦勞しながら回しているということですが、冒頭言った意味では、まさにもう令和3年、今年が次の振計に向けても総括の年になる。それで、これ今、人の体制というのは、委託何かもううまく使ってるんでしょうけれども、商工として増えてるの、減ってるの。そしてまた、今後どう、この振興策の部分と、このコロナの後処理も含めての部分を取り切っていくという考えですか。

○嘉数登商工労働部長 県職員が充実に増えているかと言えば、そんなに増えてはおりません。ただ、外部人材を活用すると。外部発注したという意味では、相当な人数を増やしてコロナ対応に当たってきてるという状況でございます。あと、令和2年から令和3年度の話をしていただきますと、令和2年は新型コロナウイルスがありました。これは令和3年度も引き続きありました。令和3年度、今年度ですけども、10年に1度の新たな振興計画をつくるという大きなテーマがありまして、商工労働部としては正直申し上げると、盆と正月とシーミーが本当に一緒に来たぐらいの忙しさということで、人は本当に幾らでも欲しいんですけども、何せ感染状況が非常に厳しい状況だったものですから、まずはその感染症対策ということで、庁内で動いているかというふうには思っております。あと、やはり部内でどうやって人繰りをつけるかという意味では、通常は人事異動という発令行為があって、例えば何々課に配属しますとか、あるんですけども。部内の移動ってのは、我々のほうで柔軟に対応して、今この時期に必要な人員については、同じ部のよその課から応援を回すとか、そういう対応して何とかやりくりをしているという状況がございます。

○大城憲幸委員 すぐ議会が何かできるわけではありませんけれども、ちょっと現場の声も聞きながら、また少し相談させてもらいながら議会としてどう後押しできるのか頑張っていきたいと思っておりますので、何とか乗り切れるようによろしくお願いします。

次は、今もありました融資のところをお願いしま

しょうね。主要施策の281ページ、通知します。これについても先ほどから議論ありました貸付枠が210億の予定が実績はもう2000億を超えたと、1万3000件に上りましたよということですが、今議会で条例の改正もして、今後の体制も万が一、債務不履行ですか、企業が厳しくなった場合に、何とか再生できるようにというような議論もありましたけれども、これについての体制というのは今、直近の状況ってのはどうなっていますか。この、2000億貸した後の状況というのは。

○知念百代中小企業支援課長 委員おっしゃるように、昨年度は非常に多くの資金需要がありまして、2000億を超えるという前例のない状況での融資額がございました。この融資のうち、最もやっぱり多いのが3年の据置きといったものが一番多く出てございますので、3年後にどういう状況になるかというのを私たちのほうも非常に心配しているところです。ただ、債務一返せないといったような状況が出ないような対策が非常に必要になってくるというふうに思っております。例えば商工会、商工会議所のほうでの支援機関などでは、新型コロナウイルスに特化した経営相談窓口といったものを設けておりますし、また、金融機関においては既存の融資の返済猶予等の条件変更といったものに対応していくようにということで、国のほうからも依頼通知のほうがございます。そういった感じでこれについても柔軟な対応を行っているというふうに聞いておまして、ほぼほぼその条件変更を求める事業者に対しては、それに応じているといったことを聞いております。今年度なんですけども、昨年はその貸与資金というもので対応してまいりましたが、今年度もさらにコロナに影響を受けた事業者さんに対する支援の融資策としては、伴走型の支援資金というものを設けております。それから、また再生を図っていくような事業者さんに対しては、再生貸付と言ったようなものの資金の準備もしております。そういった中で、今年度もちょっと伴走しながら、それから寄り添ってきながらやっけてはいくんですけども、仮にその3年後にどうしても立ち行かないような状況になってきたといった場合に、今年度、企業の再生を—こういった大きな返済が非常に事業の継続に影響があるといった場合には、その債務の一部を免除するようなものを今回条例の中で挙げておまして、それは倒産を防止するですとか、企業の再生を促進させていくっていったような目的でもって、知事の決定で求償権の一部の放棄をできるということで、条例のほうも上程し可決されたところです。

○大城憲幸委員 その辺はね、条例のところでも少し議論しましたのでこれ以上いいんですけれども、ちょっとやっぱり周りの企業の皆さんからは、もう貸し渋りが始まっている。あるいは、もう今後貸し剥がしといわれるようなものが出てくるんじゃないかと危惧する声があるんですよ。その辺の声は、やはり借りるほうからしたらやっぱりどんどん貸してもらえればいいし、ただやっぱり貸すほうとしては様々なリスクもありますので。ただ、この中でですよ、民間同士で金融機関が貸すわけですけれども、県として今言う、本当に貸し渋りなのか、貸し剥がしなのか、その辺を見極めて、何か県が助言なり、是正を求めるようなことってできるんですか。その辺についての考え方はどうですか。

○知念百代中小企業支援課長 貸し渋りのお話があるということなんですけど、やっぱり企業さんに融資をする際には、その事業の実態、その規模に応じて貸付けをするというのは基本でございます。債務超過に至るような貸付けをしてしまうと、企業にとってもそれが倒産に向かっていくような危険な状況になってくるということになりますので、適正な与信の中で、そういった対応もせざるを得ないのかなというふうには考えております。ただ、金融機関に対して、ここまで債務超過がある企業に対してどうしてもお願いしますといったようなことを、県のほうから依頼をするということには行っておりませんが、ただ、昨年から今年にかけて、柔軟な対応をしていただくようにということで、金融機関を回りまして、お願いはしてきているところです。

また、貸し渋っているものに対して、ぜひ融資をといったようなことをお願いすることはできるんですけども、これは貸し渋りに対しては、やっぱり金融機関の判断ということになるかなというふうに思いますので、私たちとしては、その条件変更になるべく応じていただくようにお願いしますということしかできないのかなというふうには思っております。

○大城憲幸委員 いろいろ皆さん難しいと思うし、もうちょっと人の体制も含めて、やっぱりしっかり頑張ってもらいたいし、もう1万3000件という融資が1年間でありましたので、大変だと思うし、様々なケースも出てくると思います。ただやっぱり、これから頑張れば何とかコロナが落ち着いてという明るい兆しもやっとなんて見えてきましたので、そこに水を差すことのないように、また皆さんも金融機関との連携を取って頑張ってもらいたいと思います。

次に進みます。ページが近いからエネルギーから

やります。さっきもありました283ページ。再生可能エネルギー事業。これについても10年間やってる、あるいはその前からしたらE3事業なんかから入れるともう相当なエネルギー関係には投資もしてきて、実験も行ってきたんですけれども、これまでの実験で、この辺はやっぱり沖縄に合わないとか、この辺やっぱり、後々は我々は実験をするけれども、後々は民間ベースで県内に広げていくというのが理想ですから、そういう意味では、費用対効果という意味ではこれは成り立たないなとかというのが見えてくると思うんですけれども、その辺について主なもの、これまでこういうようなものを主にやってきたけれども、こういうようなものが合わなくて、こういうようなものの可能性があるというような部分が見えてきたものがありますか。お願いします。

○谷合誠産業政策課長 お答えいたします。

これまでの実証実験等を通じて、沖縄に合うものをまず申し上げますと、まず第1に太陽光。次にバイオマス。また風力というところは可能性があると感じております。太陽光発電については、潜在的な発電量が大きく、ほかの電源に比べて立地的な制約が少ないため引き続き主力になり得るということで、今後は第三者所有モデルということで、他社の屋根であるとか、そういったところを借りながら発電をするモデルを増やすべく、民間投資を誘発するような制度、政策を展開することによって、こちらの太陽光発電を導入拡大を推進してまいりたいと考えてます。また、バイオマス発電につきましては、今年7月に中城のバイオマス発電所が新たに稼働しましたが、こうしたケースも今後も期待できるものでございますので、こうした民間投資を誘発できることによって、再生可能エネルギー比率を上げるよう、民間と取組支援を強化してまいりたいと考えます。また、風力発電につきましては、台風の極地風速設置基準というのがなかなか厳しいものがございますので、なかなか日本本土のように、この洋上風力等は進みにくい現状がございますけれども、波照間島でやったような可倒式の小規模な風力と、MGセットと言いまして、そのディーゼル、動力発電を組み合わせるような形で連続稼働を実現いたしましたので、島によってはこうしたモデルが適用可能なところが多数ございますので、こうしたものについては促進をしてみたいと考えます。

また、あまり向かないんじゃないかといいますが、かなりコスト的に課題があるんじゃないかということに関しましては、何度か申し上げているところがございまして、海洋温度差発電については、技術的

には確立されてるものなんですけども、発電コストという面ではなかなか課題があって、商用化には現在では至っておりません。ですので、ここについては沖縄もそうなんですけども、同じく導入をしてまいりましたハワイについても、まだ民間の商用ベースで、コスト的にもなかなか合わないというような事情もございますので、こうしたところについては、どのような課題が解決する方策があるのか、我々の事業の結果を民間にも提供しながら、課題クリアできるものかどうかというのを考えてまいりたいと考えております。

○大城憲幸委員 この前、久米島行ったら、久米島の皆さんから、せっかく海洋温度差発電をやってきて機械もあるのに、なぜ地域に小学校とかそういうところで使わせればもっとイメージがいいのになって話があったんですよ。それで、今あったように、なかなか、いやこれは駄目ですよと言えないんでしょうけれども、やっぱり様々な地域で取り組んできた実証実験というのは、これはちょっと可能性がもうないんだったらない、これを沖縄として伸ばしたい。やっぱりそういうような判断と発信も必要なんじゃないかなというふうに感じましたので聞いたところです。これはいいです。

それで、ハワイの連携という意味では、部長とも少し話したりしましたけれども、やっぱり私はハワイを目指すべきとか、ハワイの例を具体的に沖縄にも持ってきながらやるべきだと思うんですけども、この取組のところにもあるハワイとの連携協定とかって、具体的に技術交流をしていきたいってありますけれども、ハワイとは、さっきあった温度差発電での交流しか私は知っていないんですけどもね。具体的にどんな技術交流をしていく予定ですか。

○谷合誠産業政策課長 お答えいたします。

これまで、このハワイクリーンエネルギー協力推進事業を通じて、ハワイ州からは再エネ導入拡大に向けて幾つか提案がございました。例えば、ロータリーUPSという回転を生かして、無停電電源装置を使ったディーゼル発電機であるとか、あるいは余った再エネを熱消費するような仕組みであるとか、また、電力需要を調整する技術等を、ハワイからも紹介いただいたんですけども、これについては沖縄でも例えば、このロータリーUPSを組み合わせたディーゼルについては、MGセットという波照間島で稼動するような、同じ仕組みを使ってやっているものもございましたし、また、電力需要を調整する技術として、こちらにつきましても、エネルギーマネジシステムを宮古島等で展開してるところでございます。ですの

で、同じような問題認識を持って、これまでそれぞれの技術を持って取り組んできたものを意見交換する形でそれぞれの技術を高めあってきたというのがこれまででございます。ハワイは委員も複数回御指摘いただいているように、再生可能エネルギー比率について、かなり意欲的な目的を立てて取り組んできていることは承知しています。ただ一方、全米に比べて、全米の中でもコスト的に高いような状況になってきているということもございまして、そのバランスを取るのも難しいなというところで、我々としても課題を感じているところでございますけども、引き続き技術的な交流も含めて、またあるいは、政策的にどのような形で再生可能エネルギー比率を高められるかという、そういった分野についても意見交換を進めながら、沖縄県に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

○大城憲幸委員 ぜひね、私もまだまだ勉強不足ですけども、ハワイはリーダーが本当に強い思いでやってるとこのを感じるもんですから、ぜひともその辺は調査研究をして、議会も連携しながら取り組めればいいと思いますので、よろしくお願いします。

最後はITのほう、主要施策の238ページですね。238ページから249ページが、私がざっと見た限りではIT関係の事業なんですよ。それで、先ほど少し触れましたけれども、この10年、このIT関係は沖縄SmartHub構想ということで、その前の10年も情報通信産業振興計画とかというのをつくって、このIT産業については沖縄県は大分力を入れて、お金も人もかけて育ててきたと思うんですよ。それである意味、令和3年でこの5次の振興策が終わるんですけども、ちょっとイメージとしては、今後はビッグデータの時代だからということでデータセンターを数十億かけて造ったけれども、なかなかうまくいかなかったかというイメージがあつてですね。なかなかこの辺の成果の部分が、なかなか見えてこないところはあるんですけども、今まさにそれを総括してるところだと思うんですけども、令和2年の決算ではありますけれども、その変化、状況というのは簡潔にまず考え方を教えてもらえますか。

○大嶺寛情報産業振興課長 今、情報産業振興課としては、これまでの平成10年マルチメディアアイランド推進構想から始まりまして、SmartHub構想、そういったものを踏まえて、いろいろ総点検、こういったのを踏まえた中で、やっぱり商工労働部的にはIT企業の数が増えてきましたし、それなり

に人も育ってきてはいるんですけども、労働生産性というところではまだまだ全国に比べて低いというふうなところで、いろいろ課題として捉えておりますので、そういったものを改めて新たな振興計画の中で、労働生産性を上げていくために、IT企業を、この高度化産業化、高付加価値化して、生産性を上げていった上で他産業と連携しながら、全ての産業の労働生産性をDXも含めまして一緒に上げていきたいと、そういうふうなところで考えてるところです。

○大城憲幸委員 そういう意味では先ほど冒頭で部長からコロナの出口戦略の部分で今後はDXを進めながらという部分が目について、これまでも沖縄はITを利用してイノベーションを起こしていったというような議論をずっとやってきて、冒頭申し上げてきたような取組してきたわけですよ。ただ、私個人的には、今回のコロナ対策で様々な患者さんの容態を把握するとか、それこそ今あるワクチンパスポートとか、何かそういうようなものにまさにITイノベーションで、沖縄はどこよりも早くこういう仕組みを確立するとかというのが出てきてもいいんじゃないかなと思ったんですが、なかなかそれが出てこないもんですから、このITの沖縄のレベルというのはどうなってるのかなと思ったんですけども、それについて現状、沖縄に身の丈というのはどれぐらいのレベルにあるんですか。

○大嶺寛情報産業振興課長 実際、他府県と比べて沖縄が今どれぐらいの位置にあるかというのは特に細かく調査してるわけではありませんが、経済センサスとかその辺の情報から、例えばIT事業所の数とかですと全国で18位ぐらいとかですね。従業者数の数とかも全国で14位とかというふうなところで、上位にあるのかなというふうなところ。1事業所当たりの従業員の数とかも、ソフトウェア開発業とかだと全国25位とか、そういうふうなところもありますので、全国的には中位からちょっと上ぐらいなのかなというふうなところは感じております。

○嘉数登商工労働部長 大城委員、ちょっと補足してよろしいですか。委員おっしゃってるのは、当然、今回のコロナでいろんなデータの必要性というところも出てきたでしょう、これが課題だと思います。それから沖縄県というのは観光客がこれだけ来てるので、ビジネスの種となるようなデータってたくさんあるんじゃないかと、それが活用できてるかという観点もあるかと思ってまして、そういう観点で見ますと、沖縄はまだまだ遅れてるというふうに思っております。なので、次なる成長戦略は、これ国もそうですし、県もそうですけども、DXとグリーン

はもう外せないというふうに思っております、そこは正直に進んでるか進んでないかという、我々はまだ活用できてないというふうに考えております。特に、行政と民間という形でいきますと、民間の小売、大きなデパートは既にもうデータを活用して、その日何がどれだけ売れるかと、店舗によっても何が売れるかって、もう全てデータで分析してまして、それで食べ残しというんですかね、相当ロスも防げるような、とてもシステムティックな商売の仕方をしてます。そこは行政も、それなりのデジタル化というものに対応していかないと、これからの成長戦略が築けないというふうに思っておりますので、そこはしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

○大城憲幸委員 まさにそのとおりで、私はその辺の民間とか市町村とか県、国が連携しながら、ITでイノベーションを沖縄で起こすんだというのがISCOだと思っているんですよ。だけど、その辺が今見えてこない。だからそこは、そのISCOの設立のときにはやはり沖縄からイノベーションを起こしてアジアに技術を広げていくんだと、最先端のITイノベーションを起こすんだというイメージでしたので、そこはやっぱり、しっかり連携を取って強化していただきたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 よろしいですか。

以上で、商工労働部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月13日 水曜日、午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 西 銘 啓史郎

令和 3 年 10 月 12 日

令和 3 年 第 8 回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録

（ 第 1 号 ）

令和3年第8回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和3年10月12日（火曜日）
開会 午前10時7分
散会 午後5時4分
場所 第4委員会室

教育支援課長 大城 勇 人君
学校人事課長 安里 克 也君
県立学校教育課長 玉城 学君
義務教育課長 目取真 康 司君
生涯学習振興課長 大宜見 勝 美さん

本日の委員会に付した事件

- 1 令和3年 令和2年度沖縄県一般会計決算
第8回議会の認定について（子ども生活福
認定第1号 祉部及び教育委員会所管分）
- 2 令和3年 令和2年度沖縄県母子父子寡婦
第8回議会 福祉資金特別会計決算の認定に
認定第6号 ついて

出席委員

委員長 末 松 文 信君
副委員長 石 原 朝 子さん
委員 小 渡 良太郎君 新 垣 淑 豊君
仲 里 全 孝君 照 屋 大 河君
比 嘉 京 子さん 瀬 長 美佐雄君
玉 城 ノブ子さん 喜友名 智 子さん

欠席委員

上 原 章君

※ 決算議案の審査等に関する基本的事項
4（6）に基づき、監査委員である上原章
君は調査に加わらない。

説明のため出席した者の職、氏名

子ども生活福祉部長 名渡山 晶 子さん
福祉政策課長 久 貝 仁君
保護・援護課長 大 城 清 剛君
高齢者福祉介護課長 屋 我 はづきさん
青少年・子ども家庭課長 山 内 昌 満君
子ども未来政策課長 仲 村 卓 之君
子育て支援課長 前 川 早由利さん
障害福祉課長 宮 里 健君
消費・くらし安全課長 新 垣 雅 寛君
女性力・平和推進課長 榊 原 千 夏さん
教 育 長 金 城 弘 昌君
参事兼総務課長 屋 宜 宣 秀君

○末松文信委員長 ただいまから文教厚生委員会を
開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務
に係る決算事項の調査について」に係る令和3年第
8回議会認定第1号及び同認定第6号の決算2件の
調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、子ども生活福祉部長及び教
育長の出席を求めています。

まず初めに、子ども生活福祉部長から子ども生活
福祉部関係決算事項の概要説明を求めます。

名渡山晶子子ども生活福祉部長。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 子ども生活福祉
部の令和2年度一般会計及び特別会計の決算概要に
ついて御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットへ通知いたしました
子ども生活福祉部歳入歳出決算説明資料をタップし
て御覧ください。

それでは、画面に表示されております表紙、目次
をスクロールしていただき、1ページを表示くださ
い。

歳入決算について御説明いたします。

令和2年度の子ども生活福祉部の歳入決算は、一
般会計と特別会計を合わせますと、予算現額の計（A
欄）ですが、689億8499万3000円に対し、調定額（B
欄）は651億7948万4655円、そのうち収入済額（C欄）
は647億8185万657円、不納欠損額（D欄）は2079万
6861円、収入未済額（E欄）は3億7683万7137円、
収入比率は99.4%となっており、前年度の収入比率
97.7%に比較して1.7ポイント増加しております。

次に、歳出決算について御説明いたします。

2ページを表示ください。

子ども生活福祉部の歳出決算は、一般会計と特別
会計を合わせますと、予算現額の計（A欄）ですが、
1398億1149万5480円に対し、支出済額（B欄）は1313億
3644万2652円、翌年度繰越額（C欄）は38億9976万

9900円、不用額は45億7528万2928円、執行率は93.9%となっており、前年度の執行率96.6%に比較して2.7ポイント減少しています。

次に、一般会計の歳入決算について御説明いたします。

3ページを表示ください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳入は、款で申し上げますと、3ページの上から4行目の(款)分担金及び負担金から6ページの下から4行目(款)県債までの8つの款から成っております。

それでは3ページにお戻りください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳入決算は、予算現額の計(A欄)ですが、687億5612万7000円に対し、調定額(B欄)は647億8152万9376円、そのうち収入済額(C欄)は644億7955万267円、不納欠損額(D欄)は1827万7516円、収入未済額(E欄)は2億8370万1593円、収入比率は99.5%となっております。

収入未済額(E欄)のうち、主なものを御説明いたします。

同じく3ページの上から4行目の(款)分担金及び負担金の収入未済額(E欄)4417万406円は、主に児童福祉施設負担金に係るもので、施設入所児童及び扶養義務者等の生活困窮、転居先不明などにより徴収困難なため、収入未済となっております。

5ページを表示ください。

下から3行目の(款)諸収入の収入未済額(E欄)2億3705万3549円は、主に生活保護費返還金に係るもので、債務者の生活困窮等により徴収困難なため、収入未済となっております。

次に、一般会計の歳出決算について御説明いたします。

7ページをお開きください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳出は、款で申し上げますと、(款)総務費及び(款)民生費、8ページの(款)商工費の3つの款から成っております。

7ページにお戻りください。

一番上の子ども生活福祉部計ですが、予算現額の計(A欄)1395億8262万9480円に対し、支出済額(B欄)は1311億6083万2759円、翌年度繰越額(C欄)は38億9976万9900円、不用額は45億2202万6821円、執行率は94.0%となっております。

C欄の翌年度繰越額は、新型コロナウイルス感染症対策事業(高齢者福祉)や新型コロナウイルス感染症対応介護事業所従事者慰労金交付事業など15事業に係る繰越額であります。

繰り越した主な理由は、新型コロナウイルス感染症対策事業において、感染拡大に伴う関係機関との

調整の遅れや計画変更等によるものであります。

次に、一番右端、不用額について御説明いたします。

まず、上から4行目(款)総務費の不用額4777万7252円は、性暴力被害者等支援事業において、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、医療関係者向けの研修業務をオンライン形式で実施するなど、事業の実施方法を見直したことに伴い、委託料が減となったこと等によるものであります。

次に、(款)民生費の不用額44億6394万5480円について、その主なものを御説明いたします。

(項)社会福祉費の不用額20億9036万3110円は、(目)老人福祉施設費の介護基盤整備等基金事業において、市町村からの取下げ等により当初見込みを下回ったこと等によるものであります。

8ページをお願いします。

(項)児童福祉費の不用額、20億5568万5558円は、(目)児童福祉総務費の地域子ども・子育て支援事業において、市町村実績が当初見込額よりも下回ったこと等によるものであります。

8ページの下から5行目、(款)商工費の不用額、1030万4089円は、(目)計量検定費の職員費(計量検定所)において、人事異動に伴う給与及び職員手当の減等によるものであります。

次に、母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明いたします。

9ページを表示ください。

本特別会計においては、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金等全12種類の貸付けを無利子または低利で貸し付けております。

子ども生活福祉部の特別会計の歳入決算は、予算現額の計(A欄)ですが、2億2886万6000円に対し、調定額(B欄)は3億9795万5279円、そのうち収入済額(C欄)は3億230万390円、不納欠損額(D欄)は251万9345円、収入未済額(E欄)は9313万5544円、収入比率は76.0%となっております。

収入未済額の9313万5544円は、主に借受人が生活困窮等の経済的事情により償還計画どおりに元金及び利子の償還ができないこと等によるものであります。

10ページをお開きください。

子ども生活福祉部の特別会計の歳出予算は、予算現額の計(A欄)2億2886万6000円に対し、支出済額(B欄)は1億7560万9893円、不用額は5325万6107円、執行率は76.7%となっております。

不用額については、貸付見込みよりも貸付実績が

下回ったこと等によるものであります。

以上で、子ども生活福祉部の令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○末松文信委員長 子ども生活福祉部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する決算事項でありますので、十分御留意願います。

要調査事項を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明 10月13日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説明を求めることにいたします。

なお、要調査事項の提起があった際、委員長が要調査事項を提起した委員に、誰に、どのような項目を聞きたいのか、確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ、番号及び事業名等を告げた上で、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに子ども生活福祉部関係決算事項に対する質疑を行います。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 おはようございます。

決算審査に関して、幾つか確認をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、歳入歳出決算説明資料の7ページ、今部長に御説明いただいた(款)総務費の不用額の件ですね。不用理由をもう少し詳細に教えていただきたいと思っております。

○久貝仁福祉政策課長 不用額についてですけれども、令和2年度の一般会計の不用額は45億ほどで、前年度と比較して24億円ほど増えています。

主な理由、様々な事業ごとにそれぞれ計画の見直しであるとか、市町村からの申請に対して実績が少なかったとか、そういった様々なものがありますけれども、まず生活福祉部の不用額が多い主な要因としては、扶助費等、義務的な経費が多く、予算の不足を生じさせないよう確保する必要があります。あと、県内全域、全市町村を対象とする事業が多く、予算額も多額であることから、こういった不用額が多いという要因が挙げられます。

○小渡良太郎委員 すみません、総務費に関して教えてください。

○久貝仁福祉政策課長 先ほど部長からも説明がありましたけれども、主な理由としては性暴力被害者支援事業で、相談支援員の県外手当が、オンライン研修に変更するなど、こういったことで不用額が生じております。

○小渡良太郎委員 オンラインに切り替えたという話だったんですが、今後どのような方針を持っているのか教えてください。元に戻すのか、オンラインを続けるのか。

○榎原千夏女性力・平和推進課長 お答えいたします。

研修につきましては、コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からオンラインのほうを実施したところでございますけれども、今後につきましては状況等を確認しながら、現場のほうとも意見交換しながら、どの方法が一番よろしいのか検討してまいりたいと考えております。

○小渡良太郎委員 こういう相談等々のことでなかなか窓口まで行きづらいとか、窓口まで行って話すのに抵抗があるというふうな声を聞くこともよくあります。オンラインでできるものはオンラインでやっていくということも非常に重要なのかなと考えております。特にコロナでオンラインがかなり進んでいるという部分もありますので、県民がより、例えば相談しやすい、窓口を取っかかりやすい環境づくりという部分でもオンラインは有用だと思っておりますので、ぜひ検討いただいてオンライン化を進めていただきたいなと思っております。

次に、主要施策の成果報告書から幾つか質疑させ

ていただきます。成果報告書の35ページ、ペーパーだと97ページになるのか。認可外保育施設への支援に関して、執行率が77.7%という形になっているんですが、この理由を教えてください。

○前川早由利子育て支援課長 県におきましては、待機児童の解消と認可外保育施設の質の向上に一体的に取り組むために、認可外保育施設に対し様々な支援を行っているところです。本待機児童対策特別事業では、児童への給食費や健康診断費等の補助、認可外保育施設の認可化促進に係る運営費や施設改善に必要な費用の一部の補助を行っているところです。

当事業では、対象施設への入所児童が減少したことや市町村の計画の変更によりまして保育施設の規模を縮小したことなどにより、不用が生じているところとなっております。

○小渡良太郎委員 令和2年度はコロナ初年度ですから、いろいろと動きもあったと思うんですけども、この認可外保育施設への認可化移行支援事業に関して、いつまでこの事業をやるのか教えてください。

○前川早由利子育て支援課長 認可化移行支援事業におきましては、認可外保育施設が認可保育所等への移行を促進するために運営費や施設改善に必要な費用の一部を補助する事業となっております。平成24年度から令和3年4月1日時点で、これまでに認可外保育施設90施設を認可化し、5551名の定員が確保されたところでございます。令和2年度につきましては、運営費を4施設、施設改善費を1施設に対し支援し、そのうち3施設、定員112名が認可化へ移行したところです。今年度、令和3年度につきましては、2施設に対し運営費支援を行う予定となっております。

課題としましては、認可外保育施設の認可化が進んできているというところで、認可化移行が可能な施設が少なくなっている現状がございます。

県としましては、指導監督基準の達成により認可外保育施設における保育の質の確保向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○小渡良太郎委員 他府県だと、待機児童解消のために認可外の保育所を認可化に移行していくというものについて、いろいろと立ち止まって考えるべきじゃないかという指摘等々も聞こえてきたりするんですが、県としてどのように考えているか教えてください。

○前川早由利子育て支援課長 認可化移行可能な施設がなくなっている現状の中で、認可外保育施設の

保育の質の向上を目指すには、指導監督基準を達成してもらって、運営費の支援等にも寄与する幼児教育・保育の無償化の対象施設となることを、県としては今後、強化していきたいと思っております。しかしながら、まだ認可外保育施設の中で認可保育施設の移行を目指している施設があるということも実情、少数ではありますがけれども、市町村から聞いておりますので、まず一段階のステップとしまして指導監督基準を達成していただき、それよりまたランクが引上げ可能というところであれば認可化を、県としてはできるだけ応援していきたいと考えております。

○小渡良太郎委員 保育所の安定運営のために認可化を目指すという方々がいるのは知っています。ただ、認可園を増やし過ぎて、例えば少子化に転じたときに子供の確保ができない等々の問題も、他府県ではよく聞かれるように最近なってきました。この点についてお聞きしたいんですが、改めて県の見解を教えてください。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 待機児童解消に向けての受皿整備につきましては、新規の保育所の新設をはじめ、今取り上げていただいています認可外保育所の認可化を含め、様々な形で取り組んできたところです。これにつきましては、この事業自体が、通常の国庫補助事業がある中で沖縄県の特異性、認可外保育施設が非常に他県に比べて多かったことですか、あと段階を踏まえて認可化に持っていく必要があるというところで、この事業を一括交付金事業として設定をして、この間とても成果を上げてきたところです。

今後につきましては、認可外保育施設、先ほど課題でも申し上げましたけれども、認可化が進んできた中で今後どうやっていくかにつきまして、保育の実施主体である市町村、県がそういう支援をしていくのやはり市町村の子ども・子育て支援事業計画を見て、その事業計画の実施を支援していくという立場を取っておりますので、市町村と意見交換をしながら考えていきたいと思っております。

○小渡良太郎委員 保育の全体的なバランスを統括していくのも県の仕事だと思います。他府県でちょいちょい聞かれるような、行き過ぎた認可化による将来の負担という部分もぜひ勘案して進めたいなと思います。

次に38ページ、待機児童解消支援基金に関していろいろと説明が書かれて、課題もあるんですけども、令和3年度で待機児童ゼロという形の話も、先日、一般質問で取り上げさせていただきました。こ

れについて、今後の方向性を教えてください。

○前川早由利子育て支援課長 待機児童解消支援基金は、待機児童の解消を目的に平成25年度に設置されて以降、市町村が行う保育所等の施設整備に対する財政支援のほか、令和2年度及び令和3年度においては、保育士確保に資する補助、単独事業等への財政負担の軽減を図るなど、待機児童の解消に対する市町村の取組に大きな効果を上げてきているところで、令和3年4月1日時点の待機児童数は大幅に減少したところでございます。

県としましては、今後は年度途中の入所申込みなども含め、子育て世帯の多様な保育ニーズに対応するため、一括交付金や各省庁補助金等を最大限に活用し、効果的な事業が実施できるよう、引き続き市町村や関係団体と連携を強化してまいりたいと考えております。

○小渡良太郎委員 この基金の取扱いについては、今後どうなっていくのでしょうか。

○前川早由利子育て支援課長 本年度、待機児童解消というところで、県としましては総力を挙げて取り組んでいるところでございます。現状としましては、令和元年度以降のコロナウイルス感染症の拡大防止対策や様々な経済対策を行うに伴い、県の財政支出の状況も厳しい状況にあると認識しております。

県としましては、やはり今年度の待機児童解消に焦点を置いて、引き続き活用できる一括交付金や各省の補助金等を最大限活用するというところにシフトしながら取り組んでいきたいと考えております。

○小渡良太郎委員 分かりました。令和2年度の決算なので、これぐらいにしておきます。

次、105ページ。保育所、保育士の確保離職防止の支援等で①から④まで多様な形で事業展開していると思うのですが、全体としての実績と、あと目標値等々もあると思いますので、目標値の比較も教えてください。

○前川早由利子育て支援課長 県では保育士を確保するため、これまで修学資金の貸付けや潜在保育士の復職支援を行うとともに、県独自の施策としまして、保育士の正規雇用化や年休取得、休憩取得及び産休取得の支援など様々な事業を実施してまいりました。これらの取組により、保育従事者数は令和3年4月1日時点で1万1354人となっており、平成27年度から過去6年間で4394人の保育士が確保されたところでございます。

今後の目標ですけれども、令和3年度末の待機児童解消に必要な保育士数は1万1869人と見込んでおりまして、令和3年度4月1日時点で1万1354人が

保育に従事していることから、令和3年度末までに残り515人の確保が必要でございます。引き続き市町村と連携しまして、保育士確保に努めてまいりたいと考えております。

○小渡良太郎委員 先ほどの認可外支援、そして待機児童解消基金の中でも、課題点として保育士の確保が喫緊の課題だという形で書かれております。平成26年からスタートしている、27年からスタートしている部分もあるんですが、しっかり確保をしていくと。一番は離職の防止ですね。確保してもすぐ抜けるというのではなかなか継続が厳しいという部分もありますので、離職防止という部分についても、いま一度しっかりとこの現状を踏まえて、離職防止に関してどう取り組んでいけばいいのかということが重要になると思うんですが、そこについてもう少し詳しく教えてください。

○前川早由利子育て支援課長 全ての子供の健全な成長のためには、保育士がやりがいを持って働けるよう、保育士の確保・定着に向けた処遇改善や労働関係の改善、また潜在保育士の復職支援、認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の質の向上に取り組む必要があると考えております。

具体的には、一括交付金を活用した年休・休憩取得、またゼロ歳児クラスへの保育士の特別配置事業や保育士・保育所総合支援センター事業、県独自の取組である正規雇用化や産休・休憩取得等の国の補助事業を活用し、保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。また、ICT化の推進と活用の推進等において、保育士の負担軽減に努めるとともに、保育士が生涯魅力を感じながら働けるような職場づくりについても強化していくべきであろうと考えております。

○小渡良太郎委員 離職理由の調査とかは行っていますか。

○前川早由利子育て支援課長 平成28年度のデータがございますけれども、離職の理由として一番大きいのが、人間関係が悪いですとか、あと時間外勤務、持ち帰り残業が負担であるとか、休みが取れない、給与が安い、パワハラによるストレスなどが上位として挙げられているところでございます。

○小渡良太郎委員 国も働き方改革という話を進めている中で、離職の防止というのは、保育士だけでなく、労働環境全体としても非常に重要な部分だと思います。こういった形で離職防止の事業を広く展開するのであれば、離職の理由をちゃんと明らかにして、それを一つ一つ潰していく、なくしていくということが職場環境の改善とか待遇改善にも直

結していくと思うので、ぜひ28年度は少し前なので、改めて調査等もしていただいて、今の実態がどうかというのを把握することが離職防止のための施策につながっていくと思いますから、今年度も含めて今後ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次112ページ、多様な子育て支援に関して、課題の部分で保護者の就労形態等に応じて増減があるみたいなことがあるんですが、これを課題と挙げる理由について教えてください。

○前川早由利子育て支援課長 多様な子育て支援につきましては、子ども・子育て支援法によりまして、市町村が地域の実情に応じて策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施しております。その中には13事業、細事業がございまして、代表的なもので言いますと延長保育や一時預かり保育、病児保育事業等が挙げられます。放課後児童クラブの運営費もこの事業から支出しております、多様な保育ニーズに対応するために地域の実情に応じ、それぞれの市町村が実施しているところでございます。

特に病児保育等につきましては、具体例を挙げますと、保護者の今後の見込みが非常に見づらいということで、実施主体のほうについても何人が実際病児として預かり保育を受けるのかというところが、見込みが非常に難しいというところがございます。延長保育につきましても同様でございます。一時預かり保育につきましても、保護者の急な病気とか、急な用事があるときに子供を預かるというような事業ですので、非常に見込みが立てづらいというところで、積算が大きくなりまして不用額も大きくなるというのが例年の課題となっているところでございます。

○小渡良太郎委員 今例年の課題とおっしゃったんですけれども、説明あったように病児保育、また一時預かり、放課後児童の支援等々、これは時と場合によって利用者が増えたり減ったりする部分になると思います。でも、子育ての安心・安全を担保する非常に重要な部分ですので、こういったところを課題にするのではなくて、しっかりと枠として確保するんだと。今年は、例えばコロナとかいろんな理由で利用者が減ったんだけど、それでも必要だからこの分は確保するという形で、もっと自信持って取り組んでいただきたいなと課題を見て少し思いましたので、ちょっと質疑をさせていただきました。ぜひしっかりと枠を確保して、人が来ても足りないということにならないように取り組んでいただきたいなと思います。

134ページ、安全なまちづくりの推進に関して、事

業内容等々見させていただいたんですが、さきの代表質問だったか忘れたんですけども、街路の除草の話が出てきたと思います。観光立県だからという名目で除草の話がされていたと思うんですが、私自身としては通学路の安心・安全とか、そういった部分でもやはり除草が必要じゃないかと。見通しが悪くなって、治安に影響が出てくるかもしれない。雑草が繁茂することで、虫とかが出てきて公衆衛生にも悪影響が出てくるかもしれない。そういうのがあるのであれば、子ども・女性等安全・安心見守り事業の中で、通学路とか一般的に生活で使われる道路の範囲で除草していくということも必要なのではないかなと思うんですが、当局の見解を教えてください。

○新垣雅寛消費・くらし安全課長 県では安全・安心なまちづくりを実現するために、ちゅらさん運動により様々な取組を実施しているというところでございます。現在当課が実施しておりますちゅらさん運動では、小学生から高校生までを対象とした子供たちによる地域の犯罪が起りやすい危険な箇所や、安全な場所が表示された安全マップを作成する地域安全マップ事業でありますとか、あと学校の通学路等において、地域住民や自治会が登下校時間帯に水やりを通じて児童生徒や女性の見守り活動を行うフラワーポット事業等を実施しているというところでございます。また、子供が犯罪被害に遭わないために子供が利用する学校や公園、あと保育所等の周辺道路におきまして、公共施設の防犯安全点検を行い、令和2年度は1524施設で実施しているところでございます。

それで、小渡委員御提案の治安上の観点からの地域の人々の手を借りながら草刈りをする取組につきましては、委員おっしゃった現在道路管理者であります土木建築部においては、道路景観を目的に地域ボランティア団体と連携した雑草対策を実施しているというところを聞いておりますが、防犯対策上の観点からの草刈り等につきましては、ちゅらさん運動としてどのような取組ができるのかというところで、防犯対策は警察本部との連携が必要になっておりますので、この委員の提案は警察本部にも一応情報提供いたしまして、今後土木建築部、あと警察本部と意見交換を交わして、どのような対応ができるのかというところは今後の検討をさせていただきますいなというところで考えております。

○小渡良太郎委員 5年前に起きた米軍属の殺人事件もあったと思います。私の住んでいる地域の周辺だったので現場も見たんですが、雑草が相当繁茂し

ていて、歩道で何か起きていても車道から見えない。対向車線じゃなくて同じ車線からもなかなか見えづらい場所だったなというのを記憶しています。治安上、やっぱり雑草の繁茂というのは悪影響を及ぼしますので、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

最後、一番最後の部分です。国際相談・支援体制の強化のところ、141ページ、ハーグ条約に基づく親権問題、これ以前も取り上げたんですが、岸田総理になった直後に、日本は共同親権の概念を認識していないという形で連邦議会で公聴会が行われています。新法案の準備も必要じゃないかという話も出ていますが、そういう動きが出てきたら、県民にどれだけそういう対象になる可能性がある人があるのかということと事前に調査をしておかないと、外交の問題ではあるんですが、沖縄県民を守るという観点からはやはり実態を把握するということが重要だと思うんですけども、これについて見解を教えてください。取組と見解です。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 御質問の事業につきましては、うちのほうでは国際相談という形で、これにつきましては平成31年4月に北谷町で発生した在沖米海兵隊員による女性殺害事件を受けまして、令和2年度から新規事業としてやっております。これにつきましても特化した対象が、在沖米軍あるいは軍属の方を相手方とする相談ということで特化してしまっていて、ハーグ条約、国際結婚ということで関連も出てきます。ハーグ条約につきましては、正式名称のほうは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約ということで、国際結婚された際に離婚の後の子供の引取りの問題となります。

実態につきましては、我々事業の関連ということで厚生労働省のほうの人口動態統計によりますと、令和元年度、日本全体で国際結婚のほうは2万件、本県では354件国際結婚があると。また一方、国際離婚された方は全国で1万647件、本県では132件あると。それから本県の特徴的なものとしては、国際結婚、離婚いずれの場合においても、本県においては妻が日本人で夫が外国人である割合が高いという特徴があるということで、その辺を見ています。

具体的にこの相談の対象となる方についてはつかみかねる部分があるんですが、関係するそういう統計資料等を見ながら、対象者の把握に努めたいと思っております。

○小渡良太郎委員 国際的な家庭問題の相談窓口という形でうたっていますので、ぜひ国際的な家庭問題にもなりますから、実態を把握してどういった対

応するかと。沖縄県民、もしかしたら沖縄の子供がそういった対象になる可能性もありますので、ぜひまずは実態把握をお願いしたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 よろしくお願ひします。

まず75ページなんですけれども、民生委員さん。県内各地でちょっと充足してないんじゃないかという話を聞いたことがあるんですけども、この現状についてちょっとお伺いさせていただきます。

○久貝仁福祉政策課長 本県の民生委員の充足率、那覇市も含みますけれども、令和3年9月1日時点で82.2%となっており、特に都市部で充足率が低い傾向にあります。

○新垣淑豊委員 82.2%ということで、若干低めなのかなという感じがしますが、この民生委員の充足に向けて県はどのような対応されてるのか教えてください。

○久貝仁福祉政策課長 充足率の向上に向けて、県では新たな担い手の確保を図るため、周知活動として県広報誌や広報番組、うまんちゅひろば等を活用した民生委員活動の周知を行っています。また、民生委員に対する研修の実施や、民生委員が活動しやすい環境をつくるための具体的な取組を紹介したハンドブックを作成し、法定研修で活用するなど、民生委員の活動環境の改善に取り組んでいます。そのほかにも市町村担当者会議において、充足率の高い市町村、100%が8つほどありますけれども、そういった担い手の確保の取組を紹介などしております。

そのほか、来年度民生委員の一斉改選が行われます。今年度は市町村を訪問して民生委員の定数や充足率向上に向けた取組について意見交換を行う予定となっております。

○新垣淑豊委員 民生委員さん、年齢層は結構高めだと思うんですけども、この辺り、例えば年齢的な構成が今どうなってるのか分かれば教えてください。

○久貝仁福祉政策課長 具体的な数字の統計は取っておりませんが、恐らく60歳以降になるのかなと思います。

○新垣淑豊委員 確かにちょっと私の地域でももう70代に差しかかる方とか、そういった方々が非常に多いんですね。私も自治会活動をしていますが、なかなか自治会の参加も少ない。そこから先の民生委員とかの活動も少ないというところもあるので、これは市町村との話にもなってくると思いま

すけれども、またぜひ、これはちょっと私の要望なんですけれども、前にもお話ししたかな、行政職員がなかなか地域活動に参加しないというふうなお話も伺っておりますので、この辺りしっかり行政職の方々も地域活動に参加をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、庁内でのそういった活動の働きかけというのはどうやっているんでしょうか。

○久貝仁福祉政策課長 行政ということで定年退職をされた方々には、そういった民生委員の活動への周知を毎年お願いしているところです。今要望は若い世代に向けてのアプローチかと思えますけれども、自治会から青年会の働きかけとか、こういった直接勧誘することでやっているところもたくさんあります。先ほど充足率の高い市町村の例ということで、読谷村などはやっぱり行政、社協、民児協が一体となって定期的な勉強会を開催して担い手確保に取り組んでいる。こういった取組なども紹介しながら、市町村の取組を強化していきたいというふうに思います。

○新垣淑豊委員 そうなんです、どちらかというと僕は行政職員の方々にもしっかり参加していただきたいと。私那覇市の中でも、自治会に参加していかずかというようなことをアンケート取ってくれということも言ったことがあるんですね。ぜひこういった職員の地域活動への参画の意識をつけるためにも職員へのアンケートが必要だと思いますけれども、この辺りやったことはありますか。

○久貝仁福祉政策課長 県庁サイドでそういうアンケートは取っておりません。

○新垣淑豊委員 これはぜひ取っていただきたい。どうですか、部長。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 ありがとうございます。

先ほど担当課長から話がありましたように、退職の際の説明会にちょっと一枠をもらって民生委員の勧誘をしてみたり、いろいろ県職員のそういった参画も働きかけてはいるところなんですけれども、議員御提案の調査、そして働きかけにつきましては関係部局とも少し意見交換をさせていただきたいと思えます。

○新垣淑豊委員 これは提案ということで、ぜひ受け取っていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

あとは78ページです。広域相談員を3人配置したというふうになっておりますけれども、この相談数がどれぐらい増えたのか教えてください。

○宮里健障害福祉課長 広域相談専門員の業務は、障害を理由とする差別等に関する相談対応のほか、市町村相談員への技術的助言、それから研修の実施、それから差別等に関する相談事例の調査研究、あるいは障害者理解に関する出前講座の実施等様々な取組を行っております。これらの実施により市町村と連携した相談体制が整備され、県民の障害者理解が深まるものと考えております。

相談数でございますが、県と市町村を合計した相談者数につきましては、直近の5年間で言いますと、平成28年が91人、29年が93人、30年が104人、元年が144人と増加傾向にございました。ただ、令和2年度につきましてはコロナ等の影響もあるかと思えますが、85名というふうに減少している状況となっております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

やっぱりこういった障害を持った方々の差別等々がなくなるというのは、一般の方々が暮らしやすい社会にもなると思います。いずれ私も年を取りますと何かしら体に不都合が出る可能性もありますので、いずれ行く道ということで、ぜひこの辺りしっかりやっていただきたいということで、これは要望でお願いいたします。

続きまして、91ページと92ページ、そして114ページ、ちょっと関連するんですけれども、県立学校とか小中学校を活用しての放課後児童クラブ、要は建物のその活用ということについてちょっとお伺いたいですけれども、この点、県内どれぐらいあるのか把握されていますでしょうか。

○仲村卓之子ども未来政策課長 お答えいたします。

県立高校からお答えしますが、県立高校の居場所に関しましては、不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い県立高校内に居場所を設置して、専門的スキルを持つ支援員2名を常駐配置し、教職員と共同で就学継続に向けた支援を実施しております。平成28年度に事業を開始して以降、県立高校内居場所の設置拡充を図り、令和3年度の設置校は10校となっております。また、子供の貧困緊急対策事業を活用した小中学校の施設を活用した居場所を設置しているのは、全県で小学校5校、中学校1校の計6校となっております。

以上です。

○新垣淑豊委員 これは私が那覇市のときにちょっと提案したんですけれども、やはり小学校の教室、放課後は使わなくなるわけですよ。そういったところの活用というものをしっかりとやっていただきたい。これは公共資産のうまい活用になると思ってお

りますので、加えてやっぱり移動がなくなるんですよ。移動することでその間の何かしらの事故とか、そういったものにも関わると思っていますので、この辺り、要は学校施設の活用という面について県はどのように考えていますか。

○前川早由利子育て支援課長 令和2年度の放課後児童クラブ数は県内で合計532か所となっております、そのうち学校施設を活用したクラブは73か所となっております。

○新垣淑豊委員 この73か所というのは、県としては多いと感じていますか、少ないと感じていますか。

○前川早由利子育て支援課長 全国と比較しまして、全国では約54%のクラブが学校施設を活用しておりますが、沖縄県では約14%にとどまっており、そこが課題であるということで現在取組を進めているところでございます。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

全国だと半数以上が学校施設内を使っているということであれば、やはりこれは県としてもしっかりとやっていただきたい。なぜかという、やはり施設を借りるということと言うと経済活動にもつながるかもしれませんけれども、先ほど言ったように移動の安全であったりとか、やはり放課後、正直学校施設、あれだけ広いところをちょっと無駄にしているような感じがするものですから、ぜひそこをちょっと取り組んでいただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

95ページ、この基金の件なんですけれども、課題のほうに原則新規事業が対象となるというふうにあるんですけれども、この事業に関して、例えば効果があるものについては継続されてるのかというのを教えてください。

○仲村卓之子ども未来政策課長 お答えします。

新規事業を展開する必要があるというのは、企業版ふるさと納税制度を活用した寄附金により基金に積み立てられた財源分については、制度上そういう着手済みの事業に充てられず新規事業を展開する必要があるということで記載しております。

この基金で行っている事業というのは、ふるさと納税制度のお金だけではなく、県が一般財源で積み立てた分というのがございますので、そちらの事業につきましては、この基金は6年間の基金ということで、今年が最終年度となっております。次年度以降につきましては、これまでの成果も踏まえて、事業継続についても県庁内で検討しているところでございます。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

効果があるものについては継続されているということですが、今最終年度という話ですけど、来年の予定はどのようになっているのでしょうか。

○仲村卓之子ども未来政策課長 現在国に対して交付金制度の要望ですとか、いろいろ要望しているところですので、次年度以降、この基金で実施している事業についてどのように継続していくかということについては、その辺の国の予算措置等も勘案しながら、継続について検討しているところでございます。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

ぜひこれは継続していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。その実現、お願いしますね。

続きまして115ページ、子ども・若者育成支援というところで、今回、県が子ども・若者育成支援でどれぐらいの人数が県内にいるというふうに把握されているのかというのを教えてください。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 沖縄県子ども・若者相談支援センターs o r a eにつきましては、相談内容については、ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者支援ということで、幅広くやっております。直接的悩みの多くについては、複合的に存在することが多いことから、具体的にこの相談の対象というのはなかなか把握が困難なんですけど、相談が多いものについて、労働力調査によりますと、15歳から34歳までの人口に占める、いわゆるニートと呼ばれる若年の無業者については、令和2年度で県内に約1万3000人と推計されているという情報があります。

それから、過去に保健医療部が行った推計によりますと、県内の15歳から39歳までのひきこもり者数は約6800人という数字がでございます。

あと、教育庁のほうでの不登校の児童生徒数の状況ですとか、その辺の対象となり得る数字について注視しながら、相談の体制を整えているという状況です。

○新垣淑豊委員 このs o r a eさん、どういう支援体制を取っているのでしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 相談業務については常勤の相談員が、時期によって違いますけれども、大体4名から5名、それから非常勤の相談員が2名から3名体制で令和2年度は実施しております。

○新垣淑豊委員 今4名から5名、2名から3名とありますが、例えばどういった職種の方が関わっていますか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 専門職として

社会福祉士の資格を持った方ですとか、必要に応じて心理的な専門職ですとか、そういう事務職以外の必要な専門の資格を持った方を中心に体制を整えております。

○新垣淑豊委員 このsora eさんの事業の最終的な目的というのは、どういうところを考えていらっしゃいますか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 相談内容につきましては相談者の望むところで、例えばニートで一相談者については結構本人よりも親御さんのほうが心配して相談しているというのがあるんですけど、そういうニートにつきましては、就業につながるような職業紹介機会のものですか、就業トレーニングを御案内したりとか、あるいは不登校の相談については学校のほうと連携して不登校の状態が解消できるような、心の悩み相談で寄り添ったりですか、そういう形で今抱えている問題の解消につながるようなものについて支援、相談を受けるというのが目的でやっております。

○新垣淑豊委員 就業等トレーニングという話ですけども、そういったところへ移行したのはどれぐらいいらっしゃるんですか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 相談者については、新規であったり継続でやっていたりとかあるんですけど、具体的に就業に何件結びついたとかいうのは、すみません、資料としてちょっと持ち合わせておりません。

○新垣淑豊委員 では、資料をまとめていただいて、後で頂きたいのでよろしくお願いします。

やはり最終的には自立するということになると思いますので、そこには就業が欠かせないというふうに思っています。よろしくお願いします。

続きまして116ページ、児童虐待についてですけど、どれぐらいの方が県で把握されているのか教えてください。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 本県の令和2年度の児童虐待相談対応件数については、速報値で1835件、対前年度比228件の増、14.2%増の状況になっております。

○新垣淑豊委員 その理由を教えてくださいませんか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 近年の相談対応件数の増につきましては、心理的虐待、面前DV—子供がそこにいた場合に心の傷を負うという面前DVの増が主な要因となっております。また、相談経路としては警察からの通告が大きく増加しています、これはDVの際に警察が駆けつけたときに、子供がそこにいた場合に児童相談所に通告するとい

う体制が整備されてきているというのが影響していると考えております。

○新垣淑豊委員 警察からということで増えているということであれば、一般通報というのはいくらぐらいの件数になるのでしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 通報件数1835件のうち、警察からの通報が77.5%を占めておりますが、それ以外の一般、いろいろありますのでちょっと細かくなりますが、家族からの通報が全体の2.9%、親戚からが0.8%、近隣・知人が4.0%、児童本人が0.7%、これらが一般通報という形になるかと思われま

○新垣淑豊委員 そういった虐待があつて実際に虐待通報があつて、それで保護をされて、その結果、特に何もなかったということで戻った子供たちはどれぐらいいらっしゃるんですか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 具体のその後の処理の統計については、手持ちで持っておりません。

○新垣淑豊委員 なぜかという、やはり我々のところにも相談があるんですね、たまに。もちろん親としては虐待していないと。だけれども、児相に保護されちゃったというようなケースもあつて、その内容とかがどういう調査をされているのか分かりづらいというのと、あと期間が結構長いところもあつて、子供と離れている心理的負担があつたりするということもあるものですから、具体的に、もちろん調査もとても大事なんですけども、やはりしっかりと早めの調査をしていただいて、お返ししていただく。そういったしっかり人員体制を取っていただきたいなという要望がありましたので、お伝えをさせていただきたいと思

そして127ページです。離島の介護関係の資格者とかの支援というのはどういうふうになっているのかちょっと教えてください。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 お答えします。

県では、介護サービスに携わる人材に対し各種研修を実施することにより、資質や専門性の向上を図っております。離島における介護人材の資格取得に関する支援としましては、介護支援専門員、ケアマネージャーですね。こちらの養成を行う介護支援専門員資質向上事業において、令和2年度から研修のオンライン化に取り組むことにより、受講者の移動に要する時間や渡航費などの負担軽減を図っております。

そのほかに、主要の事業ということではないんですが、島しょ地域介護人材確保対策事業において、小規模離島の介護事業者等が行う初任者研修等の開

催に係る経費の補助でありますとか、人材確保の厳しい介護支援専門員や訪問介護事業所従事者の各種研修受講に係る旅費の補助により、離島における介護人材の資格取得を支援しているところでもあります。

○新垣淑豊委員 ただ、もともと人口が少ない地域であれば、なかなかそういった人材確保というのが難しいと思うんですけれども、この辺り例えば県内で本島の法人であったりとか、そういったところと協定を結んでいる地域と違ってあるんでしょうか。例えば本島で事業をやっているところが離島で、特に小規模離島ですね。そういったところでの事業をやっているところというのはあるんですか。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 大きな事業所は離島の事業所も営んでいるということはあると思うんですが、すみません、協定というようなところはちょっと把握していません。

○新垣淑豊委員 もちろん事業所が小規模離島でやっていただくというのは非常に人材効率の面でもいいんですけれども、やはり単独の事業所がありますので、そういった地域、本島の事業所との橋渡しをしてあげるといっても必要ではないかというふうに思っておりますけど、その点、いかが考えていますか。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 お答えします。協定とかいう形というのは今見えないではありませんが、介護事業所との意見交換などを踏まえ、もともと全体的に介護人材が不足しているというところがありますので、事業所等の意見交換もしながら今後また検討していきたいと思えます。

○新垣淑豊委員 またこれも後日、意見交換させてください。

129ページですけど、特養の件ですね。特養が各地域で要望されていることが多いと思うんですけど、何でこんなに執行率が低いんですか。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 お答えします。特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備については、市町村において必要なサービス料等を見込んだ市町村介護保険事業計画を踏まえて、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、市町村と連携して計画的に取り組んでいるところです。

令和2年度における特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備に係る介護基盤整備等基金事業の最終予算額が13億6619万2000円となりまして、執行率が今20.8%とということになっております。執行率が低い理由としましては、不用額としまして6億278万2000円、また、翌年度繰越しが4億7936万円生じたということが主な原因になっております。

特別養護老人ホームの整備につきましては、令和2年度の当初計画で事業内容に記載のあります地域密着型特別養護老人ホーム4施設を新たに整備する計画でありましたが、このうち名護市、那覇市の2施設につきまして、令和2年度中に整備に着手したものの年度内に工事が完了せずに翌年度繰越しとなっております。また、糸満市の1施設につきまして、選定事業者において関係機関との開発許可申請に係る調整に時間を要したことにより、令和2年度の着手に間に合わず、整備計画を令和3年度に実施することに見直したために不用となっておりますが、この施設は令和3年度で改めて予算を計上しまして、現在着工しているという状況です。また、那覇市の1施設につきまして、建設費用などの高騰による安定的な運営への懸念等の理由から、事業者が辞退したということにより不用が生じたものとなっております。

特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い入所申込者は、令和2年10月末で772人となっております。県では高齢者保健福祉計画に基づき、令和3年度から5年度までに、広域とか地域密着型の老人ホーム等の整備をするということで、合計1289床の定員を図る計画となっておりますので、計画に基づいて入所待機の解消に寄与するような形で今後市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

ぜひ拡充をよろしく申し上げます。

あと131ページですけど、県内の認知症患者は今どれぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 お答えします。県内の65歳以上の認知症高齢者数は、平成30年度は5万2392人、令和元年度は5万3410人、令和2年度は5万1539人となっております、おおむね5万人台で推移しております。

また、このうち何らかの支援が必要な方というのは、令和3年度に4万1141人、令和元年度が4万1797人、令和2年度は4万84人となっております、こちらも4万人台での推移という形になっております。

○新垣淑豊委員 この医療センターの利用というのはどれぐらいあるものなんでしょうか。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 お答えします。県では、認知症の鑑別診断や専門医療相談等を行う認知症患者医療センターを県内で6医療機関を指定して運営を委託しておりますが、センターの利用件数というものにつきまして、平成30年度は2万7089件、令和元年度は3万1679件、令和2年度は3万1961件と増加しているという形になっております。

○新垣淑豊委員 結構いらっしゃるんですね。私もひょっとしたら将来なる可能性もありますので、今のうちに拡充しておいていただけたら助かるなと思います。

最後ですけど、141ページです。この事業、米軍に対しての調査をどのように行っているのかというのを教えていただけますか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 この事業につきましては、中のほうで2つ細事業を組んでいまして、ネットワーク構築調査事業と相談支援モデル事業があります。今の調査ということでは、一つはネットワーク構築調査事業をやっています、こちらは基礎調査やヒアリングを通しまして、米軍のほうの支援機関で、米軍人、軍属の方の支援の相談機関とか、制度がどういったものがあるのかというのを把握しながら、米軍と県内関係機関との連携体制の構築に向けた取組を実施しているところで、それらのヒアリングですとか文献調査を行っております。

○新垣淑豊委員 米軍とは協力体制がうまくできているのでしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 これにつきましては、今それぞれやっている取組内容のヒアリングを通してそういう連携関係の構築をやっているということで、コミュニケーションを取っていつているという段階です。

○新垣淑豊委員 この相談員とか調査員の育成というのはどのようにやっているんですか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 調査事業につきましてはの調査に当たる方につきましては、民間事業者の委託で実施しておりますが、その事業者の方につきましては、過去に在外の日本大使館ですとか米軍関連の職場経験者という方がいらっしやいまして、そういう一定程度、前提となる知識がある方がその調査事業の実施に当たっております。

育成につきましては、相談支援のほうの相談員の育成についてだと理解しますが、これにつきましては今現在、実際のアドバイザーのほうから助言を受けながら相談業務に当たっておりますけど、そういう支援を受けながらノウハウを身につけて、実務の中で経験を積んでいくという形で育成をしております。

○新垣淑豊委員 取組体制はどういうふうになっているんですか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 相談事業につきましては、専門のアドバイザーが1名、それから相談員が2名という3名体制でっております。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から質疑内容の補足説明があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

山内昌満青少年・子ども家庭課長。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 国際福祉会のほうに委託事業として実施のお願いをしております。

○新垣淑豊委員 分かりました。ありがとうございます。

○末松文信委員長 仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 おはようございます。

成果表の中で何点か教えてください。66ページの女性力推進事業費について、今回執行率が45.7%になっております。要因を教えてください。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 お答えいたします。

女性力推進事業につきましては、令和2年度当初の計画としまして、女性人材育成事業のしている塾のほかに、男性の家事育児参画促進を図るための普及啓発講座ですとか、また育児休業中の男性を対象としました交流座談会などを予定しておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえまして、事業規模の縮小ですとか開催方法の変更などを行ったことに伴い、不用が生じたものでございます。

○仲里全孝委員 今回している塾の開催に、第2期生が22名修了したというふうにありますけれども、当初予定されたのは何名ぐらいなんですか。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 令和2年度は、している塾につきましては20名程度を募集しております、最大24名までというところを考えてございました。第2期生22名が修了したというところが実績となっております。

○仲里全孝委員 そうすれば、そんなに目標数値から差はないと思うんですけれども、主な要因は何ですか、不用額が大分出ているのは。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 この女性力推進事業費は、事業がしている塾一まずしている塾について御説明いたしますけれども、本講座の講座回数を8回予定しておりましたものを7回に縮小いたしました。また、出前講座につきまして宮古島のほうで対面でやることを予定してございましたけれども、こちらのほうをウェブ配信に変更いたしました。また、ほかの事業といたしまして、一番下のほうにあります男性の家事育児参画に関する啓発事業というもの、こちらのほうも対面での開催を予定してはいたんですけれども、こちらを中止いたしまして、人流抑制を図りつつ普及啓発を図るところで男性

の家事育児啓発フォトコンテストを開催したというところで、当初予定しておりました委託料等を使用しないで不用になったというところがございます。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

事業内容において、男性の家事育児参画に関する啓発事業の実施、当初どういった事業を予定されていましたか。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 普及啓発講座ですとか、交流での座談会などを考えてございました。

○仲里全孝委員 その内容、中身を教えてもらえますか。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 計画の段階なのではっきり固まっていはいないんですけども、育休の参画を広めていこうというところで、例えば育休をなさっている方々の交流の座談会ですとか、また、男性の家事育児への参画、こちらのほうを普及啓発していくような講座というところを考えていたところでございます。

○仲里全孝委員 この事業内容を見ると、事業そのものは私いい事業だと思うんですけども、やはり目標を立てるときに、細かいこと、例えば回数だとか数値だとか、そういうふうにアンケート等とかを取って実施したらいかがかなと思います。いかがでしょうか。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 御提案ありがとうございます。参加された塾生の方々には、修了時等にアンケートをお取りいたしまして、その中で出ました意見等は次の講座、次の期のほうに生かしていくように努めてまいりたいと考えております。

○仲里全孝委員 次、91ページの貧困緊急対策事業について、何点か教えてください。執行率が86.8%、ほとんど執行されておりますけれども、現在、沖縄県で子供の相対的貧困率というのは何%になりますか。

○仲村卓之子ども未来政策課長 相対的貧困率につきましては、平成27年度に調査した数字が最新となっております。29.9%でございます。

○仲里全孝委員 そのとき、27年度でよろしいのです。全国平均は何%ですか。

○仲村卓之子ども未来政策課長 平成27年度、全国で16.3%でございます。

○仲里全孝委員 それからいうと、まだまだ改善状況が十分とは言えないのではないかなと思うんですけども、その辺はどういうお考えなのかお聞かせください。

○仲村卓之子ども未来政策課長 相対的貧困率という数字が、現在マイナンバー法の施行等でちょっと

数字を捉えるのが難しくなっていて、県では毎年、沖縄県子ども調査というものをやっております。これは平成27年度からやっています、小中学生調査、高校生調査、未就学児調査という3種類を3年おきにやって、現在6年間実施して、2回ずつ行っています。

その県でやっている調査の中で、困窮世帯の割合というものの数字を出してしまっていて、それでいいますと平成27年度が、貧困率とたまたま同じ数字なんですけど29.9%、これは小中学生調査でございます。小中学生調査、平成30年に同じ調査をやりましたが、そのときは25%。それから高校生調査ですけれども、平成28年度に29.3%、これが3年後の令和元年度には20.4%。それから平成29年度に未就学児調査をやっていますが、23.3%、昨年令和2年度に同じく未就学児調査をやっています、これは22%というふうに各ライフステージごとに数字は改善しております、一定の効果が出ているのかなというふうに考えております。

○仲里全孝委員 全体の県が定めている目標値というのは何%を目指しているんですか。

○仲村卓之子ども未来政策課長 困窮世帯の割合につきましては、20%を目標値としておりました。

○仲里全孝委員 今、貧困問題に関しては沖縄県でも深刻な問題となっておりますので、順次取り組んでいただけるようお願いいたします。

102ページの保育所等の整備についてなんですけれども、今回予定されていた11施設が完了したとなっておりますけれども、執行率が44.2%になっております。その要因を教えてください。

○前川早由利子育て支援課長 11施設ありますが、認定こども園施設整備事業は文科省から交付される認定こども園施設整備交付金を活用して、認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する事業となっております。

不用の主な理由としましては、認定こども園3施設が整備において年次計画の変更等があったことによりまして、5268万1000円の不用が生じているところがございます。

○仲里全孝委員 当初予定していた認定こども園の整備に対して、何施設を予定されていたんですか。

○前川早由利子育て支援課長 当初、11施設を予定してございまして、そのうち3施設に変更が生じたというところがございます。

○仲里全孝委員 この11施設なんですけれども、これは各市町村から県のほうに申請されるわけですか。

○前川早由利子育て支援課長 そのとおりでござい

ます。

○仲里全孝委員 それからすると、省庁が2つあると。補助事業で分かれていて、事務手続が煩雑であることから内示を受ける事業着手まで時間を要するというふうな課題が上がっております。この国に対しての事務負担の軽減というのは、どういう内容になっていますか。

○前川早由利子育て支援課長 認定こども園につきましても、整備費が文部科学省から幼稚園部分、保育所部分については厚生労働省から補助が出ることになっておりまして、それぞれ交付申請がございまして、各省庁から交付決定を受ける。そして実績報告をして確定をいただいて補助金の交付という流れが、それぞれ2本立てになっておりまして、そこが市町村からは非常に課題であるので一本化もしくは簡略化してほしいというような要望が上がっているところがございます。この点につきまして、県は国に対して事務の簡素化について要望しているところがございます。

○仲里全孝委員 今回11施設を予定されていたんですけども、実現は8施設ということなんですよ。その残りの3施設が実施できなかったのは、やはり事務の負担が、事務手続に時間がかかったということですか。

○前川早由利子育て支援課長 11施設は5市町村に所在する11施設となっております。その中で、うるま市の3施設におきまして計画変更がございました。出来高が解体工事や仮設園舎用地の調整でしたり、設置法人の決定等に時間を要したために、出来高が当初の計画よりも少なくなってしまうために次年度持ち越しとなりまして、今年度完了に向けて工事を継続しているところがございます。

○仲里全孝委員 要するに県と国との事務手続に時間がかかったんですか。

○前川早由利子育て支援課長 主な要因としましては、工事の遅れによるものでございます。

○仲里全孝委員 分かりました。

次に、129ページの老人福祉施設の整備について教えてください。先ほどもありましたけれども、執行率20.8%、主な要因は特別養護老人ホーム4か所、特別養護老人ホームに建設されるショートステイ用の居室の2か所が事業を執行できなかったということがありましたけれども、主な要因を教えてください。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 お答えします。

先ほども少し概要を御説明しましたが、令和2年度における老人福祉施設の整備に係る介護基盤整備

等基金事業、執行率20%ということですが、不用が生じた主な理由としましては、不用のところでは大きく4点ありまして、1つ目が事業規模の縮小や内容変更による実績減というものが2件、これが3425万4000円です。あと調整に時間を要して、令和3年度の実施に変更になったというものが2件ありまして、2億3968万円となっております。あと計画見直しにより令和4年度以降となったものが1件、3528万円。あと建設費用などの高騰による安定的な運営への懸念とか、補助金を受けず自己資金で整備することとした事業者さんなどがありまして、辞退に至ったものが4件で、2億9536万8000円となっております。このほかの繰越しになったものが3件となっております。こちらは新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応が生じたことで不測の時間を要したとか、年度内に工事が完了せずに令和3年度へ繰越しということで、3件で4億7936万円となっております。

以上です。

○仲里全孝委員 特別養護老人ホームの施設、事業主体は県ですか。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 お答えします。こちらの事業主体は社会福祉法人等となっております。

○仲里全孝委員 そうすれば、市町村等の補助率というものがあると思うんですけども、各市町村との補助率を教えてください。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 お答えします。こちらは市町村の負担というのはありませんで、県から市町村に定額の補助金を流して、市町村から事業者のほうに補助をするという形になっております。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から全て国の予算で事業を執行するというか確認があり、高齢者福祉介護課長から国が3分の2、県が3分の1で積み立てた基金を活用して補助で執行する形になっているとの説明があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 分かりました。ありがとうございます。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高齢者福祉介護課長から答弁の一部を訂正したいとの申出があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

高齢者福祉介護課長から答弁訂正の申出がありますので、発言を許可します。

屋我はづき高齢者福祉介護課長。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 辞退した件数ですけれども、4件で2億9536万8000円と申し上げましたが、正しくは2億9356万8000円が正しいです。訂正しておわびします。申し訳ありません。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

以上です。

○末松文信委員長 石原朝子委員。

○石原朝子委員 よろしく願いいたします。

私は監査委員が出されています決算審査意見書の78ページ、令和2年度の一般会計収入未済額のところから質疑をしていきたいと思えます。78ページですけれども、その中の児童福祉施設負担金2749万1386円、そして心身障害者扶養共済事業費負担金、未済額として1667万9020円、これの収入未済額となった理由をお願いします。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 令和2年度の児童福祉施設負担金に係る収入未済については、件数が6204件に係る収入未済額となっております。理由につきましては、この児童福祉施設負担金は児童相談所等が児童福祉施設等へ児童の入所の措置を行った場合に、法令に基づき入所に要する費用の一部または全部を負担していただくという内容となっております。

債務者におきまして、生活困窮ですとか虐待等様々な生活背景を抱えている現状がありまして、措置について納得いかない親御さんとかおりまして、納付についての理解が得られないですとか、経済的な理由によって納付が困難ということを背景として収入未済となっているというのが理由となっております。

○石原朝子委員 心身障害者扶養共済事業費の負担金についてはどのようになっていますか。

○宮里健障害福祉課長 心身障害者扶養共済事業費負担金につきましては2462件、滞納者72名分となっております。この収入未済となった理由でございますけど、加入期間が長期にわたり加入者が高齢になったこととか、やはり生活に困窮し納付が困難な加入者等ということになってございます。

○石原朝子委員 未済額にならない前に、その取組としてはどういった取組がなされましたでしょうか、それぞれお答えをお願いします。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 児童福祉施設負担金につきましては、児童相談所、それから福祉事務所におきまして、負担金の未収金マニュアルを

策定しておりまして、マニュアルに基づきまして保護者に対して制度の十分な説明を行うこと、それから未収金発生の未然防止につながるよう理解を求め、電話による督促ですとか、あと年に1回滞納整理強化月間をそれぞれ設けることになっていまして、その際に戸別訪問の実施による催告、あるいは口座振替への推奨を行って、未収金の未然防止に取り組んでいるところです。

○宮里健障害福祉課長 共済事業についても同じくマニュアル等を作成して、債権について督促あるいは催告を行います。それから新しく加入希望される方についても本制度の趣旨というのを丁寧に説明して、口座振替等による納付を促したりとかしてございます。

○石原朝子委員 次にいきます。民生使用料の県立厚生園使用料、そしてまた知的障害者援護施設使用料の収入未済額について御説明をお願いいたします。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 お答えします。

県立厚生園使用料につきましては、平成21年4月に民間移譲する以前に、沖縄県が運営していた特別養護老人ホーム、沖縄県首里厚生園において、利用者が負担する食費、施設サービス費のうち、本人や身元引受人等の資力が乏しく、支払い困難な状況により未納となっている未収金が債権となっております。件数につきましては、平成12年度から平成15年度間5人、延べ47件分の金額ということになっております。

以上です。

○宮里健障害福祉課長 知的障害者援護施設使用料134万9400円の件数と理由についてですけれども、件数については31件、債務者は7名となっております。理由ですが、やはり保護者の高齢化でありますとか生活困窮ということが主な理由になってございます。

○石原朝子委員 高齢により未済が出ているということなんですけれども、回収に当たって今働きかけはそれぞれなさっているんでしょうか。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 お答えします。

この県立厚生園使用料のほうにつきましては、既に入所者御本人も亡くなっていらっしゃるしまして、扶養義務者の転居先不明とか、相続人が消息不明、家族構成が確認できないというようなこともありまして、調査のほう为难航しているという状況ではございますが、平成26年度には相続人の戸籍等調査で所在を確認して、27年度に5人の方の扶養義務者に通知を行うなど、その時効の援用について促すなどやっているとありますが、なかなかちょっと相手方から申出が返ってこないとかという形でそのま

まになっているというところがございますが、引き続き状況調査を行いながら、相続人の調査を行いながら徴収努力を行っていくとともに、明らかに徴収困難というようなことが判断されるケースにつきましては、沖縄県の債権管理条例に基づいて、未収金の解消に向けて適切な事務処理を進めてまいりたいと考えております。

○宮里健障害福祉課長 知的障害者援護施設使用料につきましても、こういった督促、催告等を行って債権の保全に努めるとともに、やはりこういった回収が困難になった債権につきましては、こういった適切な処理、不納欠損処理がありますとか債権の放棄等、統一的なマニュアルがございますので、そういったことで適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○石原朝子委員 ありがとうございます。

次に、雑入のほうでいきます。生活保護返還金ですけれども、不納欠損額、収入未済額がありますけれども、その理由、それと件数ですね。

○大城清剛保護・援護課長 生活保護被保護世帯についての返還金等で収入未済となった件数は、分割納付分も含め5691件となっております。その理由につきましては、債務者が既に消費してしまい納付が困難となったことによるものなどとなっております。

○石原朝子委員 以前、未収金の解消ということで、重点取組があったと思うんですけども、生活保護返還金について返還金を発生させないための取組はどういった取組をされましたでしょうか。

○大城清剛保護・援護課長 生活保護受給者に対しまして、収入が見込まれた場合の申告義務や返還義務を周知徹底するなど、債権発生防止に取り組んでおります。

○石原朝子委員 続きまして、未収金を発生させないための取組はどういった取組をされましたでしょうか。

○大城清剛保護・援護課長 債権が発生して収入未済になったものに関しては、生活保護返還金等の債権管理マニュアルに基づきまして、令和3年度から職員、債権管理適正化調査員が2名から5名に増員されておりまして、これらの方々を活用しまして、督促や文書、電話、訪問等による納入指導等の債権管理をより徹底し、時効が完成した債権等については適切に不納欠損処理を行うなど、その縮減に努めてまいります。また、分割納付等によって返還金等の解消に努めているところであります。

○石原朝子委員 生活保護を支給されている方は、各個別に相談員がついていて、その生活状況が見え

てくるわけですね。そういった中から、そういった返還金を発生させないような取組をされているわけですね、実態調査等を通して。

○大城清剛保護・援護課長 先ほど申しましたけれども、収入があったらきちんと申告するということが大切でありまして、それを周知徹底するということ徹底しているというところであります。

○石原朝子委員 続きまして、児童扶養手当の返還金についても同じように収入未済額が出た件数と理由等を御説明をお願いします。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 児童扶養手当につきましても、68件に係る金額が収入未済となっております。収入未済の理由としましては、経済的余裕のない世帯が多いことや、過払いとなった手当について既に消費しましたということで、一括返済が困難であるためですとか、障害等のため就労ができない、収入がないということなどが理由となっております。

○石原朝子委員 先ほどと同じように、児童扶養手当の返還金を発生させないための取組と未収金を発生させないための取組はどのように行ってきましたか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 未収金の発生の原因が、これはひとり親家庭の給付なんですけど、これにつきまして事実婚を開始した場合には、その時点で早めに届けていただけなかったというのが原因になっていたりですとか、やはり公的年金の受給については調整規定で支給対象外になる場合がありますので、それはあらかじめ受給者のほうに広く周知して、届出等の遅れがないように未収金発生防止に努めてまいります。

○石原朝子委員 この児童扶養手当のほうなんですけれども、事実婚をして伏せて生活をしているという実態が結構あるんですけども、そういった調査等は県のほうは市町村と連携をして実施されているのでしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 定期的なものとしては年に一度、所得の状況ですとか世帯の変動を居住する市町村のほうに報告するというものになっていきますので、そちらのほうで市町村も実際の居住実態とか、その把握に努めてくださいということで依頼しております。

○石原朝子委員 今の事実確認に関しては、市町村にお願いをしているということなんでしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 認定の際とかで事実関係に疑義があるという場合に、市町村から相談を受ける場合があります。その場合には県の職

員のほうも同行して、あるいは県の職員だけで実際その申請があった家庭のほうを訪問したりというケースもあります。

○石原朝子委員 このことに関しては、市町村も近隣のほうから通告があった場合は調査しに行きますけれども、やっぱり生活保護のケースワーカーみたいに訪問しませんので、随時。やはりそこら辺は県も市町村と何らかの確認作業をする努力をしたほうがいいかと私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 疑義がある場合の電話等の報告があった場合につきましては、県のほうも対応して確認をしております。それから未収金についても、いわゆる会計年度任用職員の専任の職員をつけておりますので、その未収金の管理と併せて実態の把握についても努めてまいります。

○石原朝子委員 分かりました。ぜひ県も市町村と協力をして、やはり実態調査、確認はしていただきたいと思えます。

続きまして、令和2年度の不服申立て件数と処理状況についてお答えをお願いします。

○大城清剛保護・援護課長 まず生活保護に係る審査請求の請求件数ですけれども、こちらは新規で37件となっております。37件の主な内容は、保護の変更に対してが23件、保護費の返還に対してが9件、保護の開始または変更申請の却下に対して3件等となっております。また年度内に裁決を行ったものが、前年度からの継続分も含め36件となっております。

○宮里健障害福祉課長 障害の申請についてですが、障害福祉課におきましては、身体障害者手帳の交付でありますとか、障害者介護給付費、それから障害児通所給付費等に関する不服審査を所管してございます。

令和2年度につきましては、身体障害者手帳の却下決定処分に対する不服審査請求が2件、身体障害者手帳の返還命令処分に対する不服審査請求が1件、障害児通所給付費の却下処分についての審査請求が1件の合計4件の請求が提出されておまして、その中で身体障害者手帳却下決定に対する請求1件については処理済みで、その他3件については審理中となっております。

以上です。

○石原朝子委員 先ほどの生活保護のほうは、処理状況はどのようになっていますでしょうか。

○大城清剛保護・援護課長 令和2年度で裁決された36件のうち、認容が12件、棄却が20件、却下が4件となっております。

○石原朝子委員 分かりました。

今回この不服申立ての状況を確認する質疑をした理由は、障害の部分で、やはり職員が事務手続のミスにより該当する方の給付ができなくなった。その受給権がなくなったり、やはり年齢に応じて次の制度に移行していくわけですけれども、その空白期間も本来であれば受給できる、該当するにもかかわらず、事務手続の遅れによってそういった損害を被ったケースの場合にはどのような対応をされているのでしょうか。

○宮里健障害福祉課長 私ども審査請求が上がってきた場合に、当然対応するという事になってございます。この制度上、上がってきた場合には、適切な手続にのっとり審査して、最終的な審査請求に対する決定を行っていくというふうに考えております。

○石原朝子委員 具体的な話をしますと、受給期限を過ぎていながらもかかわらず受給していた。金額を頂いた。本来であれば期限は切れている。該当年齢でないにもかかわらず受けて、その返還命令が来た。その年齢に応じた次の制度を活用するに当たってその申請期間が切れた。その分もらえなかったという事例があるわけですけれども、そういった場合、やはり明らかに担当職員、もちろん当事者も確認すべきだったと思えますけれども、なかなかそこら辺の制度の詳しい状況というのは熟知されていないと思うんですね、保護者もその該当する方々も。そこら辺、その職員のチェック体制、そして管理体制はどのようにされているのでしょうか。やはり返還されないといけない。そして返還はするけれども、申請手続が遅れたために次の制度に移行できなかった損失等、どのように県のほうとしては、職員の責任はないのでしょうか。そこら辺をお聞かせ願います。

○宮里健障害福祉課長 審査請求が具体的に上がってきた事案につきましては、今回そういった法令にのっとり今審査中となっております。それとは別にこういった手当の職員の手続に関して、その辺は今後そういったことがないように、組織の中でも全体的に対応するようなことでありますとか、二重のチェック体制をするとか、そういった再発防止策に努めるというふうになっているところでございます。

○石原朝子委員 ぜひ対象の方々に損害を被らせるような、そういった働き方はやめてほしいなと思えますし、そのチェック体制を組織の中においても過払い金が生じないように、そして返還金が生じないようなチェック体制をしっかりと整えていただきたい

いなと思っております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、主な事業のほうになりますけれども、新規事業であった高校中退者等キャリア形成支援モデル事業の事業効果ですね。令和2年度、この事業は新規事業ということで主な事業としては今回載っていませんけれども、なぜ新規事業であったにもかかわらず今回載っていないわけですけれども、その事業効果のほどをちょっと説明していただけますか。

○仲村卓之子ども未来政策課長 この事業は、支援が行き届かずに社会生活において困難を抱えている高校中退者等を対象に、子供の居場所や企業等と連携し個々の状況に応じたきめ細かなキャリア形成支援を行い、社会で自立できる人材を育て、貧困の連鎖を断つことにつなげる取組をモデル的に行うこと。また、そのモデル実証を通じて支援手法や課題を取りまとめることを目的として実施しております。対象者は高校中退者に限らず、中卒進路未決定者のほか、おおむね15から20歳の若年無業者などを対象にしております。

具体的な事業内容としましては、3か月間の短期集中プログラムJOBキャンプというものを開催しまして、昨年度は8名が参加しました。参加者アンケートを取っておりますけれども、プログラム前後の比較や支援員による行動観察からは、生活リズムの改善や自己理解や価値観の広がり、達成体験による自己肯定感の高まり、コミュニケーション能力の向上等の成長が見られ、就業意欲の向上につながったと考えております。また、プログラム終了後、アルバイト就労や進学に取り組むなど一定の成果を上げております。

以上です。

○石原朝子委員 最後に、執行率はどのようになっていますでしょうか。

○仲村卓之子ども未来政策課長 87.4%となっております。

○石原朝子委員 分かりました。ありがとうございました。

これで終わります。

○末松文信委員長 休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後1時32分再開

○末松文信委員長 再開いたします。

高齢者福祉介護課長から答弁訂正の申出がありますので、発言を許可します。

屋我はづき高齢者福祉介護課長。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 申し訳ございません。

午前中の新垣淑豊委員の県内の65歳以上の認知症高齢者のうちの何らかの支援が必要な方についてのお答えのほうで、令和3年が4万1141人と答弁しましたが、正しくは平成30年度は4万1141人の間違いでございました。

もう一点、認知症疾患医療センターの利用者数につきまして、平成3年度は2万7089名と答弁いたしましたが、正しくは平成30年度は2万7089名の間違いでございました。訂正しておわびしたいと思います。申し訳ありません。

以上です。

○末松文信委員長 続きまして、青少年・子ども家庭課長から答弁訂正の申出がありますので、発言を許可します。

山内昌満青少年・子ども家庭課長。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 午前中の新垣淑豊委員の主要施策、子ども・若者育成支援の御質問に係る答弁の中で、若年無業者につきまして、労働力調査によると令和2年度で約1万3000人と答弁いたしましたが、これは歴年の令和2年で約1万3000人の誤りですので、訂正させていただき、おわび申し上げます。

○末松文信委員長 それでは、質疑に移りたいと思います。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 皆さんこんにちは。お疲れさまです。

では、早速質疑をさせていただきます。まず最初に、コロナ禍で、昨日の監査等ではお聞きできないことなんですけど、各部署部署でそれぞれの御苦労があったのではないかなと思います。コロナ禍において、当初予算の組替えなどでこれまで経験したことのない年度であったのではないのでしょうか。どのような点に苦慮され、工夫されたのかお聞きしたいと思います。

○久貝仁福祉政策課長 子ども生活福祉部では、令和2年度、コロナ禍において介護障害福祉施設、保育所等への感染症対策、介護障害福祉施設への慰労金支給、生活福祉資金の特例貸付けや、ひとり親家庭への臨時給付金を行うなど、専決処分を含め10次の予算補正を行い、約484億円の予算を確保しました。コロナに伴って支援を要する人や福祉サービスの提供を維持するため、これまでにない予算編成となりました。

工夫した取組についてですが、既決予算についてコロナ禍により中止、縮小した事業、例えば全国会議や研修の旅費等に係る予算やその他の執行残を活

用し、約8000万円を流用し別途コロナ対策に係る予算を確保いたしました。また、ソフト交付金について、コロナ感染症に対応し全庁的に事業の取替えを行い、ひとり親家庭技能習得支援事業において、ひとり親家庭の雇用情勢の悪化に対応するため経営事務講座の開催場所の増を実施したほか、子育て総合支援モデル事業において、準要保護世帯の小中学生向け学習支援教室へのオンライン学習の導入や、3密を避けるため教室及び講師の数を増やすなど、コロナ対策に取り組んできたところです。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

本当に多くの予算の組替え等がなされて、即ニーズに対応されたんだということが多岐にわたっていることがよく分かりました。ありがとうございます。

次に、主要施策の成果に関する報告から伺います。96ページのほうです。低所得世帯の子供に対する学習支援についてからお聞きしたいと思います。

1番目に、事業内容についてももう少し詳しく、対象者や子供たちの様子などをお伺いしたいと思います。

○仲村卓之子ども未来政策課長 当事業は、生活困窮世帯の児童に対する学習支援を行う事業であり、小中学生については町村が認定する就学援助を受給する準要保護世帯の児童が、高校生については児童扶養手当受給世帯、住民税非課税世帯、児童養護施設等に入所している、または里親に委託されている生徒がそれぞれ対象となっております。

中学3年生及び高校生については、成績が良好で進学意欲の高い生徒に対して、受験勉強により特化した学生支援が行えるよう、令和元年度から民間の進学塾への通塾支援を行う進学チャレンジ支援事業も実施しております。

小中学生の教室では、学年の異なる児童生徒や学校が違う子供たちが通っているため、中学生が小学生に勉強を教えたり、休み時間には一緒に遊んだり交流が生まれております。また、講師とのコミュニケーションを通じて学習態度が改善され、自信につながり、生活習慣の改善や自己肯定感の向上が見られる生徒も出てきています。

さらに、小中学生の教室においては、塾や家庭での様子を保護者と共有することで、家庭環境の改善にもつながったり、必要に応じて就学援助制度や奨学金など各種支援策の情報提供等により関係機関へつなげるなど、保護者の支援も実施しているところです。

以上です。

○比嘉京子委員 大変いい事業だなということをおっしゃっています。今のように多くの効果というんですか、波及効果的なことがかなり見られるということで、生活リズムであったり家庭生活であったりと、いろんなところに波及しているということをお聞きして、ああ、なるほどというふうに思いました。

先ほどもちょっとオンラインの授業の話がありましたけれども、それは置いておきまして、まず、いろんな違う子供たちがいる中で、これは既存の塾の中をお願いをしているという理解でよろしいでしょうか。

○仲村卓之子ども未来政策課長 小中学生の教室というのと進学チャレンジというのは別の事業となっていて、進学塾をお願いしているのは進学チャレンジのほうでございます。小中学生の教室では、3人から5人の少人数グループでの授業を実施しているところです。個々のペースや学力に合わせたグループ分けやアプリなどの教材を活用し、生徒一人一人の習熟度や特性に合わせ、柔軟に対応しているところです。

○比嘉京子委員 これは全県的にされているという理解でよろしいでしょうか。

○仲村卓之子ども未来政策課長 令和2年度の実績で言いますと、小中の設置型につきましては17町村22教室、高校生の設置型につきましては8市町9教室、それから進学チャレンジですけれども、中学生の進学、中3の進学チャレンジは2町2教室、高校生の進学チャレンジは4市8教室となっております。

○比嘉京子委員 大変いい取組だなということをつくづく感じておりますけれども、今言いましたように、この事業が大変いい効果を及ぼしているということを見ますと、令和3年度までの一応事業になっているものですから、それは今後どのようになさる御予定なのか。やっぱり子供たちをぷつんと切る、今まで流れができてきたものを、事業は終わりですというわけにはいかないのではないかと私は思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○仲村卓之子ども未来政策課長 令和2年度の実績を見ましても、学習支援を行った中3生のうち99.4%が高校に合格しています。また、高校3年生のうち84.7%が大学に合格するなど、確実にこの事業の成果は上がっているものと考えております。

この進学に伴い子供たちの進路の選択肢の幅が広がり、さらなる進学や就業につながることで将来的に貧困の連鎖を断つことにつながるというふうに考えておきまして、これまで10年間、一括交付金を活用してこの事業を進めてまいりましたが、次年度以降

についても事業継続に向けて関係部局と引き続き調整してまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 むしろ拡充等を進めるということも踏まえて、この事業の効果をしっかりと評価しながら、継続していかれることを望んでいます。

次に、97ページ、お隣のほうです。多岐にわたる事業がここの中には入っているようではありますが、特に認可外保育施設への問題をまず最初にお聞きしたいと思いますが、(1)の問題ですけれど、まずこの財源はどういう財源になっているのでしょうか。

○前川早由利子育て支援課長 財源は一括交付金を活用しております。

○比嘉京子委員 まず、ウの指導監督基準達成・継続支援事業ですけれども、かなり実績が上がっているようではありますが、特に今までに対応されて、その改善点について特徴的なものがあれば教えてください。

○前川早由利子育て支援課長 県の立入調査による指導の結果、基準を満たさない項目として多く挙げられているのが、事故防止柵の取付けがないなどの安全確保に関しての基準を達せないものが多く、次に乳幼児健康状態の健康診断等の帳簿の不備であったり、職員の健康診断が未受診であったり、避難訓練が未実施というようなことが多く挙げられております。

○比嘉京子委員 非常に重要な命に関わる問題でもありますので、しっかりとここは基準を堅持していくということを確認したいのですが、いかがでしょうか。

○前川早由利子育て支援課長 県の立入調査による指導の結果、令和3年4月1日時点で、県内の認可外保育施設390施設のうち238施設、全体の61%が基準を達成しているところでございます。昨年度の取組につきましては、指摘があった84施設のうち73施設が基準を新たに達成したところでございます。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

これは今幼児教育無償化の対象になっているかと思っておりますので、皆さんいろんな関心がおありかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。今後、やっぱり先ほど挙げられたものが課題とかの解消につながる項目だと理解してよろしいでしょうか。

○前川早由利子育て支援課長 ハード面の指摘が多いというところは、県の本事業におきまして施設改善費の一部を補助しているところでございますので、これらの取組により、指導も含めまして、ソフト面・ハード面から指導監督基準を達成する認可外保育施設が可能な限り増えるように、県としては取組を強化してまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 多くの課題を感じておりますけれども、今最低限の課題、クリアというふうに思いますので、また今後とももう少し質のレベルを上げられるような項目立てをしていければと思います。

次に移りたいと思います。同じ事業なんですけれども、その中で、いわゆる保育士・保育所総合支援センターについてお伺いしたいと思います。まず、そのセンターの事業内容と予算、それから執行、まとめてこの事業に4億余り入っているわけですが、センターの事業自体には幾ら入っているのか、それから執行率について伺います。

○前川早由利子育て支援課長 沖縄県保育士・保育所総合支援センターは、県内の待機児童の解消を図るために、市町村、保育団体、保育所等と連携しまして、保育所の確保、保育所の設置及び認可外保育施設の認可化促進など、待機児童解消に必要な事業を総合的に実施しているところでございます。財源につきましては一括交付金を活用して、平成25年11月に設置しているところです。

主な業務としましては、潜在保育士の就労あっせんや認可外保育施設の認可化移行の支援、労働環境改善などへの支援を行っております。令和2年度の予算額としましては9415万5000円で、決算額は9415万3816円となっており、執行率は99.9%となっております。

○比嘉京子委員 今おっしゃった具体的な事業内容についての実績はどうなっているのでしょうか。

○前川早由利子育て支援課長 同センターでは、潜在保育士等の就労あっせんや復職支援や研修、また、保育所見学ツアー等を行っております。これまでの実績として、開所の平成25年度から令和2年度までに845人が認可保育所等への就職をしているところでございます。

また、認可外保育施設の認可化におきましては、認可化促進支援コーディネーター等を配置しまして、認可外保育施設が認可保育所に移行する際に必要な法人運営に係る研修や経営指導、認可移行後のフォローアップ研修等を実施しております。令和2年度末時点で110施設の認可化を支援し、延べ6010人の定員増が図られたところでございます。

○比嘉京子委員 せんだって新聞に、県外からの保育士が来ることになれば助成金を出すという記事がありましたけれども、この事業とこれは関連があるのでしょうか。住居費に4万出しましょうという、1年を基準としてというのがあったと思うんですが、この事業の中に入っているのか、そうじゃない別途の事業なのか。

○前川早由利子育て支援課長 県外保育士誘致支援事業につきましては、10月1日から開始としまして、県外の保育士を誘致する事業となっております。移住費用として、2世帯以上で40万、単身世帯で1世帯当たり20万という支援を行いますけれども、これはセンターの事業の予算の中に入っているのではなくて、新たに立ち上げた事業となっております。一応、センターは就労あっせんを総合的に委託しておりますので、こちら窓口としては、主な窓口として位置づけて、県外からの問合せについても受け付けていただき、総合的な支援をセンターのほうで市町村と連携しながら行っていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 今このセンターだけでも保育士確保にまだまだ不足なんだという認識で別途の事業を立ち上げるという理解でいいですか。

○前川早由利子育て支援課長 県内保育所の約17%、143施設において、定員に必要な保育士316人が確保できず、1240人の定員割れが生じているところでございます。県内ももちろん保育士不足が非常に深刻な状況でございますが、宮古、石垣、小規模離島につきましてはさらに状況は深刻でございますので、やはりこの事業は実施するべきであるということで立ち上げたところでございます。

○比嘉京子委員 センターのこれまでの実績等は分かりましたけれども、園に就職をして、定着率といえますか、それがどれぐらいなのかというのは調査しておりますか。

○前川早由利子育て支援課長 県独自で離職率、定着率等の調査はかけていないのが現状でございますけれども、平成31年の保育士の離職率ということで、社会福祉施設等調査の結果の数値を挙げますと、沖縄県では離職率が保育士に限って8.9%となっております。全国と比較しますと8.0%となっており、0.9ポイント高い状況です。全国の全産業と比較しますと、全産業だと15.6%となっているところでございます。

○比嘉京子委員 やはり25年から期間を置いてこれだけの保育士を復帰させてもらっているわけなんですけれども、そのことが費用対効果的に見て、果たして定着率はどうなのかということは、中間であっても調べていくことは必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

○前川早由利子育て支援課長 定着率につきましては調査するという予定はないんですけれども、都道府県別の全国の調査で、沖縄県の保育士の勤続年数につきましては10年と8か月となっているところでございます。その辺りの離職等の原因、長続きしないというような原因につきましては、引き続き分析、

調査していく必要があるかと思っております。

○比嘉京子委員 次に、116ページの児童虐待の件についてお聞きしたいと思います。まず初めに、虐待の推移と体制について伺います。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 児童虐待相談対応件数は、近年右肩上がりですべて推移しております。令和2年度の本県の件数は速報値で1835件、これは10年前、平成22年の420件に比較して約4.3倍に増加している状況にあります。直近の比較で、令和2年度におきましても前年度と比較して228件の増となっております。伸び率は鈍化したものの増加傾向は続いており、引き続き注視が必要な状況となっております。

人員体制につきましては、増加する相談対応件数に対応しまして、県では児童相談所の体制強化を進めてきておりまして、平成17年度から令和3年度までの17年間で合計107名職員を増員して、令和3年4月1日現在、中央児童相談所に112名、コザ児童相談所に77名、合計189名の職員が児童相談所に配置されております。

○比嘉京子委員 本来なら各専門員がどれだけいるのかということをお聞きしたいところなんです、実態はお分かりですか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 専門員の配置につきましてはですけど、これにつきましては児童相談所の体制を強化する必要性について、国において児童虐待防止対策体制総合強化プランというものに基きまして、児童福祉司及び児童心理司等の計画的な増員が示されております。今現在、相談員につきまして、児童虐待発生時の迅速・的確な対応の確保、家庭意欲の推進等を図るための保護者への指導を行います児童福祉司ですとか、心理面のフォローをする児童心理司、これについて体制の強化として示されている基準に沿って配置を進めていくということで、専門員の確保に努めているところです。

○比嘉京子委員 ちょっとよく分からないんですけど、今これだけの人数がコザ児相と石嶺にいらっしゃるというのはお聞きしたんですが、そのうちの何名が専門員ですかということです。国の基準というのは何名あればいいんでしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 必要な専門職については様々な職種がありますが、主なものとして児童福祉司が35名、それから児童心理司が12名、あと経験が浅い職員に対する支援というのが大事なものであるということで、スーパーバイザーとして配置されているのが13名という状況にあります。

これにつきましては、国の政令のほうで基準があり

ますが、令和3年度につきましては、児童福祉司については配置基準を満たしている状況、児童心理司につきましては、配置基準でいうと15人に対し13人ということで、ここは2人満たしていない状況にあります。

○比嘉京子委員 皆さんが効果と課題のところにお書きになっているとおり、やはり多様化しているんだと。相談内容が複雑化、多様化していると。そういう中で、専門知識と技術を必要とする処遇困難なケースに対応できるような専門相談員、専門性の向上を図る必要があると、こう書いてあるわけですね。何といいますか、そうじゃない方々が非常に多くて、今挙げただけでも150名余り、70名近くいらっしゃる中で、今のような児童福祉司、児童心理司、スーパーバイザーというところになるわけですから、やっぱりこれは、県庁から異動して二、三年でローテーションを組むような場所ではないと思うんですよね。

ですから、部長にぜひとも頑張ってくださいたいのは、二、三年やって本庁に戻るといような仕組みではなく、やっぱり経験と専門性とキャリアが本当に要求されている人々がいないといけないわけですよ。そこに今この人数から見ますと、言ってみれば3分の1以下でしかないわけです、今の。それ以外にもいらっしゃるかもしれませんが、そういうことからすると、やっぱり中身の人数の問題も確かにありますけど、それはちょっと私は現状を度々お聞きする中で、やはり専門性があって、そして経験値が上乘せされるような人たちが増えていかないと、こういう問題はなかなか厳しいのではないかと考えているんですが、引き続きそういうようなところを図るための策というのをどうお考えですか。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 委員おっしゃいますように、非常に重い任務、そして重要な任務を担った児童相談所の職員でございます。県の職員のうち、一般的な事務を行う行政職、そしてこういう社会福祉職ということで、専門職の採用をこの間ずっと進めてきておりまして、児童相談所の児童福祉司に関しましては、全て社会福祉職、専門職の職員を充てているところでございます。ただ、先ほどまだ満たしていない部分があるということをお申し上げしましたが、この間ずっと毎年、先ほど百何十名とかという答弁をさせていただきましたが、毎年毎年急激に増員をしてきておりまして、比較的経験の浅い職員が数多くいるというようなこともあって、スーパーバイザーであったり、それから弁護士であったりというような、そういうアドバイスをするような特別な職も置きながら業務に当たっているところ

ではございます。そういった部分は、研修の充実であったり、ただいまのスーパーバイザーの充実であったりということもしながら、引き続き体制強化に努めてまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 今のお話だと、養護施設を行ったり来たりする人というのは何名なんですか。そこから抜けてローテーションに入る人はどれぐらいいるんですか。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 現在、県内には8か所の児童養護施設がございますが、全て民間施設で石嶺児童園のほうも指定管理をしておりますので、県職員がそういう児童養護施設に行くということとはございません。

○比嘉京子委員 事務職で行っているわけですか、相談員ではなく。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 先ほど申し上げましたように、児童福祉司は社会福祉職を充てておりますが、例えば所の総括、予算や経理に当たったり、庶務的な業務を行ったりする職員は行政職だったり一般職を配置しているところでございます。

○比嘉京子委員 結論ですけれど、もっともっと専門職を雇用していくという考えは、当分考えることではないという理解でよろしいですか。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 申し訳ありません。先ほどの答弁が分かりづらかったのかもしれませんが、計画的に社会福祉職という専門職をこの間採用してきておりまして、引き続き体制強化のために専門職の配置を進めていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 よろしくお願ひします。

次、最後ですけれど、ちょっと時間を取っちゃいましたが、139ページの病院拠点型の性暴力被害者ワンストップ支援センターの運営等についてお聞きしたいと思います。相談件数が非常に増加しているわけですけれども、体制として、今委託している状況でどういうふうにお考えですか。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 お答えいたします。

県の性暴力被害者ワンストップ支援センターでは、現在32名の相談支援員をシフト勤務により配置しております。朝9時から18時まででは常時3名体制で、また、それ以外は常時2名体制で対応するとともに、また医療面におきましては、拠点病院と連携しまして医師及び看護師が常時診察等に対応できる体制を整えているところでございます。

○比嘉京子委員 こういう方々のスキルアップをさせるためにはどのような努力がされているんでしょ

うか。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 まず相談支援員の方々に対してでございますけれども、県の性暴力被害者ワンストップ支援センターに勤務していただく相談支援員の方につきましては、県が実施いたします相談支援員等の養成研修、こちらの修了を採用条件とさせていただいております。また、採用後におきましても、産婦人科医等をスーパーバイザーとして招聘しまして事例検討会を開催し、これへの参加をお願いする。また外部講師による研修への参加、また県外研修への派遣等を通じて資質向上に努めていただいているところでございます。

○比嘉京子委員 医療関係者との連携、また研修等が必要だというふうにお書きになっているのですが、実際的にはどういうことでしょうか。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 性暴力被害者の方に対する適切な医療支援のためには、専門的な知識と経験が必要と求められるところです。県では県内の医師や看護師等の医療機関従事者の方を対象に、性虐待や性暴力被害に関する研修を実施したほか、また拠点病院の医師や看護師の方を外部研修に派遣するなど人材育成に取り組んでおります。

また、性暴力被害者の方に対して必要な医療支援を提供する医療機関を協力病院と位置づけておりますけれども、こちらの協力病院における医療支援を公費で実施できるように連携体制を構築しているところです。

○比嘉京子委員 せんだって警視庁から出された産婦人科学会へのレポートをちょっと読みましたけれども、やっぱり医師養成の中にはその観点がほとんど入っていないらしいですね。そのために、産婦人科医だったら誰でもその対応ができるかということ、できないと。ですから、一から研修や勉強を始めなければならないと。そういうことを要請する文書だったと思うんですが、そういうこともすると、分かっているんだという研修ではないという理解でいいですよ。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 性犯罪、性暴力被害の相談者の方に対する医療支援につきましては、性被害による相談者の心身の変化を診療し、また心身の回復、健康な性の回復を図る役割を担うという大変重要な働きをお持ちでいらっしゃいます。緊急避妊処置ですとか性感染症の検査、また予防的投薬ですとか外傷の治療、心のケアのほかに、必要に応じて証拠採取等を行うなど、支援を行うに当たっては専門的な知識と経験を必要とすると考えておまして、外部の研修等の派遣ですとか今後も検討して

まいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 終わります。

○末松文信委員長 玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 質問させていただきます。よろしく願いいたします。

主要施策の中の85ページ、コロナ禍の中で生活が困窮するという、大変厳しい状況になっている県民が増えております。その皆さん方の生活を支援していくことができる、この支援をどう進めていくかということは大変大事になっております。生活困窮者住居確保給付金、生活困窮者自立支援事業のそれぞれの給付内容、そして成果、今後の課題についてお聞かせください。

○大城清剛保護・援護課長 住居確保給付金は、生活困窮者に家賃相当額を世帯員数ごとの上限額の範囲内で支給するものです。具体的には単身世帯が3万2000円から始まりまして、7人世帯であれば4万9000円とか、そういうふうになっております。また、原則3か月でありますけれども、一定の場合、期間の延長が可能で、9か月まで延長可能になっていたものがありまして、現在では特例によって一定の場合は最長で12か月間支給可能となっております。

また、沖縄県住居確保支援給付金は、先ほどの住居確保給付金では自己負担額が生じる方を対象に、家賃相当額の軽減を図るため3万円を上限にして、11市も含めて、県全体で県独自の上乗せ給付を令和2年度限りで行ったところです。

成果につきましては、住居確保給付金につきましては新規申請に係る支給決定件数が前年度の39倍となる506件、支給決定額が前年度の40倍となる約1億557万円となっております。

沖縄県住居確保支援給付金については、令和3年2月まで申請を受け付けまして、最終的には1937件、約5061万円を支給決定したところです。

生活困窮者自立支援事業につきましては、新規相談受付件数が前年度の約7.6倍となる6105件、自立支援プランの作成件数が前年度比約25%増の673件となっております。このプランに基づき継続的な支援を行った結果、98人が就労し、33人が増収しているという結果になっております。また、継続的な支援を行った方のうち、住まいの安定、自立に向けた意欲の向上や精神の安定、社会参加機会の増加が図られたなどの変化があった方が多くおまして、生活困窮の深刻化を予防する効果も現れてきているものと考えております。

今後の課題についてでありますけれども、支援内容や制度自体を知らない潜在的な支援対象者の方が

いらっしゃることが想定されます。そこで、早期に発見し適切な支援につなぐ体制づくりが必要であると考えております。県のほうでは、様々な媒体を通してこの制度を広報しております。また、本制度のパンフレットを作成しまして、各町村の窓口に置いたり社会福祉協議会の窓口に置いたりということもしております。なお、それだけではなかなか情報が行き届かないという方もいらっしゃいますので、各町村の各世帯に配付するような手はずも整えていまして、令和2年度から今年度にかけてそのようなことを行っているという状況であります。

○玉城ノブ子委員 ぜひ、このコロナ禍の中で生活が困窮している世帯の皆さんの下にこの給付支援金がしっかりと行き届くことができるような、そういう体制をつくっていくということが大切だというふうに思います。私もよく、これで本当に生活が困って、これからどうしようかということの相談を受けることがあります。こういう支援制度もありますよということをお話しすると、それ知らなかったということでおっしゃる方が、相談をたまたまよく受けますので、そういう意味では、そういう制度の周知を徹底、対象となっているけれどもまだそこに行き届いていないということがあるというふうに思いますので、これからの周知徹底について、しっかりとやっぱりやっていただきたい。さらに体制を強化して、こういう皆さん方のところにしっかりとした支援金が行き届くような取組をやっていただきたいということをぜひお願いします。

○大城清剛保護・援護課長 委員おっしゃるように、情報が届いていないということもあるのかなと思っていますので、引き続き私たちは最善を尽くして広報をやっておりますけれども、継続して行っていききたいと思います。また各市町村とか関係機関とも協力して、この制度をしっかりと運営していききたいと思っています。

○玉城ノブ子委員 ぜひよろしく願いいたします。

次、95ページの子どもの貧困対策推進基金事業のこれまでの実施内容と、その成果と今後の課題、そして計画について伺います。

○仲村卓之子ども未来政策課長 沖縄子どもの貧困対策推進基金は、平成28年度に6か年の期間として創設をされまして、県が3億円、市町村27億円という配分をされております。令和2年度末の基金残高は約8億8600万円で、基金総額30億円に対する執行率は約7割となっております。

県においては、子供の生活実態調査や貧困対策の普及啓発などに活用しております。市町村におい

ては就学援助の充実や放課後児童クラブの利用料軽減などにこの基金を活用しております。市町村が行う就学援助の充実に対しまして、平成28年度から令和2年度まで県から約12億5600万円を交付しておりますが、その間、本県の就学援助率は20.39%から24.23%へ3.84ポイント増加しており、支援が必要な家庭に支援を届けることができたと考えております。

また、ひとり親世帯等を対象にした放課後児童クラブ利用料の負担軽減を行う市町村に対し、平成28年度から令和2年度にかけて、県から約2億1200万円を交付しておりますが、5年間の合計で7584名の利用料負担の軽減が図られたと考えております。

今年度は沖縄県子どもの貧困対策計画の最終年度であることから、現在、次期計画の策定に向けて現計画の最終評価を行っているところですが、次期計画の策定に当たりましては、これまでの課題を踏まえて、より効果的な市町村の支援策について検討していきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 先ほど答弁もございましたけれども、子どもの貧困対策推進基金、この事業は今年度までとなっているようですけれども、今後の基金の継続について伺います。そして、財源はどう対応をなされていきますでしょうか。

○仲村卓之子ども未来政策課長 先ほども少し述べましたけれども、県のほうでは国に対しまして、新たな沖縄振興に係る制度提言というものを行っておりまして、その中で子供の貧困対策に活用できる交付金制度の創設等を提言しているところでございます。

この基金の期限は今年度までの予定となっておりますが、この国の制度提言の協議内容とか国の予算措置の状況等も踏まえながら、基金の在り方についても検討していきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 子供の貧困対策については、新振興計画の中においても位置づけられている課題でありますね。ですから、やっぱり振興計画の中に位置づけられているこの貧困対策事業の今後の推進については、国に対しても子どもの貧困対策基金への支援を要求していくときではないかというふうに考えておりますが、どうでしょうか。

○仲村卓之子ども未来政策課長 先ほど述べました交付金制度の創設というのを求めている内容に、この基金で現在行っている事業もその交付金の中で交付金制度としてできないかということは今提言しているところです。

○玉城ノブ子委員 この貧困対策のための推進基金、先ほど答弁がございましたけれども、非常に大きな

役割を果たしています。この貧困対策の基金をやっばり継続してやっていくということが非常に大事だというふうに思います。それには振興計画の中でも位置づけられているこの財源については、国に対しても要求していくということでぜひ頑張っていたきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

次に117ページ、児童虐待の問題とも関わっておりますけれども、家庭支援相談事業費について質問いたします。コロナ禍で児童虐待が増加していると言われておりますけれども、この児童虐待の実態について伺いたいと思います。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 児童虐待相談対応件数につきまして、令和2年度の本県の件数については速報値で1835件となっております。これは前年度と比較して228件の増加という状況であります。

○玉城ノブ子委員 児童虐待ホットラインで対応なさった件数はどれぐらいあるんでしょうか。具体的な支援について、支援がどういうふうになされてきたのかということについて伺いたいと思います。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 虐待の通告の経路につきましては様々ありますが、県のほうで24時間365日設置しています虐待ホットラインにつきましては、令和2年度に1030件、そのラインのほうに相談を受け付けております。

○玉城ノブ子委員 児童福祉法、児童虐待防止法、DV防止法の法律の改定に伴って、相談事務所の機能を強化するというようになっておりますけれども、それについては具体的にどのように対応なされてきたんでしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 体制の強化につきましては、国のほうでも体制強化に係る増員のプランの見直しとかがありますので、そこを見ながら、実際具体の対応としましては令和2年度から初期対応と支援を分けるということで、初期対応班を新設してまず通告があった場合の初期対応に特化した組織の体制をしたりですとか、それから人員についても必要な人員の増員を計画的にやっていっているところです。

○玉城ノブ子委員 例えば、児童相談所で具体的にどういうふうに体制の強化がなされているのか。もう少し具体的に見えるような形での支援の体制の強化というんでしょうか、それがなされているということではないんですか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 相談の体制整備の強化については、令和3年度の内容についてお

答えしますと、増加する児童虐待等に対応するため職員定数を2名増員しております。中央児童相談所の児童福祉司1名、あと児童心理司を1名増員しております。

それに加えまして、同じく虐待対応等に対応するため会計年度任用職員6名増員を行っております。職務の内容が、児童虐待相談専門員、これを現状10名のところ11名に1人増やしております。受付相談専門員、この業務につきましては、ケースの重篤化や緊急度に応じた振り分けですとか、緊急受理会議の対応ですとか、受付段階での対応の職員になりますが、これを2名から4名に2名の増員をしております。それから、心理判定専門員が4名から7名、3名の増員をしております。

以上が、令和3年度の強化の内容になっております。

○玉城ノブ子委員 子供への虐待の陰には多くの場合、DVがあるというふうに言われておりますけれども、DV被害者の適切な保護と配偶者支援センターや児童相談所との連携等について、どのように進めておられるのかお聞きしたいと思います。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 DVの際、保護された際に同伴している児童のケアも必要ということで、DVから避難するために一時保護所に入所となった被害者に同伴児がある場合の対応としまして、県の女性相談所に配置された児童コーディネーターを配置してございまして、児童コーディネーターのほうで同伴児について必要な支援を児童相談所に通報して、現場にいた虐待事案の有無の確認等、そういう確認をする依頼をすることになります。

それから、児童コーディネーターにつきましては、また市町村の家庭児童相談員を通しまして、同伴していた児童の学校、保育所等での児童の様子ですとか、虐待案件として認知されているか、情報収集で聴取するなど、その同伴児童の支援についても児童相談所に職員を新たに配置して対応しているところです。

○玉城ノブ子委員 各機関の支援と連携を取りながら、早く支援につなげていけるような、そういう仕組みづくりを進めていただきたいというふうに思います。これは答弁はいいです。

129ページ、最後になりますけれども、地域密着型老人ホームの待機者数と今後の計画等について伺います。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 お答えします。

令和2年10月末現在で、特別養護老人ホームの入所の必要性が高い待機者は772名となっております。

県では沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間で合計1289床の定員増を図る計画としておりますので、入所待機者の解消に寄与するものと考えております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 特養ホームに入所したくてもできないという状態の皆さん方がたくさんいらっしゃいますので、そういう意味ではぜひ計画的に希望する皆さん方が施設に入所することができるように、増設を進めていただきたいと思います。

○屋我はづき高齢者福祉介護課長 玉城委員のおっしゃるように、県のほうでも市町村と連携しまして事業の進捗、支援も行いながら、計画どおりの整備ができるように努めてまいりたいと思います。

○玉城ノブ子委員 よろしくお願ひいたします。

○末松文信委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 お願いします。

まず、成果報告書の「平和への思い」発信・交流・継承事業について、70ページになりますが、それについての成果、事業概要について確認します。

○榊原千夏女性力・平和推進課長 お答えいたします。

この事業は、沖縄県と同様に悲惨な戦争体験等を持つアジア諸国の学生と日本の学生が、共同学習を通してお互いの歴史を学習し、理解し合い、将来の平和構築について共に考える機会を提供することで、近隣諸国というネットワークの形成、また平和な社会の実現に貢献できる国際的な視野と平和への思いを持つ人材の育成を図っていくことなどを目的としております。

令和2年度、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加学生の渡航往來を中止いたしまして、5日間のオンライン共同学習を実施いたしました。令和元年度事業から参加している沖縄県、韓国、台湾、ベトナムに加えまして、戦後75年の節目の年であったことから、原爆被害のありました広島県と長崎県の学生に参加を呼びかけて共同学習を実施したところでございます。なお、令和元年度に参加していましたカンボジアも予定してたんだけれども、国内の新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、不参加の申出があったところです。人数といたしましては、生徒のほうが29名、指導者も合わせまして合計36名が参加したところです。

○瀬長美佐雄委員 ぜひ、いい交流事業ということと、やっぱり今後も平和をベースに交流がさらに発展するということを期待したいと思います。

次に、83ページにあります、軽度・中等度の難

聴児補聴器購入費補助、その事業について伺います。

○宮里健障害福祉課長 この軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業と申しますのは、18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対して、市町村が補聴器の購入及び修理に要する経費を助成する事業に県が補助金を交付することで、難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援する事業となっております。予算額の積算に当たりましては、実施主体である市町村の前年度交付申請額等を踏まえて予算措置してございますが、実際の申請件数あるいは申請額が見込みを下回っておりまして、執行率としては低くなっている状況でございます。

○瀬長美佐雄委員 執行率が低い状況もあると同時に、20の自治体が今回受けたと。実態調査を踏まえれば、まだまだニーズはあるという状況なのか。そこら辺の確認状況とかを含めてお願いします。

○宮里健障害福祉課長 この事業につきましては27市町村で実施してございまして、令和2年度に補助した市町村が20市町村、要するにその他は対象者がいなかったということで、申請が上がってこなかったということになってございます。

○瀬長美佐雄委員 引き続き必要に応じて対処することで確認したいと思います。

続きまして、97ページ、認可外保育施設に対する支援と。その中の新すこやか保育事業、これについての事業概要あるいは効果、課題について伺います。

○前川早由利子育て支援課長 県では新すこやか保育事業において、平成24年度から一括交付金を活用し、給食費、児童の健康診断費等に対する支援を行っております。また、これまで認可保育所並みの給食費単価が確保されるよう支援の拡充を図ってきたところでございます。

事業の効果としましては、平成24年度から令和2年度までの間、県内の認可外保育施設の延べ2785施設が本事業を活用しておりまして、入所児童の処遇の向上と保育の質の向上が図られたものと考えております。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

続きまして、認可化移行支援事業について、先ほども議論ありましたけれども、実績、認可化に移行した、その待機児童解決にも貢献したと思っておりますが、それについての状況、効果を伺います。

○前川早由利子育て支援課長 認可化移行支援事業につきましては、認可外保育施設が認可保育所等への移行を促進するため、運営費や施設改善に必要な費用の一部を補助する事業となっております。

認可外保育施設の認可化の実績につきましては、

平成24年度から令和2年度までの9年間で90施設が認可保育所等に移行し、定員にして5551人の保育定員を確保したところでございます。

○瀬長美佐雄委員 後で待機児童解決の見込みについても確認しますが、これについては現年度も実施されているかと思いますが、いわゆる4年度以降のこの事業の継続可能性、どんな検討状況でしょうか。

○前川早由利子育て支援課長 今年度の対象施設につきましては2施設となっております。令和4年度につきましても現在調整中ではありますが、3施設の希望が市町村から上がっているところではございます。その辺りも引き続き市町村と意見交換しながら、この事業の継続も含めて検討してまいりたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

次は、104ページ、保育士の正規雇用化促進事業。正規化も拡大しているという実績を見れますが、これの事業概要、仕組みを含めて伺います。

○前川早由利子育て支援課長 保育士正規雇用化促進事業は、保育士の正規雇用化を促進し、保育士の処遇向上及び定着促進を図ることを目的として実施しております。令和2年度当初予算では216人相当の正規雇用化を見込んでおりましたが、市町村からの所要額が当初見込みを上回ったことから、必要額について流用等で増額したところでございます。

2年度の実績につきましては、143施設314人の正規雇用化を支援し、1人当たりの年収は平均約42万円の増加、支援対象施設における正規雇用率は93.5%となりまして、前年度比で17.1ポイントの改善が図られたところでございます。

○瀬長美佐雄委員 保育士1人当たりの年収42万円の処遇改善ということで、単純に月で割れば3万というふうになるのか。ちょっとそこら辺の仕組みについて説明を受けたいと思います。

○前川早由利子育て支援課長 この正規雇用化支援事業につきましては、まず非正規で雇って、正規化へ転換した場合は月額4万2000円の補助となりまして、年間で最大50万4000円の補助をしているところです。新規で最初から正規雇用で雇った場合につきましては月額2万5000円で、年額にしまして最大30万円まで支援しているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 分かりました。ありがとうございます。

次、100ページに戻りますが、待機児童解消の支援金事業について、この事業の効果や課題について伺います。

○前川早由利子育て支援課長 本支援基金は平成

25年12月に設置されて以降、市町村で行う保育所等の施設整備に対する財政支援のほか、令和2年度、令和3年度においては、保育士確保に資する補助単独事業への財政負担の軽減を図るなど支援を拡充してきておりまして、待機児童解消に対する市町村の取組に大きな効果を上げているところでございます。この結果、令和3年4月1日時点の待機児童数は過去最大の減り幅となりまして、待機児童数も大幅に減少したところでございます。

○瀬長美佐雄委員 この事業の中に保育士の宿舍借り上げ支援とか、市町村の独自の待機児童解消への支援だと。具体的にはどんな支援を市町村がされていて、それに対するどんな支援をしたのかということと伺います。

○前川早由利子育て支援課長 保育士確保に係る事業につきましては、国の国庫補助事業で保育体制強化事業というのがございます。こちら保育士の免許を持たない用務的な作業をしまして、保育士の負担軽減を行う保育支援者という人材を配置するときに補助する事業となっております。

事業内容としては、消毒や清掃、給食の配膳の後片づけなど、そういった県の指定への実際の保育士の負担軽減を図るような事業となっております。ここもかなり強化しておりまして、11市町村144施設に補助しているところです。

また、保育補助者という方がおりまして、保育士の業務の負担軽減、そばでサポートする方たちですが、こちらも保育の資格を持たないですが、保育士を目指してるような方々を雇い上げまして保育士の負担軽減を図る事業となっております。こちらのほうが11市町村132施設に支援しております。

あと保育士の宿舍借り上げ支援事業というのがございます。こちらは国の支援事業でございますが、上限月額8万2000円ということで、保育士が宿舍を借りるときに一部補助する事業となっております。こちらのほうも市町村の利用が増えているところでございまして、7市町において98施設がこの事業を実施しているところであります。

本基金におきましては、国の補助事業の市町村の負担分におきまして、その4分の3をさらに県が補助するというような事業になっております。この辺り令和2年度、令和3年度に強化したところでございます。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

本当は保育士を確保するということで、様々な事業メニューがあると。これを活用されているという状況が分かりました。

ちなみに県全体としては今年度中の解消だったかと思いますが、自治体単位で保育定数を拡大し、実際的にはもう解決したという自治体もあるかと思いますが、その状況について確認させてください。

○前川早由利子育て支援課長 本事業を活用した18市町村における令和3年4月1日時点の待機児童数は525人となっております。石垣市及び伊江村で待機児童ゼロを達成しまして、南風原町、那覇市、北中城村において待機児童が大幅に減少し、全体では前年度に比べて741名減少したところでございます。

○瀬長美佐雄委員 次の101ページに移ります。保育所等の整備を続けてきたと。決算額で言うと当初予算よりも増額になっていると。そういった説明を含めて、この事業の成果、効果について伺います。

○前川早由利子育て支援課長 101ページの事業につきましては、安心こども基金事業という事業でございます。この事業は子供を安心して育てることができる体制を整備するため、国の平成20年度第2次補正予算で成立した子育て支援対策臨時特例交付金を原資として、沖縄県安心こども基金を造成し、その後、国の補助等により積立てを行っているところでございます。

令和2年度の当初予算では、市町村が実施する保育所等の施設整備への支援や、幼児教育・保育の無償化に係る事務費を計上しておりましたが、令和2年の2月補正予算にて、特定不妊治療費助成事業に係る費用として子育て支援対策臨時特例交付金が追加交付されたことにより、積立額を増額補正しまして、その結果により決算額が増となっているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 黄金っ子プランの総括、1800名の目標等々、課題のところを書いてあります。これについてちょっと具体的に説明を受けたいと思います。

○前川早由利子育て支援課長 保育定員につきましては、黄金っ子応援プランに基づき令和4年4月1日時点で6万6865人の保育定員を確保することを目標としております。

令和2年度は、1205人の保育定員を確保したところでございまして、令和3年度の施設整備計画においては、残り1793人の保育定員の確保を見込んでおります。これにより令和4年4月1日時点の認可定員数は6万6862人になる見込みとなっております。

○瀬長美佐雄委員 待機児童解消、解決に全力を尽くしてきたということで、振り返って総括として確認しますが、計画年度当初、どれだけの保育定数で

どれだけの待機児童がいたんだと。この間、頑張った10年近く、それについて今の到達はこうなってるというふうに大きな意味での総括を伺いたいと思います。

○前川早由利子育て支援課長 県では平成27年度から令和元年度を第1期黄金っ子応援プランとして、令和2年度から6年度を計画期間とする第2期黄金っ子応援プラン、それぞれのプランに基づきまして、これまで市町村が実施する保育所整備や保育士確保等への取組を支援してまいりました。

その結果、平成27年度から令和2年度までの6年間で約2万6000人の保育定員の増が図られ、約6万5000人の保育定員が確保されたところでございます。

また、待機児童数につきましても、平成3年4月1日時点で564人となり、前年度から601人減少し、6年連続で減少しております。減り幅も今年度は過去最大の58.7%減となりまして、各市町村の取組の成果が着実に現れてきていると考えております。

○瀬長美佐雄委員 ぜひ待機児解決まで頑張っていたいただきたいと思います。

次に、141ページの国際相談・支援体制の強化、事業についてはやり取りもありました。結論的には今年度も含めてその体制づくりかと思いますが、次年度以降にこの事業をどのように効果的に継続させていくということなのかを確認させてください。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 この相談事業につきましては、令和2年につきまして年明けの1月に設置しまして、相談実績は10件という状況でありました。令和3年度、引き続き設置してございまして、8月末時点では73件の相談がありまして、それだけ相談のニーズがあるんだということで対応している状況であります。

課題としましては、通常の相談業務とはまた違いまして、相手方が米軍人や軍属等ということに特化した形での相談窓口になってる関係で、語学ですとか国が違う制度間の専門的な知識などが必要ですので、そういう相談員を実際の相談業務を通してスキルを磨きながら、引き続きまた次年度以降も継続して相談体制を整えていきたいというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

最後に、生活保護との関わりで伺いたいと思います。昨年からはコロナということではありますが、生活保護の受給者の推移についてを伺います。

○大城清剛保護・援護課長 沖縄県で生活保護を受ける世帯数、人員数及び保護率について、速報値となりますが、本年8月末時点と5年前の平成28年度

の年度平均とを比べますと、被保護世帯数は2万7520世帯から3万885世帯と、3365世帯、12.2%の増となっております。被保護人員数は3万6534人から3万8737人と、2203人、6.0%の増となっております。保護率は、パーセンテージで申しますと2.5%から2.61%と、0.11ポイントの増となっております。

○瀬長美佐雄委員 市の福祉事務所は申請から決定、受給、給付まで急ぐ対応をしています。県が市のレベルに比べると遅いという状況が、現在も改善を求めてきましたけれども、実態改善されてきたのか伺います。

○大城清剛保護・援護課長 保護の決定につきましては、申請の日から14日以内、または資産及び収入の状況の調査などに日時を要する場合でも30日以内に行わなければならないと規定しております。

郡部の福祉事務所において今年度4月ないし8月の5か月間において、30日以内に保護の決定を行った件数の割合は99.5%、そのうち14日以内に決定を行った割合は19.5%となっております。

○瀬長美佐雄委員 それでこの間指摘してきましたけれども、改善されているという到達なのかどうかの確認です。

○大城清剛保護・援護課長 令和2年度におきましては41.6%と、14日以内の決定が行われておりましたが、今年度の4月から8月の5か月間では22.1%悪化しているという状況であります。

○瀬長美佐雄委員 ぜひスピーディーな対応をお願いしたいと思います。

生活保護について言えば、扶養照会が全国的に課題になりました。これについては、例えば国もこういうケースについては扶養照会しなくていいというケースの通知があったと思います。その内容と市町村への徹底というか、市町村というか福祉事務所にはですか。お願いします。

○大城清剛保護・援護課長 扶養照会につきましては、法定受託事務の処理基準である生活保護法による保護の実施要領等に定められておまして、福祉事務所はこの要領等に基づきまして、扶養義務の履行が期待できると判断された扶養義務者について調査を行っているところです。

本年2月と3月の国の通知及び要領等の改正により、扶養照会の運用の弾力化として改めて整理、追加して示された扶養照会を行わない取扱いとなる扶養義務の履行が期待できないものとして類型化されておまして、まず最初に当該扶養義務者が生活保護を受けているとか、施設に入所しているとか、長期入院しているとか、未成年であるとか、70歳以上

の高齢者などは省かれると。

そして2番目に、要保護者の生育歴等から特別な事情があり、明らかに扶養ができない場合、著しい関係不良の場合ということで、例えば10年程度音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合等が挙げられております。

そして3番目としては、夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯があるもの等がありまして、これらの3類型については扶養照会の必要がないというふうに整理されております。

県におきましては、今回の国からの通知等を踏まえ、福祉事務所に対して引き続き周知徹底、そして要保護者の相談に当たっては丁寧に生活歴等個別の事情を丁寧に聞き取り、個々の要保護者に寄り添った対応を行うよう助言等を行っているところです。

○瀬長美佐雄委員 最後に要望ですが、実際に申請者の心の負担になっています。同時に、福祉事務所自体も事務的なことと言えば負担になっていると思います。そういった扶養照会をかけて、実際に関係者を金銭面で支援しましょうという人もそうそういないという実態の中で言うと、やっぱり扶養照会そのものをやめるといふ決断、検討もぜひ進めたいと思います。

以上です。

○末松文信委員長 喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 お疲れさまです。

まず、歳入歳出決算の話からなんですけれども、令和元年度に比べて令和2年度はコロナで財政への影響、非常に大きかったと思います。前々年度と比較して、コロナ関連の予算が子ども生活福祉部の歳入歳出決算に与えた影響、大枠で御説明いただけますか。

○久貝仁福祉政策課長 子ども生活福祉部におけるコロナ対策費の支出済額については、令和元年度が2億2800万、令和2年度が443億9866万円となっております。この主な増は、御承知のとおりコロナ対策に伴う様々な事業の増が主となっております。

○喜友名智子委員 増えた分のうち、主な財源はどういったところにあつたんでしょうか。

○久貝仁福祉政策課長 財源は様々なものがあります。例えば新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であるとか、あと新型コロナウイルス感染症対応緊急包括支援交付金、こういった交付金等を活用して実施したほか、そのほか例えば緊急小口資金の特例貸付けなど国庫補助10分の10の事業、こういったものが今回増になった大きな要因になって

いると思います。

○喜友名智子委員 例年とは違った事務作業が非常に多かったかと思いますが、こういった歳入歳出の金額が増えたことで、実際にこの部局への事務負担というか、作業においてはこういった負担がありましたか。

○久貝仁福祉政策課長 令和2年度は10次の補正予算を組みました。484億円の予算を確保しました。これは生活困窮者であるとか、そういったコロナ禍に伴って支援を要する人であるとか、あと社会福祉施設などの福祉サービスの提供を維持するために至急予算を確保しなければならなかったということで、国との調整であったり財政当局との調整もあるんですけども、こういったことに多くの時間を費やしたというのは事実だと思います。

○喜友名智子委員 今年度もコロナ対策でかなり事務作業に取られているんじゃないかなと思いますけれども、一旦また落ち着いたらこのイレギュラーな対応をした期間の事務対応をどのように振り返るのか、また整理をして報告をしていただけるような場面があればと思います。引き続きまたちょっとコロナ対策で手が取られるかと思いますが、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

次が、主要施策の報告書のほうに行きます。最初に115ページです。子ども・若者育成支援ということで、若者総合相談支援センターでニートやひきこもりの対策をしているということで、沖縄においては特に意義のある事業であると理解しています。先ほど実績についてはひきこもりの人数の推計等々あったので、同じような質問は省きます。平成26年度からこの事業は始まっていますが、今時点での大きな課題をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。課題というのは、このセンターの運営についての課題のことをお尋ねいたします。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 運営につきましては、まず相談の場所として事務所が那覇市1か所であると。それにつきましては名護市に今年度から開設したということで、実際の相談場所としては2か所になっていますが、それ以外の遠隔地にある方についても相談ができる、しやすい体制づくりというのが引き続きの課題と考えております。

これにつきましては、宮古、八重山への出張相談ですとか、やはりオンラインでの支援する方への研修会ですとか、そういう形でそれを補うような知恵も絞りながらやっておりますが、これについては引き続き相談の必要な方が相談しやすい体制づくりというのが課題だと考えております。

○喜友名智子委員 次年度以降、このような課題にどういうふうに取り組む予定でしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 次年度に向けましては、名護のほうを新たに設置しましたので、その相談の状況を見まして、そのニーズですとか課題ですとか、そこが明らかになってくると思っております。それを踏まえまして、また新たな支援ということで必要な支援をしていくこととなりますが、これについては広域的な役割の県のほうだけではなくて、市町村のほうでも同じように子ども・若者支援については取り組んでほしいなというのがありますので、市町村のほうでも市町村の地域協議会の設置ですとか、そことの連携ですとか、そういう形で進めて幅広く支援体制を強化、充実させていくことが必要だと考えております。

○喜友名智子委員 逆に市町村のほうからは、県に対していろいろと期待する部分も多いと思うので、お互いにボールを投げ合って事業が止まることのないように、ぜひお願いをいたします。

この事業に関して最後に1つなんですけど、なかなか離島への出張相談がコロナ禍でできなかったというふうに向っています。これは本格的な再開というのは、いつ頃から予定していますか。オンラインで相談している方たちも、やっぱりひきこもりの相談であればあるほど対面のほうが安心感が強いと思うんですね。離島への出張の相談、どういった形でまた再開をしていこうという見込みを持っているでしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 緊急事態宣言が明けたというところで、可能な状況になれば、できるだけ現地に行つての支援が必要だとは考えております。これにつきまして、また委託先のほうとも相談しながら、気持ちとしてはできる限り必要なのはオンラインではなくて、対面での支援も必要な方には届けられるような形で実施していきたいと考えております。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

次が120ページ、ひとり親家庭生活支援モデル事業です。これは令和3年度までとなっておりますけれども、次年度以降の見込みについて教えてください。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 次年度以降の実施につきましては、これは平成24年度から実施してきておりまして、令和2年度末までに196世帯が自立実現しているということで、これについてはぜひ継続してほしいという要望を市町村等からも受けているところです。

これにつきまして財源は一括交付金を活用してお

りまして、令和3年度が終期となっておりますが、次年度についても一括交付金を活用して継続できるよう、庁内で調整を進めているところです。

○喜友名智子委員 私もこの事業、ぜひ継続をしてほしいという要望を受けておりますので、やっぱり地域の中で支援をするという特徴的な事業だと思います。非常にニーズが高くて必要性もある事業だと思うので、ぜひ事業が途切れることのないように継続を要望して終わります。

次が、141ページです。国際家事の支援体制のほうです。ほかの委員からも質問があったので重ならないようなところで聞きたいんですけども、先ほど数字を聞き逃してしまったのですが、沖縄でこれに対応をした相談件数は何件でしたでしょうか。国内に2万人ぐらいの対象者がいて、沖縄では351件というような数字を先ほど聞いたと理解してるんですけども、数字の確認からさせてください。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 先ほどの数字につきましては、厚生労働省の人口動態統計によります令和元年度の国際離婚、国際結婚の数字についてお答えしました。この人口統計によりますと、国際離婚のほうが全国で令和元年度1万647件、本県は国際離婚が132件。国際結婚のほうは全国2万1919件、本県が令和元年度354件国際結婚があったという数字になっているという状況であります。

○喜友名智子委員 沖縄での国際結婚が354件、離婚が132件という理解で正しいですか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 そのとおりです。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

こういった背景がある中で、この支援事業で相談にいらした人数、令和2年度は何名でしたでしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 令和2年度は10件、10人ということになります。

○喜友名智子委員 10件でいいですか。この数の相談を今実際には何名のスタッフで相談に乗っていらっしゃるのでしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 実際、対応に直接当たっているのは3名でございます。

○喜友名智子委員 10件ほどの相談の3名の方という現状は理解できました。昨年度から始まっている事業なので、まだどのように取り組むのか整理をしている部分も非常に多いように聞いています。けれども、沖縄ではやっぱり国際家事の事案、非常に全国でも多いと思いますし、今後恐らく、先ほどおっしゃった米軍人、軍属以外のケースも出てくるんじや

ないかと思うんですね。要はほかの国籍の方との案件ということです。課題が増えてくると思いますので、こちらも次年度以降も継続はしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、今後はどのような形で運営していこうと考えているのでしょうか。

○山内昌満青少年・子ども家庭課長 相談内容につきましては、今米軍人、軍属に特化した形の相談事業になってはいますが、またているのほうで全般の国際相談とか実施していますので、ちょっとその件数が増えてきた部分については、そのほうで振り分けをしながら必要な対応ができるようにということに対応してまいります。

この事業につきましては、また実際に相談業務をやっていく中で課題の洗い出しをしながら、必要な課題解消に努めながら、引き続きの支援体制を維持していく必要があると考えております。

○喜友名智子委員 今おっしゃった、ているで既に多国籍な相談窓口があるということですので、既にある事業との役割分担も適切に行いながら継続していただきたいと思います。

私は以上です。

ありがとうございました。

○末松文信委員長 以上で、子ども生活福祉部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時31分再開

○末松文信委員長 再開いたします。

次に、教育長から教育委員会関係決算事項の概要説明を求めます。

金城弘昌教育長。

○金城弘昌教育長 よろしく願いいたします。

それでは、教育委員会所管の令和2年度歳入歳出決算について、その概要を御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットへ通知いたしております令和2年度歳入歳出決算説明資料をタップしていただき御覧ください。

それでは、画面をスクロールしていただき、1ページをお願いいたします。

初めに、歳入決算状況について御説明いたします。

令和2年度の一般会計歳入決算は、予算現額の計571億6071万8340円に対し、調定額は495億8441万8863円、収入済額は495億6233万1760円、不納欠損額は0円、収入未済額は2208万7103円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.9%となっております。

以下、款別に、収入済額、収入未済額の主なものについて御説明いたします。

(款) 使用料及び手数料の収入済額は48億6835万5086円で、その主なものは全日制高等学校授業料であります。

2ページをお願いいたします。

(款) 国庫支出金の収入済額は380億6103万3618円で、その主なものは義務教育給与費、公立高等学校就学支援金、沖縄振興公共投資交付金及び沖縄振興特別推進交付金であります。

(款) 財産収入の収入済額は2億809万9906円で、その主なものは実習生産物売払代、土地貸付料であります。

3ページをお願いいたします。

(款) 諸収入の収入済額は4億9754万3150円で、その主なものは文化財調査受託金、災害共済給付金であります。

収入未済額2208万7103円は、談合認定に係る違約金及び延納利息であります。

(款) 県債の収入済額は59億2730万円で、その主なものは県立学校の施設整備に係るものであります。

以上が、歳入決算状況であります。

続きまして、歳出決算状況について御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

教育委員会の合計は、(款) 教育費と(款) 災害復旧費の合計となります。

それでは、(款) 教育費から御説明いたします。

(款) 教育費の決算は、予算現額の計1767億1386万31円に対し、支出済額は1672億1843万904円、翌年度繰越額は71億5983万3145円、不用額は23億3559万5982円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は94.6%であります。

次に、翌年度繰越額の主なものについて項別に御説明いたします。

(項) 教育総務費の翌年度繰越額7億4113万4000円の主なものは、(目) 教育振興費の公立学校改築に係る市町村補助事業によるもので、市町村において工法・工期の見直し等の計画変更の内容について、関係者との調整に不測の日数を要したことなどから、やむを得ず繰り越したものであります。

(項) 中学校費の翌年度繰越額465万9000円の主なものは、(目) 学校建設費の開邦中学校校舎新築工事において、先行している解体工事で当初想定していなかったアスベストの処分に時間を要したことにより、新築工事発注に遅れが生じたことなどから、や

むを得ず繰り越したものであります。

5ページをお願いいたします。

(項) 高等学校費の翌年度繰越額38億2361万775円の主なものは、(目) 教育振興費の職業系専門高校における最先端のデジタル化に対応した産業教育装置の整備に係る事業において、当該事業は令和3年1月に成立した国の第3次補正予算による補助事業であり、国の交付決定の時期が年度末となり、年度内での執行が困難となったことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

(項) 特別支援学校費の翌年度繰越額23億412万7370円の主なものは、(目) 特別支援学校費の那覇みらい支援学校新築工事において、想定よりも地盤が軟弱であり、地盤対策に関する工事を追加したことから、工事の施工に相当の時間を要したため、やむを得ず繰り越したものであります。

(項) 社会教育費の翌年度繰越額262万2000円の主なものは、(目) 文化財保護費の文化財補助事業費において、新型コロナウイルス感染症の影響により、建造物等の保存のための修理・修景工事が中断し、年度内での事業完了が困難となったことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

6ページをお願いいたします。

(項) 保健体育費の翌年度繰越額2億8368万円の主なものは、(目) 保健体育総務費の県立学校等感染症対策事業において、当該事業は令和3年1月に成立した国の第3次補正予算による補助事業であり、国の交付決定の時期が年度末となり、年度内での執行及び保健衛生用品等の納品が困難となったことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

次に、不用額の主なものについて、項別に御説明いたします。

恐縮ですが、2ページ戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。

(項) 教育総務費の不用額6億6764万3184円の主なものは、(目) 教育指導費の市町村への学びの保障のための学習支援員配置事業において、学習支援員の応募が当初の見込みを下回ったことによるものや、

(目) 教職振興費の公立学校施設整備事業(公共投資交付金)において、市町村事業に係る繰越箇所の不調・不落により適正工期が確保できず事業が実施できなくなったことによるものであります。

(項) 小学校費の不用額4億6860万1495円の主なものは、教職員給与費の執行残であります。

(項) 中学校費の不用額3億3426万7686円の主なものは、同じく教職員給与費の執行残であります。

5ページをお願いいたします。

(項) 高等学校費の不用額 4 億175万8414円の主なものは、(目) 高等学校総務費の教職員給与費の執行残及び(目) 学校建設費の学校施設整備補助事業費(騒音対策)の執行残によるものであります。

(項) 特別支援学校費の不用額 1 億9793万7975円の主なものは、教職員給与費の執行残であります。

(項) 社会教育費の不用額 1 億8888万5214円の主なものは、(目) 文化財保護費の文化庁国庫補助事業費において、新型コロナウイルス感染症の影響により、発掘調査の規模を縮小及び期間を短縮したことや、受託事業費における発掘調査支援業務委託の入札残によるものであります。

6 ページをお願いいたします。

(項) 保健体育費の不用額7650万2014円の主なものは、(目) 保健体育総務費のスポーツ振興事業費における市町村立中学校部活動指導員の配置人数減に伴う市町村への補助金の執行残によるものであります。

以上が、(款) 教育費の決算状況でございます。

次に、(款) 災害復旧費について御説明いたします。

(款) 災害復旧費の決算は、予算現額の計9552万3000円に対し、支出済額は4116万5760円、翌年度繰越額は5191万9000円、不用額は243万8240円、翌年度繰越額は、令和2年9月30日の降雨により崩落した浦添工業高等学校ののり面に係る復旧工事の設計検討及び対策に時間を要したことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

また、不用額は、幸いなことに当初の想定より学校施設の災害が少なかったことによるものであります。

以上が、教育委員会所管の令和2年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

教育長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、教育委員会関係決算事項に対する質疑

を行います。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 430ページ、スクールカウンセラー配置事業(県立)と、次のページ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業に関して、課題となっている点、少し詳細に教えてください。

○目取真康司義務教育課長 お答えします。

課題としましては、書いてあるとおりでございますが、暴力行為の問題等の行動の防止、いじめ発生と未然防止、早期発見、不登校の対応等、多岐にわたるところでございますが、現在、この課題への対応としまして、スクールカウンセラーを小中学校全校に配置しているところでございます。

さらに、今年度より、一層充実した配置に向け、支援の必要な学校を重点校として選定し、訪問回数を増やしているなどの対応を行っているところでございます。

以上です。

○小渡良太郎委員 前のページ430ページのスクールカウンセラー事業に関しては、課題は専門的な知識の人材確保が課題となるとあって、暴力行為とかいじめ、不登校とは書かれていないんですけれども、これは同じと理解していいですか。

○玉城学県立学校教育課長 ほぼ同様と理解してよろしいかと思えます。

○小渡良太郎委員 このスクールカウンセラーの業務の中に、学校内のパワハラというのは含まれるでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 スクールカウンセラーは、児童生徒の相談に乗ると同時に、多くは児童生徒と関連する内容について先生方の相談にも応じるところであります。その中において、もしかすると校内における組織体制、そういったパワハラもその中のうちのひとつとして相談されることはあるかと思っております。

以上です。

○小渡良太郎委員 以前の委員会で審査したコザ高校の事案、または北山高校、この間の陳情にもありましたものは、令和2年度に起こったものと理解します。この2つの事業に関して、カウンセラーはどのように業務を遂行したのか、現場でですね、教えてください。

○玉城学県立学校教育課長 御指摘のコザ事案、あるいは北山高校の事案については、事前にカウンセラーへの相談はなかったと。ただ、事後、特にコザにおいては、子供たちのケアのためにカウンセラーがしっかりケアに応じたというふうになっておりま

す。

以上でございます。

○小渡良太郎委員 相談がないと動けないというのは、しょうがない部分ではあると思うんですけども、ただこういった事案を、課題にも掲げているように未然防止、早期発見、早期解決ということをやっているのであれば、やはりどうやって取り組むかというところが今後問われてくるのかなと、ああいう事案が起きた以上はですね。十分に機能しているとは言えないというと、ちょっと言葉はきついと思うんですけども、理由として、今後の課題解決も含めてどのようなことが考えられるのか、最後に教えてください。

○玉城学県立学校教育課長 お答えします。

これまでどおり、引き続き教育相談体制の充実、特にまた教育相談係のみではなく、学級担任あるいは関わる学年主任とか、そういった方々のアンテナの張り方、それともう一つは、カウンセラーについては守秘義務もありますので、それを相談したときにどこまで守秘義務を守って、どこからは子供たちを守るために組織で対応するかというところが少し課題というところもありましたので、その辺をしっかりと今後は基準を設けながら周知していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○末松文信委員長 仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 お疲れさんでございます。

若干、質疑をさせていただきます。420ページの教員グローバルアップ事業（新規）について、この事業はもう今年度で最終になっておりますけれども、次年度からの取組を教えてください。

○目取真康司義務教育課長 本事業は、教職員の授業力アップ、資質向上を目的に行っている事業でございます。本年度で最終年度とはなっておりますけれども、学校のニーズ等、成果等を精査、検討しながら、総括しながら次期の取組について検討しているところでございます。

以上です。

○仲里全孝委員 今回の執行率の65.1%の要因を教えてください。

○目取真康司義務教育課長 この教員グローバルアップ事業に係る第1回の授業力アップ研修会が、昨年度の4月から5月の期間に設定されておりました。御存じのとおり、当初4月から県の独自の緊急事態宣言の発令があり、ほとんどの小中学校で休校となったことを受け、一旦この研修を中止としております。延期も試みたところでございますが、引き

続きコロナ対策等がありまして講師等の日程調整もできなく、やむなく第1回の研修が中止したことににより執行残となっているところです。

以上です。

○仲里全孝委員 その中で、(1)の授業力アップ研究会、(2)のパイオニアティーチャー研修というんですかね、この違いを教えてください。

○目取真康司義務教育課長 この2つの違いでありますけれども、まず授業力アップ研究会という研修会は、全国で行われている学習指導要領等の結果に基づいて、課題となっている教科について、課題となっている分野について、理論的な研究や授業研究を通して、教官の専門性を高める研修というふうになっております。

あと、パイオニアティーチャー研修会というのは、学校で核になる、校長、教頭以外のいわゆるミドルリーダーと呼ばれる先生方の資質向上、それからリーダー性をアップするための研修を行うというような2本立ての研修ということになっております。

以上です。

○仲里全孝委員 その中で課題と挙げられている、授業の改善を推進するため教育事務所との密な連携が必要である。この授業改善の推進というのはどういう、推進の中身を教えてください。どういう中身なのか。

○目取真康司義務教育課長 先ほどの説明の中でもちょっと触れたんですけども、主に全国学力学習状況調査の結果において、課題となる分野について、これもまた各地区とも若干特徴があったりしますので、その分野について全県一律に同じ研修をするというよりも、その地区に合わせた研修を行うために各教育事務所との連携を図る必要があるというところを目指しているところですが、その部分についてまだまだ向上させる余地があるという意味で、課題とさせていただいております。

以上です。

○仲里全孝委員 これは例えば、ブロックごとの研修をしていこうというのが大きな目的なんでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 それも目的の一つとなっております。

以上です。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

次に、438ページ、外国青年招致事業について、その中身で、ALTの受入れについてちょっと確認させていただきます。4番目にALTを対象とした個別面談を実施するとありますけれども、38名のALTに

対して10月に3日間の日程で面談研修を実施したというふうなことがありますけれども、ALTを受けるまでのプロセスを教えてもらえないですか。

○玉城学県立学校教育課長 お答えします。

ALTは外務省が各国にある日本大使館等、日本領事館も含めますが、等を通して募集選考し、各自治体の希望人数に応じて配置、任用されるものであります。

外務省において示されている応募要件の主なものに、もちろん面接によって選考されますけれども、大学の学士以上の学位取得者とか、あるいは指定言語について現在の標準的な発音、リズム、イントネーションを身につけ、正確かつ適切に運用できる語学力を有していること。あるいは論理的に文章を構成する力を備えていること。さらには日本における英語教育に関心があること。教員資格、教職員経験、高い日本語力があれば加点されるというふうにされております。

以上でございます。

○仲里全孝委員 今回10月に3日間の日程で面談を実施したとありますけれども、当初ALTを沖縄県のほうで何名予定していて38名の面談に至ったんですか。

○玉城学県立学校教育課長 本県としては、54名のALTをお願いしたところでございますけれども、コロナの影響で38名の来日というふうになっております。

○仲里全孝委員 そうすれば、16名のALTが今学校に配置されてないということですか。

○玉城学県立学校教育課長 16人については、県の非常勤講師として募集して、補充したところでございます。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から質疑内容について補足説明があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

玉城学県立学校教育課長。

○玉城学県立学校教育課長 その間タイムラグはありましたけれども、県内にいるネイティブスピーカーの皆さんに公募して、非常勤で任用して補ったということでございます。

○仲里全孝委員 この非常勤は外国人ですか。

○玉城学県立学校教育課長 そのとおりでございます。外国人でございます。

○仲里全孝委員 契約内容を教えてください。

○玉城学県立学校教育課長 会計年度任用職員として週19時間、時給2800円で月20日間の勤務という条

件を付して、要件については先ほど申し上げたとおり、日本語教育に関心のある方を採用しております。

○仲里全孝委員 契約期間は1年ですか、2年ですか。

○玉城学県立学校教育課長 ALTがまた来る予定がありますので、1年ではなく、約半年を区切って採用しているところでございます。

○仲里全孝委員 半年契約で間違いはないですか。

○玉城学県立学校教育課長 令和2年につきましては半年でございます。

○仲里全孝委員 38名予定されているALTも半年の契約で間違いはないですか。

○玉城学県立学校教育課長 ALTは1年契約で契約いたします。

○仲里全孝委員 分かりました。ありがとうございます。

441ページのバス通学費支援事業について、ちょっと確認させてください。この事業においても執行率が76.6、その内容を教えてください。

○大城勇人教育支援課長 当初予算額と決算額の差についてなんですけれども、支援対象者のバスの利用回数や支援対象者数が見込みより減となったことによるものであります。

当初見込みより減となった理由といたしましては、本事業は令和2年10月から開始した事業であり、本事業における利用実績の蓄積がなかったこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、対象者の公共交通機関の利用動向の予測が難しく、利用回数等正確に見込むことができなかったことから、見込みと実績に差が生じたものでございます。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

その中で低所得世帯とありますけれども、この低所得の基準はどういうふうになっていますか。

○大城勇人教育支援課長 所得の要件でございますが、住民税所得割非課税世帯と、前年度に実施してありましたひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業の対象者である児童扶養手当受給世帯を対象者としております。

○仲里全孝委員 ちょっと確認を取りたいのは、一定の所得基準に満たない世帯とありますよね。その一定の所得の基準というのは幾らなんですか。

○大城勇人教育支援課長 こちらにございます一定の所得基準に満たないというのは、ひとり親家庭の中でも、やはり高額所得者のひとり親もいらっしゃいますし、そういう方ではなく、我々の要件に合致する方のみのひとり親家庭ということでございます。

○末松文信委員長 石原朝子委員。

○石原朝子委員 よろしくお願ひします。

では、令和2年度の新規事業として取り組んでおりました県立学校法律相談研修費の事業内容と執行率、効果と課題について御説明お願いいたします。

○玉城学県立学校教育課長 いわゆるスクールロイヤー制度と呼ばれるものでございますけれども、学校で起こるいじめや保護者とのトラブルなどについて、法的側面からアドバイスを行う制度として、県立学校において予防対策や法律相談などを行うものであります。教育委員会と沖縄弁護士会が協定を結び、県内5地区、計8名の弁護士を配置しております。執行率は、18.3%というふうになっております。

事業効果としましては、学校側からの意見もございますが、スクールロイヤーの法的側面から助言を得ることで、児童生徒、保護者への適切な対応が図られてきていると。また、児童生徒の人権に考慮した指導がなされるものと期待しております。また、教員は安心して対応することができ、業務の効率化、負担軽減が図られ、時間的拘束や心身のストレスの解消にもつながるといふふうに考えております。また、弁護士の研修を実施することで、問題行動に対して法的根拠のある対応が可能となり、職員のスキル向上が図られたことが挙げられております。

実績としまして、令和2年度10月より運用開始し、法律相談を21回行っております。

以上でございます。

○石原朝子委員 この事業は4月からスタートせずに10月からということですね。この空いている期間はどうかされたんでしょうか。

○玉城学県立学校教育課長 事業開始に当たり弁護士会との協定締結に少し時間を要したことがあり、スクールロイヤーの活用は10月から少し遅れての開始となりました。

以上でございます。

○石原朝子委員 今回、10月からの後の相談件数の主な内容等を。

○玉城学県立学校教育課長 生徒指導などに関する保護者からの要求、クレーム等の対応、あるいは生徒の懲戒指導に関する学校の対応、そういうことが主に挙げられております。

○石原朝子委員 課題としては、どういった課題が今回出てきましたでしょうか。

○玉城学県立学校教育課長 学校が弁護士を利用することについて少しハードルが高いというふうに捉えているのが現状でございます。もう少し先生方にスクールロイヤー制度の意義等を周知して、相談しやすい環境を整えることが必要だということで、

我々は事あるたびに、校長研、教頭研のほうでスクールロイヤー制度について周知活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○石原朝子委員 この県立学校においては、幾つの学校、何校が利用されましたか。

○玉城学県立学校教育課長 9校、21件でございます。

以上でございます。

○石原朝子委員 この21件の相談を受けて、すぐ内容等解決したケースもございませうでしょうか。それともまだ継続のケースも多々ありますか。

○玉城学県立学校教育課長 いろいろ様々ございまして、解決に至ったもの、あるいは継続中のものもございませう。

○石原朝子委員 この事業は今後継続していかれると思うんですけども、事業の予算、令和2年度は101万円ですか、予算総額です。

○玉城学県立学校教育課長 そのとおりでございませう。

○石原朝子委員 これは予算を拡充して、また人数等も増やしていく今後予定になっておりますでしょうか。

○玉城学県立学校教育課長 令和3年度は218万9000円を計上してございまして、コロナの影響で少し研修等が実施できない状況もありますが、学校のほうには周知して、活用を促しているところでございませう。

○石原朝子委員 私はこの事業、本当に時宜を得ている必要な事業だと思います。今回、なぜこの主要施策の成果報告書に載っていなかったのが疑問に思いますが、どういった理由で今回載せなかったんでしょうか、新規事業であるにもかかわらず。

○屋宜宣秀参事兼総務課長 主要施策の成果に関する報告書の掲載事業につきましては、企画部のほうから選定に関する基本的な考え方というのが示されてございませう。

1つが、県政運営の基本方針を表す知事提案の説明要旨に掲載された事業。それから2番目に、重点テーマに沿った施策に係る事業ということでございませう。重点テーマに該当する事業につきましては、全て選定するというわけではなくて、それぞれの数の分量とかそういうのもございませうので、教育庁としましては予算事業245のうちの主要施策として、今回、令和2年度は28事業を掲載したところでございませう。

○石原朝子委員 分かりました。ありがとうございます。

ました。

○末松文信委員長 比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 お疲れさまです。よろしくお願ひいたします。

まず1番目に、コロナ禍において、この1年間の予算の組替えなど大変御苦勞なさったのではないかとお察しいたしますけれども、どのような点で苦勞され、どのような点で工夫されたのかをお聞きしたいと思ひます。

○屋宜宣秀参事兼総務課長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、予定どおりの実施が困難となった事業につきましては、実施方法を変更して対応したり、減額補正を行って他の取組に活用するなどの見直しを行ったところでございます。

特別支援学校のスクールバスの増便ですとか、それから県立学校のマスク、消毒液等の保健衛生用品の購入に要する経費、市町村が配置する学習指導の支援に当たる人員に要する経費等のため、4次にわたる補正予算を行い、12億3977万8000円のコロナ関連予算を確保いたしました。

さらに、県立学校における新型コロナウイルス感染状況の悪化を受けまして、対策の強化のために必要な経費、それから児童生徒の学習保障の取組のため、その他事業の執行残を活用しまして約5000万円を流用しまして、コロナ対策に係る予算を確保したところでございます。

以上です。

○比嘉京子委員 皆さんの状況を見ても、私もとても残念だと思ひるのは、海外の留学であるとか、それから視察であるとか、短期、長期にわたって多くの生徒たちのある意味で希望というか夢を、このコロナ禍で断られたのかなというふうに思ひています。そういうことは非常に残念なことでしたけれども、かなりそういう金額、それから研修等の削減が目立つのかなというふうに理解をしています。

さて、こういう時代にやっぱりGIGAスクール、いわゆるネット、オンラインの授業というものがまだまだ整備をされていないという点がありますので、ぜひそこは学問のといひますか、勉強の格差がないようにお願いをしたいと思ひます。

次に、複式学級について、ページ421ページの主要施策について伺ひます。8名以上の複式学級を有する小学校は何校でしょうか。実態を伺ひます。

○安里克也学校人事課長 令和3年度、小学校22校が8名以上の複式学級を有してあります。

以上であります。

○比嘉京子委員 22校のうち、クラスとしては多数あるという理解でよろしいでしょうか。

○安里克也学校人事課長 お答えいたします。

先ほどお答えしましたのは、令和3年度、今年度の実績ということでお答えいたしました。今、委員御指摘のありましたとおり、令和2年度につきましては21校となります。

○比嘉京子委員 人材確保が非常に困難だという概要になっているんですけども、本来なら何名必要で、何名充足されていないということでしょうか。

○安里克也学校人事課長 対象としておりましたのは29学級、それに対しまして、実際派遣できたのが24学級ということになっております。

○比嘉京子委員 ということは、21学校の中に24学級という理解でいいですか。

○安里克也学校人事課長 学校数といたしましては21学校、学級としまして29学級となっております。

○比嘉京子委員 違うんじゃない。24学級の21学校じゃないですか。

○安里克也学校人事課長 失礼いたしました。

24学級につきましては、16校となっております。失礼いたしました。

○比嘉京子委員 すみません、聞き方が悪かったです。

課題解決の方策ですけども、教員免許資格者が少ないと書いてあるんですけども、どうなんでしょうか。雇用の形態に問題がないのかなと思ひますが、いかがですか。

○安里克也学校人事課長 非常勤講師は会計年度任用職員という形で雇用してありまして、授業1時間につき2800円を支給するというような形での報酬算定となっております。ただ、この職員につきましては、免許を保持していることを必須としておりますので、なかなか人材を任用することが難しいという状況になっております。

○比嘉京子委員 やっぱり最初でもう非常勤と銘打っているわけですね。ですから、なかなか私は厳しいのかなというふうに理解していますが、ぜひ御検討をお願いしたいと思ひます。

では、430ページのスクールカウンセラーの配置についてですが、高校の場合はあれとしても、本当にその専門性を持った人がどれだけ存在するのかなということなんですけども、これだけ学校に配置をするということは、件数も増えてはいますが、いよいよにどんどんに人数が多く必要になってくるんですね。

そして、次のスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーですけども、431ページ。ここはいじめ等の

問題ですが、県立の場合には、高校生の場合には相談ということになっているわけですが、同じような専門性のある方々をこれだけ多く、そしてこれだけの相談件数があるということで、先ほども質問がありましたけれども、いかに早期に発見をして、いかに早期解決に向けていくかということが非常に大事だと言っているんですが、結局こういう問題は今後増えていく可能性を秘めているという理解をしているんですが、いかがですか。

○目取真康司義務教育課長 おっしゃるとおり、県内の状況を見ておきますと、小・中・高ともに不登校等の児童生徒も増えており、また、いじめにつきまちはいじめ認知件数と私たちは表現しておりますけれども、そのいじめの認知件数も増えていることから、今後も相談件数は増えていくものと考えております。

以上です。

○比嘉京子委員 昨日、大津市の10年前のいじめの自死による中2の問題で、かなり議論があったように思うんですが、そのときに背景は何かということで識者が訴えていましたのは、教師の多忙化だと。だから今、対症療法に我々走っているんだけど、私はまず先生方の多忙化の仕事の内容をもっとそぎ落としていくことが大事ではないかと思いますが、教育長、いかがですか。

○金城弘昌教育長 教員の働き方改革、非常に重要なテーマの一つだと思っています。やはり子供たちと向き合う時間が必要、声を聞く時間が必要というのは、もうこの間再三言われておりますので、働き方改革について、私どもとしてもいろんな手だてを取っているところでございますけど、引き続き恐らくこれが必ず効くという手だてはなかなかないのかなと思っていますけど、教員の意識改革も含めて取り組んでいく。また、しっかりした正規化の促進ですとか教員の雇用を進めていますので、そういったものをしっかりやりつつ、仕事の中身も変えていかないといけないのかなというのは率直に思っているところでございますけど、この辺りはやはり現場としっかり意見交換をしながら、やれることをどんどんやっていくと。

例えば一つの例としては、やはり行政で当然やっているノー残業デーですとか、あといろいろ時間外に電話がかかってくるようなのをやめるとか、本当に小さな取組とかいろいろあるんです。あと部活動指導員の配置ですとか、あとはスクールサポートスタッフの配置とか、いろんなところがあると思うんですけど、それを一つ一つまず丁寧にやっていっ

て、最終的にはちょっと意識改革も必要なのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○比嘉京子委員 この問題はまた取り上げさせていただきますが、大津市ではAIを活用しているようですね。つまり、いじめを全てAIの中に入れて、その深刻度というのをしっかり出させて、そしてその対応の優先順位を決めていくというようなこと等もやっているようです。

ちょっと時間がなくなりましたが、最後ですけれども、幼児教育の451ページですけれども、3つ質問を出してあるんですが、この事業は来年度で終わることになっているんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 おっしゃるとおり、来年度で終了の事業ということになっておりますけれども、今現在実施している中におきまして、現場のニーズも高い。それから、県全体を総括しながら支援していくという体制は必要であるという観点から、今後も継続できるよう検討しているところでございます。

以上です。

○比嘉京子委員 終わります。ありがとうございます。

○末松文信委員長 玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 時間も限られていますので、後ろのほうからちょっと、主要施策の442ページ、質問をさせていただきますので御答弁よろしくお願いたします。県外大学への進学を支援する給付型奨学金制度の実施件数と金額、その成果について伺いたいと思います。

○大城勇人教育支援課長 県外進学大学生支援事業の金額とその成果についてということで、本事業は能力を有する経済的に県外進学が困難な状況である県内高校生の県外難関大学等への進学を促進し、併せて大学等進学率の改善を図ることを目的として実施しております。

これまで平成29年度に進学者25人、平成30年度に進学者25人、令和元年度が25人、令和2年度に進学者が19人、今年度進学者が25人の119人の学生を奨学生として採用し支援を行っており、大学進学率の向上にもつながっていると考えております。

事業の実績額としましては、平成29年度約2700万、平成30年度約4800万、令和元年度6600万、令和2年度7000万円となっております。

○玉城ノブ子委員 この県外大学への進学を支援する給付型奨学金制度の具体的な要件は、内容につい

てお伺いしたいと思います。

○大城勇人教育支援課長 県外進学大学生支援事業の対象者の要件でございます。まず家計の状況が一定の基準を満たすものであることとしまして、あくまで例示でございますが、4人世帯の場合、世帯年収が597万円未満、それと保護者が沖縄県に居住する者であること、3番目に県が指定する県外指定大学に進学する者ということになっております。

○玉城ノブ子委員 なぜそれを私が聞いているかと申し上げますと、給付型奨学金制度、今コロナ禍の中で非常に大きな、やっぱり進学を希望する子供たちにとっては大変魅力のある制度になっているわけです。ですから、もっと要件を緩和して、もっと多くの子供たちが県外の大学に進学することができるように、この給付制の制度を緩和していくことができないかということなんですけれども、どうでしょうか。

○大城勇人教育支援課長 国の制度が、両親、本人、中学生のモデルで年収380万円以下の世帯が対象となっており、県の給付型奨学金においては、令和2年度に所得要件を緩和し、420万から597万円まで対象を拡充したところでございます。この要件の緩和によって採用となった学生が、令和3年度の進学者で9名になっておりまして、国からの十分な支援を受けられない中所得層の世帯も支援が可能となっております。

県教育委員会としましては、今後とも国の奨学支援制度による支援状況を注視し、適切な支援ができますよう努めてまいりたいと思っております。

○玉城ノブ子委員 ぜひ要件を緩和して、多くの県外の大学に進学を希望する皆さん方が、この制度で進学することができるようにしていただきたいというふうに思います。

それと、今後の課題ということで、国の修学支援新制度とのすみ分けというのが出ていますけれども、これは具体的に言ってどういうことでしょうか。具体的内容についてお聞かせください。

○大城勇人教育支援課長 先ほどの繰り返しにはなるんですけれども、国とのすみ分けについてでございますが、国の支援制度がどちらかといえば中所得層をメインに据えて支援している制度になっておりまして一失礼しました。国の支援制度が低所得層を支援する主な制度になっておりまして、これに対して、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、県がやはり同じようなところに支援をするというよりは、そこは少し所得要件を拡充した上で、できるだけ多くの方々に大学進学率の改善とグローバル人材の育

成を促進するという目的を達成する目的で、中所得層まで範囲を広げたところでございます。

○玉城ノブ子委員 分かりました。コロナ禍の中で、学生がやっぱり困窮する状況にあるわけです。進学を希望する多くの高校生がこの制度を使って進学することができるように、県外大学だけではなくて、県内大学にもこの対象を広げることはできないかということが多くの人たちの要求になっているんですけれども、どうでしょうか。

○大城勇人教育支援課長 委員の県内大学への支援を拡充してほしいという御意見でございます。令和2年度から実施されている国の修学支援制度においては、県の大学のみならず専修学校等も支援対象となっており、給付型奨学金のほか、授業料減免が実施されております。低所得層の学生に対しましては、県の給付型奨学金よりも手厚い支援となっております。国の制度については、学ぶ意欲があり、収入要件を満たす学生全てが対象となることから、低所得層の学生については、まずは国の修学支援制度の活用を検討していただきたいと考えております。

県の給付型奨学金においては、国から十分な支援を受けられない中所得層の世帯を中心に支援し県外進学を促進することで、本県の大学進学率等の向上につなげていきたいと考えております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 これは県内大学への拡充もぜひ検討していただきたいというふうに思います。

あと、441ページの住民税所得割非課税世帯とひとり親家庭の高校生を対象にしたバス通学費無料化です。多くの皆さんから大変喜ばれておりますけれども、これの利用者数、金額等についてお伺いいたします。

○大城勇人教育支援課長 バス通学支援事業は、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に励むことができる教育環境を整備するため、住民税所得割非課税世帯の高校生の通学費を支援する事業となっております。国公立におきましては、令和2年度は3208名を認定しており、決算額は1億8695万7000円となっております。

参考までですが、私立においては192名を認定しており、決算額は710万6000円となっております。県全体として3400名を認定しており、決算額は1億9406万3000円となっております。

○玉城ノブ子委員 コロナ禍の中でやっぱり生活が厳しくなっている家庭が増えていきます。バス料金の無料化、これも要件を緩和して対象を拡大してほしいという要望が上がっています。ですから、それも

ぜひ検討していただきたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○大城勇人教育支援課長 現在、対象となる世帯は住民税所得割非課税世帯としておりますが、コロナ禍ということもあるんですけれども、前年度所得で課税世帯であっても、失業や減収で家計が急変した世帯については、家計急変後の世帯収入で審査しております。非課税世帯に相当する場合には、バス支援の対象ということで対応させていただいているところがございます。

○玉城ノブ子委員 ぜひこれも要件を緩和して、多くの人たちがこのバス料金無料化の制度を活用することができるようにしていただきたいと思っております。

あと、時間の関係があって、440ページの那覇みらい支援学校です。これは非常に多くの市民の皆さんから大きな期待が寄せられていた学校ですけれども、これは来年度開校で、しっかりと頑張ってくださいというふうに思っているんですけれども、確認よろしくをお願いします。具体的に来年の4月開校でよろしいでしょうか。

○金城弘昌教育長 先日、10月1日付で学校長、辞令を発出いたしました。4月1日開校に向けて着実に進めておりますので、しっかり取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○玉城ノブ子委員 よろしくをお願いします。

○末松文信委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 お願いします。

まず最初に424ページ、スクール・サポート・スタッフの配置について、事業の目的、内容、実績等々について伺います。

○安里克也学校人事課長 スクール・サポート・スタッフの配置事業につきましては、教職員の長時間労働が深刻となっているという観点から、負担軽減を図り、児童生徒と向き合える時間を確保することで、きめ細かな指導の充実を図る。そういうことを目的に実施しております。

公立市町村学校で教員の事務を補助するスクール・サポート・スタッフを配置する市町村に対しまして、補助金を交付するというような内容になっております。

○瀬長美佐雄委員 具体的にどのような業務をサポートしてもらっていると。その結果、教職員の負担も軽減されているという評価なのか伺います。

○安里克也学校人事課長 スクール・サポート・スタッフの主な業務としましては、授業で使用する教材等の印刷や物品の準備、教材・資料の整理・保管、

それから宿題等の提出物の受け取り、確認などを行っております。これらのサポートを行うことによりまして、教員の超過勤務時間が短縮したことや、教材研究や指導案作成等の時間を生み出すことができたという回答している市町村もございますので、教職員の負担軽減につながっているものと認識しております。

以上であります。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに何名ぐらい、そのサポートの人数としては把握できていますか。

○安里克也学校人事課長 令和2年度の配置実績ではありますが、12市町村122校に134人の配置となっております。

以上であります。

○瀬長美佐雄委員 教職員の負担軽減という働き方改革の話もありましたが、教職員の休職の状況、この間の努力で少なくなっているという状況なのか、改善が見られるのか、状況を伺います。

○安里克也学校人事課長 令和2年度における教育職員の病気休職者は389人でありまして、そのうち精神疾患による病気休職者は188人となっております。

県教育委員会といたしましては、病気休暇及び病気休職中の職員に対しまして、学校管理職と学校ごとに配置されております産業医が中心となりまして、定期的に療養状況を確認し、休職者の回復状況の把握等を行っております。また、保健スタッフによる病状確認や相談受付、必要に応じまして精神科医、臨床心理士による個別の心理相談、復職支援のための面談などの支援を行っております。

以上であります。

○瀬長美佐雄委員 全国的に比べて県内の休職比率としても多いということだと思いますが、それがどういう状況なのか、改善の方向になっているのかという点では、改善の方向になっているのかの確認をさせてください。

○安里克也学校人事課長 改善の傾向につきまして、お答えが漏れておりました。失礼いたしました。

令和2年度における教育職員の病気休職者は389人でありまして、5年前の平成28年度413人と比較しますと、24人減少しております。ただし、精神疾患による病気休職者につきましては、令和2年度は188人でありまして、5年前の平成28年度の163人と比較いたしますと、25人増加しております。

県教育委員会といたしましては、定期的な療養状況の把握、保健スタッフによる支援等を行いまして、引き続き教職員の健康管理に努めてまいりたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 あと、少人数学級の拡大に努め

てきて、これも教員の職場の負担軽減につながると
思うんですが、この間の少人数学級化の努力、正規
化率の推移の教育環境の充実への効果という点で伺
います。

○安里克也学校人事課長 少人数学級拡大の経緯に
つきまして、県教育委員会では平成20年度に小学校
1年、平成21年度に小学校2年で30人学級を実施し
ております。その後、平成24年度に小学3年、平成26年
度に中学1年、平成28年度に小学4年、平成29年度
に小学5年、平成30年度に小学6年で35人学級を実
施しております。また、令和3年度から中学2年、
3年で35人学級を実施しております。

少人数学級拡大の効果についてであります。少
人数学級の効果につきまして、文部科学省におきま
しては、一人一人の理解度や興味・関心に応じたき
め細かな指導が可能となること、発言・発表の機会
が増え、より積極的に授業に参加できるようになる
ことなどを効果として公表しております。

以上であります。

○瀬長美佐雄委員 この間の推移の中で、拡大する
中で、1つは教員定数がどういうふうな変化で増え
てきたのか。正規化率が課題ですが、これを高める
という状況になっているのか伺います。

○安里克也学校人事課長 平成23年度から正規教員
を増やす取組を実施しており、平成22年度と比較し
て、令和2年度は少人数学級実施により231人の教員
定数が増加しており、正規教員数は1008人増加して
おります。

なお、正規率につきましては83.7%となっており、
平成22年度と比べますと1.4ポイント改善しておりま
す。

以上であります。

○瀬長美佐雄委員 今現在で国の制度的な学級の定
数、法的には何名ぐらいになっていて、何学年なの
か確認します。

○安里克也学校人事課長 国におきましては、法律
改正を行いまして、現在小学2年生まで少人数学級
を実施しているところであります。

以上であります。

○瀬長美佐雄委員 国に比較すれば、全学年が少人
数になったと。ちなみに、全国の中で全学年を少人
数化したというのは何県ありますか。

○安里克也学校人事課長 全学年で少人数学級を実
施しているのは、沖縄県を含めまして9県ございま
す。

以上であります。

○瀬長美佐雄委員 あと、446ページ、「琉球・沖縄

の知と心」国際発信事業について、その概要、効果
について伺います。あわせて、移民のルーツ調査自
体の概要について、あと世界のウチナーンチュ大会
との関連でどういう役割になるのか伺います。

○大宜見勝美生涯学習振興課長 お答えいたします。

「琉球・沖縄の知と心」国際発信事業の概要です。
調査に取り組んだ国、資料収集の概要のほうを説明
いたします。令和2年度についてはカナダ、アメリ
カ、ハワイのハワイ島で実施する計画で資料収集の
予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で
海外渡航ができませんでした。それで、国内調査へ
切り替えて今回収集し、今年度も同じく国内調査、
国内での資料収集を行っています。

移民ルーツ調査の概要についてですが、移民ルー
ツ調査は、依頼者から提供される移民1世の氏名な
どから渡航先、出身地、生年月日、渡航年月日など
の情報を提供しております。また、海外で収集した
資料や写真と併せて、県立図書館で所蔵している郷
土資料を活用し、詳細な情報を提供することに努め
ております。移民ルーツ調査の件数のほうは、令和
元年度が451件、令和2年度が42件となっております。

世界のウチナーンチュ大会との関わりについてで
すが、県立図書館は2016年に第6回世界ウチナー
ンチュ大会において移民ルーツ調査ブースを設置し、
海外からの参加者から273件の調査を受け付けまし
た。来年10月に、第7回世界ウチナーンチュ大会に
おいても調査ブースを設置する予定になっています。

以上です。

○末松文信委員長 喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 皆様お疲れさまです。

最初に、歳入歳出の部分について、令和元年度と
2年度、前年度と前々年度でコロナ関連の影響を財
政がどのように受けたのか、教育委員会単位でお尋
ねしたいと思います。前々年度と比較して歳入歳出、
令和2年度はどのような増があったでしょうか。

○屋宜宣秀参事兼総務課長 お答えいたします。

令和2年度決算額は、前年度決算額に比べ28億
8736万4000円の増額となっており、うち8億7137万
4000円はコロナ関連予算による増で、残りの20億
1599万円につきましては、県立学校施設整備の繰越
し増に伴う実績増や、県の実習船代船建造事業費の
増に伴う実績増などとなっております。

以上です。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

次からは主要施策のほうで幾つかお尋ねをさせ
てください。最初に、420ページの教員グローイングア
ップ事業。これはもともとどういった背景があつて開

始された事業なのか教えてください。

○目取真康司義務教育課長 お答えします。

この事業につきましては、教職員の主に授業力を中心とした資質能力の向上を目指しております。その背景となりますところは、この事業の内容にも大きく関わってくるんですけれども、全国学力・学習状況調査が実施されたことにより本県の課題がある程度明らかにできるようになったことから、その課題にマッチしたというか、そういった事業を立ち上げる必要があるという観点から、本事業を進めているところでございます。

以上です。

○喜友名智子委員 事業の目的と内容に指導方法の改善、それから指導効果の検証とあります。ここをもう少し具体的に教えてください。

○目取真康司義務教育課長 指導方法というところでございますが、先ほどのお話にありました全国学力・学習状況調査の内容におきましては、各設問においての正答率です。それから、児童生徒質問紙というようなアンケートのようなもので構成されているところでございます。

その内容につきましては、やはり正答率の低い設問、または無回答率というのがございます。そもそも児童生徒が答えなかった、書けなかったという問題等を主に取り上げて、文科省の講師等を招聘しながら本県の学力の課題及びその指導方法について学ぶという場になっているところでございます。

あと、この検証につきましては、やはりこの事業を行っていく中で、全国学力・学習状況調査の結果がどのように推移していったかで検証しているところでございます。

以上です。

○喜友名智子委員 ちょっと指導方法の改善のところ、この事業が始まる前と後で少しいメージが湧かないんですけれども、どのように変化したんでしょうか。

○目取真康司義務教育課長 お答えします。

本事業で扱っている教科が、特に中学校の国語、数学、英語というように中学校期における主要教科と呼ばれている教科にある意味特化しているところでございますが、その部分につきましては、やはり全国学力・学習状況調査が始まる前と後では課題の取り上げ方というか、課題の見え方がちょっと違ってきていたと。以前は、どちらかといいますと基礎的、基本的な事項に重きを置かれていた授業が多かったことを、今後はやはり児童生徒が主体となるような、文科省は主体的・対話的で深い学びと。アクテ

ィブ・ラーニングというような、やはり児童生徒が思考、判断、表現するような場を多く持つような授業を進めていくよう、研修等で進めているところでございます。

以上です。

○喜友名智子委員 学力調査なので、恐らくテストというか、調査の点数が上がったことで検証や評価がなされているんじゃないかなと予想しています。

ただ、特に小中学校の場合、そのテストの内容、正答率や無回答率というものも指導方法の改善の中に入っているとのことでしたけれども、ちょっと危惧しているのが、学習塾に近くなったような授業にならないかなというところなんですね。やっぱりテストの点数みたいなものが出てくると、どうしても問題を解くことそのものというか、テストに偏りがちにならないかなという懸念をどうしても持ってしまいます。

正答率が低かったり無回答があったりという部分は、やっぱり生徒それぞれで差があったり、一人一人どうしてもフォローしないと、学年が上がったときに勉強が追いついていかないと。勉強することがつまらなくなってしまったというようなところに行きがちではあると思うので、テストの点数だけではなくて、やっぱり生徒たちが学ぶ楽しさというか、学習を自分でマネジメントして継続してできるようにする、学ぶことに対する姿勢というものもぜひ大事にしてもらいたいと思います。

これはぜひ先生方がどのように指導方法を改善されたのか、具体的に分かるような場があると私も見てみたいと思います。ありがとうございます。

これは答弁要らないです。

次が、444ページの知の拠点パワーアップ事業です。効果として図書1万1923冊、雑誌161タイトル等々の購入とあります。これを購入するときの基準は何かあるでしょうか。

○大宜見勝美生涯学習振興課長 購入する際の基準やプロセスについてですが、県立図書館では沖縄県立図書館資料収集方針というのがあります。そこらに基づいて書籍を選定し、購入しております。この内容は、全分野にわたり基礎的なものから専門的なものまで幅広く選定し、特に郷土資料について重点的に収集しております。

なお、購入する書籍は、職員で構成される沖縄県立図書館図書選定委員会での承認を得て購入しております。

以上です。

○喜友名智子委員 一方で、古くなる書籍や資料と

いうものもあるかと思えます。もし、処分するときの規定についてもあれば、御紹介いただけますか。

○大宜見勝美生涯学習振興課長 書籍を処分する場合も、職員で構成される沖縄県立図書館図書選定委員会での検討を経て処分が決定されます。なお、検討の際、書籍の破損の程度や資料の貴重性等を考慮して判断しているということです。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

やっぱり公的な場所で買う書籍というのは、県民にどういった知識あるいはその学びを提供するかという意味でとても大事な基準になるかと思うんですね。県内の市町村自治体の図書館では、やっぱり本屋さんで気軽に買えるような本も欲しいというような要望も広いけれども、果たしてそれを公の図書館で買っていいのかという課題もまたあるかと思えます。ぜひ、県民の知の拠点としてのこういった図書の購入、複数の目でちゃんとチェックをしているということで安心をいたしました。ありがとうございました。

○末松文信委員長 ありがとうございました。

以上で、教育委員会関係決算事項に関する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○末松文信委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月13日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 末 松 文 信

令和 3 年 10 月 12 日

令和 3 年 第 8 回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

土木環境委員会記録

（ 第 1 号 ）

令和3年第8回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和3年10月12日（火曜日）
開会 午前10時2分
散会 午後3時44分
場所 第2委員会室

欠席委員

比嘉瑞己君

本日の委員会に付した事件

- 1 令和3年第8回議会認定第1号 令和2年度沖縄県一般会計決算の認定について（土木建築部所管分）
- 2 令和3年第8回議会認定第5号 令和2年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 3 令和3年第8回議会認定第12号 令和2年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 4 令和3年第8回議会認定第15号 令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 5 令和3年第8回議会認定第16号 令和2年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 6 令和3年第8回議会認定第17号 令和2年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 7 令和3年第8回議会認定第18号 令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 8 令和3年第8回議会認定第24号 令和2年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

説明のため出席した者の職、氏名

土木建築部長	島袋善明君
土木総務課長	砂川健君
土木総務課事業管理監	大湾朝亮君
技術・建設業課長	玉城守克君
道路街路課長	砂川勇二君
道路管理課長	下地英輝君
河川課長	波平恭宏君
海岸防災課長	前武當聡君
港湾課長	下地良彦君
空港課長	奥間正博君
都市計画・モノレール課長	仲厚君
都市公園課長	仲本隆君
下水道課長	比嘉久雄君
下水道課出納管理監	小波津淳君
住宅課長	大城範夫君

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和3年第8回議会認定第1号、同認定第5号、同認定第12号、同認定第15号から同認定第18号まで及び同認定第24号の決算8件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、土木建築部長から土木建築部関係決算事項の概要説明を求めます。

島袋善明土木建築部長。

○島袋善明土木建築部長 おはようございます。本日もよろしくお願ひします。

令和2年度土木建築部の一般会計、下地島空港特別会計をはじめとする6特別会計及び企業会計である流域下水道会計における歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

ただいま、青メッセージで通知しました歳入歳出決算説明資料（土木建築部）をタップし、資料を御

出席委員

委員長	瑞慶覧	功君
副委員長	下地	康教君
委員	座波	一君
	照屋	守之君
	島袋	恵祐君
	次呂	久成君
	金城	勉君
	呉屋	宏君
	玉城	健一郎君
	崎山	嗣幸君
	新垣	光荣君

覧ください。

それでは、右から左に画面をスクロールしていただき、説明資料1ページを御覧ください。

企業会計を除く土木建築部の歳入総額は、予算現額(A)986億9136万7219円に対し、調定額(B)730億9044万5529円、収入済額(C)721億4368万8692円、収入未済額(E)7億460万5441円、収入済額の調定額に対する割合、収入比率は98.7%となっております。また、不納欠損額(D)は、2億4215万1396円となっております。

通知をタップして、2ページを御覧ください。

歳出総額は、予算現額(A)1126億9945万7711円に対し、支出済額(B)823億4493万1317円で、支出済額の予算現額に対する割合、執行率は73.1%となっております。繰越額(C)は276億9647万2982円で、繰越率は24.6%となっております。不用額(D)は26億5805万3412円で、不用率は2.4%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算状況について御説明いたします。

通知をタップして、3ページを御覧ください。

土木建築部の一般会計の決算について御説明いたします。

歳入は、予算現額(A)961億6917万619円に対し、調定額(B)702億6184万6757円、収入済額(C)693億3784万2524円、収入未済額(E)6億8185万2837円で、収入比率は98.7%となっております。また、不納欠損額(D)は2億4215万1396円となっております。

収入未済の主なものを款別に見ますと、(款)使用料及び手数料の収入未済額が5億2954万9580円となっており、県営住宅使用料の滞納による未収金によるものであります。

通知をタップして、4ページを御覧ください。

(款)諸収入の収入未済額は、1億5230万3257円で、談合問題に係る違約金の未収金等であります。

次に、不納欠損額の主なものは、(款)諸収入の1億8366万5010円で、訴訟上の和解により一部請求を放棄したことによるものであります。

通知をタップして、5ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A)1101億7726万1111円に対し、支出済額(B)800億8323万6491円で、執行率は72.7%となっております。繰越額(C)は、275億5159万3049円で、繰越率は25.0%となっております。不用額(D)は25億4243万1571円で、不用率は2.3%となっております。

繰越しの主な理由としましては、計画の変更や関係機関等との調整の遅れ等であります。

また、不用額は、6ページの(目)港湾建設費において港湾長寿命化事業等における入札不調による不用等が主な理由となります。

続いて、特別会計の決算について御説明いたします。

通知をタップして、7ページを御覧ください。

下地島空港特別会計の決算については、歳入が、予算現額(A)8億4535万4000円に対し、調定額(B)7億7029万2721円で、収入済額(C)も調定額と同額であります。

通知をタップして、9ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A)8億4535万4000円に対し、支出済額(B)7億5205万8471円で、執行率は89.0%となっております。繰越額(C)は5709万1253円で、繰越率は6.8%となっております。不用額(D)は3620万4276円で、不用率は4.3%となっております。

繰越しの主な理由は、下地島空港医療資器材車庫新設工事に関し、工事施工場所において出土した埋設物の撤去に不測の日数を要したことに伴う計画変更によるものです。

不用の主な理由は、下地島空港場周柵更新工事ほか2件に係る入札残等によるものです。

通知をタップして、10ページを御覧ください。

次に、宜野湾港整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額(A)5億8953万3000円に対し、調定額(B)6億8150万6523円、収入済額(C)6億6604万1569円、収入未済額(E)1546万4954円で、収入比率は97.7%となっております。

収入未済の主な理由は、談合問題に係る賠償金の未収金等であります。

通知をタップして、11ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A)5億8953万3000円に対し、支出済額(B)が5億7979万3519円で、執行率は98.3%となっております。不用額(D)は973万9481円で、不用率は1.7%となっております。

通知をタップして、12ページを御覧ください。

続いて、中城湾港(新港地区)整備事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額(A)3億7511万4400円に対し、調定額(B)3億6603万7790円で、収入済額(C)も調定額と同額であります。

通知をタップして、13ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A)3億7511万4400円に対し、支出済額(B)が3億4407万378円で、執行率は91.7%となっております。不用額(D)は3104万4022円で、不用率は8.3%となっております。

不用の主な理由は、工事請負費の入札執行残等によるものであります。

通知をタップして、14ページを御覧ください。

続いて、中城湾港マリン・タウン特別会計の決算については、歳入が、予算現額(A) 2億4382万9000円に対し、調定額(B) 4億1984万7055円、収入済額(C) 4億1255万9405円、収入未済額(E) 728万7650円で、収入比率は98.3%となっております。

通知をタップして、15ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A) 2億4382万9000円に対し、支出済額(B)が1億6262万5732円で、執行率は66.7%となっております。繰越額(C)は6025万3280円で、繰越率は24.7%となっております。不用額(D)は2094万9988円で、不用率は8.6%となっております。

繰越しの主な理由は、不法投棄等の防止を目的としたフェンスの設置について、住民からの追加要望を踏まえ、設計変更等に時間を要したことによるものであります。

不用の主な理由は、フェンスの設置費用について、設計の結果、減額となったこと等によるものであります。

通知をタップして、16ページを御覧ください。

続いて、駐車場事業特別会計の決算については、歳入が、予算現額(A) 4131万9000円に対し、調定額(B) 1億9740万2567円で、収入済額も調定額と同額となっております。

通知をタップして、17ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A) 4131万9000円に対し、支出済額(B)が3157万5482円で、執行率は76.4%となっております。不用額(D)は974万3518円で、不用率は23.6%となっております。

通知をタップして、18ページを御覧ください。

続いて、中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計の決算について御説明します。

歳入が、予算現額(A) 4億2704万7200円に対し、調定額(B) 3億9351万2116円で、収入済額も調定額と同額であります。

通知をタップして、19ページを御覧ください。

歳出は、予算現額(A) 4億2704万7200円に対し、支出済額(B)が3億9157万1244円で、執行率は91.7%となっております。繰越額(C)は2753万5400円で、繰越率は、6.4%となっております。不用額(D)は794万556円で、不用率は1.9%となっております。

繰越しの理由は、地盤改良について、沖縄市との調整に時間を要したことにより、実施設計ができなかったことによるものであります。

最後に、流域下水道事業会計については、令和2年度から地方公営企業法を適用しまして、公営企業会計に移行していますので、沖縄県流域下水道事業会

計決算書に基づいて御説明いたします。

ただいま通知しました沖縄県流域下水道事業会計決算書をタップして、資料を御覧ください。

それでは、右から左に画面をスクロールしていただき、決算書の1ページを御覧ください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款流域下水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計116億2897万5000円に対して決算額は112億7198万2651円で、予算額に比べて3億5699万2349円の減収となっております。

その主な要因は、第2項の営業外収益における長期前受金戻入の減少等によるものであります。

次に、支出の第1款流域下水道事業費用は、予算額合計117億9160万2000円に対して決算額は109億1871万1230円で、不用額が8億7289万770円となっております。

不用額の主な理由は、第1項の営業費用における委託料及び固定資産除却費の減少等によるものであります。

通知をタップして、2ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計81億3467万8774円に対して決算額は54億5282万2816円で、予算額に比べて26億8185万5958円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良工事の繰越に伴い、第2項の国庫補助金が減少したこと等によるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計93億6438万5774円に対して決算額は64億7065万4097円で翌年度への繰越額が27億4035万6800円、不用額が1億5337万4877円となっております。

繰越しが生じた主な理由は、第1項の建設改良費において、工事实施に際し、計画変更の検討や関係機関との協議等に不測の日数を要したことによるものであります。

また、不用額の主な理由は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

通知をタップして、3ページを御覧ください。

(3)特例的収入及び支出について御説明いたします。

特例的収入及び支出とは、令和2年度公営企業会計への移行に伴い、令和元年度以前の会計年度に発生した未収金の収入及び未払金の支出であります。

特例的収入は、予算額4億171万2000円に対して決算額は4億1180万9205円で、特例的収入の主なものは、維持管理負担金に係る未収金等の収入であります。

特例的支出は、予算額35億580万4000円に対して決算額は26億1570万3573円で、特例的支出の主なものは、工事請負費に係る未払金等の支出であります。

通知をタップして、4ページを御覧ください。

損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明いたします。

1の営業収益48億1252万9148円に対して、2の営業費用は100億5671万3628円で52億4418万4480円の営業損失が生じております。

通知をタップして、5ページを御覧ください。

3の営業外収益59億7703万5801円に対して4の営業外費用は3億1648万3373円で、右端上から1行目になります。56億6055万2428円の営業外利益が生じており、経常利益は4億1636万7948円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は2億9859万9788円となり、この当年度純利益が、当年度未処分利益剰余金となっております。

通知をタップして、6ページを御覧ください。

剰余金計算書について、御説明いたします。

右端の資本合計の欄でございますが資本合計の当年度期首残高189億5754万6531円に対し、当年度変動額が2億9859万9788円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は192億5614万6319円となっております。

通知をタップして、7ページを御覧ください。

剰余金処分計算書について、御説明いたします。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高2億9859万9788円の全額を、今後の企業債償還に充てるため、沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例第4条第1号の規定に基づき、減債積立金に積み立てることにしております。

通知をタップして、8ページを御覧ください。

貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明いたします。

まず、資産の部については、最下段になりますが資産合計1445億5159万6538円となっております。

通知をタップして、10ページを御覧ください。

負債の部については、右端上から2行目になりますが負債合計1252億9545万219円となっております。

資本の部については、右端下から2行目になりますが資本合計192億5614万6319円となっております。

負債資本合計については、最下段になりますが

1445億5159万6538円となっております。

なお、11ページ及び12ページは決算に関する注記、また13ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、土木建築部の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

決算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項でありますので、十分御留意願います。

要調査事項を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明10月13日、当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説明を求めることにいたします。

なお、要調査事項の提起があった際、委員長が要調査事項を提起した委員に、誰に、どのような項目を聞きたいのか、確認しますので、簡潔に説明するようお願いします。

その後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ、番号及び事業名等を告げた上で、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに土木建築部関係の決算事項に対する質疑を行います。

下地康教委員。

○下地康教委員 私は、令和2年度の主要施策の成果に関する報告書を基に質問をしていきたいと思っています。

まず、第1に365ページ、那覇港の整備に関してですけれども、那覇港における実績のほう、実績の欄の事業内容のほうで、那覇港における人流・物流拠点港湾整備事業ということで、これ不用が1200万円ほど出ていますけれども、この不用の内容と事業内容の3番ですね、実績の事業内容の3番の沖縄振興公共投資交付金の繰越額が3900万円程度あるんですけれども、その内容を聞かせてください。

○下地良彦港湾課長 お答えいたします。

那覇港における人流・物流拠点整備事業のソフト交付金のほうで、不用額が1275万6527円となっております。その不用については、貨物増大促進事業について支援船社を2社予定してましたのが1社となったということでの不用。もう一つは、新型コロナウイルスの影響により、クルーズ船の寄港が見込めなかったことから事業を中止したということの不用となっております。

○下地康教委員 これは今回の事業の課題として、コンテナの輸送ですね、コンテナの移入が約5割、移出、空コンが約9割を占めるという形になってますけれども、この物流機能の高度化や付加価値型の産業の集積を図る必要があるというふうにあるんですけれども、今後、どのような施策を取っていくことになるのでしょうか。

○下地良彦港湾課長 那覇港管理組合においては、移出輸送拡大ということで荷主への支援事業、あとは、国際航路を開設する外航船社への支援事業を現在、実施しております。今後は輸入・移入した貨物の保管、仕分け等を行い、輸出・移出する取組等により、那覇港の中継機能を強化して、課題である片荷輸送の解消に取り組むということにしているとのことであります。

○下地康教委員 ポートセールスというのは非常に重要なことでありますので、これはしっかりとやっていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、この主要施策の380ページ、都市公園の整備事業に関することでございます。実績のほうで、公園費が、県営公園6か所について公園整備を実施したというふうにあるんですけれども、これが翌年度の繰越額が9億7300万円余りありますけれども、これはどういった内容でしょうか、お聞かせください。

○仲本隆都市公園課長 今、御質問ございました、公園費(社会資本交付金)の主な繰越理由についてお答えいたします。

この資料にありますとおり、翌年度繰越額が9億7357万1000円ということでございますけれども、内訳につきましては、沖縄県総合運動公園が3億3375万1384円。これは、製品の製造中止などがございまして、計画の変更があったため、年度内の完了が困難になったものでございます。

もう一点が、浦添大公園でございますけれども、この繰越額が1億5569万1800円。これにつきましても、製品の中でのGRP製品というのがございまして、こちらの製造工場からの納期の遅延があったということで、そのために年度内の完了が困難になったものでございます。

もう一点、首里城公園でございますけれども、こちらについては7921万972円。これは関係機関との調整にちょっと時間を要したことにより年度内の完了が難しくなったということです。

次の平和祈念公園ですけれども、こちらにつきましては、2億4911万6020円。こちらについては、物件の撤去に係る補償交渉において、移転先、移転時期についての交渉が難航し、不測の時間を要したことでございます。

続きまして、宮古広域公園でございますけれども、繰越額が1億5580万497円ということで、こちらがですね、コロナの影響で関係機関との調整がうまくできなかったことで、年度内の執行が困難になったということでございます。

以上でございます。

○下地康教委員 宮古広域公園の1億5500万円余りの繰越し内容ですけれども、コロナ関係というんですけれども、これ具体的にどういうものかちょっとお聞かせください。

○仲本隆都市公園課長 お答えします。

用地の購入費及び補償費となっております。

以上です。

○下地康教委員 この用地はどういう状況でそういうふうに繰り越しているんですかね。

○仲本隆都市公園課長 お答えします。

コロナの影響で接触を控えるということで、用地交渉等が予定どおりにできなかったと、そういうことでございます。

○下地康教委員 分かりました。宮古の県立公園は、もう始まったばかりなので、これをしっかりと執行率を上げていただきたいと要望いたします。

次に、388ページですね。道路防災保全事業ということでもありますけれども、この事業内容で、橋梁補修事業、県内の18路線に関する橋梁の補修と長寿命化というふうにありますけれども、この不用額

が6億8600万円余りありますけれども、その内容をお聞かせください。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、不用額ではなく繰越額に係る質問であるとの確認がなされた。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

下地英輝道路管理課長。

○下地英輝道路管理課長 道路防災保全事業ということでして、橋梁補修事業、18路線の繰越額が6億8683万9000円ということになっておりまして、主な繰越し理由ですけれども、入札不調による計画変更、新型コロナウイルスの影響による資材調達の遅れ、あと公安委員会や道路占用者などの関係機関との調整の遅れとなっております。

○下地康教委員 この翌年度の繰越額が6億8600万円、これ執行率が66%—全体ですね。かなり次の年に予算が乗っかってくるわけですけれども、これに対する、やはり執行体制、それをしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。コロナということではなかなか交渉事が進まないという状況があったと思いますけれども、それはそれで、やっぱりそういう対策をしっかりと取って、やはり執行率を上げるということは大事だと思いますので、コロナだからといって執行率が下がると、それは理由にはなりません。基本的には、そうであるならば、そういう対策をしてその事業に臨んだというような理由づけ、また、対策づけをしなければ執行率は上がらないと思いますので、そのあたりをしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

次に、ちょっと戻りますけれども、387ページですね、無電柱化の推進事業ということですが、これも全体的には65%で、翌年の繰越額が35%程度あるということですが、その内容も教えてください。

○下地英輝道路管理課長 お答えいたします。

無電柱化推進事業の主な繰越理由としましては、占用物の移設の有無や占用物接近箇所の施工方法など、占用者との協議に不測の日数を要したことや、引込管路の位置等について電線管理者との調整に不測の日数を要したこと等が挙げられます。

○下地康教委員 この無電柱化事業というのは、非常に関連者との、関係各者との調整が非常に難しいんですね。なので、これは調整をする場合に、この当該年度で調整をするということではなくて、やはり調整をする事業計画を、しっかりとその計画を立てて、そのスケジュールを立てて、それを実施していくということが非常に重要だと思いますので、当

該年度で交渉計画を立てるということではなくて、もう前年度、前々年度からそこからアプローチをかけていくということが肝要だと思いますので、このあたりも非常に重視していただきたいと思っております。

次に行きます。409ページですね。これは圏域の拠点港の整備ということでありまして、実績内容のほうで沖縄振興公共投資交付金—港湾課の市町村事業という話になりますけれども、これも執行率が60%、翌年繰越額が2億円余りあります。その内容を聞かせてください。

○下地良彦港湾課長 主な繰越理由ですけれども、平良港において隣接して停泊している船舶の入出港に関して影響が及ばないような工事の必要性があったということで、その位置及び汚濁防止膜の設置位置等について調整に時間を要したということで繰越しをしております。

○下地康教委員 この物揚場の整備を行ったというんですけれども、これは具体的にどの場所でしょうか、平良港の。

○下地良彦港湾課長 平良港の下崎地区になります。

○下地康教委員 この下崎地区の物揚場という、基本的にどういう船舶の対象になってますかね。

○下地良彦港湾課長 平良港の下崎地区においては、小型船だまりを整備するというので、宮古島市のほうで整備を行っております、物揚場の整備、今年度については委託業務に着手したというところがございます。

○下地康教委員 これ繰越しが2億200万円ですね。これ調査にしては大分大きいと思うんですけれども、どんな調査だったんですか。

○下地良彦港湾課長 繰越額は2億円余りということで、その繰越理由については先ほど申し上げましたが、平良港の漲水地区の汚濁防止膜の設置位置について関係機関との調整を行ったということと、あともう一か所の平良港の下崎地区については、工事の予定箇所に存在する沖縄電力の取水管等の撤去時期について、電力との調整に不測の日数を要したため繰越しということで、合計で2億円余りということになっております。

○下地康教委員 この漲水地区の汚濁防止膜というのは、どういった工事でしょうか。

○下地良彦港湾課長 漲水地区の事業内容が、物揚場と埠頭用地、航路・泊地のしゅんせつになっております。

○下地康教委員 具体的にどういう船舶の対象になってますかね。

○下地良彦港湾課長 すみません、宮古島市において整備してる場所がありますので、詳細についてちょっと把握しておりません。

○下地康教委員 やはり県の港湾課としては予算を交付しているわけですから、その辺りはしっかりと把握していただきたいというふうに思います。

次に行きます。410ページの離島空港整備事業ですけれども、この事業内容は空港の基本施設の維持更新整備を実施したということと、空港施設の機能の向上に向けて調査、更新整備及び耐震化対策の実施と。そこでこの繰越額と不用額が、繰越額がちょっと多いように思うんですけれども。合わせて4億円余りですかね。この内容を聞かせてください。

○奥間正博空港課長 公共離島空港整備事業は、耐用年数を迎えた航空灯火などの更新が、久米島空港ほか4空港で行っております。あと、滑走路端安全区域の拡張整備が、宮古空港ほか4空港において空港の基本施設に係る維持更新に係る整備を行っており、繰越しを行っております。また、県単離島空港整備事業においては、宮古空港の医療資器材の車庫の新築工事、多良間空港の消防車庫の増築工事及び与那国空港の照明改修工事などで、新築、改修、修繕を行う整備を行って繰越しを行っております。

○下地康教委員 この繰越しの理由を聞かせてください。

○奥間正博空港課長 空港の安全区域の拡張を行う用地造成の設計においては、耐震調査を実施する必要がありますが、各空港ごとに地震動の設定をするに当たり、技術的な調整を行うために、そちらのほうに関しまして関係機関との調整に時間を要したところであります。

○下地康教委員 具体的に関係機関の調整というのはどういうあれですかね。

○奥間正博空港課長 空港においては、やはり安全に関して非常に高い安全性を求められておりますので、先ほど申し上げたとおり、各空港の地震動を測りまして、土木研究所等とデータを整理しまして、設計士等が安全に対して大丈夫だということを、それぞれの空港、1空港ごとに確認して設計を行うということで、そちらに対してやっぱり時間を要してしまったということでもあります。

○下地康教委員 設計の段階で時間を要するということは、あまりよろしくないなと思いますので、これは、やはり協議する相手が分かっているはずですので、事前にその辺りと協議をしながら、実際、設計作業を進めていくというのが適切な方法だというふうに思いますので、これは十分注意をして、繰越

しのないようにやっていただきたいというふうに思っております。

次に、412ページですけれども、定住を支援する道路整備ということで、事業内容が沖縄振興公共投資交付金の整備ですけれども、これが繰越額が7億2900万円。結構、額としては大きいなというふうに思っておりますけれども、その内容と理由をお聞かせください。

○砂川勇二道路街路課長 翌年度繰越額7億2000万の部分ですけれども、主な理由としましては、工作物等の移転先の選定ですとか、用地取得において単価や補償内容の不满、相続関係人多数等の交渉に相当な時間を要したということが主な要因となっております。

○下地康教委員 具体的に、この9か所とありますけど、これは具体的に内容を聞かせてください。

○砂川勇二道路街路課長 事業は9か所で実施しておりますが、繰越しが生じておりますのは、4か所となっております。用地補償費で繰り越ししているのが、下地島空港佐良浜線、平良下地島空港線、石垣空港線、与那国島線、この4路線となっております。

○下地康教委員 了解です。

最後をお願いをしたいのがありまして、というのは、繰越しにおいては不測の事態という形で皆さん方はよく説明なされると思うんですけれども、これ実を言うと僕、この執行体制、要するに交付申請の時期ですね、それが非常に大きな課題になってるのかなというふうに思っております。どうしても4月に新年度がスタートして、交付申請が7月頃までしかできないという話になって、この3か月の間は準備期間というふうになるんですけれども、ある意味、その準備期間というのは前年度からしっかりとやっておくと。即、新年度が始まったら交付申請をもう4月からできるというような形にしないと、これなかなか次年度に繰越しをする量が増えてくる、これがありますので、これ何とかならないかなと思っておりますけど、どうですか、部長。

○砂川健土木総務課長 お答えします。

ハード交付金の交付申請につきましては、4月1日付で交付申請をしておりますが、国からの交付決定のほうは通常、6月から7月ということで、少し遅れ気味になっております。それで、沖縄県としましては、ゼロ県債と申しまして、ハード交付金は社総金などにつきまして、前年度から債務負担行為を組みまして、前年度から発注できるような形を取っております。例えば令和2年度11月議会におきまして、

道路を含む公共事業につきましてゼロ県債総額38億4328万2000円予算を取りまして、それで前年度から契約発注しまして、4月早々に工事に着手できるように、工事または設計に着手できるように体制を整えているところでございます。

○下地康教委員 これ一時、一括交付金の執行率が悪いという話がありました。それに対する対策というのは、そういう形で取ってきたという理解でよろしいですか。

○砂川健土木総務課長 おっしゃるとおりでございます。

○下地康教委員 実際、そういう制度というか、取組がなかなか市町村まで下りていないというのが今現状じゃないかなと思いますので、このやり方をしっかりと市町村に指導しながらやっていくということが大事だというふうに思いますので。これは以前にゼロ国というようなやり方もありましたんですけども、それだけではなくて、皆様方が今やってるのは、もうちょっと違うようなシステムをやっているかなと思いますけれども、それをしっかりと各市町村に指導して、それがスムーズにいくように、繰越しがないようにやっていただきたいと思いますので、ぜひ部長、一言これに関して、いろいろと問題がありますけれども、一言お願いできますか。

○島袋善明土木建築部長 やはり我々公共事業の執行ということで、県庁の中でも事業執行部門でございますので、やはり執行率向上のために、今、委員御提案のように、各市町村に向けましても、我々が取ってるゼロ県債ですとか、事業の進行管理について連携しながら、今後も執行率向上に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 課長等補助答弁者が答弁を行う際には、あらかじめ職、氏名を教えてください。

座波一委員。

○座波一委員 それでは、365ページ同じく成果の指標ですが、那覇港の整備ですね。我々は那覇港の海事関連5業者から、いろいろ陳情要請も受けているわけですが、なかなか上屋の整備とか、港湾の狭隘の部分の解決がなかなか進まないということがあるんですけれども、どうして整備が進まないんでしょうか。

○下地良彦港湾課長 お答えいたします。

那覇港管理組合によれば、那覇港湾は本土復帰後に整備された施設も多く、老朽化が進行し、近年の船舶の大型化や貨物量の増加に対応できておらず、また、岸壁直背後の荷さばき地の不足により、狭隘

化や非効率な横持ち輸送が生じてるところでございまして。このため、船舶の大型化に対応する岸壁埠頭用地、上屋等を整備し、港湾施設の強化・拡充等に取り組むとともに、新たな内外貿ユニットロードターミナルの整備など、各埠頭の機能再編を図ることで、取扱い貨物に関する港湾機能の充実に取り組んでいくということでもあります。

○座波一委員 そのような答えは毎年聞いているわけですけどね。とにかく、この今の現状の中で可能なかどうかですよ。今のこの敷地の中で、今言うこの新港としての機能の強化ができるかどうか、安全性の向上が可能なかどうか、現状の敷地の中で。

○下地良彦港湾課長 やはり現在の敷地ではかなり狭隘化が進んでるということがありますので、港湾施設の拡充等に取り組んでいくということでございます。

○座波一委員 これはやはり、浦添埠頭の民港部分の開発とつながりませんか。そうなりますか。

○下地良彦港湾課長 現在、那覇港管理組合において、港湾計画を見据えて長期構想検討委員会を現在開いております。その中で、浦添埠頭地区についても今後、どのような配置をしていくかについて検討がなされていくものと考えております。

○座波一委員 当然、ですから、浦添埠頭の民港部分というのは必要だという認識でいるわけですよ。

○下地良彦港湾課長 現在行われてる長期構想検討委員会の中で議論されていくものだと考えております。

○座波一委員 この進捗はどうなってますか、今は。

○下地良彦港湾課長 長期構想検討委員会については、前回ずっと行われてきたんですけれども、一時中止しておりまして、先般ですね、再開されたというところでございます。

○座波一委員 沖縄の物流の90%以上がこの港湾関係なんですよ。大変重要な施設ですよ。これは狭隘とかね、老朽というのもずっと前から指摘されてることが遅々として進まない。片や、浦添移設問題も今のような説明の状況。いったいどうするんですか、いつまでも。これ必要性があると分かっている、さらに遅れてるといのが分かっているんですから、それやるという方針で示してるはずなんですけど、どうなんですか、まだ決まってないんですか、これは。

○下地良彦港湾課長 那覇港管理組合においては令和3年3月に、那覇港構成団体調整会議において、浦添埠頭地区における民港の形状案が示されてお

ます。この示されたことによって、それも含めて現在、長期構想検討委員会で議論しているというところでございます。

○座波一委員 次に移ります。

376ページの建設業経営力強化支援事業。この強化事業はほかにもね、建設業協会を海外でも通用するような、そういう制度が必要であるというような事業があったかと思えますけれども。端的に聞きますが、米軍基地内でのこの工事の量がどれだけあって、どれだけを受注されていて、そのうち沖縄県の地元業者がどれだけ受注してるかという、そういったものの、資料ありますか。

○玉城守克技術・建設業課長 少し古いデータではあるのですが、平成19年から平成27年までの米軍発注工事の県内建設業者の受注状況についてなんですけど、件数ベースで、県内建設業者の受注割合が65.5%。また、県外企業とのJVでの受注も含めると68.6%となっております。また、金額ベースでは、県内建設業者の受注割合が30.7%、県外企業とのJVでの受注も含めると31.8%となっております。

○座波一委員 できましたら、この全体の1年間の全体の工事高、工事量、そういった金額も分かりますか。

○玉城守克技術・建設業課長 この9年間のなんですけど、合計件数としましては、229件。1年当たりになりますと約25件となっております。金額ベースでいきますと、合計金額が1200億円、1年当たりには換算しますと約133億円となっております。

○座波一委員 結構な発注量ですよ。こういったものをやはり地元の企業が受注できるようにするというのも、大変いい経営力の強化につながると思うんですけど、そこら辺をどう考えてますか。

○玉城守克技術・建設業課長 県としましては、建設業を今回の建設業経営力強化支援事業において、米軍発注工事参入支援セミナー等を開催しております。さらにまた参入を希望する業者に対しましては、専門のコンサルタントを派遣しております。また、在日米軍沖縄調整事務所、外務省沖縄事務所及び沖縄米国総領事館等に対して分離分割発注、またボンド率の減免等の要請を行っております。米軍関係のさらなる受注を推進していきたいと考えております。

○座波一委員 ボンド制の問題は改善の傾向はありますか。見直しはありますか。

○玉城守克技術・建設業課長 ボンド率については、今年度も要請に行っているのではあるんですけど、減

にするのは少し難しい状況であるとは聞いております。

○座波一委員 やはりですね、沖縄県の企業、あるいは建設業界の基礎というか、体力をつけるためにも、県内の工事は県内がある程度は取るというような、この参入支援をしっかりとしないといけないと思っています。

それで、海外でやるためにも、やはり基地内の工事を取るようなことができてくれば、海外への参入の足がかりというかな、そういったことにもなるんじゃないかなと思っていますので、海外に向いて行かなくても、県内で基地内の仕事を取るというようなことでね、そういうふうな、関連づけるような考えはないかなと思ってこういう質問をしてるんですけど。つながりませんか、その方向性に。

○玉城守克技術・建設業課長 そうですね、先ほども言いましたが、また今年度も発注セミナー等をまた開催を行っております。その中でも、結構、受注セミナーの参加者等も50名、50業者程度いるような状況でございますので、今後もそういう方面から受注のほうですね、拡大のほうにつなげていきたいと思っています。

○座波一委員 続きまして、387ページの無電柱化推進事業ですね。先ほどもあったんですが、この事業は大変いい事業だとは思いますが、なかなかいろんな問題があって、そんなに進んでないというのが現実だと思うんですよ。私はこの無電柱化の事業が、災害対策である停電対策と景観形成、二面性があるということについては分かりますけれども、そういうようなやり方ではなくて、この災害対策と位置づけた無電柱化の事業と、これ予算を別にして、景観形成の部分は景観形成という分け方をしないと、これいつまでも予算化ができない、事業化できないんじゃないかなと思っていますんですけど、いかがでしょうか。

○下地英輝道路管理課長 お答えいたします。

委員がおっしゃいました無電柱化推進の事業についてはハード交付金を活用し、また、国の新たな無電柱化推進事業ということで、この予算を活用してやっております。景観面については、要請者負担方式というところで、電線会社の負担をなくした形での対応をしているところでございます。

今また国のほうで、新たな電線の無電柱化の計画が立てられておまして、その中で役割分担ということで、電線管理者も、単独でも地中化を行っていくというようなことも記載されております。この辺は電力とも連携しながら、県は沖縄ブロック無電柱

化推進協議会で合意をして、無電柱化を進めていくわけですが、その中でいろいろ合意に向けて取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

○座波一委員 沖縄本島内でもそうです、離島もそうですけど、停電が常にある地域というのは大体決まってるんですよ。これは沖縄の特殊事情ですよ、台風も含めて。だから、そういう中で停電を一つの災害として位置づけて、電力とですね—これ十分分かりますよ、この辺が起りやすいところ、電線が切れやすいところというのが分かってるから、そこら辺を重点的に地中化していくということを事業を組み立てればいいんじゃないかなと思ってるわけです。そういう考えでしないと、景観か災害かとなったらね、これいつまでも、どちらもどっちで進まないですよ。そういう考えを持つべきじゃないかというのが提言です。これどう思いますか。

○下地英輝道路管理課長 災害による長期停電とか通信障害とか、そういったものの取組についても、電線管理者のほうで行うものもあると。実際、その停電箇所がどこに多く発生しているかというようなものについては、電線管理者のほうで把握していると聞いております。これは道路管理者のほうにはまだ提供されていないというところもございまして、道路管理者の役割、緊急輸送道路の確保、防災面とかそういった観点を持って、あと電線管理者の長期停電への対応とかそういったものを総合的に勘案した上で、沖縄ブロック無電柱化推進協議会において合意に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○座波一委員 道路管理者の範囲内の今答弁ではありますけど、そうではなくて、災害という点でこれは共有しないといけませんよね。停電が、常襲地帯というのは土木部であっても共有しないといけなから、沖縄の大きな問題です。特殊事情ですから、そこをもっともっと、停電が起きにくくするための地中化というのは大変有効手段であるという認識からね、部長、どうですかね。こういった部からね、そういったことも、政策的なものを提言するような方向性、どうですか。

○島袋善明土木建築部長 今、委員御提案の災害時の緊急輸送道路の確保という観点でもやはり重要なことだと考えております。

特に宮古、八重山、先島では、電柱が何百本と倒壊して道路を塞いで、警戒活動への支障もあったという過去もございまして。現在もまた、規模は小さいですけど、やはり台風のたびに停電が発生するとい

うこともございますので、こういう災害に特化した形でのうまい立てつけというか、今後研究していきたいと考えております。

○座波一委員 次に、委員会で、はしご道路の南部東道路が、決して遅れているのではなくて、名護東道路と比較してもそんなに遅れてるわけじゃありませんよというような答弁があったんですけど。そもそもこの南部東道路、調査あるいは事業採択、そして現在に至るまで、その経緯を少し調べてほしいんですけどね。それからいって、現在までの進捗。名護東道路の今までの進捗と比較して、果たして本当にそうなのかなと。これ大分、南部東道路も相当なってるんですよ。そういう認識持ってないですかね。まずは事業採択がいつなされたかですね。

○砂川勇二道路街路課長 南部東道路の事業開始が平成18年度。

着工準備調査というのがございまして、事前に調査したり、都市計画決定の手続等々、これが平成18年度でございまして。18年から23年度まで、着工準備調査、都市計画決定等を行いまして、平成25年度から用地買収がスタートとなっております。現在に至っております。

名護東道路は平成9年度に事業化、資料によりまずと事業化となっております、平成11年度から用地買収開始となっております。

以上でございます。

○座波一委員 何でそういうこと聞いてるかという、遅れてるという認識がないというようなことがあるのかなと。前のこの委員会でもね、そういう答弁があったんで。でも、これは令和8年の完成に向けて、やっぱり遅れてますよね。

○砂川勇二道路街路課長 委員会のときに、名護東道路の件について答えましたのが、直轄事業は物すごく早いという話があったので、確かに58号線側に工事が見えるようになってからは、確かに物すごい早いような感じはしますが、実際、用地買収に着手したのが平成11年で、全線供用までは22年かかっておりますということを申し上げるために答えたわけがございまして、南部東道路が全然遅れてないですよということを強調するために言ったというものではございません。

○座波一委員 頑張ってくださいね。お願いします。

質問通告してなかったんですけど、海岸防災課のほうですね。委員会でも、この自然海岸のこの管理者の件は議論になったかと思っております。今、その管理者が、特定市町村としっかり連携ができてないというのもあるわけですが、南城市、佐敷のほうで

も最近この問題があって、県警が出動したわけですが、そういう意味での、海岸の管理者が、もう海岸防災課であるということが答弁であったということなんですけど、これは、そういうふうに事実として、そういうことでいいんですか、今後も。

○前武當聡海岸防災課長 海岸管理者としての役割がありまして、自然海岸も含めて海岸保全区域を含む海岸につきましては、海岸管理者が管理する区域ということになっております。

○座波一委員 ただ、海岸管理者であるというそれは、位置づけはいいとしても、ただ、防災という点で、海難事故の防災という点ではどうなってますか。そこは、それもそうだとはいにくいところもあるかとは思いますが。そういうところはどう考えてますか。

○前武當聡海岸防災課長 海岸保全施設の整備を行って国土の保全を図るという観点で海岸保全施設を整備するんですが、その整備の目的が、津波や高潮などからの被害を防ぐという意味での防災という観点で捉えてよしいかと思えます。

○座波一委員 じゃあ、海難事故の防災という観点での位置づけではないですよ。

○前武當聡海岸防災課長 はい。そのように海岸管理者としては理解しております。

○座波一委員 そこは大事な議論が残されてるような気がするんですよ。今、だから沖縄の海岸、自然海岸での事故というのは非常に交通事故より多いというような状況ですから、その議論はどうなっていますか。ありますか。

○前武當聡海岸防災課長 県警さんと協力しながら水難事故防止に関する協議会がございますので、その中で関係機関介して意見交換しながら、それぞれの役割は、意見交換を行っているところでございます。

○座波一委員 安心安全な美ら海を言ってるこの沖縄県で、海岸の防災、要するに、事故を防ぐための窓口がないというのは、これ致命的ですよ。これ、ハード面での管理ではあるけど、そこから問題点を提起するなり何なりしないと、自然海岸を把握するのは皆さんですから。そういう意味では、提起して、どのようにしなければいけないかということ、やっぱり県で対応を、窓口を決めないといけないと思うんですけど、事故防止についてもですね。それについての考え方というのはまとめるべきじゃないですかね、部長。

○島袋善明土木建築部長 今、委員から御提案の水難事故防止という観点から、所管についてですけど

も、先ほど海岸防災課長からも答弁ありましたが、水難防止協議会というところ、公安委員会のほうで所管をしております、実質的には今、所管調整といいますかね、その辺のやり取りをしているところでございます、今後、しっかり県警とも話し合いを深めながら、水難防止条例でしたかね、そういった条例もあると聞いておりますので、この辺お互いでしっかり話し合いをして、今後、解決していきたいと思えます。

○座波一委員 南部地域で、この砂浜がどんどんこの堆積してきて、非常に砂が住宅というかね、集落まで入ってくるような地域もあるんですよ。こういった地域がほかにあるかと思えますけど、そういう、この現実を把握して、対応策というのを考えないといけないところもあるんですけど、その把握はされていますか。

○前武當聡海岸防災課長 南城市のほうでそういった、堆積してるという箇所は何点か確認しておりますが、具体的にどこどこ、何か所あるかということについてはちょっと把握していない状況でございます。

○座波一委員 もう終わります。

○瑞慶覧功委員長 呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 令和2年度の歳入歳出決算書説明資料5ページ。

通告はしてなかったけど、通告もする必要ない。部長の考えを聞こうと思ってますけど。僕は平成16年に1期目の県議になったときに土木委員会だったんですね。そのときに、この5ページを見て繰越額、繰越率25%。これ、繰越しが10%を切ったことありますか。そう難しく考えないで、感覚的でもいいよ。どうせないでしょうから。

○砂川健土木総務課長 10%は切ったことはございません。

○呉屋宏委員 そうだと思うんですよ。これね、これ皆さん真剣に、繰越率が10%を切れないというのはどこに問題があるんですか。能力、人員、何が問題なの。ここだけはっきりさせてもらえませんか。来年もまた同じことになる。どうですか。

○砂川健土木総務課長 繰越率の低減につきましては、部としても土木事務所長等会議とか、それから部の調整会議におきまして進捗管理を行ったり、それから、先ほど申しましたゼロ県債、要は債務負担行為を設定しまして、事業開始着手前年度から契約できるようなこととか、そういう早期着手、適正工期の確保等に努めております。

繰越しとは直接関連しないといえますか、執行の

部分でちょっと見てみますと、全国の平均で令和2年度末の執行率が、都道府県77.5%、沖縄県が90.3%というふうになっておりまして、全国的に見ますと土木関係に関しましては、沖縄県は決して低い方じゃないと一応理解しております。

○呉屋宏委員 今の90というのは何ね。これでは25%繰越してって言うけどね。

○砂川健土木総務課長 契約ベースの執行率となっております。

○呉屋宏委員 じゃあ契約してないから繰り越してもいいって話なの。執行率というのは、契約したものの執行率が9割あるからいいってことなの。

○砂川健土木総務課長 大変失礼しました。確かに契約だけが高ければいいということはないというふうに考えております。ただ、支出につきましても、執行率のほうを高めまして、なるべく翌年度繰越を低減することに努めていきたいと考えております。

○呉屋宏委員 僕はね、何も皆さんをいじめようと思って言うてわけではないんですよ。これはね、いわゆる人数が、これだけの予算に対してこれだけの人数では無理ですよということであれば、これは表に出していかないとね、この繰越率というのは落ちないんだよ。

そして、皆さんのところにもう一つあるのはね、僕はよく建設業の皆さんと飲む機会もあるんだけど、こんな話をしているときにいつも出てくるのが、用地買収、終わってないのに発注されてるっていうのも工事としてあると。これは常にあるわけではないけども、これももう少しで用地契約できるからもう少しちょっと待ってといてとかみたいな形のものの中にはあると言われたときに、段取りはできてないのに発注しているというのがあるのかと。現実にあるわけだからここで止まってる、工事は止まる。しかしこの間、建設現場の事務所は借りる、何は契約するって言って、これはそのまま止まる。その部分は見れないというようなことも、これは全部が全部ではない、もちろんないけれども、そういうのもあるってことですよ。だから、ここに能力の問題なのか発注の話なのかということも明確にして、人数の問題なのかということをやらないと、これ改善できない。皆さんは75を執行してるからいいじゃないか、25%繰越したっていいじゃないかというような、こんな安易な考えを毎年やってたら、前には進みませんよ。来年は幾らまでやるってというようなことを部長がはっきりしないとこれ85—いわゆる15%を切ると、あるいは20%、10%台まで持っていくというのを明言したらどう。どうぞ。

○島袋善明土木建築部長 今、委員から明言をという言葉ではございますけど、今日、先ほど土木総務課長からも話があったんですけども、ここに書いてる決算ベースのお話しです。我々は通常公共事業の執行というのは、毎年度、上半期と最終的な年度末の執行目標というのを立てております。今年度はちなみに73%を上半期で執行すると。最終的には90%以上の、これあくまで契約ベースでの目標でございますが、工事、用地補償、そして委託。この3つに関しては、今申し上げたとおりの執行目標を立てておりますので、これにつきましては、引き続きこの目標に従って鋭意努力していきたいと考えております。

○呉屋宏委員 言い切れないよね。多分、言い切れないと思う。ただね、初めから目の前に御飯を置いて、初めから25%、30%食べ切れないというものをここに予算置くわけでしょう。これで175億、そのまま繰り越したわけでしょう。175億だったって。275億、繰り越すわけでしょう。僕らの感覚からすると、275億が市場に出てたらどうなんだろうな、どれだけ潤ってたんだろうなというのは、我々はそのから見ただよ。そういうことを頭に入れてください。これは議論する必要もないと。議論というか細かくやる必要はないと思います。

これは何かな、成果報告。成果に関する報告書からちょっと要して聞きたいことがありますから。その365ページ、港湾についてですけど。これね、一つだけ確認させてください。この西海岸、那覇から浦添までの西海岸の中に4つ港がありますよね。軍港と言われている部分、それと、とまりんの裏、それと安謝の安謝港、それと今新しく造ろうとしている浦添の部分。これ全体でもの見たことありますか。

○下地良彦港湾課長 那覇港の計画については、那覇埠頭、軍港の向かい側ですね、那覇埠頭から浦添埠頭までを一つの計画として港湾計画を立てております。

○呉屋宏委員 泊のあの港、離島に行く港はいつまでもあのままにしておくつもりか。あれは違うの。

○下地良彦港湾課長 泊埠頭についても港湾計画の中で位置づけておりまして、平成15年に位置づけた現在の港湾計画では、泊埠頭で利用している離島への船舶については、那覇埠頭に移動するというようなことで計画を立てておりました。今回、新たに港湾計画をつくるということで、長期構想を今検討してるんですけども、その中においては、離島の市町村長の方から、泊埠頭でそのまま定期船については利用してほしいというような要望があったことか

ら、今の泊埠頭で離島航路については利用するというような方向で検討してるというふうに聞いております。

○呉屋宏委員 僕はね、これね、もう一回考え直したほうがいいと思いますよ。せっかく浦添に置くのであればね、フェリーは向こうから出していい。しかし、高速船の類いで離島に渡る分については泊でいいと、これは観光だから。あれはね、観光の拠点に十分なる港だと思ってるわけです。そこにコンテナがあつていいのかということは皆さん真剣に考えないと、沖縄のイメージを潰すんだよ、あれ。だから、何も人が行き来する高速船はあそこでいいんだよ。だけど、コンテナを積んだりするものは、やっぱり今、新しく港に造るというんだったら、そこは検討したほうがいいんじゃないかと思うんだけど、これは僕の勝手な独り言ですから。どう思いますか。独り言に答えてください。

○下地良彦港湾課長 現在、那覇港管理組合において、港湾計画については策定をすることになりますので、その辺については那覇港管理組合の内部で検討されるものだと思います。

○呉屋宏委員 全体的にそうですけども、来年で50周年になるわけですから、復帰から。あの頃にいろんな建てたものがね、随分変わってきてるところはあると思いますよ。だから特にこれはね、土木建設、建築については、物すごいこれはもう一回、一つずつ積み直してみようじゃないかっていう話はね、僕はやるべきではないのかなと思いますので、そこは一応頭に入れてください。

そして、そこの同ページの370ページのはしご道路計画、はしご道路についてもそうですね。当初予算が191億3300万。これがついていますね。だけどこれって、これを見ると平成2年からなんですよ。これは、からって書いてあるけども、までというのがないんだけど、何で。

○砂川勇二道路街路課長 確かに、成果報告書では終期が書かれておりませんが、この中で多数の路線を実施しておりまして、でするので終期はそういう事情もあつて入れていないというところがございます。

○呉屋宏委員 部長ね、これは随分、去年の7月にも9月にも、前部長と議論したんだけど、那覇から北に行くと、隣の浦添が10万以上の都市、その隣の宜野湾が10万都市、その次の沖縄市も10万都市、うるま市も10万都市。ここね、合計すると50万人以上が、その近隣の町村は別よ、あなた方がはしごを造るのはここじゃないのって前にも議論したんだけど。この計画はね、この部分は、ここに50万以上、

市だけで50万以上いる。どう思うの。

○砂川勇二道路街路課長 ハシゴ道路ネットワークなんですけれども、南北軸の3本の柱というのが、西海岸道路を含む国道58号、沖縄自動車道、あと東側の国道329号となっております。横軸が、はしご間の移動をスムーズにするですとか、沖縄自動車への円滑な乗り入れ促進ということで整備しておりますが、一番北が沖縄石川線、恩納村と石川を結ぶ、一番南が南部東道路となっております。今委員がおっしゃいました中南部ですね、そこに横断する道路というのが集中してるような状況でございます。

○呉屋宏委員 違う違う、俺はこの4つの市の横に行ってる道路はどこにあるのと聞いてるんだよ。

○砂川勇二道路街路課長 先ほど申しました沖縄石川線が一番北でございます。その下が県の事業中でありまして24号バイパスですとか、あと国体道路と言われている道路、あと沖縄環状線ですね。そのほか、浦添西原線、宜野湾北中城線、南部東道路等々でございます。あと、返還跡地の構想としまして、宜野湾横断道路等が今構想として入ってるところでございます。

○呉屋宏委員 今の話を聞くと万全ってことだね、道路は。はしごとして。

○砂川勇二道路街路課長 現時点で計画されているものでございますので、今後、交通事情の—中部縦貫道路とか、宜野湾横断道路とかも構想として入っておりますので、交通の状況を見つつ、また、実際にはまだはっきりしないんですけど、鉄軌道等もございまして、その辺の状況を踏まえつつ、また追加する必要があるれば、幹線道路協議会等で議論をして追加していくことになろうかと考えております。

○呉屋宏委員 これはね、何でそういうことを聞かかというのは、はしごの中心で今もね、宜野湾の大謝名からの道路なんか、県道でありながら直さないでそのまま放っているわけだよ。夕方になると那覇から来て真栄原側に行こうとしたら、その58号を横切るのは3台か4台だよ、右折できるのは。前が渋滞してるから。こんな実態をしっかり把握して僕はやるべきだと思うよ。もう分かっているはずだけど、認め切れないよね、分かっているから。もうそれ以上は聞きません。もう一般質問でしかできないね、ということにしておきます。

そして引き続き、381ページの公園事業。これ最後にしますけども、通告はしてありましたから。この事業期間、昭和47年からなんだよね。50年前。これは計画どおりにできてますか。

○仲本隆都市公園課長 中城公園なんですけれども、

事業着手が平成9年度となっております。これまでに広場、沿道、駐車場等の整備を行ってございまして、令和2年度末時点の進捗率は、事業費ベースで71%となっております。公園計画面積98.8ヘクタールのうち12.5ヘクタール、12.6%供用している状況でございます。事業完了につきましては、令和10年度頃を目指しており、引き続き整備に向けて関係機関と連携し、事業を推進してまいりたいと考えております。

○呉屋宏委員 たしか僕の記憶が間違っていなければ、これ完成は今年度のはずなんだよ。平成33年度が最初の計画だったはずなんだ。これ何回か延長してるよね。何回延長してますか。

○仲本隆都市公園課長 申し訳ないですけども、詳細な回数、期間を延期した回数は今ちょっと手元にはございませんが、通常、当初のこの都市計画事業としての事業、認可の期間を考えますと、5回程度はこの事業期間が変更されてきたものではないかと考えております。

○呉屋宏委員 僕も何回か覚えてないけど、しょっちゅう延期、延期されてきてるのは分かる。ただね、この381ページに書かれた公園の効果というのが書かれてる。災害時の避難場所、これは中城城址公園としては本当にベストな場所だよ。自然、歴史、文化、それを生かして観光産業、レクリエーション活動、子供や高齢者をはじめとして安全安心で利用できる公園、これね全て合致するんだよね。ここね、ピーク時にはね、韓国、中国の人たちが物すごい多いんだ。これは皆さん分かってるはずだ。この間のコロナ禍でもね、随分、子供たちがそこでストレス発散する場所として、非常にベストなところ。だから、そういうところをもう少し、県民の安心安全で遊べる部分、非常にいいことしてるんだけど、いいことをどんどんどんどん延ばしてるんだよ。仕上げがいつということはないにしてもね、もう少し強化をしながら、僕は総括すべきではないのかなと思って、要望は聞かずに終わります。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 照屋守之委員。

○照屋守之委員 お願いします。

まず1つ目ですね。辺野古埋立事業です。令和2年度分の工事の進捗について説明をお願いします。

○前武當聡海岸防災課長 お答えします。

令和2年の4月に沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書によりますと、埋立に関する工事を要する費用の額が約7200億円というふうに記載されております。我々のほうで沖縄防衛局に令和2年度末までの支出済額を確認してございまして、

それが約2573億円という回答をいただいております。その比率を算定いたしますと、約35.7%というような推計となっております。

○照屋守之委員 今の私が聞いているのは、令和2年度分はないんですか。

○前武當聡海岸防災課長 昨年度末時点の額も確認してございまして、令和元年度末時点の支出済額というのが約2025億円。これを差し引きしますと、令和2年度分として算出すると約548億円というような算定結果となります。

○照屋守之委員 これはあれですか、翁長前知事が埋立承認するわけですけど、玉城知事になってからどういう手続がありましたか。例えば撤回とかありましたよね。サンゴのあれもありましたね。知事になってからどういうことがありましたか。行政手続で。教えてください。

○前武當聡海岸防災課長 お答えします。

平成25年12月に公有水面埋立法に基づき承認が行われ、その後平成30年8月にその承認に新たに生じた事由等により、公有水面埋立法に適合しないということで承認の取消しが行われております。その後平成31年4月に国土交通大臣による承認取消しを取り消す旨の裁決が行われて現在に至っているというふうな理解でございます。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、照屋委員から玉城知事になってからの手続はないかとの確認があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

前武當聡海岸防災課長。

○前武當聡海岸防災課長 海岸防災課—土木建築部で所管している公有水面埋立に関する審査に関してのそういった手続、知事からそういった指導というのはなくて、例えば国の関与取消訴訟の手続があったり、サンゴの特別採捕に関する手続—これ農林水産部所管ですが、そういった手続があったというのは理解しています。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、照屋守之委員から、承認撤回やサンゴの特別採捕の許可、設計変更の受付等の時期について確認があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

前武當聡海岸防災課長。

○前武當聡海岸防災課長 知事就任後平成30年8月に埋立ての承認を取り消すという手続が行われております。令和2年4月に公有水面—現在の変更承認申請の申請書が、今我々のほうに提出されて、今それを審査しているということでございます。

○照屋守之委員 サンゴの特別採捕はどうなったんですか。許可は。これいつですか。

○前武當聡海岸防災課長 サンゴの特別採捕に関しましては農林水産部の所管になりますが、その特別採捕の許可を行ったのが令和3年7月末だったというふうに記憶しております。

○照屋守之委員 この辺野古の埋立事業というのは、今後進むんですか。やめるんですか、どっちですか。

○前武當聡海岸防災課長 今我々のほうで令和2年4月に提出された公有水面埋立変更承認申請書を今4次の質問等も行って、その提出されたことを確認しているところでございます。その回答は、ジュゴンへの影響や地盤の力学的調査等の必要性等について、環境保全及び災害防止に配慮した計画になっているか、今現在厳正に行っているというところでございます。

○照屋守之委員 ということはこれ進めるということで理解していいんですか。今の説明は。そうですか。

○前武當聡海岸防災課長 我々のほうで今公有水面埋立法に基づく行政手続の審査項目に沿って、今厳正に審査を行っている状況でございます。

○照屋守之委員 これ一方では、設計変更を認めないという、そういうふうな県の考え方もあるんですか。どうですか。

○前武當聡海岸防災課長 すみません、繰り返しになるんですが、今行政手続法に基づきまして公有水面埋立の審査項目に沿った審査を行っている状況でございます。

○照屋守之委員 委員長、これぜひ決算委員会に知事をお招きして、この埋立事業に関すること、知事の方針あるいは今後どうしていくかということも含めて確認をするために、ぜひ知事の出席を求めます。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から照屋委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 玉城知事に対して、今埋立事業が進められておりますけれども、この事業を今後進めていくのか、止めるのか、今の担当部局では答弁ができませんから、そのことを確認をする、そのことによって、この代替施設事業というそのものがどういうふうになっていくのかですね。そこを確認をしたい。それと関連するようなことも含めて。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました要調

査事項の取扱いについては、明 10月13日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

質疑を続けます。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 次に、5番目の首里城火災の対応と再建についてを伺います。令和2年度の取組をお願いします。

○仲本隆都市公園課長 まず、令和2年度の取組としまして、首里城火災に係る再発防止検討委員会—これ第三者による検証ということで、そういった委員会で出火の要因でありますとか、延焼拡大の要因とかそういったところを事実確認を調査していただいて、最終的に報告書という形で提出していただいております。

これ以外の取組としまして、県では首里城再建に向けて、この正殿に使用する赤瓦の調達を行うために、令和2年度は原料でありますクチャあるいは赤土が瓦製造に適しているかのサンプルを各公共事業の現場から採取しまして、そういう試験のための焼成とかそういったことを実施しております。これにつきましては、工業技術センターと連携しまして取組を行っております、今年度も引き続きそういった検討を継続しているものでございます。

それともう一点でございますけれども、昨年度にこの火災以降ずっと閉場していたこの国営公園区域の一部を開園いたしまして、それに伴い火災で焼失しました北殿等の機能を補完するために、首里城復興展示室という施設を設置いたしました。同じく世誇殿という建物がございまして、こちらは大型映像装置、こういったものを設置しまして、そこで上映しますコンテンツ等も国のほうと連携しながら整備してきたところです。

もう一点、こちら一部焼損した施設でありますけど、女官居室という施設がございまして、こちらについては休憩施設と、飲み物を飲んだりとか軽食等を食べたり、あるいは売店機能、こういったところを整備して、入場者のサービス向上に努めて、首里城の復興に取り組んできたというところがございます。

もう一点でございます。火災から1年たちました10月30日から11月1日までの間に、復興イベントといたしましてプロジェクションマッピングを実施しております。こちら、申込みの枠が8550名に対して、事前の申込みが1万4000人以上ございました。実際、当日来場した方が3日間合計で7106名ということでございます。

もう一点の取組としまして、同じく復興イベント

でございますけれども、ものづくり体験ということで、首里城の火災によって破損した赤瓦を活用した漆喰シーサーづくりでありますとか、その他イベントと連携しまして、県立芸大の学生さんによる古典芸能とか、地域の青年会による旗頭、こういったイベントあとは那覇市観光協会さんと連携しまして周辺地域を回るまちまーいとか、そういったことを昨年度実施しております。

もう一点ですけれども、破損した瓦が相当量ございまして、こういった破損瓦を活用するためのアイデア募集等がございまして、そういうアイデアを提案していただいた方々に瓦を配付したりと、そういったことを実施しております。

主な取組としてはこのような形でございます。

以上です。

○照屋守之委員 次に聞こうと思っていましたけど、今の説明は私が聞こうとしていることの答えになるんですか。首里城火災に係る再発防止検討委員会の報告を受けての対応が今の説明になるんですか。この対応どうなんですか、この検討委員会の報告を受けての対応。

○仲本隆都市公園課長 令和3年3月に首里城火災に係る再発防止検討委員会の最終報告で、この委員会から7つの提言がされております。防災センター機能の一元化でありますとか、防災・防火設備の強化、自衛消防隊の体制強化、消防との連携強化、日常の管理業務の継続的な改善、管理体制の在り方等の提言がございました。これを受けまして、県では今年度再発防止検討委員会の提言を踏まえまして、今後首里城公園の管理体制の構築に向けた取組を進めて行くに当たり、関連する提言を取組方針として今回御紹介したように7つほど提言ございましたけど、それを3つの柱にまとめました、首里城火災に係る再発防止策の基本的な方向性を策定したところでございます。

まず1番目の柱ですけれども、防災センター機能の再編、あとは2番目として防災・防火設備等の運用体制の強化、3番目として、管理・運営に関する制度の活用方法の見直しと。こういったところを県としての再発防止策として取りまとめたところでございます。

今年度につきましては、令和2年度の第三者委員会の報告を踏まえて、県としての再発防止策を取りまとめたところなんですけれども、さらにそれを具体的な取組を進めていくために、有識者等で構成する委員会を設置し、管理体制構築に関する検討を行っております。これを首里城公園管理体制構築検討委

員会と言っておりますけれども、この中で管理体制の構築に向けて検討を行うということで、令和3年の7月26日に第1回目の委員会を開催したところでございます。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時30分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 この首里城火災に係る再発防止検討委員会の報告を受けて、これあれですかね、首里城の火災の対策本部がありますよね。そういう対策本部でこれ内容というか、これ検討したんですか。こちらやってますか、これ。

○仲本隆都市公園課長 この第三者委員会なものですから、この最終報告については、そのままこの知事に対して報告をなされた。ただ、その最終報告を受けた提言等を踏まえて県で策定した再発防止策につきましましては、本部会議の中で議題として上げまして決定しております。

○照屋守之委員 何が決定されたんですか。

○仲本隆都市公園課長 第三者委員会の提言を踏まえまして、今後の管理体制の構築に向けた取組を進めるに当たり……。

すみません、これは先ほども少し申し上げたんですけども、第三者委員会での提言を踏まえまして、今後首里城公園の管理体制の構築に向けた取組を進めるに当たり、関連する提言を取組方針として3つの柱にまとめた首里城火災に係る再発防止策の基本的な方向性を策定いたしました。

○照屋守之委員 これはあれですね、本来はこういう報告書が出たらきちっと対策本部で一知事を本部長とした対策本部でこの内容を全部精査して、しっかり対応するということがありますけど、これはやっぱり知事にちょっと確認したほうがいいかもしれませんね。

でですね、これ84ページですね。これ検討結果の一番下から2行、ちょっと読み上げて説明してもらえませんか。検討結果の、当委員会もというところから。出火日時及び出火場所という項目です。

○仲本隆都市公園課長 今おっしゃられたところは、第三者委員会の報告書の……。

○照屋守之委員 下から2行目です。ちょっと読み上げて説明してください。

○仲本隆都市公園課長 はい、これの検討結果とい

うところの、出火日時及び出火場所ということで、これ第三者委員会として検討した結果ということで報告されておりますが、その前段としまして、那覇市消防局は出火日時を令和元年10月31日午前2時33分頃ということで、場所は正殿の1階北側東寄りというふうな判断をしているというところと、そういったところも踏まえまして、ちょっと中段は省略させていただきますが、当委員会も首里城火災の出火日時は令和元年10月31日午前2時33分頃であり、出火場所は正殿1階北東側であると考え、そういう記述がございます。

○照屋守之委員 じゃあ次のページの出火原因、3行目の正殿から6行目までですね。これもちょっと読み上げて説明してもらえませんか。

○仲本隆都市公園課長 こちらにつきましても、沖縄県警察及び消防が電気設備または電気機器などが出火原因となった可能性であるものについて捜査・調査を尽くしているが、出火原因の特定にまでは至っていないということを踏まえまして、委員会としても根拠を見出すことは困難だったが、正殿1階北東側の電気設備及び電気機器の利用状況を踏まえると、出火時通電していた予備ブレーカーにつながっていた電気設備または電気機器のいずれかのトラブルが出火原因である可能性は否定できないと考えるということでございます。

○照屋守之委員 だからこれは、検討委員会で正殿1階北側、北東側、午前2時33分。出火場所特定して、出火原因、正殿1階北側、北東側の電気設備、トラブルが出火原因である可能性は否定できない。ぴったり一致しているわけですよね。火事は起こったわけですよね。

こういうふうなことが報告されながら、対策本部はそこも含めてまとめるということは当然やらないといけませんけど、それがされてないようですから、改めて、後ほど知事の求めますけども……。

実はこれ、焼失前の舞台なんですよ。ここにステージが造られていますけれども、このイベント用舞台装置の存在ですね、76ページの(2)、ここに何て記述されておりますか。そこ全部読み上げてもらえませんか。このステージ。

○仲本隆都市公園課長 この項目につきましては、消防活動を通じて明らかになった課題という項目の中の、2) イベント用舞台装置の存在ということでございますけれども、こちらには、さらに御庭からの放水との関係で、イベント用舞台の存在が挙げられる。具体的には、つい立て状の舞台装置が放水銃の放水範囲を限定するだけでなく、平面上の舞台装

置がホース延長作業の大きな支障となり、御庭からの放水活動全般に大きな影響を与えた。西高度救助第一小隊がイベント用舞台装置を破壊する措置を講じることになったが、この破壊措置のために時間を要してしまったことが、消防活動の障害となったと、そういう記述になってございます。

○照屋守之委員 これも含めた形で、要するにこれが消火活動の障害になったというこの報告書ですよ。これ、こういう火事というのは初期消火が一番ですからね。ですからこういうのも含めて、本来は火がつかしました、この消火活動というものについて取りまとめるのであれば、やはりこれきちっとやるべきでしょう。この舞台は誰が造ったんですか、何のイベントですか、誰が許可したんですか。これ世界遺産ですよ、誰が許可したんですか。どういうイベントですか。

○仲本隆都市公園課長 お答えします。

国営沖縄記念公園首里城地区のうち、沖縄県が管理する首里城正殿等の区域においては、国は沖縄県または財団が主催または共催する行催事等の実施を包括的に認めており、個別の行催事の内容については、沖縄県と指定管理者である沖縄美ら島財団が当該行催事の実施内容の確認を行い、国へ報告しております。

○照屋守之委員 これは県が管理してということは、財団がこの使用について全部許可するということですか。県は関わってないんですか。

○仲本隆都市公園課長 繰り返しになりますが、この個別の行催事の内容につきましては、沖縄県と指定管理者である沖縄美ら島財団が当該行催事の実施内容の確認を行い、国へ報告しているということでございます。

○照屋守之委員 この首里城火災について、決算特別委員会で知事の出席を求めます。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から照屋委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 この首里城火災に係る再発防止検討委員会の報告を受けて、本来は首里城火災の対策本部でしっかりそこを検証してやるべきだと思っておりますけれども、今の土建部の説明ではちょっと理解が難しいですから、ぜひ知事を委員会にお招きして、その報告を受けてどうするか—これは出火の場所とか日時とか、あるいは出火要因であろうとい

うところも含めてこの報告書には記載されておりますから、そこと、あるいはそのイベント舞台の存在というふうなことがあって、その管理についても若干曖昧なところがありますから、そこをぜひ具体的に知事のほうから説明を受けて、これは首里城火災については、まだ明確な責任という所在が明らかになっておりません。そこも含めて、ぜひ知事の出席をお願いしたいと。直接知事に確認したいということです。

○瑞慶覧功委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、明 10月13日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

質疑を続けます。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 続いてハシゴ道路等ネットワークです。これは成果報告書の中の370ページにありますけど、南部東道路と浦添西原線ですね、事業主体及びこの財源です。進捗状況は先ほど若干ありましたけれども、そこも含めて説明お願いできませんか。特に財源ですね。

○砂川勇二道路街路課長 質問の南部東道路ですけれども、補助事業として実施しておりまして、県で整備を推進しております。令和2年度末の進捗率ですけれども、事業費ベースとして約37%となっております。また、浦添西原線ですけれども、これ道路事業、街路事業、土地区画整理事業という3つの事業で実施しておりまして、この予算ですけれども、社会資本整備総合交付金、それと沖縄振興公共投資交付金で実施しております。

事業主体としましては道路事業、街路事業については県が、土地区画整理事業については西原町が実施しております。2年度末の主な進捗率ですけれども、道路事業の港川道路が約84%、翁長・嘉手苧工区が約34%、街路事業が約60%という状況となっております。

以上でございます。

○照屋守之委員 こういう事業はあれですか、例えばこういうことをやろうというふうに考えて計画して具体的に進んで着工するまでに、やはりそれ相当時間かかりますよね。また、完了するまでという。今までスタートしてから、考え方とかまとめて、今までで大体何年くらいかかっているんですか。あの南部東道路。

○砂川勇二道路街路課長 先ほども申し上げました南部東道路につきましては、平成18年から着工準備制度という都市計画決定だったり、環境影響評価だったりという制度を活用しまして実施しております。

実際に用地買収に入ったのが平成25年という状況でございます。まだ完了しておりませんので、何年くらいというのがちょっとまだ今は言える状況ではございません。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、照屋委員から平成18年からだと何年かかっているか質問があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

砂川勇二道路街路課長。

○砂川勇二道路街路課長 15年です。

○照屋守之委員 実はですね、うるま市も中部東道路というのを今県のほうにも要請出してるんですよ。これは北インターから与勝地域までの道路。だからこういうのもこういうのはご道路、何かそういうふうなネットワークの位置づけになるんですか。うるま市の場合でも。どういう感じですか。

○砂川勇二道路街路課長 中部東道路につきまして、令和3年3月—今年の3月に新広域道路交通計画という計画に構想路線として位置づけられたところがございます、この中部東道路につきましては、うるま市と連携しまして事業化の可能性を検討していきたいと今考えているところがございます、あとハシゴ道路ネットワークの見直しにつきましては、今の現時点でまだ構想は入ったばかりですので、まだ指定はされておられません。これの見直しにつきましては、沖縄ブロック幹線道路協議会というのがございまして、その中での議論を踏まえる必要がございますが、うるま市と事業化の可能性について検討を進めていく上で、ハシゴ道路等ネットワークを見直す必要があれば、当協議会において議論していくことになるものと考えております。

○照屋守之委員 だから向こうはもうそうやって進めたいということですからけれども、私のイメージとしては、これは国直轄—うるま市も財政厳しい、県も財政も厳しい。こういうのはやはり国がしかできないだろうなとそういうイメージしかなかったんですよ。これ今先ほどの南部東道路とかは、県が主体になってやっているということですからけれども、これはどうなんですか、うるま市は国直轄とか県が主体とかというふうな、いずれにはなるかというふうなことだと思うんですけど、その辺についてはどうですか。

○砂川勇二道路街路課長 今構想路線として上がってきた、中長期的な構想路線として上がってきた段階でして、どちらがやるかという話はまだ今一切議論されていないという状況です。ただ、国が直轄事業としてやるとすれば、国道として、指定区間と

して指定する必要があるかとございますので、その辺についてはうるま市の検討結果等も踏まえながら、ちょっと国でやるのか県でやるのかというところも踏まえてやっていく必要があるかと思えます。**○照屋守之委員** ありがとうございます。ぜひうるま市にもハッパかけて、県のほうにも強く要請したり、国にも要請したりとかそういう運動をさせますから。県も協力して、ぜひお願いしますね。今から頑張っても10年後くらいからでしょう。だから、そうするとやっぱりこういう大きい事業というのは、時間もかかるしお金もかかるから、ぜひよろしくお願いします。

で、こういうふうな道路を造るときにですね、今沖縄振興計画が今年度で終わりじゃないですか。もう私は議員としてもやはり県のそのいろんな整備をするときに、やはりこの新たな振興計画、新たな法律をつくってもらわないと非常に厳しいなというふうな思いがしますけれども、この振興計画との関連で、この道路整備というのはどういうふうに位置づけていますか。

○砂川勇二道路街路課長 新たな振興計画（素案）ですけれども、その中では沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶ幹線道路を一いわゆるはしご道路なんですけれども、それですとか、交通経路の分散に寄与する2環状7放射道路の整備など、体系的な道路ネットワークの構築に取り組むというふうにされております。

この新広域道路交通計画に構想路線として位置づけられた中部東道路につきましては、体系的な道路ネットワークの構築という中で、うるま市と連携して事業化の可能性を検討していきたいと考えております。

○照屋守之委員 ですから、沖縄振興計画はやっぱりしっかり勝ち取るということが整備に向けてもやっぱり影響していくわけでしょう。いかがですか、その点は。

○砂川勇二道路街路課長 振興計画の位置づけとしてもやはり体系的な道路ネットワーク構築ということで入っておりますので、その中で事業を進めていきたいと考えております。

○照屋守之委員 次、成果報告書にある世界に誇る沖縄の自然環境を守る事業について。379ページですけれども、それとの関連で、今県の維持管理費の推移。これ教えてもらえませんか。

○下地英輝道路管理課長 お答えいたします。

道路の維持管理のうち、植栽に係る県の予算は平成27年度は5億円、平成28年度から29年度は約6億

円、平成30年度から令和2年度は約6億5000万円、令和3年度は約6億円となっております。

○照屋守之委員 最近道路ボランティアが県内各地で活躍していますね。この道路ボランティアの推移と活動状況ですね、そこを御案内お願いできますか。

○下地英輝道路管理課長 お答えいたします。

県では、県管理道路において住民と行政の協働による美しい道路環境づくりを推進することを目的に、道路ボランティア支援制度を設けており、沿線住民による除草や花木の植栽等の活動を支援しております。

平成27年度から団体数は毎年増加し、令和2年12月時点で491団体、約7500人のボランティアの協力を得て、道路の美化に取り組んでおります。

○照屋守之委員 このボランティア、非常にいいと思いますよね。これまでは全て県があるいは市が、行政がやっているものを、自分たちの目の前、自分たちの地域のもは自分たちでやろうよとって、これ自主的にやって、それを県がバックアップする仕組みができていて、これ非常にいいなと思いますけれども、さらにこれをもっともっと活性化させていくということをやっていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども。それに伴って、この全体の維持費、維持・管理に係る予算ですね。大体6億くらいかかっていたら、そのボランティアがやる分、その維持・管理を減らすんじゃないかと、同じように取っておいて回数を増やすとかね、そういうふうな方法が取れると思うんですがいかがですか。

○下地英輝道路管理課長 ボランティアが毎年増えていって、そういう道路景観をきれいにすることの中で、官民が連携して植栽管理に関わることができる仕組みづくりというのは、良好な沿道景観の形成に当たり重要と考えております。今後、民間資金を活用した道路ボランティア支援制度について、現在取り組んでいる一街路樹の在り方計画の中でいろいろ策定の中で検討していきたいと考えております。

○照屋守之委員 やっぱり県の役割と県民の理解を得て地域をきれいにすると同時に、やっぱり観光地沖縄をつくるためには、この道路ボランティアの制度をさらにやっぱりバックアップしたほうがいいと思いますよ。

道路ボランティア協議会みたいなそういう組織をつくるのもいいんじゃないですか。いかがですか。道路ボランティア協議会、1000団体くらいに増やしたらいい。どうですかね。

○下地英輝道路管理課長 今御意見いただいた件に

については、先ほども申しました街路樹の在り方の計画を今年度から新たに検討する予定でございまして、その中でいろいろ議論していきたいと考えております。

○照屋守之委員 お願いします。

○瑞慶覧功委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしく申し上げます。

私からは4点、1点目今通知します。

利便性の高い公共交通ネットワークの構築ということで、この沖縄都市モノレールの事業の経営健全化等、次のページで2両編成から3両編成化するということで、今回、新型コロナ禍の影響で沖縄都市モノレールかなり大きなダメージ、今回とか令和2年度、大きなダメージを受けていると思いますけれども、これについて見解をお伺いします。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より質問内容の確認があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

仲厚都市計画・モノレール課長。

○仲厚都市計画・モノレール課長 沖縄都市モノレール株式会社の経営状況ですが、令和元年度コロナの感染影響がまだない時期ですけれども、収入として一経営として2億1600万の黒字です。令和2年度、コロナの感染影響が出たことで、約13億4900万円の赤字です。赤字になってございまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続いているということです。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。沖縄都市モノレール、どうしても観光客の足でもあったので大きなダメージを受けたと思います。この中で、次のページですけれども、車両2両から3両化するということで、この令和2年度では、どのような事業がされたのかということと、これ事業計画は令和4年度までですけれども、令和4年度までにこの3両化は完了するという理解でよろしいのでしょうか。

○仲厚都市計画・モノレール課長 ちょっと事業内容経過について御説明します。

3両化については、令和2年度から事業に着手しております。沖縄都市モノレール株式会社において、昨年9月、3両化車両の4編成の製造契約を締結しております。3両化の4編成です。令和4年度中に3両化車両を2編成を完成させる工程で取り組んでございまして、令和7年度までに全部で9編成の3両化車両を完成させる予定になっております。

○玉城健一郎委員 本当に、このコロナ禍が明けた後に間違いなく沖縄の観光というのは復活、大きく

人が増えてくると思いますので、ぜひモノレールのほうも力を入れてほしいです。

次のところに移ります。通知します。

沖縄らしい優しい社会の構築ということで、建設リサイクル資材認定制度、ゆいくる活用事業ということで、こちらリサイクル資材を使う、推進していく、建設のもので推進していくということで、そのリサイクル資材を使うことでどれだけの廃棄物というか、産業廃棄物、この環境に対する負荷というのが低下したのか、もし数値があればお願いいたします。

○玉城守克技術・建設業課長 ゆいくる材の原料となる県内のアスファルト、コンクリート塊の再資源化率ということについては、目標の99.8%に対して99%となっております。また、ゆいくる材としてアスファルト混合物や路盤材、鉄筋など、令和元年度における総生産量が250万トンに対して、出荷率が227万トンと。その割合であるゆいくる材の利用率が91%のゆいくる材として利用されているというような状況でございます。

○玉城健一郎委員 とてもすごく活用されていて、もう定着している事業なのかなというふうに私も感じているんですけれども、こちら1点だけ確認ですけれども、この沖縄県の発注する事業において、ゆいくる材を使うことってというのは何か契約上、例えば加点されたりとか、契約に有利になるようになっているのでしょうか。

○玉城守克技術・建設業課長 県の発注する建設工事については、ゆいくる材のほうを原則使用または優先使用ということでうたっているものですから、総合評価関係で評価対象としては対象とはしておりません。しかしながら、工事成績評定等において、ゆいくる材の利用状況において、加点等を行っているというような状況でございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

次に移ります。

次、公営住宅の整備事業ということで、こちら、この間の委員会の中でも、公営住宅の保証人をなくす方向で進めていくということで、力強い答弁がございました。こちら、公営住宅の整備に関して質疑ですけれども、沖縄県の需要に対し、県民の、私たちも公営住宅に入りたいという人たちの声がとても多くて、それに対しての需要に対して、供給状況というのはどのようになっていますか。

○大城範夫住宅課長 お答えいたします。

沖縄県では、公営住宅の入居希望者が多いということがございまして、沖縄県住生活基本計画におき

まして、平成28年度から令和7年度までの計画期間10年間における公営住宅等の供給目標量を算定しております。その中で、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯であります要支援世帯数、これを2万1000世帯としておりまして、これに対応する目標として、1つ目に公営住宅の供給目標量。これは新設、あるいは建て替えの際の増戸。それから建て替え事業。それから空き家募集、これも含めて1万4400世帯としておりまして、また民間賃貸住宅で公的な賃貸住宅がございますので、それについても6600戸という目標を立てているところでございます。

○玉城健一郎委員 今度は、公営住宅含めて民間、次のページでもありますけれども県がやっている民間を活用したものとかでも、需要に対して供給は間に合っているという認識でよろしいでしょうか。

○大城範夫住宅課長 まず、公営住宅の供給目標量。先ほど申し上げました1万4400戸でございますけれども、これが10年間の計画でございます。令和2年度までの前期5年間の実績達成率としては、42.3%ということで、目標にもう少し達成が足りてないという状況でございます。

県としましては、公営住宅の供給目標量の達成に向けまして、市町村営住宅も含めて連携しまして、新規の建設の掘り起こし、あと建て替え時の増戸ですね。それについても推進をするということと、それから住宅セーフティーネット法に基づく民間住宅の、賃貸住宅を活用しました公的な賃貸住宅ですね。これの普及活用もぜひ進めたいというふうに考えております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。ぜひ公営住宅、要望が多いですので力強く進めていただきたいと思います。

次に移ります。

先ほどちょっとお話したんですけど、広域下水道の下水道事業会計決算審査報告意見書からですけれども、こちら今回初めてこの公営企業会計に移行したということで、令和2年度の経営成績が2億9800万、純利益を計上している。しかしこのこちらの中で厳しい、施設を新しくしたりとかそういったものがかかってくるので、今後この事業自体の厳しい経営環境になってくるということなんですけれども、これについてどのように対応するのか見解をお願いいたします。

○小波津淳下水道課出納管理監 お答えします。

玉城委員御指摘のとおり、令和2年度沖縄県流域下水道事業決算書の損益計算書において、2億9859万

9788円の純利益を計上しておりますが、今後、有収水量が伸び悩んでいく中で、施設設備の老朽化に伴う更新投資の増大等が見込まれております。そのため審査意見にありますように、経営戦略で定めました効率化、経営健全化のための取組方針に基づく施策取組みを着実に推進して、今後も経営基盤の強化に努めてまいります。

○玉城健一郎委員 ぜひちょっと今、宜野湾市のほうと、うるま市具志川の浄水場のほうでバイオマスでの発電というものを売電してると思うんですけども。こちら、ぜひこの売電で1.3億円ぐらいプラスが出てるっていうふうに伺ってますので、ぜひこういった事業を那覇だったりとか、西原に広げていけるようによろしく願いいたします。

○比嘉久雄下水道課長 お答えいたします。

県が管理する流域下水道では、4つの浄化センターが今ございますが、そのうち3つの浄化センターでは、汚水処理の過程で発生するバイオガスを発電燃料として、発電事業を実施しております。

まずの那覇のほうでは、那覇浄化センターでは、公設公営による発電事業を実施しております。県が事業主体となって処理場で発生する、消費する電力使用量の約4割をこの消化ガス発電で賄っているという事業を進めています。この電気料金の削減効果については、年間1.6億円ほど計上しております。これ大分効果が高い事業となっております。

一方で委員が、今御指摘がありました宜野湾浄化センターと具志川浄化センターの取組なんですけど、こちらについては、まず民間による発電事業を実施しているところです。

県はまず役割として、このバイオガスを発電事業者に売却するというような役割をしていて、発電事業者のほうは、県から譲り受けた、購入したガスをもって発電事業を実施すると。その収益については、基本的に維持管理費に充当してるんですけども委員が御指摘のとおり、宜野湾浄化センターにおいて、年間1億700万ほど一R1年度実績ですね。具志川浄化センターでは年間2700万ほど計上しているところでございます。

残りの1か所、西原浄化センターが残っていたんですけども、先ほど御説明のあったとおり、経営戦略に基づいて我々のほうで財務戦略というのを立てております。この財務戦略の中では、経営改善をどのように進めていくかっていうテーマの中で、新たな財源をもっと掘り起こしていこうという取組をしています。それで、西原浄化センターにおいても、従来であればなかなか規模が小さくて消化ガス発電

には馴染まないって言われてた施設についても、何とか事業者を見つけることができまして、協定締結まで進めている状況です。令和5年度ぐらいをめどに、その供用開始を進めていきたいということで考えております。

○玉城健一郎委員 ぜひ今、このエネルギーは脱炭素化を進めていく中で、こういったこのバイオマス事業というのは大切ですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 よろしくお願いいいたします。

主要施策の成果表からですけれども通知いたしません。

渋滞のボトルネック対策の事業についてなんですけれども、平成29年度から実施をしてる事業ということなんですけれども、ちょっと改めてこの事業の概要を聞かせてください。

○砂川勇二道路街路課長 渋滞ボトルネック対策事業なんですけれども、これは日本全国なんですけれども、渋滞が慢性化してるということで、各地ブロックで渋滞対策推進協議会というのを立ち上げまして、その中で客観的な指標に基づいて渋滞交差点ですか、渋滞ポイントを特定しまして、そこの渋滞解消に向けた対策に取り組んでいくというのが主な事業の内容になっております。

○島袋恵祐委員 令和2年度のこの渋滞ボトルネックの事業の実績はどうなっているのでしょうか。

○砂川勇二道路街路課長 対策工事なんですけれども、令和2年度は小祿交差点とか県立博物館前交差点等、合計6か所で実施しております。

○島袋恵祐委員 先ほど概要で説明がありました、主要渋滞箇所というお話がございましたけれども、これって県内でどのぐらい主要渋滞箇所となっているんですか。

○砂川勇二道路街路課長 協議会におきまして、平成24年度で特定した渋滞箇所が191か所、これ沖縄県全体となっております。令和3年度で解除されたところを除きましても173か所残っているという状況でございます。

○島袋恵祐委員 多くの主要渋滞箇所が指定されてるところがあるということが、数字をお伺いしても分かるんですけれども、そこちょっと気になるのが執行率を見てみると66%ということなんですけれども、この執行率66%の理由、これほど渋滞箇所があるけれども執行率が低いのはなぜかなというのが疑問になるんですが教えてください。

○砂川勇二道路街路課長 執行率の一この成果報告

書は支出ベースの話となっております。支出ベースで約66%ということですが、まず契約ベースにしますと約96%という執行になっております。工事の実施に当たりまして道路占用者ですとか、交通管理者、県警公安委員会等、占用物等の移設協議がやはり現場に入りますといろいろございまして、移設協議、不測の日数を要しているということで繰越工事となることが多いと。あとは、ただでさえ渋滞している現場ですのでそこに工事に入るとということで、結構不調になったりとかそういうのもあって契約時期がちよっとずれ込んだりとか、そういうことがあって繰越工事になってしまうというのが現状でございます。

○島袋恵祐委員 いろいろやはり課題とかもあるということで今説明だと思えますけれども、課題をクリアするために県としてはどのような対策を取ってるのか、そういったのもあれば教えてください。

○砂川勇二道路街路課長 この渋滞してるところでやる工事というのがやっぱり一番大きな課題となっていると思いますので、発注に当たっては、数か所をまとめて1件の工事にして発注金額を上げるとか、夜間工事を最初から指定してやるとか、そういうことでいろんな工夫をして今取り組んでおります。

○島袋恵祐委員 ぜひいろいろ知恵も出しながら、この事業を進めていってほしいと思うんですけれども、この平成29年度から対策事業を行った中で、これ渋滞緩和の効果というものは実際出ているのか、どうなのかということをお教えてください。

○砂川勇二道路街路課長 この対策工事は各道路管理者によって、対策工事を実施しますけれども、実施した後にモニタリング、実際に渋滞が緩和されてるかとかモニタリングを実施いたします。これまでに、主要渋滞箇所の指定が18か所で解除されておりますので、効果としては発現されてきているというふうに考えております。

○島袋恵祐委員 今、18か所というお話でしたけれども、この渋滞ボトルネック対策の事業やって、それで18か所解除されたという理解でよろしいですか。

○砂川勇二道路街路課長 対策工事自体は、すみません、まだ三十数か所をやられておまして、モニタリングでもう解除していいとなったのが18か所でそれ以外は一応モニタリングを継続しているという状況でございます。

○島袋恵祐委員 分かりました。効果も出てるのかなということをお話聞いて分かりました。いわゆるこの渋滞ボトルネックのこの短期的な実施で、短期で渋滞対策をやっていくというところのものだ

と、渋滞は慢性的でいろんな対策を打っていかないと、渋滞というのは解消していかないと、やっぱり沖縄においては渋滞というのが本当に経済発展の妨げにもなってると思うので、ぜひまたこの事業をしっかりと進めてほしいというふうに思います。

では、次の質問に行きたいと思います。

次が都市公園整備事業のほうからですね。その中で沖縄市にある県総合運動公園のことで聞きたいんですけども。令和2年度で、この県総合運動公園の整備、どのような整備をしたのか教えてください。

○仲本隆都市公園課長 沖縄県総合運動公園の令和2年度の事業内容についてですけども、まず、この遊具等が今回更新する計画がありまして、遊具の、どのような遊具を使うかという選定の検討業務でありますとか、その遊具の設置の工事。あとは園路の整備工事、あと駐車場の整備・工事等を実施しております。

○島袋恵祐委員 これ質問した主な理由というのは、開園して大分月日もたって、やっぱり公園の老朽化も進んでいると一施設のですね。もう本当に身近であればベンチだったりとかそういった東屋だったりとかそういったところの。これ一般質問でもやったんですけど、フェンスを下げて利用ができないような箇所もあるということで、そういった修繕を早めにやってほしいという、県民からの強い要望というのがあるんですよね。そういったものというのは、今回というか令和2年度は修繕とかやらなかったですか。

○仲本隆都市公園課長 令和2年分につきましては、特に委員おっしゃるとおり、施設の中で老朽化が進んでるし散見されるようになってきたと。特に利用頻度が高い一令和2年度は、体育館のメインアリーナの屋根の修繕工事を重点的に実施してございます。委員おっしゃったような、例えばベンチでありますとか休憩施設等につきましては、必要性としては認識しているところなんですけども、県としても優先順位等つけまして、令和3年度以降に順次整備していくことで考えております。

○島袋恵祐委員 先ほど別の委員からの質問の中で、不用額ですかね。県総合が3億円ぐらいあったとか、そういう話もあったと思うんですけども。やっぱりそういったところを考えると、本当に少しの予算で直せるものというのはあると思うんですよね。そういったものをきちんと執行して行って、1つでも多く修繕を図っていく必要があると思うので、そのところをしっかりとやってほしいなと。新しいも

のもつくって、確かに利便性向上のために図るのもこれはいいと思うんですけども、やっぱり既存にあるものをまたしっかりと修繕をして、きちんと使ってもらおうというような、きちっとバランスを取れたものを作ってほしいと思うんですけど、どうですか。

○仲本隆都市公園課長 委員おっしゃるとおりでございます。適切に修繕等を実施してやっていくということでございますけれども、県としましては、長寿命化計画という計画を策定しておりまして、そういったものに基づいて、修繕もそうなんですけども、もう寿命が来たものについては改修とかそういったことも含めてやっていってるような状況で、先ほど、体育館の屋根の改修というのは、体育館そのものの全部建て替えではなくて、屋根の部分のある意味修繕ですけども、規模が大規模でですね、まとまった形で事業費を執行する必要があるようなものもございまして、あとはこの事業の規模で、小規模な修繕等につきましては、沖縄県総合運動公園は社会資本交付金ということで国庫の事業なんですけども、この国庫の対象とならない場合もございまして、そういったところで県の単費で対応する場合には、少しそういったほかの施設とも優先順位を考えながら執行していっているような状況で、少し予算の状況が県の単費については厳しいというところの状況もございまして。

以上です。

○島袋恵祐委員 分かりました。限られた予算でやっていると、よく分かります。そういった修繕をすることで利便性の向上もありますし、例えば安全面もちゃんと担保ができるということもありますので、引き続き協議しながら頑張っていただきたいなと思います。

最後ですけれども、地すべり対策事業についてですけれども、これも改めてちょっと事業の概要を教えてください。

○前武當聡海岸防災課長 まず地滑りというのは、地すべり等防止法で定義されてる言葉でして、その定義としましては、土地の一部が地下水等に起因して滑る現象またはこれに伴って移動する現象というふうな定義がされております。当該地すべり対策事業につきましては、地滑り防止区域内において、排水施設、擁壁、その他の地滑り防止施設等を新設し、または改良する事業。あと、その他地滑り等を防止するために実施する事業であります。

○島袋恵祐委員 最近、本当にもう災害というか、やっぱり雨が多くなってですね、土砂崩れとか、そういった地滑りという災害っていうのがやはりもう

身近に起きる可能性が高くなってるということを実感として持っています。この地すべり事業やっ
てる中で、ここまでだとどうしてもちょっとこの執行
率の低さというところがちょっと目についてしま
うんですけども、その辺の何か理由等あります
か。

○前武當聡海岸防災課長 翌年度繰越が約5億
6000万円程度というところになってございま
す。その繰越しの主な理由としましては、まず、
令和3年2月の補正で国土強靱化5か年加速化
対策というのがありまして、それで2億9000
万円程度は補正で計上しております。その残り
の2億1000万円程度は繰り越しているん
ですが、これは施工同意等の取りつけに時間
を要して繰り越しているという現状がござ
います。

○島袋恵祐委員 分かりました。

地滑りということなんですけど、沖縄におい
てこの地滑りというのはやはりどの地域が多
く発生する可能性があるとか、そういったのは
もうあるんでしょうか。

○前武當聡海岸防災課長 地滑りが発生し
やすい土質の特徴というのがありまして、こ
れは沖縄ではクチャと呼ばれているもの、
島尻層の泥岩がございませぬ。その土質に
つきましては、水分を含みますと脆弱化する
という特性を有してございまして、特に県
内では東部東地滑り地区というところが
ございまして、場所は北中城村から中城村、
西原町に至る約延長で8キロ、面積で約
800平方メートル。そういった広範囲に土
質が分布してる状況でございませぬ。

○島袋恵祐委員 こういう説明、お話を聞
いたら、やっぱり沖縄においてはこの地滑
り対策というのはすごく重要だと思ってい
ます。令和2年度ですけれども、実際や
ったこの実績の概要を教えてください。

○前武當聡海岸防災課長 令和2年度では
9地区の事業を展開してございまして、ち
ょっと具体的な場所でございますと北中城
村熱田地区、あと同じく仲順地区、中城村
の当間地区、泊地区、奥間地区、うるま
市の豊原地区、南風原町の新川地区、南
風原兼城地区、南城市の小谷地区、9地
区で令和2年度は事業を行ってございま
す。現在、今年度、令和3年度、今事業
をしてる箇所につきましては、うるま市
の豊原地区、中城の当間地区、あと仲順
地区、南風原兼城地区、4地区で先ほど
申しあげました地滑り防止施設の整備を
行っているというところでございませぬ。

○島袋恵祐委員 分かりました。

やはりこの自然を相手のものであるの
で、なかなか検討だったりとかそ
ういったものも難しいのかな

というのがあるんですけども、やはり一つ
一つ地滑り対策を打つことで、未然に災
害を防ぐというのはすごく重要な点だ
と思うので、ぜひこの事業もしっかりと
進めていただきたいなと思います。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 お願いします。

主要施策の中から質問をしたいと思
いますが、370ページの主要施策のハシ
ゴ道路等ネットワークの中に包含されて
いると聞きましたので、その中におい
て、首里の山川交差点から鳥堀交差点
までの1.2キロの龍潭がある街路事業
についてなんですけど、この間、聞いた
ところでは、龍潭付近から鳥堀交差点
までの道路の拡幅工事と、それから電
線地中化の工事ということで令和2年
実施するというところで聞いたんです
けど、これの進捗をお願いしたいと思
います。

○砂川勇二道路街路課長 今、話のあり
ました龍潭線、山川交差点から鳥堀交
差点までの約1.2キロなんですけども、
街路事業として整備を行ってございま
す。令和2年度末の進捗率が事業費ベ
ースで約93%となっております。山
川交差点から龍潭付近までの約490メ
ートル区間は概成してございまして、
現在、龍潭付近から鳥堀交差点までの
725メートル区間について歩道拡幅
及び電線地中化工事を進めていると
ころであります。

令和2年度からという話でしたけども、
鳥堀交差点付近の整備につきましては、
今年度8月31日に工事の契約を行
ったところでございまして、道路改良
及び電線地中化工事を進めてまいり
ます。

以上でございませぬ。

○崎山嗣幸委員 工事の完了時期はいつ
になりますか。

○砂川勇二道路街路課長 現在発注した
工事につきましては、来年の3月末が
工期となっております。今年度末ま
では鳥堀交差点付近の工事は終えたい
と考えております。

○崎山嗣幸委員 これは、電線地中化工
事も含めて来年の3月までには終わ
るといふことの理解でよろしいです
か。

○砂川勇二道路街路課長 電線共同溝
の敷設は行いますが、全体を通して
つながらないと完全な地中化、要す
るに電線の埋線というのができません
ので、全線が管路がつながるまでは
ちょっと電柱はしばらく立ったままに
なろうかと思ひます。

○崎山嗣幸委員 工事は残り725メ
ートルまでは今年度内、3月いっぱい
までやるという理解でよろしいです
か。

○砂川勇二道路街路課長 令和2年度が当蔵交差点付近の工事を実施しておりまして、今回発注しました工事が終わりますと、当蔵交差点から今回出した工事の間の改良工事が一部残ります。ただ、そこは地中化、電線共同溝の敷設は終わっておりますので、そこが全て終われば完成という形になります。

○崎山嗣幸委員 この区間は御承知のように、首里城に向かっての観光客の人たちが往来する場所なので、ちょうど公衆トイレの前ぐらいはね、1メートルぐらいしかない歩幅をずっと往来するので、ぜひこの区間、道路拡幅工事、しっかり年度内で延びてますので、実行するようにお願いしたいというふうに思います。

その件は終わります。

次なんですけど、同じく主要施策の399ページの河川改修事業でありますけど、この質問をしたいと思いません。

この河川改修事業なんですけど、この事業そのものが規模は大きいんですけど、特に安里川流域の河川改修の状況なんですけど、ここは御承知のように安里川からの支川真嘉比川も含めて蛇行が厳しいということで、流域は都市化もして両海岸もとても狭いところに建って、民家も建ち並んでるということで、これまでずっと洪水の被害が生じている箇所なんですけど、この安里川流域の全体の改修の進捗で、今後の計画をまず説明してくれますか。

○波平恭宏河川課長 安里川水系の河川改修事業のまず進捗状況なんですけども、事業費ベースでいきますと、令和2年度末時点で58.2%となっております。令和2年度は、護岸工事約43メートルこれは蔡温橋の下流のほうになるんですけども、そちらの改修工事を実施しております。今年度は、同じく護岸工事50メートル、先ほど左岸側だったんですけども、今年度は右岸側の改修工事を実施予定としております。

○崎山嗣幸委員 この安里川流域は、最終的にはどのぐらいの工事の年数がかかりますか。

○波平恭宏河川課長 今現在の計画でいきますと、令和9年度が事業期間となっております。

○崎山嗣幸委員 この区間は、相当な距離というか年数というかね、かかる様子なんですけど、ここで聞きたいのは、下流から上流に向かって改修してるようなんですけど、特に恵波橋付近のところで聞きたいんですけど、恵波橋付近のところで擁壁がなくて、そこに水量が豪雨のたびに水かさが増して建物の基礎部分まで来るということで、従来陳情が7年ぐらい前出しているんですけど、その水域のところについて、

昨年の5月の洪水のときに水かさが増して心配してたんなんですけど、これが最近になって石積みをして、この石積みがかえってこれがさらに洪水を呼ぶんではないかという陳情書があったんですけど、多分これは水の流れをよくするために石積みするんだということなんですけど、これは次来るときの洪水のときに様子を見るしか分からないということなんですけど、ここの恵波橋付近の豪雨のたびに建物の基礎部分まで水かさが増してくると、そういうことの洪水時の水量については、昨年の年度内においてはどのように措置をしたのか教えてください。

○波平恭宏河川課長 安里川の恵波橋の上流側のほうになるかと思うんですけども、これ陳情にありました平成25年5月21日に現場確認を行いまして、河川護岸等のひび割れを確認したことから補修工事を行っております。それと併せまして、表面保護を行うために袋詰め玉石というものを現場のほうに設置しております。これで侵食を防ぎながら河川の水の流れをスムーズに流すような対策を現場で実施しております。その上流側に復帰前からの石積み護岸の箇所がまだ残っております。この護岸についても変異や亀裂の確認をしましたところ、特にそういったことが見られなかった状況ですので、その調査時点からこれまで、現状等の把握を引き続き行ってきたところであります。さらに、令和3年8月31日の現場確認時点でも変状等は確認されておりました。

今後は引き続き現状の把握に努めまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 多分これ今言われている石積み済んだという場所なんですけど、これ護岸がなくて、20メートル、30メートルぐらいは網に石積みを積んでいるということで応急措置だという説明だったと思いますが、これまでの現状で、昨年の5月に床下まで洪水してるわけよね。だから今言われてることについては、この5年前のデータ、石積みの状態でずっとやっていくのかについて陳情者は不安でたまらないということなんですけど、この状態で二、三十メートル護岸がない状態は問題なくなったのか分からないということが県の説明なんですけど、これこのままの現状でやっていくのか応急処置なのか、将来改修するののかどうかについての検討はいかがですか。

○波平恭宏河川課長 現状のほうは応急対策を行っております。将来的には護岸改修を予定しております。

○崎山嗣幸委員 将来的に護岸改修の件は、多分に7年前の陳情者の答弁は、県の答弁は、多分にこの

改修については、10年後を目安にしているということで答弁されたと言っていますが、10年というのは今の時点で大体もう7年来てるので、あと三、四年ぐらいの中では皆さんは改修めどが立っていると理解していいのかということで思うんですが、それはいかがですか。

○波平恭宏河川課長 河川改修、全般的に時間がかかるような内容になってるんですけど、特に都市河川におきましては上流側を先に改修してしまいますと下流側の洪水を助長するというようなことがありますので、下流から順次整備するというような整備上の制約等がございます。また、安里川のように都市部の狭隘な河川につきましては、周辺に住宅や建物等が近接しておりまして、改修工事の作業効率の低さから施工に時間を要しているところとなっております。

○崎山嗣幸委員 多分、現場も見せてもらったんですが、この箇所については鋭角となつてね、水路を直撃に川沿いに当たってるわけよね。だから今言ったように、下流から上流に向かって工事していくのが皆さんのルールということは理解できますが、ここの改修の期間において危険な箇所というか、やっぱりそこら辺を含めてあると思うんですが、ここはやっぱり危険箇所についての判断というのがね、それは改修するというのをしないと、もう最近の洪水は全国的に相当なゲリラ豪雨が入ったり、建物ごと流されたりする、決壊をすることもあるという意味では、ここに住んでる皆さんは、水かさが増すたびに自分の建物の崩壊の危険性を感じているわけですよ。そういったことは調査というのか、基礎部分とか建物への影響とか、河川の流れとかについての調査というのは、これは皆さんが専門的にすることというのは、やることは必要だと思うんだけど、それはいかがですか。

○波平恭宏河川課長 今後引き続きですね、現場の護岸の状況の把握に努めまして、変状等が発生していないか確認しながら適切に対応したいと考えております。

○崎山嗣幸委員 この現場ですね、護岸がなくて大きな大木の根っこが支えている状態で、この根っこが枯れたら護岸が崩壊するんじゃないかと言われて、赤いパイルはこの地主が自前でやってるんですよ。そうしないとこの縁側というのか、落下しかねない状態だったんですね。多分これは、現場を見ると分かるように、あそこ崩落する危険性があるんじゃないかと私も思ったんですが、そこは下流からと言わずに現場の危険性を再度調査をする必要は私はある

と思うんですが、部長、これはいかがですか。部長も現場まだ見られてないと思うんですが、情報は聞いていると思うんですけど、部長としてはいかがですか。

○波平恭宏河川課長 現地のほうですね、将来護岸改修を予定してまして、設計等も終わっているんですけども、この現場ですね、先ほど委員もおっしゃられたように90度にカーブしてるものですから、水の流れを緩やかにするために多少このカーブを緩くしまして、護岸を設置する必要があります。今のこの90度そのまま護岸を設置しますと、相変わらず水流の影響を受けるものですから、こう緩やかなカーブで護岸を設置するんですけども、その際現在の位置よりも護岸がこう前に出てくるものですから、その部分の護岸だけ先に造りますと河川の幅が狭まってしまつてですね、水の通りが悪くなってさらに氾濫を助長するような状況がありますので、今現在下流から順次整備を進めながら、当該箇所の改修についても今後進めていきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 今、課長がおっしゃったことで、今後改修を検討していくということで、部長のほうもそういうことの答弁でもう一回、部長のほうからも答弁お願いできますか。

○島袋善明土木建築部長 今、河川課長が報告したとおり、右岸側の改修につきましては直角、鋭角になってる部分ですので、前出しという工法を取ることですので、河川課長の言うとおりで、将来的にはしっかりと対策を打っていきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 今日、陳情者のほうも来てますので、しっかり部長、そういった危険性がないように河川改修を含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

○瑞慶覧功委員長 次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 それでは、主要施策のほうですね387ページ。

ほかの委員のほうもやっていたんですけども、無電柱化推進事業のほうなんですけれども、こちらのほうなんですけれども、以前ちょっとお聞きしたときにですね、今10路線ですよ、県内で実施しているということなんですけど、優先順位を持って事業実施してるということなんですけど、この優先順位を實際決めるときのこの基準というものはあるんでしょうか。

○下地英輝道路管理課長 お答えいたします。

事業の実施に当たり優先順位の決め方、考え方で

ございますけども、まず、道路管理者の優先順位の考え方としましては、緊急輸送道路の確保等の防災面、あと観光振興に資する景観形成、あと安全で円滑な交通確保、離島の地域特性などを考慮しております。また、電線管理者においては都市部におけるネットワークの安全性、信頼性の向上、長期停電や通信障害の防止等を重視していると聞いております。

○次呂久成崇委員 今おっしゃいましたこの緊急輸送道路としてということなんですけれども、やはり最近、近年ですね、やはり台風がかなり大型化していて、離島のほうではやはり、この電線が倒壊したときに電気の供給ももちろん止まるんですけれども、情報のほうも一緒に全て遮断されるわけなんですよね。本当に大きな台風ですと、八重山の場合は離島から沖縄本島のほうに行くと、それがやはり長期化するんですよね。そういう問題がありますので、やはり私はこれは自治体ともしっかり連携して、やはり離島のそういう特性というのを優先して整備をしていくべきではないかなというふうに思います。

この事業が今年度、3年度までとなっております。この次年度以降の計画というのはどのようになってるのでしょうか。

○下地英輝道路管理課長 無電柱化については、国や県、市町村の道路管理者及び電線管理者等で構成される沖縄ブロック無電柱化推進協議会において整備計画を定めておまして、令和3年度から、今年度から令和7年度までの第8期の無電柱化計画策定に向けて、現在取り組んでいるところでございます。

○次呂久成崇委員 ぜひ離島でのその地域特性、事情がありますので、離島でのこの整備のほうも早めに進めていただきたいなと思います。

次に、その隣のページの道路防災保全事業なんですけれども、こちらは橋梁補修事業なんですけれども、これは恐らく復帰前後にインフラ整備ということで各地で県内で整備のほうを進められてきたものだというふうに私は認識しているんですけれども、これ繰越額が6億8000万余りあって、かなり執行率というのを考えると、やはりちょっと悪いのかなというふうに私は思うんですけれども、実際に県内の18路線で点検をして、この補修が必要だというふうに診断されたもの、件数というのは何か所ぐらいあるのでしょうか。そして、それを実際にまた補修した場合は、総額でどれぐらいの予算というのがかかってくるのでしょうか。

○下地英輝道路管理課長 沖縄県が管理する道路橋は、令和2年度末時点で678橋となっており、橋梁長寿命化修繕計画に基づき補修・補強等の対策を進め

ているところでございます。このうち県管理道路における対策が必要な橋梁は93キロとなっており、このうち4割に当たる40キロにおいて着手をしているところでございます。

○次呂久成崇委員 先ほども同じような内容なんですけども、これですね事業期間のほうもまた今年度、3年度までとなっておりますよね。次年度以降も含めてなんですけれども、こちらのこの事業計画というのはどうなってるか、また、予算の確保ですね、財源はどういうふうになってるのかちょっとお聞かせください。

○下地英輝道路管理課長 橋梁の補修については、先ほど答弁したとおり、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて実施をしております。この計画は今年度、公表しているところでございます。この計画の中で、今、対策が必要な橋梁93橋について、今後5年間で着手するという計画でございまして、また、橋梁等の補修予算につきましてはですね、沖縄振興公共投資交付金に加えて令和2年度から創設された道路メンテナンス事業を活用して、必要額の確保に努め、事業の推進に取り組んでいきたいと考えております。

○次呂久成崇委員 93ですよ。その中で5年間の中で、さらにまたこの定期点検というのも5年に1度はやるわけですよ。そうすると、またさらに修繕が必要な箇所も出てくるということで、かなり予算の確保ということがしっかり求められてくるかと思っておりますので、そこら辺の対応は、やっぱりしっかりやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次ですね、主要施策のほうの410ですね。離島空港の整備事業についてなんですけれども、こちらのほうですね、執行率、全体の執行率72.4となっておりますが、この1と2の事業についてそれぞれの執行率を教えてください。

○奥間正博空港課長 1番の公共離島空港整備事業の執行率は28%となっております。県単離島空港整備事業費に関しましては、約72%の執行率となっております。

○次呂久成崇委員 この2事業なんですけれども、それぞれ課題のほうで、この関係機関、航空会社、また、空港管理事務所、国の機関などとのやはり調整のところ、ちょっと課題があるように私は感じましたんですけれども、具体的にどういった内容なのかお聞かせください。

○奥間正博空港課長 1番目の公共離島空港整備事業につきましては、こちらは滑走路端安全区域の拡張整備を行う設計をしております、設計に伴いま

して耐震調査を実施する、それに伴って各空港ごとに地震動の設定を行うためにその調査、また検討に時間を要しております。さらにちょっと付け加えますと、空港施設に関しましては、若干の設計不備が重大な航空事故につながるということで、きめ細かなというか高度な検討をして、検討することで若干の時間を要したということになっております。

もう一つの2番目の県単離島空港整備事業におきましては、工事発注に伴って部材の劣化の取り替えとかございますが、工事発注時に再度チェックしますと、想定以上に劣化が進んでるとか、発注して取り壊しですね、部材等の調査をしますと、中でちょっとアスベストが発生したとかということで、そこら辺の処理とか、処理事務等に時間がかかった状況になっております。

○次呂久成崇委員 空港実際に運用しながらですので、やはりこの作業というのも夜間作業になってくるわけですよね。その中で、やはりこういう調整ですね、関係機関との調整が遅れると、離島の空港だけじゃなくて、やはり離島の工事というのは入札不調というのがやはり多いものですから、そうすると繰越しになってやったときに、事業者のほうからその契約自体、また工事自体を辞退するというようなケースがやっぱり出てくるというふうに私は思うんですよね。ですのでそれも踏まえて、この関係機関との調整というのは本当に重要なというふうに思いますので、そのやり方、聞くと各空港ごとの、例えば航空局ですかね、管制のほうとのやり取りをするというふうに聞いているものですから。そこをやはり全部まとめてというんですかね、とても大変な内容になってくると思うんですよね、一つ一つのやってくということですね。そこをなんか解決策をしっかりと見つけて、検討して、ぜひスムーズにできるようになるべくそういう繰り越しがないように、ぜひまた努めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 今、通知しました。日頃から現場で土木部の皆さんは、前線で頑張っていただいております。そこで今回の予算に関して、この老朽化対策389ページ主要施策の、そしてモノレール393。そして15ページ、これは総務のほうなんですけれども、そういう長寿命化、老朽化対策において、今土木部で予算が組まれていると思います。389ページは港湾関係なんですけれども。ほかにもモノレール関係と多々あると思うんですけれども、ひっく

るめて全体的に今土木部の施設というのが多いと思うんですけども、そういう老朽化対策に、進行において計画的に対策を行っていくということが課題だということなんですけれども、これはまとまったそういう計画書というのはいまもうつくられてるのかどうかお伺いいたします。

○大湾朝亮土木総務課事業管理監 お答えいたします。

土木建築部で所管いたします道路、港湾、空港などの社会基盤につきましては、長寿命化計画等に基づきまして定期的な点検を実施し、優先度の高い施設から改修等を進めておまして、引き続き効率的、効果的な施設の耐震化や長寿命化に取り組んでまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員 それでは土木部ではもう全て調整されて、そういう長寿命化計画が整っているということで考えてよろしいですか。

○大湾朝亮土木総務課事業管理監 施設ごとに長寿命化計画等立てまして、それに基づきまして長寿命化に取り組んでいるところでございます。

○新垣光栄委員 15ページの方には総務部の公共施設マネジメント推進事業ということで同じようなことをしてるんですけども、これ全庁的にはどういうふうな仕組みになっておりますか。

○大湾朝亮土木総務課事業管理監 この15ページのものにつきましては、管財課の方で、目的にありますように県の財産について計画を立てて施設の庁舎等の管理をし、長寿命化等を図っていくものだというふうに理解しております。

○新垣光栄委員 私も当初はもう総務部のほうが予算が絡むものですから、土木部を超えてそういう予算措置の部分もあるから総務部でまとめて土木と共同でそういう長寿命化、老朽化対策をやっているのかなと思ったら、本当にもう施設をただ改修しただけで、こういうマネジメント事業と言ってるんですけども、それは本当にもう予算が絡むものですから、全庁一体となって取り組まないと施設が補完できないと思うんですけどもその辺の考えは、連携の考えは部長どういうふうに考えていますでしょうか。

○大湾朝亮土木総務課事業管理監 やはり今現状としまして、やはり道路などの施設ごとに長寿命化計画等を定めまして、それに基づいて定期的な点検だとか修繕等を行っていくということになっておりますので、今後もそういう形でしっかりと修繕等を行っていくような形になるものと考えております。

○新垣光栄委員 本当に本土復帰からいろんな施設が造られて、土建部の方でこうやってきて、本当に

もうまさに今、建て替えるとか修繕の、本当に厳しい状況の中にあると思うんですよ。その中で、やはり土木建築部が先頭になって取り組まないとこれできないと思っております。その中でも、今回の内部統制でも、この構想フレームの中で、特に自治体の追加された項目に資産の保全とITを活用したという部分があって、それは今土木部が得意とする分野だと思うんですよ。安全衛生のコスモマネジメントとかISOとかですね。やっぱり一番私は、土木部のほうがこのIT化も進んでるし、資産の修繕、保管に関しても進んでると思いますので、ぜひ全庁的に一緒になって今後やっていただきたいと思っております。それにプラスして、国は今、国土強靱化対策として15兆円余りの予算がついてるんですけども、この予算をどういうふうに沖縄県は活用しようと考えてでしょうか。

○大湾朝亮土木総務課事業管理監 県におきましても、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を踏まえまして、令和2年度に第三次補正予算としまして、道路橋やトンネルの更新修繕などの取組に約23億円を計上いたしまして、必要な対策を行っているところでございます。

○新垣光荣委員 ぜひ、いろんな予算を活用しながら取り組んでいただきたいと思っております、よろしくお願ひします。

次371ページですね。先ほどからお話があるはしご道路の件なんですけども、先ほど横軸に関しては伺ったんですけども、縦軸のはしご道路に関してはどのような今状況か教えていただけませんかでしょうか。

○砂川勇二道路街路課長 縦軸の状況ということなんですけども、ハシゴ道路ネットワーク計画というのは、南北軸としての国道58号、沖縄自動車道、国道329号となっております。

○新垣光荣委員 先ほど、この3軸の件で縦軸の、私はもうこのはしご道路が事業化されてから大分年月がたつてると思うんですけども、このはしご道路計画というのは何年頃から施行されて、構想されたものなのか。

○砂川勇二道路街路課長 平成19年3月に沖縄ブロックの幹線協議会のほうで策定されております。

○瑞慶覧功委員長 休憩します。

(休憩中に、新垣委員から当初計画がその年なのか確認があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開します。

砂川勇二道路街路課長。

○砂川勇二道路街路課長 ハシゴ道路ネットワーク計画というので協議会で策定されたのは平成19年

3月らしいんですけど、それ以前にはラダー型の道路という構想はあったようでございます。

○新垣光荣委員 私もう一度確認いたします。このはしご道路の計画が出て大分見直しが必要ではないかなど。なぜかという、もう東側が今、市街化調整区域ということで、それが西側は商業店舗が張りついているということで、もう各東側も西側も住宅地ではないんですよ。中央部分に集まって、浦添も分かるとおり宜野湾も中央に集まってきて、そこを主要道路として高速にはしご道路の交通量を担わせるということは、高速は私達お金を払って時間を確保するための道路であってこのはしご道路としての、生活道としての意味合いは私は難しいんじゃないかなど。

そしてもう一本、今沖縄県の中央部に集約してる、背骨の方に集約してる住宅地の交通渋滞をはかすためにはどうしてもあと一本、330号の整備を含めて、私はもう29号線のほうが一番いいと思ってるんですけども、もう一つ主要道路がないと幾ら対策をしてももう賄えないんじゃないかなどと思って、その辺の考えはどうでしょうか。

○砂川勇二道路街路課長 あと一本背骨を追加したほうがという話でございますけども、ハシゴ道路ネットワーク見直しということにつきましては、沖縄ブロック幹線協議会の議論を踏まえる必要があると思っておりますが、今、中部地方で基地の跡地利用計画の中で、中部縦貫道路、宜野湾横断道路等々の構想として上げられております。その辺を踏まえつつ、あとは令和3年3月に策定した新広域道路ネットワーク等の位置づけがある路線の整備を進めていく上で、整合を図る必要があれば見直すことになるものと考えております。

○新垣光荣委員 ぜひこの次の交通体系の見直しに、地域の実情を調査してから次の総合交通体系の見直し、その辺に今の状況を反映させた、それで将来の状態を反映させた計画にしてほしいと思っておりますけども、どうでしょうか。

○砂川勇二道路街路課長 総合交通体系につきましては企画部のほうで、公共交通のネットワーク等も含めて策定されるものでございます。

道路サイドとして道路街路課も検討委員会等の委員として参加しておりますが、その中で議論、必要に応じて議論していきたいと思っております。

○新垣光荣委員 ぜひよろしくお願ひします。今企画でやってると思うんですけども、土木からの意見もぜひお願ひいたします。

そしていくらですね一次のページにあるんですけど

ど、ボトルネックの対策をやっても、私たち中城もお世話なってるんですけども、どうしても一挙に解決できないということもありますので、そういう総合的な計画の中で取り組んでいただきたいと思います。

次、沖縄らしい風景づくりの件でお伺いいたします。その中に、人材育成というのがあるんですけども、事業内容を少しお願いできませんでしょうか。

○仲厚都市計画・モノレール課長 人材育成の業務ですけど、まず景観に関する市町村職員研修による人材育成。地域特性を生かした風景、町並み景観づくりへの取組を通じた風景づくりサポーター、これ住民のことなんですけどね、及び地域景観リーダー（自治会長等）の育成を今、この業務で行っております。

○新垣光栄委員 はい、ありがとうございます。

そういう人材育成のほうは私、大変賛成で、もっと沖縄県が市町村にこういう指定区域を増やすという考え方だけではなくて、沖縄県が指導的な立場で方向性とかビジョンを出して、沖縄らしさっていうのをもう少し発信してほしいなと思うんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○仲厚都市計画・モノレール課長 この人材育成一市町村の研修職員というのは、今後も景観づくりにとって大事なものだと考えておりますので今後もずっと続けていきたいと考えております。

○新垣光栄委員 次379ページ、それに関連して今沖縄県が進めているフラワークリエイション事業に関してなんですけども、今その事業の概要、よろしくお伺いいたします。

○下地英輝道路管理課長 お答えいたします。

沖縄フラワークリエイション事業は、沖縄らしい風景まちづくりの観点から、花と緑のある良好な道路空間を創出することで道路景観を向上させ、沖縄観光のイメージアップと振興に寄与することを目的としております。令和2年度は、空港や主要観光地までのアクセス道路など、県管理道路の41路線を対象に植樹ますや中央分離帯、交通島への直植えとコンテナの設置による緑化を行っております。

○新垣光栄委員 今取り組んでいただいているのが満足度が結構あるということで、先ほども照屋委員からありましたように、こういう事業にボランティアの活用というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○下地英輝道路管理課長 県では県管理道路において、住民と行政の協働による美しい道路環境づくりを推進すること目的に、道路ボランティア支援制度を設けております。沿線住民による除草、花木の植

栽等の管理活動を支援しております。

○新垣光栄委員 ぜひ、照屋委員は朝7時から8時まで1時間、毎日草刈りをやっています。本人は言わないんですけど本当に表彰したいぐらいです。

私は、この観光条例が沖縄県にあると思います。その観光条例の16条の3項に、観光地を結ぶ主要な道路に面している、もしくは接してる店舗、事務所、工場等を設置する者、またはこれらの施設を管理する者は、当該施設の周囲の清潔を保持するとともに、植栽を行うなど環境美化に努めなければならないという条例があるんですよ、責務としてですね。私はこの観光条例も生かして、ボランティアを活用してこのフラワークリエイション事業を活用できないかと思ってるんですけどどうでしょうか。

○下地英輝道路管理課長 道路ボランティア支援制度では、活動を延長、範囲に応じて報奨金の支払いを行っております。そのほかごみの回収や、活動に必要なごみ袋や鎌、花の苗や苗木などの提供、作業中のけがや事故に備えた損害保険への適用等の支援を行っているところでございます。今後とも当該制度の普及啓発を行い、良好な沿道景観形成に努めていきたいと考えております。

○新垣光栄委員 今のぶつ切りを沖縄らしい風景と感じてるのかですね。どうでしょう。

○下地英輝道路管理課長 強剪定ですね、現在害虫被害が発生しており、やむを得ず強剪定してるというところでございまして、沿道景観に応じた街路樹の配置や適正な樹形の形成等が課題であるというふうに認識しているところでございます。

○新垣光栄委員 ぜひこの今強剪定した街路樹のますに、もう雑根が残ってるんですよ。それで草刈りしたくても、雑根が邪魔で草刈りできない。そういう中で地域ボランティア、そしてこういう観光条例もあるわけですから、しっかり地域と一緒にやって地域にお花を提供したり、そういう沖縄らしい風景づくりというのは大切だと思いますので、しっかり住民の皆さんと協議をしながら、そういう植栽ますも活用しながら、花と緑にあふれる沖縄の街路樹を目指していただきたいと思います、よろしくお伺いします。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 金城勉委員。

○金城勉委員 今、新垣光栄委員の質問と関連してですけども、風景づくり、あるいはまたフラワークリエイション事業等々、まちの景観をよくする、また観光立県としての大事な事業と思うんですけども。このボランティアの組織化ということは非常

に大事なことであると思うんですが、これについての具体的な取組方法はどのようなふうにしてますか。

○下地英輝道路管理課長 今、ボランティアの取組ということでして、先ほども答弁を差し上げたところですけども、県では県管理道路において住民と行政の協働による美しい道路環境づくりを推進することを目的に、道路ボランティア支援制度を設けておりまして、沿線住民による除草や花木の植栽等の活動を支援しているところでございます。

○金城勉委員 それは分かるんですけど、具体的にそういうボランティアを募集する、あるいはまた、その地域ごとに組織化する、そういう具体的なボランティアの育成、募集から育成に至るそういう取組については具体的にどういう取組がありますか。ただ応募してくるのを待ってるだけですか。

○下地英輝道路管理課長 お答えいたします。

道路ボランティアの運営につきましては、植樹祭をはじめ経験豊富な緑化事業の経験があります公益社団法人沖縄県緑化推進委員会に委託しているところでございます。緑化推進委員会は、そのほか個人や企業等の新規団体の掘り起こしやボランティアの拡大に向けた広報等の情報発信を行っているところでございます。引き続きボランティア普及啓発に向けて取り組んでまいります。

○金城勉委員 この取組は非常にいいことだと思えますのでね、もっともっと強化をして、本当にこの道路帯の分離帯とか歩道とか、除草の仕事もいっぱいありますよね。だから、予算だけではどうしても追いつかないという状況がありますから、そういう意味では、ボランティアの皆さん方の協力をいただきながら管理をするということは非常に大事なことで、それを積極的にもっともっとボランティアを募集、育成をしていただきたいと思えますね。

それとね、このポット、コンクリートのあれ何ていうんですか、それに植え込みをして、各県道沿いにブッソウゲとかいろいろ植え込みがあるんですけども、これの管理の仕方はどのようなふうにしてますか。

○下地英輝道路管理課長 お答えいたします。

沖縄フラワークリエイション事業で設置したコンテナについては、ハイビスカス、ブーゲンビリア、サンダンカ等を植栽しており、点検・清掃、かん水管理を週1回から3回程度実施をしております。また、交通島中央分離帯、歩道における直植えの草花については、定期的に植え替え、その後、かん水、点検などの管理を行っております。今後とも適正に管理を行い、良好な沿道景観形成に努めてまいります。

いと考えております。

○金城勉委員 適切にこれ管理できていればいいんですけども。私この県庁前の通りでね、打ちだれたハイビスカスを見てチムグルクなってますね、どうなんだろうなという思いがしたもんですから。また、通勤道路沿いにもそういうのがいっぱい置かれていて、もう草が茂っているのか、花が植えてるのか分からないような植え込みもあつたりしてね。だから、その辺の管理の仕方というのは、せっかくきれいにしたものですから、それを維持していただきたいですね。それもよろしく願いいたします。

次に367ページ、主要施策の成果に関するんですけど、中城湾港の整備についてお尋ねをします。この事業で物流拠点化促進調査というのをやってるんですけども、これは具体的にどういう内容の調査ですか。

○下地良彦港湾課長 お答えいたします。

物流拠点化促進調査は中城湾港新港地区を含む背後圏に立地する企業の活性化を図るため、新港地区東埠頭において定期航路の実現に向けた実証実験を行うもので、平成29年から令和元年にかけて実施しております。令和2年度の調査については、令和元年度に実施した実証実験の取組を踏まえ、京阪航路の安定化や航路拡充等に向け、取扱貨物の整理、分析や、荷主企業のヒアリング調査等を実施し、今後の取組方針として取りまとめを行っております。

○金城勉委員 現在の定期就航路線はどどこですか。

○下地良彦港湾課長 今回の就航実験を行いまして、その後、京阪航路が定期的に運行しております。また、鹿児島航路の定期船として運行しております。

○金城勉委員 京阪航路はまだ定期船化は、定期就航化には至ってないんですか。

○下地良彦港湾課長 定期航路という位置づけではなくて、継続運航という形にしておりますけども、定期的に運行しております。

○金城勉委員 じゃあこれは継続していくわけですね。

○下地良彦港湾課長 継続して運行していくというふうに聞いております。

○金城勉委員 それで今、東埠頭の整備の状況をちょっと説明してください。

○下地良彦港湾課長 お答えいたします。

東埠頭については、現在、計画で11バースが計画されてますけれども、そのうち7バースが完成供用しております。

○金城勉委員 見通しは。

○**下地良彦港湾課長** 今後の整備については、国のほうが整備する予定となっております、早期整備を行っていくよう要請しているところでございます。

○**金城勉委員** そういう整備を踏まえながら今後、この船便の定期就航化も含めて、この中城湾港の貨物の取扱いの在り方として、皆さんが目標としているところ、構想はありますか。

○**下地良彦港湾課長** 中城湾港長期構想では、中城湾港（新港地区）において、中北部圏域を背後圏とする貨物や、砂砂利、飼料、建設資材等のバルク貨物、あるいはリサイクル貨物を分担することとして構想をまとめております。

○**金城勉委員** 取扱量についてはどうですか。

○**下地良彦港湾課長** 去年、長期構想検討委員会が終わりました、長期構想を取りまとめたところでして、今年度、港湾計画を改定する予定となっております。この港湾計画を改定するに当たって、現在、貨物量の詳細な貨物の取扱量について今、調整というか検討を行ってるところでございます。

○**金城勉委員** 昨年度の取扱貨物量は幾らか分かりますか。

○**下地良彦港湾課長** 令和元年度の取扱貨物量になりますけれども、120万トンとなっております。

○**金城勉委員** これは皆さんの構想のスケジュールと照らして、順調に育ってますか。

○**下地良彦港湾課長** 西埠頭については現在、全て岸壁は整備されておまして、西埠頭については平成2年に港湾計画改定で目標としていました貨物量については既に達成しております。

東埠頭については、まだ供用開始して間もないということですので、まだその取扱貨物量の目標値には達成しておりませんが、年々貨物量については増加しております。

○**金城勉委員** ぜひ、もっともっと活性化できるよう頑張ってください。

以上です。

○**瑞慶覧功委員長** 以上で土木建築部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○**瑞慶覧功委員長** 再開します。

以上で予定の議題は全て終了いたしました。

次回は明 10月13日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功